

DB

1376

(HG)

1997

1930年代日本における 統制経済の構造と展開

筑波大学社会科学系
平 沢 照 雄

寄贈

平沢照雄氏

99006256

目 次

序章 分析視点と課題	1
------------	---

1. 基本的視点
2. 1930年代前半期と戦時期における経済統制の相違
3. 日本経済の二重構造と経済統制
4. 対外輸出と経済統制－輸出中小工業の統制を中心として－
5. 日本の経済統制と植民地問題

注

第 I 部 大工業分野における統制経済の展開

第 1 章 重要産業統制法の成立とその歴史的意義

はじめに	3 1
第 1 節 重要産業統制法の成立過程	3 3
1. 政府原案登場に至る経緯	
2. 政府原案（吉野案）の特徴	
3. 「財界」修正案（長岡案）の登場とその特徴	
4. 重要産業統制法の制定	
第 2 節 重要産業統制法の基本的性格	4 5
1. 重要産業統制法の適用対象	
2. カルテル助成規定の特徴	
3. 適用対象の拡大と公益規定	
4. 統制委員会の設置	
第 3 節 重要産業統制法成立の歴史的意義	5 4
1. 小括	
2. カルテル助成と体制安定	
3. 公益規定と体制安定	

注

第 2 章 大恐慌下における重要産業統制法の運用

はじめに	6 6
第 1 節 鉄鋼業に対する統制法の適用とカルテル助成	6 7
1. 鉄鋼業への統制法適用をめぐる問題の所在	
2. 統制法適用の実状とカルテル助成の限界	
3. 小括	

第2節 化学工業に対する統制法の適用とカルテル助成	74
1. 適用業種の特徴	
2. カルテル助成の特徴とその意義	
3. 小括	
第3節 綿糸紡績業に対する統制法適用とカルテル規制	84
1. 昭和恐慌下の綿糸紡績業をとりまく社会状況	
2. 統制法適用の背景とカルテル規制の意義	
3. 小括	
むすび	91

注

第Ⅱ部 中小工業分野における統制経済の展開

第3章 国内市場向け中小工業における統制の展開 — 工業組合統制とアウトサイダー大企業 —

はじめに	99
第1節 国内市場における東京電気と国産電球メーカー	100
1. 国内電球市場の構造	
2. 中小メーカーと国産電球運動	
第2節 1930年代前半期における国内市場の状況	102
1. 電灯需要の推移と市場規模の停滞	
2. 工業組合の設立と業界の動向	
第3節 国内市場向け電球統制の新たな展開とその歴史的意味	106
1. 日本電球工業組合連合会による電球統制の成立過程	
2. 共販会社の設立と東京電気の電工連加入	
3. 国内向け電球統制の歴史的意義	
小括	110

注

第4章 輸出市場向け中小工業における統制の展開 — 問屋制と工業組合統制 —

はじめに	115
第1節 輸出電球工業の生産と輸出動向	117
1. 1930年代における雑貨輸出と電球	
2. 輸出電球工業の生産構造	
3. 1930年代前半期における電球輸出	

第2節 輸出統制の展開とその問題点	127
1. 日本電球工業組合連合会による輸出統制の概要	
2. 輸出統制の問題点	
第3節 下請業者による工業組合の設立と組織的運動の展開	134
1. 関東電球製造工業組合の設立過程	
2. 関東電球製造工業組合による組織的活動の展開	
3. 輸出統制問題に対する政策当局の対応	
小括	145
注	

第Ⅲ部 日本における統制政策と植民地

第5章 大工業分野における国内統制と植民地

— 朝鮮におけるセメント統制問題を中心として —

はじめに	152
第1節 セメント統制における朝鮮問題の発生過程	154
1. 問題の発端	
2. セメント統制における焦点としての朝鮮問題	
第2節 朝鮮総督府の統制政策スタンスの特徴	161
1. 米穀経済の行詰りとセメント統制 — 朝鮮米問題とセメント問題 —	
2. 政策スタンスの独自性	
第3節 重要産業統制法改正後の朝鮮問題	167
1. 重産法改正後の動向	
2. 「笠井・金子協定」にみる朝鮮問題対策	
3. 重要産業統制法の朝鮮への適用と朝鮮総督府	
小括	183
注	

第6章 中小工業分野における輸出統制と植民地

— 対英電球輸出統制問題を中心として —

はじめに	193
第1節 1930年代前半期における日本の対英電球輸出の実態	194
1. 日本電球輸出にせめる対英輸出の位置	
2. イギリス市場における日本製電球の位置	

第2節 対英輸出問題の顕在化と日英電球協定の成立	201
1. 日英電球問題の背景	
2. 第1次日英電球協定の成立過程	
第3節 対英電球輸出統制の展開と朝鮮経由輸出問題	209
1. 日英協定締結後の対英輸出と35年度協定	
2. 朝鮮電球輸出の実態	
3. 輸出統制の強化と朝鮮経由輸出規制	
第4節 対英電球輸出をめぐる内地・朝鮮間の対立とその調整	219
1. 内地・朝鮮間での電球協定の成立	
2. 電球統制に対する朝鮮総督府の政策スタンス	
3. 協定成立以降の朝鮮電球輸出と内鮮関係	
4. 日英協定の更新と第2次内鮮間協定の成立	
小括	229
注	
総括	235

【図表目次】

表 1 - 1	臨時産業審議会諮問第一号特別委員会審議経過の概要 (1930年)	34
表 1 - 2	商工省臨時産業合理局統制委員会(旧委員会)における 審議経過の概要	37
表 2 - 1	鉄鋼業におけるカルテルの概要	68
表 2 - 2	棒鋼(丸鋼)価格の推移	71
表 2 - 3	化学工業におけるカルテルの概要	75
表 2 - 4	化学工業(適用業種)の価格・生産額の推移	78
表 2 - 5	合理局新統制委員会・同特別委員会における審議経過の概要 (1931年)	87
表 3 - 1	電灯需要の推移	103
表 3 - 2	標準電球各社利益率の推移	105
表 4 - 1	1930年代における輸出の商品群別構成	118
表 4 - 2	電球材料の国内調達状況	120
表 4 - 3	電球の生産および輸出の推移	124
表 4 - 4	創業年別工場数	125
表 4 - 5	電球工業における工場数・従業者数の推移	126
表 4 - 6	電球工業における工業組合	128
表 4 - 7	電球の生産および在庫の推移	130
表 4 - 8	関東電球製造工業組合の概要	136
表 4 - 9	輸出検査料における連合会加盟組合員と非組合員の格差	140
図 4 - 1	電工連における豆電球・小型変形球の月別輸出受注額	144

表 5 - 1	セメント業界の動向と政策展開	155
表 5 - 2	セメント製造業改善委員会委員	157
表 5 - 3	小野田社の朝鮮地域別出荷構成比	166
表 5 - 4	小野田社地域別各期純益金 (A:千円) とその構成比 (B:%)	170
表 5 - 5	セメント主要企業のトン当り原価概要	171
表 5 - 6	「笠井・金子協定」に基づく出荷調整の概要	176
図 5 - 1	朝鮮および内地における生産制限率の推移	181
表 6 - 1	対英電球輸出の推移	195
表 6 - 2	日本製電球の主要輸出国・地域の推移 (1925~1933年)	196
表 6 - 3	イギリスにおける電球生産と輸出入	198
表 6 - 4	イギリス製電球および輸入電球の平均価格	199
表 6 - 5	イギリスにおける輸入電球の主要国別シェアの推移	200
表 6 - 6	日本製電球の対英電球輸出数量統計	202
表 6 - 7	英国内市場における電球小売価格の比較	204
表 6 - 8	第一次対英電球輸出数量協定の成立過程	206
表 6 - 9	日本側提案と第一次日英協定締結数量	208
表 6 - 10	第一次日英協定とその後の対英輸出実績	210
表 6 - 11	朝鮮電球輸出の推移 (1935~37年)	213
表 6 - 12	朝鮮における地域別電球輸出の推移	214
表 6 - 13	朝鮮における対英電球輸出の推移	215

表 6 - 14	1936年度における対英輸出実績および協定超過率	2 2 5
表 6 - 15	1936年度における品種別朝鮮電球輸出	2 2 7
表 6 - 16	内地・朝鮮の対英輸出割当数量協定（第二次）の概要	2 2 8
表 6 - 17	日本本国の対英電球輸出の推移：1935～36年	2 3 0

序章 分析視点と課題

大恐慌を契機として、日本では重要産業統制法と工業組合法という2つの統制法が成立し、それを根拠として以後の統制政策が進展することになった。こうした組織化は、すぐ後にも述べるように政府と産業・企業との関係に重大な変更をせまるものとして、日本経済史上重要な歴史的意味をもっていたといえる。そこで本稿は、主として1930年代前半期に焦点をあて、上記統制法の下で展開される経済統制の実態およびその歴史的意味を多角的に分析することを課題とする。

もちろん“多角的”といっても、単に経済統制のあらゆる側面をよせ集めるあるいは網羅するということではないし、それは不可能でもある。したがって以下では、まず1と2で本稿全体の基本的視点ないし歴史認識を先行研究を踏まえつつ提示し、次に3～5では上記の課題を実証するうえで、本稿がどのような理由ないし問題意識にたって、いかなる分析対象を選択したのかを論じることにはしたい。なおその場合、3では国内の経済構造、4では対外輸出の動向、5では植民地経済との関係に、それぞれ重点がおかれることになる。

1. 基本的視点

さて上記の課題にアプローチするにあたって、本稿では、まず第一に、1929年の大恐慌を景気循環過程で生じた単なる不況局面としてとらえるのではなく、“産業の自治”を基本原則としてきた従来の市場経済システムがその限界を顕在化させるに至った歴史的画期と位置づけ、その結果として生じた社会体制の動揺・危機に対処するために政府による日本経済の組織化＝統制経済化が30年代以降本格化したととらえる視点に立脚している。その意味で、本稿の分析手法は、体制維持論的アプローチということができる⁽¹⁾。

ところで、こうした体制論的アプローチに対して、むしろ戦時から戦後にかけての共通性を重視し、社会体制の相違や変化をネガティブにとらえようとする視点が存在する。日本経済の歴史的視点として近年注目された野口悠紀雄氏等のいわゆる「1940年体制論」ないしは「戦時起源論」もその一つということができよう。そこで、以下では野口氏の「1940年体制論」とその問題点を行論に必要な限りで検討しつつ、体制論的視点の重要性をよ

り明確にすることにしたい。

まず野口説の骨子をごく簡単に要約すれば、戦前の日本は「アングロ・サクソン型の古典的市場経済システム」であったが、戦時体制への移行を契機として日本独自の経済システムへと転換したというものである。つまりそれは、日本経済が戦前と戦時とで“断絶”し、これに対して戦時と戦後は、同質の「総力戦体制」として“連続”するという歴史的視点の提示であった⁽²⁾。

ここにみられるように、野口説においては、経済成長やそのための生産力増強にむけて、戦時も戦後も“総力戦体制”であるとする共通性が強調される点に特徴があり、同時に問題点が内包されていた。というのは、戦前から戦時へと移行する過程で、いわゆるファシズム的で戦争志向国家的な社会体制が形成されたのに対して、戦後は戦後改革を起点として新たな体制＝福祉国家体制へと変革されるに至るという、重要な歴史的転換＝不連続性を積極的に問題としない枠組みとなっていたからである⁽³⁾。

さらに以上の問題点と多少重なるが、本稿と直接関連する問題として、30年代の把握方法についても、以下の点を指摘することができる。すなわちこの説が、30年代以前も以後も一様に戦前＝「古典的市場経済」としてとらえている点である。その結果、日本経済が大恐慌という体制的危機を契機として、30年代に“古典的市場経済”から現代的なそれへと移行を開始するという、重要な歴史的転換を積極的にとらえることができない視点となっていたのである。

ちなみにこうした問題点に関しては、すでに榊原英資氏によって次のように批判されている。

「たしかに、明治末期から大正の末期ごろまでのシステムがかなり古典的資本主義に近づいていったということは事実であろう。しかし、こうした状況が存在したのはたかだか一〇年から二〇年であり、……このシステムはコメ騒動や農村の疲弊等を背景にした社会不安、大恐慌等によって急速に崩れてゆく」。そして、「世界大恐慌は、古典的資本主義の息の根を止め、各国は一九三一～三三年にかけて次々と金本位制を離脱し、管理と統制の時代に入って行く」⁽⁴⁾。

榊原氏の指摘からは、以下の点を読み取ることができよう。すなわち、①戦前の経済システムとされる「古典的市場経済」は、大恐慌を契機に大きな転換を余儀なくされたのであって、この転換を軽視すべきではないこと、②30年代以降は“管理と統制の時代”とし

て特徴づけられること、③しかもそれは30年代以降における世界的傾向であり、かかる傾向の一環として日本における市場経済システムの転換をとらえる必要があるということである。そこで、以下では、この3点に関して、筆者なりの認識を示すことにしたい。

1930年代以前、すなわち政府が経済過程を統制することで体制維持をはかるに至る以前の市場経済システムの下では、不況局面で生じた企業活動の停滞および雇用・失業問題は、循環的な景気変動によって生じた一時的問題であり、それらは“産業の自治”原則に則って市場自身が自律的に処理する問題とするのが一般的であった。このことから、政府の積極的な市場介入は、そうした自治原則を侵すものとされたのである。

ところが周知のように、29年に生じた世界的規模の大恐慌は、各国の産業・企業に壊滅的な打撃を与えるとともに、深刻な雇用・失業問題を惹起させることになった。そして、これらの問題が、単なる景気循環上の問題にとどまらず構造的な様相を呈するに至ると、それを自律的に処理できない従来の市場経済システムに対して激しい批判が噴出することになったのである。この点は、日本も決して例外ではなかった。例えばNHK取材班他『「日本株式会社」の昭和史』は、当時の日本における状況を以下のように指摘している。

「（左翼のみならず）リベラルや右翼も資本主義体制を公然と批判した。（中略）昭和初期の体制批判に共通しているのは、＜資本主義が限界に来ており、新しい国家と経済システムが必要である＞ということであった。国家と経済の改革という点で、右翼と左翼は一致していた。」⁽⁵⁾

そこで、こうした事態に直面して政府は、体制批判に対抗しつつ自国の経済体制を維持するため、上記問題の解決を主要課題として経済の組織化＝統制に積極的に乗り出すことになった。その意味で、30年代以降は、上述のように“管理と統制の時代”として位置づけることができる。

そして、この“管理と統制の時代”の幕開けの時期に登場し、30年代前半期における組織化を規定することになったのが、重要産業統制法と工業組合法であった。しかもそれらは、従来の市場経済システムの基本である“産業の自治原則”に重大な修正をもたらすものであったことから、既存秩序の番人である司法省が「本邦立法史上画期的ノ重要法律案ナリ」⁽⁶⁾として注視したように、きわめて重要な歴史的意義をもつことになったのである。

さらに目を転じてこれを世界的に見れば、大恐慌を契機として、かかる体制的危機に対応するために、他の先進国でも経済統制法が次々と登場することになった。つまり、日本

における上記統制法の成立は、いわばそうした世界的に同時的な歴史現象の一環としてとらえることができる。

とりわけ重要産業統制法は、部分的には諸外国のカルテル立法⁽⁷⁾の影響を受けているとはいえ、それら外国の立法が未だ特定業種に限定されたものにすぎなかったのに対して、対象部門を予め明記しない産業統制の一般的立法として、その包括性において世界で最初の画期的な法であった。そして以後、このような包括的な産業統制法が、イタリア（強制カルテル設立法、1932年）、ドイツ（同上、1933年）アメリカ（NIRA、1933年）と踵を接して先進国に登場したのである⁽⁸⁾。その意味で、上記統制法による組織化は、世界が“管理と統制の時代”へと向かうにあたって、その先駆をなしたものとしても注目することができよう。

2. 1930年代前半期と戦時期における経済統制の相違

そこで第二として、さらに次の点を明確にしておく必要がある。すなわち、大恐慌を契機として日本経済の組織化が本格化するものの、それは当初から戦争体制の構築を指向したものではなかったということである⁽⁹⁾。そしてそれは、経済統制分析におけるオーソドックスな視点への批判を含意している。

ところでこれまで、30年代前半期の評価、およびそれと戦時期における経済統制の関連については、大きく分けて2つの見方が提示されてきた⁽¹⁰⁾。

一つは、経済統制の本質を最初から総動員体制の構築に求め、かかる視点から、上記統制法の成立をその出発点と位置づける。あるいはこの時期を、総動員体制のための“前史”と評価する見方である⁽¹¹⁾。なお、こうした視点は、単に大工業統制のみならず、中小工業統制を評価する場合にも踏襲されている。例えば、1930年3月に発足した臨時産業合理局が主導した中小工業統制を、「まさに準戦時体制から戦時国家独占資本主義体制づくりの出発点そのものであった」と位置づけている後藤靖氏の見解がそれである。⁽¹²⁾

さらにもう一つは、30年代前半期を、“産業合理化・恐慌対策のライン”と“戦時統制のライン”との二つの比重の変化によって説明しようとする見方である⁽¹³⁾。それによれば、当該期は、「満州事変」以降の軍備拡張と直接連なる戦時統制と、産業合理化の推進および恐慌脱出策とが重複・平行していた時期であった。そして、「年を追って前者の比

重が高まっていったことは事実であるが、一般的経済政策・立法の面では総じて後者の比重が高かった」⁽¹⁴⁾ととらえる点に特徴がある。

このうちまず前者に関して、たしかに先進国では、第一次大戦以降、それが総力戦であったことをふまえ、“一朝有事の際いかにして迅速かつ確実に一国のもつ経済力を総動員しうるか”という問題に取り組みだすことになった⁽¹⁵⁾。そして日本においても、陸軍を中心に、そうした研究や政策構想・法律の策定が開始されている⁽¹⁶⁾。それに関連して、加藤俊彦氏の研究によれば、軍人が経済問題に重大な関心を抱くようになり、日本経済全体を視野に収め、経済政策に関する発言を行なうようになったのは、まさに第一次大戦以降のことであった⁽¹⁷⁾。したがって、すでに大戦以降、総力戦構想が存在し、そのために経済の組織化も構想され始めていたと考えることは可能であろう。

しかしながら、戦後に制定された軍需工業動員法（1918年）をテコとして、軍部による総動員体制の確立が志向されはしたが、そのことがただちに軍部の経済問題への介入を生みだしたわけではなかった。すなわち、軍部は、戦後の反戦思想の横溢、軍縮の進展、大正デモクラシーの展開によって、「一九二〇年代前半の時期にはその企画を希望どおり達成することができず焦慮をかさねた」⁽¹⁸⁾のであって、総力戦体制確立という見地から経済過程への介入が実現するのは、むしろ30年代以降のことであった。

さらに、加藤氏と同じく総動員体制に着目する安藤良雄氏によると、30年代前半においては、「主として軍内部で進められていた軍需工業育成政策と平行して行なわれていたこの時期の一般的な経済立法・経済政策は、軍事的というよりはむしろ恐慌脱出政策ないしブロック経済体制への対応策といった性格が強かったというべきであろう」⁽¹⁹⁾として、軍部による経済過程への介入、あるいは政府の統制課題が総動員体制の構築におかれる時期を30年代後半以降に求めている。

また実際、産業構造の面からみた場合にも、1930年代前半期の日本経済は、昭和恐慌からの回復過程にあり、基本的には平時経済であった⁽²⁰⁾。それが戦時経済へと本格的に移行するのは、以上からもうかがえるように、37年以降日中戦争が全面化してからであった。逆に言えば、30年代初頭に登場してくる経済統制を総動員体制構築の出発点とし、戦時という非常事態における政策の出発点と理解したのでは、平時における経済統制の独自の歴史的意義を見失うことになりかねない。

他方、後者のいわゆる二つのライン説に関しては、前者のように総動員体制構築の出発点と理解する難点からは免れる視点となっている。しかしこの説では、30年代前半期を二

つのラインの同時並存としてとらえ、その比重の変化に主たる関心があった。言い換えれば、当該期における経済統制の本質の解明を、両者の比重の変化という量的な問題へとすりかえることになっていた。

その意味で、いったい当該期の統制の基本ないし本質が、どこにあったかを不明確にする視点であるといわざるをえない。さらに同説では、上述のように1つのラインを“恐慌・合理化対策”というように、恐慌対策と合理化策とを一括して並べているが、この点でも統制の基本を不明確にしているといえよう。

これに対して本稿では、1930年代前半期の統制が、戦時総動員のための出発点ととらえるのではなく、また恐慌・合理化対策と戦時統制の同時並存というのでもなく、大恐慌という危機的状況からの回復と、それによる体制の安定こそを基本としていたのではないかとする視点にたっている。さらにそうした統制が、30年代後半に戦時統制へと移行してゆく論理は、単に統制政策の自己展開のうちに明らかにされるものではなく、むしろ当該期の日本における経済発展のあり方と、その行き詰まりから導き出されるのではないかと考えるものである。

もっとも1930年代の日本が、いかなる条件に規定されて戦時体制へと推移していったかは、単に経済要因のみではとらえきれない複雑な歴史過程であったことはいうまでもない。とはいえ、経済的要因としては、特に世界経済のブロック化という国際環境とともに、日本における重化学工業化の問題に焦点をあてる必要があると思われる。なお“重化学工業化の問題”とは、その生産力水準についての問題をさす。

戦前日本の重化学工業は、第一次大戦期に発展の機会をえたものの20年代には停滞し、大恐慌からの回復過程でようやく本格的な発展を迎えるという過程をたどった。しかし“本格的な発展”とはいっても、そこで達成された生産力水準は、第一次大戦前のヨーロッパで支配的であった旧型の重化学工業水準のそれであった。つまり、第一次大戦後の世界で支配的となった耐久消費財の大量生産を特徴とする新たな重化学工業に対しては、生産力的劣位を免れなかったという点が決定的に重要である⁽²¹⁾。

このことから30年代に重化学工業化が進展したとはいえ、それは世界市場において十分な国際競争力をもちうることができず、その内実は国内あるいは植民地・従属国の市場を発展基盤とするにとどまった。また他方で、世界経済におけるブロック化の進展は、輸出面で日本の景気回復を支えてきた繊維・雑貨工業に対しても、その輸出拡大の途を閉ざすことになったのである。

その結果、日本経済は、重化学工業化の進展と繊維・雑貨の輸出拡大に支えられて景気回復と雇用拡大を一時的には実現するものの、やがて30年代半ばに至ってゆきづまりの様相を呈することになる。例えば、実質GNE成長率をとってみれば、1933年から36年にかけて日本のそれは傾向的に低下していった。そして、36年の成長率は主要先進国よりも低水準となり、日本経済はリセッション局面にはいったのである⁽²²⁾。つまり、30年代前半に日本が形成した経済成長パターンならびにそれによる体制安定のありかたは、単に軍部のクーデター（2・26事件）や戦争の勃発といった政治的なインパクトのみならず、経済過程自身からも転換をせまられていたといえよう。

こうして日本経済は、重化学工業にしろ繊維・雑貨工業にしろ世界市場への輸出拡大によるいっそうの発展がのぞめないなか、旧型の重化学工業を軍事的に拡大・発展させる形で経済発展と完全雇用を維持し、体制安定をはからざるをえなくなってゆく。それにともなって経済統制も、戦争遂行のために全てを組織的に動員する手段へと転化してゆくことになったのである⁽²³⁾。

これに対して30年代前半期の経済統制は、そうした戦争遂行の手段としての性格よりも、むしろ上述のように大不況下での社会体制の維持、そのための主要産業の救済・復興支援を主眼としていたとするのが本稿の視点である。

3. 日本経済の二重構造と経済統制

さらに第三として、本稿では、当時の日本経済における特徴であった二重構造に注目し、それとの関連で経済統制の意味をとらえる視点にたっている。なお二重構造とは、1920年代のいわゆる慢性不況期に形成され、昭和恐慌以降の30年代に定着した特有な構造をさす⁽²⁴⁾。そしてそれは、この時期の特徴を端的に示すものとして、近年の経済史研究でも、ホット・イシューであり続けている⁽²⁵⁾。

もっとも、二重構造論自体に深く立ち入ることは、ここで目的とするところではない。本稿の統制分析にとっては、特に以下の点が重要である。

第一は、第一次大戦の勃発を契機としていわゆる企業勃興ブームが生じたこと、それにともなって都市化が進展したことである。そして、こうした事態を規定した主要因こそ、大戦中における急速な重化学工業化にほかならなかった。というのは、1916年以降、大企

業の設立が急増したが、その主役は重化学工業であり、この点が日清・日露戦争期とは異なる企業勃興の特徴であったからである⁽²⁶⁾。

その結果として、大戦景気の下、農林業人口の都市への急激な流出が生じ都市化が進行した。その際、都市人口の増大は、主に「近代産業」において高かったことが先行研究によって明らかとなっている⁽²⁷⁾。つまり、都市化の進展とは、都市部での重化学工業を中心とした企業勃興による雇用拡大がもたらした結果であったといえよう。

ところが第二として、1920年代の慢性不況下における経済停滞は、以下のような変化をもたらした。いまそれを多少シェーマテッシュに整理すれば、大戦期は、上述のように重化学工業化の進展→企業勃興にともなう雇用吸収力の拡大→都市への労働力の流出→都市化の進展と推移した。それに対して大戦以降になると、逆に重化学工業の停滞→雇用吸収力の鈍化ないしは減少という事態が生じるに至ったのである。

実際、上述のように大戦期に雇用吸収力をのばした「近代産業」部門における有業者の対前期増加率(%)をみると、1911～15年の26.4から16～20年には44.4へと伸びたのに対して、大戦後の21～25年には14.1へと低下した。そして、それにともない総有業人口中にしめる「近代産業」部門の構成比(%)も、大戦期は7.5から10.5へと急激に伸びたのに対して、大戦後はわずか11.7にとどまり、雇用吸収力が著しく鈍化したことがわかる⁽²⁸⁾。

なかでも注目されるのは、「近代産業」部門を構成する重工業大企業において、人員整理が著しかったことである⁽²⁹⁾。例えば機械工業の大企業では、20年代を通じて経営の合理化を推進し、主に中高年労働者を対象として人員削減を行った。その結果、同部門における従業員1,000人以上規模工場の従業員総数にしめる割合(%)は、1919年の47から29年には37へと大幅に減少したのである。

これに対して、中小工場を主とする「在来産業」部門では、上記「近代産業」部門における雇用吸収力の鈍化ないし減少をカバーして、高い増加率を維持した点が注目されねばならない。すなわち、中小工場では、大工場の合理化による解雇の増大とは対照的に、工場数および対従業員総数比が増加傾向をたどった。特に機械・金属工業に関して『工場統計表』でみた場合、5～9人規模の小工場における増加が顕著であった。

なおその背景には、当時の農村が慢性的な不況にあり、そのため都市で排出された失業者を吸収しえなくなっていたという事情がある。「生産力的には周辺であっても、社会経済的に極めて重要な地位を占めたのが中小工業であった」⁽³⁰⁾と指摘されるのは、以上のような理由によるものと理解することができよう。

さらに第三として、昭和恐慌期には、20年代におけるよりもさらに激しい不況圧力を受けるなか、上記の構造が拡大再生産される形で普及・定着していった。例えば機械工業における大規模工場（従業員1,000人以上）の従業員構成比（%）をみると、29～31年のわずか3年間のうちに37から25へと急減した。これに対して5～9人規模の工場では、同比率が8から12へと上昇し、また工場数も著しく増加するに至っている。

こうして1920～30年代にかけて、農工間の二重構造とともに、民間工業部門においても大工業と中小工業が、また同一業種内においても大企業と中小企業とが併存する構造が形成されていった。そしてその過程で、大工業部門が雇用吸収力を大幅に減退させたのとは対照的に、農村から流出し都市に堆積した労働力は、再び農村に戻ることなく都市の中小工業部門とりわけ小工場へと吸収されていったのである。

つまりそのことは、都市の零細企業や中小企業が、大戦以後とりわけ大恐慌下において、過剰人口のプールとして、言い換えれば大量失業の顕在化を抑制する緩衝地帯として重要な役割を担っていたことを意味する。このことから、経済統制が主要産業の救済・復興とそれによる大量失業の抑制を主要課題とした際、大工業分野あるいは大企業とともに、中小工業分野あるいは中小・零細企業の維持・存続が、きわめて重要な意義を持つことになった。大恐慌下の日本経済に関して、「経済の組織化の面では中間層（農民・中小商工業者）の組織化が重大な課題となる傾向を有している」⁽³¹⁾と指摘されるゆえんである。

そこで以上の視点に立って、本稿では、日本の二重構造を構成する大工業部門の統制を第Ⅰ部で、また中小工業部門のそれを第Ⅱ部でそれぞれ分析する。もっとも、両者を分析すること自体は、研究史において必ずしも新しいものではない。例えば、戦前の代表的文献である有澤廣巳『日本工業統制論』⁽³²⁾では、まず「日本工業の構成」を概観した後、「基本工業、大工業における統制」と「中小工業の統制」とが検討されている。また、小島精一『産業統制政策』⁽³³⁾も、第1、2篇が両者の分析にあてられているといった具合である。

とはいえ、そうした先行研究では——当時の関心がそこにあったということなのか——重産法および工業組合法の内容に即した解説とその批判に主たるウェイトが置かれていた。もちろん法律の形成過程および法内容の分析は重要であり、本稿でも第1章で独自の視点からそれを試みている。しかしながら、それに加えて、さらに以下の点でより踏み込んだ考察を行う必要がある。

第一は、重産法および工業組合法の適用業種について、その業界の動向に即しつつ、組

織化の進展あるいはそこで生じた問題などを具体的に実証分析することである。ちなみに重産法下における大工業統制に関しては、近年、橋本寿朗、宮島英昭、丁振聲および筆者などによって、そうした研究が進展しつつある⁽³⁴⁾。これに対して工組法下における中小工業統制に関しては、綿織物業ならびに陶磁器業に関する研究⁽³⁷⁾が進展しつつあるとはいえ、その実態分析の遅れが指摘されているのが現状である。さらに事例分析の豊富化と、それによる統制研究の深化が必要とされているといえよう⁽³⁶⁾。本稿第Ⅱ部の実証分析は、そうした試みの1つとして研究史に位置づけることができる。

また第二として、単に大工業と中小工業との部門間の相違に着目して、それぞれの統制を個別に検討するというにとどまらず、両者が産業連関上密接な関係を有する場合、あるいは同一業種内に大企業と中小企業とが並存する場合の統制のあり方にも注目する必要がある。

というのは、大工業と中小工業とが、あるいは大企業と中小企業とが並存するといった場合には、両者の利害の異なることがしばしばあり、それをいかに調整するかが統制策にとって重要な意味を持っていたからにほかならない⁽³⁸⁾。実際、当時の政策運営において、大企業と中小企業とが並存する業種に関しては、例えば「(工業組合に)大工業ヲ加入セシメテ統制ノ実ヲ挙ゲルタメ、連合会ヲ設ケ大工業ハ一組合トシテ取扱フコト」⁽³⁹⁾といった点が統制上の要点として重視されたのである。そこで本稿第2～3章は、こうした事例にそくして、経済統制の意味を考察するものである。

さらに、中小工業部門における統制分析に関しては、その前提として、以下の点を明確にしておく必要がある。

第一は、中小工業統制の基礎となる工業組合法は、25年の重要輸出品工業組合法の改正という形をとって31年に成立したが、後者から前者への過程で、その性格が実質的に大きく変化したことである。その場合、特に重要な点は、法改正におけるポイントの一つが「工業組合ヲ重要輸出品ノミナラズ中小工業全般ニ及ボスベキコト」⁽⁴⁰⁾にあったことである。というのは、それにより、31年法では、単に輸出品のみならず国内市場向け中小工業製品に至るまで幅広い範囲にわたって、その適用が可能となったからである。

つまり、日本の主要産業が危機に直面していた大恐慌下においては、大工業から中小工業にわたって幅広く組織化を推進し、社会体制を維持する必要があったことはすでに指摘したとおりである。ところが、中小工業部門の組織化を推進する上において、一部の輸出品のみを対象とした26年法では、そうした目的に十分対処することはできなかった。

また中小工業の実態をみても、32年後半以降、輸出向けが比較的好調な状態にあったのに対して、国内市場向けは、主に農村の不況や実質賃金の低下にもとづく購買力の低下によって、容易に不況から脱却できなかつたことから、国内向け中小工業の安定化およびそのための組織化はなおさら重要な意味をもっていた。ここに重要産業統制法とともに、工業組合法が経済統制を根拠づける法律として、実質上新たに制定された理由があったといえる。

それにともない第二として、政府のスタンスも、31年法の制定以前と比べ大きく変化した。なお、30年代以前の政策スタンスと、大恐慌下におけるその限界に関しては、先行研究によって、以下のように指摘されている。

「中小工業問題に対する政府の基本的な態度は、中小工業経営を組織化することにより

.

産業資本として維持ないし育成しようとする産業政策としての立場であった。それは、明治末年にこの問題が認識されていらい昭和年代にいたるまで、一貫してきたといつてよい。しかるに、恐慌過程における中小工業の窮乏・没落と、これに対する政策の不振は、中小工業問題を急速に社会問題化し、政治的な救済運動を熾烈によびおこすにいたつた。」⁽⁴¹⁾

こうした事態に至つて、政策の重点は、従来の「産業政策」＝中小工業育成から、中小企業経営の救済・保護とそれによる雇用の安定化を意図した組織化へと変化した。そしてそれは、以下の事実として、具体的におさえることができる⁽⁴²⁾。

一つは、上記組織化のために工業組合制度を積極的に活用する方針へとスタンスを転換したことである。そしてそれを反映して、工組法の適用対象＝工業組合を設立しうる「重要工産品」の種類は急速に拡大し、組合の設立認可基準も大幅に緩和されていったのである。

すなわち、31年法制定までの商工省は、組合活動を一定の輸出業種および範囲に限定し、設立認可もいわゆる厳選主義を基本としていた。そのため、重要工産品の指定は、25年法施行当時22、その後31年までわずか15業種が追加されたにすぎなかつた。これに対して、32年以降は急増し、36年までに計64業種が追加指定されたのであつて、事実上、指定制度の撤廃とほとんど変わらない状態となつた。また、組合数の推移をみても、30年までわずか100前後にすぎなかつたものが、認可基準の緩和により31～36年には662にまでに急増し

たのである。

さらに二つめとして、工組法の運用においては、同法第8条（アウトサイダーに対する工業組合統制への服従命令）の発動に対して、それまできわめて慎重であったスタンスを、積極的なそれへと転換した点が注目される。その結果、25～30年末までの発動は、わずか3件にとどまったが、33～36年にかけては計46件もの発動をみたのである。

ところでこの事実に関して、先行研究は、31年に重産法が制定され、大工業においても同じく強制権の発動が可能となり、そのことが「中小工業に対しては、より当然に、統制をひろく実施することが容易になった」結果であるとしている⁽⁴³⁾。もちろん、そうした技術的側面は看過できないが、形の上では大工業と中小工業双方に発動が可能になったにもかかわらず、政府は前者に対する強制権発動には慎重であり⁽⁴⁴⁾、これとは対照的に後者に対しては積極的であったという相違に注目すべきであろう。

つまり法技術的に発動が容易になったから、その件数が急増したというのみではなく、より根本的には、大工業分野に比べて自己統制力が相対的に弱い中小工業に対しては、同法の発動によって積極的に組合統制に介入し、組織化を支援せざるをえなかった結果であったとみることが、より重要であろう。

以上みられるように、単に輸出品のみならず国内向け中小工業部門の統制も、30年代における経済統制の重要領域として注目しなければならない。しかも、国内・輸出の各市場・生産組織の特質に対応して、直面する問題あるいは組織化の課題が異なっていたのであって、中小工業統制を分析する際にはそうした相違にも留意する必要がある⁽⁴⁵⁾。

そこで、本稿の第Ⅱ部では、まず国内市場向け中小工業の組織化を、次に輸出中小工業のそれを取り上げ事例研究を行っている。もっともこの点でも、事例分析の豊富化による統制研究の深化が必要とされていることはいうまでもない。

それとともに、例えばその当時、高橋亀吉が「中小工業の軋からざる部分に於ては、生産、流通部面が現実的には必しも明確に分離されず、問屋が其の間に特殊な地位を占め両者を統一する機能を果し、支配的勢力を占めている場合が尠くない」として、1930年代に「中小工業の利益を守るがためには、此の問屋に対する統制が或程度まで必要となる」と指摘したように⁽⁴⁶⁾、中小工業部門の統制分析においては、問屋制の普及ないしその支配が顕著にみられた点を看過することはできない。

なおそれに関連して、30年代前半期における中小工業の跋行的な発展に注目する必要があるだろう。というのは、すぐ後で述べるように、たしかに32年下期以降の中小工業による輸

出の拡大は、大恐慌からの回復を輸出面から支える重要な役割を果たした。とはいえ、輸出向け中小工業が好景気に恵まれたとはいっても、問屋制下の下請あるいは受託製造業者は相変わらず競争が激しく、それらの経営難はさして緩和されなかったからである⁽⁴⁷⁾。

このことから、30年代前半期をとおして、問屋制下の下請メーカーの過当競争を規制すること、さらには下請メーカーが問屋の支配に対して組織的に対抗することで経営の安定化を実現することが、中小工業統制の重要課題の一つとなった。事実、31年に制定される工業組合法は、「問屋資本主義ノ勢力駆逐ノ為商人ノ加入ヲ許サザルコト」をその要点としていた⁽⁴⁸⁾。またそれをうけて、当時の工業組合運動は、「問屋資本の排除」を主要スローガンとしてかかげたのである⁽⁴⁹⁾。

以上のように、中小工業統制の分野では、問屋と下請メーカー両者の組織化をめぐる利害関係や、工業組合運営の特質といった点にまで立ち入って考察することが重要となる。とはいえ、これまでの研究史をみた場合、上述のように実態分析自体の蓄積が少ないこともあるが、組織化をめぐる問屋と下請業者との対立などはきわめて断片的に言及されるにとどまってきた。

例えば、中小工業統制を扱った代表的研究である由井『中小企業政策の史的展開』をみた場合にも、「組合の内部でも組合相互の間においても、深刻な対立を生じた業種はけっして少なくなかった」として、問屋と下請メーカーの利害対立の存在が指摘されている。しかし、「そうした統制運営上の摩擦については、派生的な問題である」として、立ち入った考察は等閑に付されてきたのが現状である⁽⁵⁰⁾。これに対して本稿では、問屋制が普及定着している業種に注目し、そこでどのような組織化が進展したのかを積極的に考察することにしたい。

以上のように、二重構造下における大工業と中小工業統制の双方を多角的に検討してはじめて、両統制がそれぞれどのような役割を演じ、あるいはどのように関連しあいながら体制安定を実現しようとしたのかという、経済統制の歴史的意義をトータルにとらえることができると思われるのである。

4. 対外輸出と経済統制 — 輸出中小工業の統制を中心として —

さて次には、視点を国内の経済構造から対外関係へと転じて、1930年代における対外輸

出と経済統制の關係に注目することにしよう。もっとも、例えば当該期の日印・日蘭会商なども含めて広く通商問題および輸出統制全般に関して、先行研究を踏まえつつ検討を加えることは、現在の筆者の能力を超えるものであり、また本稿の意図するところではない。

そこで本稿では、輸出向け中小工業の統制をとりあげ、その意義を明らかにすることにしたい。というのは、大恐慌からの回復とそれによる体制安定の実現という本稿の視点からすれば、①それを輸出拡大側面から支えた産業として、綿織物業や雑貨工業といった輸出中小工業が特に注目されること、②そしてそのことが当該部門の統制に二重の意味を付与することになったからである。

このうちまず①に関して多少敷衍するならば、1930年代前半期における輸出の回復は、一方で量的に圧倒的な繊維製品によって、他方では重化学工業品および雑貨製品の輸出増大によって支えられていた。その場合、重化学工業品輸出の伸びは、この時期に国内で本格的な進展をみた重化学工業化を反映したものと見える。とはいえ、その対外競争力は未だ弱く、同製品の輸出は、「満州」、朝鮮、台湾といった植民地・従属地域を主要市場とするにとどまった。実際、当該地域への輸移出は、同製品輸出総額の50～60%に達していたのである⁽⁵¹⁾。

したがって、これらのいわゆる円圏地域を主要市場として、重化学工業品の輸出が急激に伸びたとしても、それは外貨を十分補填しうるものではなかった。また繊維製品輸出に関しても、これまで外貨獲得産業の中心に位置し、日本の輸出を支えてきた生糸が30年代にはいって著しい輸出不振に陥り、急激に外貨獲得力を減衰させ、対外均衡を達成するうえで、その役割を大きく後退させたのは周知のとおりである。

これに対して、上記の輸出中小工業は、当該期の輸出拡大において高い寄与率を示すとともに、日本の植民地・従属地域以外の第三市場へも広く輸出を伸ばし⁽⁵²⁾、対外均衡あるいは貿易収支の観点からみて、きわめて重要な役割を担っていた。しかしその反面で、そうした同製品の輸出急増は、同じく大恐慌からの復興を課題とする各国市場において種々の貿易・通商問題を惹起させ、それに対処する過程で業界の組織化が進展することにもなったのである。

このように、1930年代における中小工業製品の輸出急増と統制の進展とは、密接な連関をもっていた。そしてそのことは、輸出中小工業統制に関して、対外、対内両面において、以下のような二重の意味を付与するものであったと考えることができる。

まず対外的には、各国の輸出規制に直面するなかで、そうした規制拡大を回避する目的

から、無秩序な輸出を自主的にチェックする必要があった。というのは、低価格を武器とした輸出展開が“不当廉売”にあたるとして問題とされ、ダンピング課税などの対象とされたからである。さらに過当競争を伴った価格の切り下げ、およびそれによる熾烈な販売競争を統制することは、これを対内的観点からみれば、一方で経営の安定化につながるとともに、他方では、＜製品価格の切り下げ競争→労賃コストのさらなる切り下げ→下請および労働条件の悪化＞という事態を回避する意味からも重要であった。

要するに、30年代における輸出中小工業統制は、それにより同製品の安定的かつ秩序ある輸出を確保することで、(1)対外均衡の観点から外貨獲得の戦略産業としての役割を維持・確保させるとともに、(2)経営および雇用・労働条件の安定的維持・確保をはかるという二重の歴史的意義を担うものであったといえる。言い換えれば、大恐慌からの回復による社会体制の維持という統制政策の役割が、以上のように対外および対内両面にそれぞれ具体化したものとみることができよう⁽⁵³⁾。

以上が、本稿で輸出中小工業統制を分析する際の視点といえる。なお、それに加えて明確にしておくべき点は、25年に制定された重要輸出品工業組合法による輸出振興政策と、31年に成立した工業組合法による輸出統制との関連——両者はいかなる面で共通し、反対に異なるのか——についてである。

ちなみに前者の法は、関東大震災直後の1924年に生じた大幅な輸入超過問題を契機として制定された⁽⁵⁴⁾。すなわちそれは、悪化した貿易収支を改善するために、主要な輸出品を対象に工業組合を設立させ、粗製乱造の取締りと品質の向上をはかることで、輸出拡大を意図したものであった。したがってそれは、対外均衡上の観点から貿易収支改善の一翼を担うという意味で、(1)の目的をもつ工業組合法下の輸出統制と共通な側面をもつといえなくもない。しかしこの点のみをもって、ただちに両者は連続性をもち、したがって前者は後者による組織化政策の“出発点”に位置すると評価するのは早計にすぎるであろう。

まず、31年法が25年法の“改正”という形をとりつつも、実質的にはその性格を大きく変質させるものであったことは、すでに指摘した。それに加えて、対外関係に注目した場合、20年代と30年代とでは国際環境が大きく異なっていた点が重要であろう。改めて言うまでもなく、先進国が金本位制への復帰と自由貿易の拡大を追求した20年代に対して、30年代は金本位制の崩壊が決定的となるなかで、各国が自国産業保護のため輸入制限措置をとり、保護貿易・ブロック化へと大きく傾斜していった時期であった。

したがって、工業組合制度を利用した輸出政策に関しても、両時代で相違が生じたのは

当然であった。すなわち、当時、政策担当者自らが「わが国の輸出不振は、輸出品の価格高よりもむしろ粗製品の濫売に淵源する。したがって、両組合制度（工業組合と輸出組合）は輸出増進上の根本対策である」⁽⁵⁵⁾と指摘していたように、20年代の主要課題は、輸出不振を価格競争力の強化というよりも、むしろ工業組合制度を利用した品質管理の組織的強化によって克服しようとする点にあった。

これに対して30年代前半期は、単なる輸出振興を意図したものではなく、対日輸入制限措置が各国で拡大する状況において、これまでの輸出水準をいかに維持するか、あるいは自主規制により相手国の輸出制限の拡充をいかに阻止するかという点に力点があった。つまり、輸出の“振興”から“防衛”的な目的へと変質したといえよう。そしてそれは、戦時体制構築の一環として輸出入統制を行うに至る、30年代後半期以降とも質的に異なるものであった。

ところで、横浜正金銀行『本邦の輸出組合』は、輸出組合の活動に関して、以下のように時期区分している。まず第一期は、1925年の輸出組合法施行から31年の同法改正までが

．．．．
該当し、それは「輸出不振の振興対策として輸出組合の生誕したる時代」であった。これ

．．．．
に対して、31～36年までの第二期は、「輸出躍進に伴ふ邦品抑圧の防衛手段としての輸出制限遂行の為に組合の活動したる時代」として位置づけられている。さらに、37年9月の貿易組合法制定以降の第三期には、統制の目的が、戦時体制遂行のための輸出入統制へと変化したとしている⁽⁵⁶⁾。

そうした時期区分と組合の役割の変化は、単に輸出組合のみならず、それと密接に連携していた工業組合による輸出統制をとらえるうえでも妥当するものと考えられる。またそれは、30年代前半期の統制が、それ以降の戦時期とは異なる意義を有していたことをも示唆するものである。その意味で、上記の指摘は、戦時期の経済統制との相違を重視する本稿の視点を、輸出統制の側面から示しているともいえよう。

以上のように、本稿では、30年代前半期における輸出統制が、20年代の輸出振興策あるいは30年代後半期以降の戦時期とも異なる独自の意味をもっていたとする視点から、その歴史的意義の一端を、輸出中小工業の統制にそくしつつ実証的に明らかにしようとするものである。

5. 日本経済の統制と植民地問題

ところで、対外関係を視野に置いて経済統制の歴史的意義をとらえる場合、以上のような輸出ないし輸出国の動向とならんで重要なのが、植民地経済の動向であった。というのは、大恐慌下の深刻な農業不況により、それまで農業地域として位置づけられ、固定化されてきた植民地経済が壊滅の危機に瀕し、それを打開する目的から新たな開発政策として工業化戦略がとられるが、かかる工業化が本国の経済統制との間で問題を生じるに至るからである。

そこで最後に、本稿では、統制研究の射程をさらに広げて、本国の経済統制と植民地との関係について考察する。その場合、分析のうえで重要な点は、①大恐慌を契機として植民地経済がどのような変質を被り、いかなる問題を抱えることになったのか、②かかる変質および問題と植民地工業化とはいかなる関係にあるのか、③そしてなぜ工業化戦略が本国の経済統制との間で問題を生じたのか、という点である。

そこで、以上に関する本稿の認識を明確にするために、以下では植民地朝鮮に焦点をあてて、具体的に考察することにした。

まずはじめに、1930年代以前における朝鮮開発の特徴をごく簡単に指摘するならば、その重点は産米増殖計画と鉄道建設にあった⁽⁵⁷⁾。すなわち、それまでの日本経済にとって朝鮮は本国への安価な米供給基地として位置づけられており、その観点から以上の2つが開発方針として重視されたといえる。

したがって、こうした方針に規定されて、30年代初頭まで、朝鮮総督府の産業政策は、ほとんど農業に限定されており、工業に対する積極的な工業化政策は存在しなかった。この点は、例えば朝鮮の開発方針を検討する官民協議会として1921年に開催された産業調査委員会の様子からもうかがうことができる。すなわち、同会においては工業に関する件はほとんど議論されず、「その会議の結論はどうかといふと、結局朝鮮は産米増殖、水利組合を起さねばならぬ。又鉄道を架けなければ朝鮮開発は出来ない、この二点を中心となつて、工業問題は語られない有様」だったとされている⁽⁵⁸⁾。

さらに、20年代における総督府の工業化に対する消極姿勢を示すものとして、以下の指摘は興味深い。「我々（京城商工会議所）はく産米増殖も宜かろう、原始産物を増殖することも非常に宜いが、総て農工併進で行かなかつたならば、国家の経済は発達しないぢや

ありませんか。何故産米増殖の資金だけ取つて来て、工業の振興する方法を講じて呉れませんか」といふことを下岡（政務総監）さんにお話したことがあったのです。」これに対して下岡は、「内地の総ての会合或は内閣に於いて、朝鮮に工業を起さうとでも言はうものなら、これには大反対が起るのだ。内地では今日でも工場があり乍ら、仕事を休んでるのが沢山にある。だから朝鮮はそれらの工場に向って原料を送り、それを生産品として更に朝鮮に送るといふ方針だ。だから朝鮮の工業に資金とか援助といふようなことを話しても、これは全く問題にならないのだ」⁽⁵⁹⁾と答えたという。

以上からうかがえるように、日本経済は、植民地朝鮮を自国への安価な米供給基地とする方針にそって開発し、自己の体制内へと包摂してきた。そして第一次大戦以降、都市化や米騒動を契機として、本国における米の安定的供給の必要性が増大するにともなって、産米改良と増産政策が推進された⁽⁶⁰⁾。その結果、朝鮮における米穀中心のモノ・カルチャーないしはモノ・エクスポート構造は、いっそう強化されることになったのである。

それでは、こうした植民地朝鮮の経済構造に対して、大恐慌はいかなる影響を及ぼすことになったといえるであろうか。本稿では、以下の点に特に注目することにしたい。

第一は、大不況下に、債務奴隷化に喘ぐ零細小作農と、小作地をもたずしかも離農しえないいわゆる土地無農民層とが大量に発生したことである。大恐慌を契機とした30年代前半期朝鮮における農民層分解に関しては、いくつかの研究が存在するが、以下では、朝鮮において最も地主的土地所有が進展していたとされる全羅北道の変化を実証的に分析した松本武祝氏の最近の研究結果⁽⁶¹⁾によって、その特徴をとらえることにしよう。

まず30年代前半における農家戸数（指数）の変化をみた場合注目される点は、一方で自作および自小作農が減少したにもかかわらず、その他方で小作農家戸数はそれに見合う形で増大することなくほぼ一定していたことである。また、農家総戸数に関しても、この時期、それまでの横這いから減少へと転じた。つまり以上の変化は、自作・自小作農が急減し小作農への転化がみられたが、それとともにそれにほぼ見合うだけ、あるいは農家総戸数が減少へと転じていることから、それ以上の数の小作農が農業経営をやめていったものと推測することができる。

そこで問題は農業経営をやめた小作農の動向であるが、上述のように30年代以前の朝鮮は日本の米供給基地として、また工業製品消費地として位置付けられてきたことから、近代的工業の発展は抑制され、農外就業機会は極度に狭小であった。したがって、そうした小作農は農村外へと離農しがたく、経営地を持たぬ土地無し農民層として農村に大量に滞

留することになったのである。

なおその場合重要なのは、小作農が農外就業機会が狭小にもかかわらず経営小作地を放棄せざるをえなかった理由である。その要因として、ここでは特に地主による小作地取上げが、この時期増大していた点に注目する必要がある。この点に関して、先の松本氏の研究によれば、恐慌下、小作経営が極度に窮迫し、地主に対する債務が累積する中で、かかる債務累積を理由とした土地の取上げが増大したとされる。そしてその他方で、地主としては、零細小作農からの取上げ地を相対的に高反収を実現できる1～2町歩層へと貸付けることで、農業不況下の収入減の回復をはかろうとした。

実際、こうした動きを反映する形で、全羅北道では、20年代から30年代前半にかけて、0.3町歩未満層が減少するのと対照的に、1～3町歩層が大きく増加した。しかしながら、以上のような零細小作農の窮乏化と土地無農民層の著増といった状況は、朝鮮の農村経済さらにはそれを基盤とする植民地体制を著しく動揺させることになるのである。

そこで第二として、30年代朝鮮における小作争議の動向に注目することにしたい。それは、およそ以下の特徴をもっていた⁽⁶²⁾。まずなんとといっても小作争議件数が、この時期激増したことがあげられる。とりわけ33年になると前年のおよそ6倍以上へと激増し、さらに37年にピークを迎えるまで累積的に争議は増え続け、37年には33年の約16倍という規模に達した。また朝鮮を13の道別にみた場合、争議が顕著に増大し始めた33年には、単に一部の頻発地帯のみならず、はじめて朝鮮全域にわたって発生したことが注目される。

さらに三つめとして重要なのが、争議内容の変化である。すなわち、争議を小作権に関するもの、小作料に関するもの、その他といった原因別の構成比でみた場合、20年代後半(27～29年計)には、それぞれ47.3%、50.0%、3.7%と、小作権、小作料争議がほぼ同じ割合で生じていた。ところが争議が急増した33年以降(33～36年計)には、それぞれ78.8%、18.8%、2.4%となり、小作権争議が圧倒的割合を示すに至ったのである。

そして、「小作権ニ関スル紛議ハ何レモ殆ンド地主側ノ所謂土地返還要求ニ基クモノニシテ・・・昭和七年迄ハ一進一退ノ状態ニ在リシモ昭和八年以降躍進的ニ増加」⁽⁶³⁾したと『朝鮮小作年報』が指摘するように、先にみた地主による小作地取上げの増大が、かかる争議の背景に存在したものと考えることができる。しかも、当時の農村では、一方で上述のような要求を掲げつつ、同時に総督府による植民地統治からの解放＝民族解放を追求する、いわゆる「赤色農民組合運動」が展開され始めていた⁽⁶⁴⁾。

つまり以上のような事態は、植民地統治主体側からすれば、植民地体制からの解放を掲

げた農民運動が、単なる政治的独立運動にとどまらず、大恐慌下における農民大衆の困窮化・土地無し化という経済実態的な根拠を得て、朝鮮全域へと拡大しかねない危機を意味していたといえる。したがって、総督府としては、民族解放要求に対抗しつつ植民地体制を維持するためには、単に政治的強圧的に農民運動を弾圧するのみならず、土地を失い食えなくなった農民に対して経済的にも対処せざるを得なくなるのである。

ところが第三として、そうした植民地経済の動揺に対して、これまで朝鮮が追求してきた方式、すなわち産米増殖を政策的に支援して、本国への米供給を増大させるといったやり方が、30年代に限界に達する点が重要である。というのは、昭和恐慌を契機として、内地の農民保護が本格化するにともない、本国における植民地米の移入規制が現実問題となったからである。

ところで、朝鮮で深刻な農業恐慌が発現したのは、30年10月に入ってからであった⁽⁶⁵⁾。未曾有の不況に内地・朝鮮を通じる空前の豊作が重なり、米の供給過剰が一挙に表面化し、米価は29年から30年にかけてほぼ半分の水準へと暴落する。しかもこうした事態の下で、朝鮮ではいわゆる窮迫販売が行われ、その結果、30年から31年にかけて対日移出が急増した。移出量は翌32年には一時的に減少するが、33年以降再び増勢に転じ、34年には32年の水準をうわまわる量を記録したのであった。

こうした状況下において、本国の農業保護とりわけ米穀統制が本格化することになる。そこで、30年代における本国の米価政策について、行論に必要な限りで概観しておきたい。まず注目されるのが31年における米穀法の改正で、これによって外国産米の輸入規制がほぼ完全に可能となった。とはいえ、この時点では、いまだ植民地米の移入は規制しえなかった。

そこで農林省は、33年以降、国内における米の供給過剰に関して、「(その)主ナル原因ガ朝鮮及台湾米ノ内地移入数量ガ年々躍進的ニ増加シマスコトニ在リ」⁽⁶⁶⁾として、かかる植民地米の移入規制に重点をおいた施策の実現を試みてゆく⁽⁶⁷⁾。その第一が、34年に成立した臨時米穀移入統制法であった。この法は、当初の案では植民地米の移入管理を目的とするものであったが、植民地側の利害を重視する拓務省⁽⁶⁸⁾との折衝の後、植民地米の買い上げを規定するにとどまった。

これに対して、36年に施行された米穀自治管理法は、米供給過剰時の超過分を、本国と植民地とが一定の分配比率にしたがって各々貯蔵することで、米価の下落を防ごうとするものであった。その場合、かかる施策は、本国と植民地双方を対象とした過剰米対策であ

りながら、実質上は後者の移入規制を主目的としていた点が重要である⁽⁶⁹⁾。

というのは、過剰米の分配比率をみた場合、内地35%、朝鮮43%、台湾22%という具合に、植民地とりわけ朝鮮に相対的に高い貯蔵を義務付けることになっていたのである。この結果、供給過剰が生じた際には、植民地米は一定の貯蔵という形で現地に封じられ、本国への移出が大きく制限されることになったのである。

さらに、以上のような一連の移入規制とともに、朝鮮では、34年5月にそれまで産業政策の中心をなしてきた産米増殖計画の中止が決定された。それにともない、政府の同計画への資金供給も急減し、新規事業の開始はほとんど皆無となったのである⁽⁷⁰⁾。

以上みられるように、20年代まで本国への米供給基地として重視されてきた植民地の位置は、ここに大きな転換点を迎えることになった。つまり植民地経済は、たとえその後景気が一時的に回復したとしても、本国との関係から、以前と同様な経済構造の拡大路線を持続し得えない事態に立ち入ったといえる。逆に日本にとってそれは、植民地経済を従来どおり包摂し発展させられなくなったことを意味していたわけである。

なお以上の農業保護策に加えて、大量失業の阻止を課題とする本国では、植民地米の移入規制のみならず、朝鮮からの移住をも規制するに至った点に注目しなければならない。すなわち、本国への渡航制限はすでに25年にも試みられていたが、その後渡航者は減少せず、「内地在住朝鮮人に関する失業、各種犯罪、借家紛議等各般の社会問題は益々深刻化し憂慮すべき状態を醸生し来りたるを以て内務拓務両省及本府（＝朝鮮総督府）の三省合議の上朝鮮人内地移住対策を樹立し昭和九年十月閣議に請議決定し愈々国策として」⁽⁷¹⁾実施することになったのである。

その結果、朝鮮総督府による「朝鮮人内地渡航帰還者職業別調」によれば、34年をピークに渡航者は減少し、その他方で朝鮮への帰還者は、それまでの7~9万人台から34年以降は11万人台へと顕著な増大をみせ、35年以降は帰還者超過となった。そうした本国への渡航取締の強化は、「必然的に朝鮮人内地渡航帰還関係の各般に付内鮮両地に亘り各種摩擦を生ずるの結果となり延て本渡航制限が朝鮮統治上にも尠からざる悪影響を与えつつあり」⁽⁷²⁾と、その当時指摘されたように、植民地体制の安定をさらに制約するものであったのである。

以上要するに、植民地は、本国に依存する形で農民問題を処理できなくなったうえに、本国への過剰人口の排出＝移民も規制され、経済的に行き詰まることになった。本稿では、以上のような植民地体制の行き詰まりを、日本本国の体制問題とは異なり、植民地自身が

抱えるに至った固有の体制問題ととらえる。

すなわち、大恐慌は、本国の経済体制とともに、植民地体制の危機をも惹起したが、そのことは前者の維持・安定とは別に後者の動揺に対処せざるをえないという固有の課題を植民地の統治主体に対して提起するものであった。そして、こうした行き詰まりのなかで、それを打開する新たな経済改革路線として30年代に重視されたのが工業化戦略であったとするのが、本稿の基本視点をなす。

とはいえその場合、植民地朝鮮では、すでに本国で一定の発達をみ、30年代に産業統制が行われていた業種をも、工業化推進上の戦略産業として位置づけ保護育成したため、本国と植民地との間で各々の体制安定のスタンスをめぐって対立が生じることになった。つまり、本国側よりすれば、植民地の工業化戦略は、国内の体制安定を課題とする経済統制にいわば風穴をあけ、その効力を減衰させる性格のものであった。一方、植民地の側から見た場合、本国の統制に植民地が服することは、体制安定上の主要戦略であった工業化が制約されることを意味したのである。本稿の第Ⅲ部は、以上の問題を、大工業と中小工業の双方に関して分析しようとするものである。

ところで、本国の経済統制と植民地の工業化との対立に関しては、米穀管理をめぐる両者の対立とともに、30年代当時、社会的に注目された問題であった。また研究史的にみても、かかる分析は、統制史研究と植民地経済史研究との結節点に位置する研究として重要な意義をもつものといえる。しかしながら、本国の経済統制と植民地工業化との関連について、両者のスタンスの相違を基本視点にすえ、その実証分析を試みた研究は、少なくとも管見の限りでは存在しない状況にある。

なおそうした研究状況の遅れは、植民地工業化に関する従来の分析視点自体の問題点にも起因すると考えられる。ちなみにここで従来の分析視点と言う場合、大きく分けて以下の2つを念頭に置いている。

その1つは、日本経済史研究にみられるオーソドックスな視点として、いわゆる独占資本の蓄積を植民地に拡大するための戦略として、工業化を位置づける見方である⁽⁷³⁾。その場合、こうした視角からは当然のことではあるが、本国政府と植民地総督府の双方は、独占資本の利害の体现者として一体的にとらえられることになる。したがって、そもそも両者が上述のように体制安定のスタンスをめぐって対立するといった事実は、かかる視点にたつ限り積極的に問題とされることはなかったといえよう。

さらにもう1つの視角は、近年の植民地経済史研究で新たに提起されている原始的蓄積

論のスタンスから、30年代の工業化を第2次大戦後の経済発展に連なる“資本主義化の出発点”と位置づけるものである⁽⁷⁴⁾。ここからもある程度うかがえるように、かかる見解の場合は、その主たる問題関心が植民地朝鮮における資本主義の形成過程の解明にあり、そのことから“日本資本主義の論理”とは異なる“植民地固有の論理”を重視するところに特徴があった⁽⁷⁵⁾。

その点で、上述のように“植民地固有の論理”を積極的には問題としない第一の視点の難点を免れ得るフレーム・ワークとなっているといえよう。しかしながら、その他方で、かかる視点は、30年代という特定の時期に、しかもそれまでは農業地域として固定化されてきた植民地において新たに生じた、その意味でまさに現代的な現象といえる植民地工業化を、資本主義成立過程の分析という、きわめて一般的な枠組みの中へと押し込めて理解することになっていた。

したがって、このことから、“植民地固有の論理”を重視するというきわめて重要な問題提起も、せいぜい先進地域（＝日本）とは型の異なる後進地域（＝朝鮮）の資本主義化ないし原始的蓄積の実証分析といった程度の意味しかもたないことになってしまう。つまり、“植民地固有の論理”の解明とは、“植民地固有の原蓄の論理”の解明を意味するということになる。

実際、堀和生氏は、1930年代における朝鮮工業化分析の主要課題を、「朝鮮独自の本源的蓄積の型を抽出すること」に置かれている。そして、その型の抽出によって、「従来ほとんど無視されていた国という単位を構成していない社会における本源的蓄積に関して、新しい研究の素材を提供することができるであろう」とされるのである⁽⁷⁶⁾。

かくして、原始的蓄積の視点に立った場合、本稿がこれまで注目してきたような論点——すなわち、植民地が大恐慌を経た30年代という特定の時期に、なぜ本国経済の統制方針とあえて対立するような独自の工業化を進めざるをえなかったのかというすぐれて現代的な問題は、後進地域における資本主義成立過程の分析という主要な問題関心の下で、脇に追いやられることになったのである。

以上みられるように、従来の分析視点では、30年代の植民地にとって、何が体制的問題であったのかを積極的に扱えない枠組みとなっていた。そしてそのことが、これまでの研究状況の遅れの一因となっていたと考えられる。そうした反省に立って、本稿では、第Ⅲ部において、①上述の体制維持論的アプローチを基本とし、②本国、植民地朝鮮の双方が、大恐慌下に直面するなかで、それぞれ独自の課題を追求せざるをえなかったことに焦

点をあて、③そのことが経済統制をめぐる両者の対立を生じるに至った過程を、実際の事例に即しつつ具体的・実証的に明らかにすることにしたい。

ところで、以上みてきた植民地統治主体による問題解決は、30年代後半以降の戦時体制への移行にともなって、しだいに本国自身の利益を優先する傾向を強めてゆく。これを日本経済に即してみれば、日本本国、朝鮮・台湾、および満州を一体とする国防的な自給自足経済の確立が追求される。ここにおいて植民地は、いわゆる“兵站基地”として再編成されてゆき、その過程で植民地経済は新たな方向を与えられる。すなわち、本国の総動員体制の下で、これらの地域は、戦争遂行にとっての不足物資・労働力の収奪対象としての性格を強めるのである。

こうして、30年代に急進展をみせる植民地工業化も、戦時下に資源や労働力不足などの制約条件によって停滞に入ることになり、改めて植民地での経済危機が深刻化する。そして結局、日本の敗戦・植民地独立という結末をむかえて、第二次大戦後は、大恐慌期に惹起された二つの体制問題が、日本では福祉国家体制、朝鮮では独立国家による開発体制によってそれぞれ解決が求められてゆくのである。その意味で、本稿第Ⅲ部の分析は、戦後の展開を理解する歴史的前提としても重要な研究史上の意義をもつものといえよう。

【注：序章】

- (1) なお、大恐慌を契機として、社会体制の動揺・危機に対処する現代国家の新たな役割に注目した先行研究としては、さしあたり降旗節雄編『現代資本主義論』1983年、榎本正敏編『現代資本主義の基軸』1984年、小松聡『ニューディールの経済体制』1986年などをあげることができる。
- (2) 以上、野口悠紀雄『1940年代体制 — さらば「戦時経済」』1995年。
- (3) この点詳しくは、拙稿「戦後日本経済と〈1940年体制〉論」、現代日本経済研究会編『日本経済の現状』1996年版所収を参照されたい。
- (4) 榊原英資「四〇年体制論批判」、『週間東洋経済』1995年7月8日号。
- (5) NHK取材班他『「日本株式会社」の昭和史』1995年、11～13頁。括弧内引用者。
- (6) 商工省臨時産業合理局統制委員会（旧委員会）『統制委員会議事録』（内部資料）1930～31年。
- (7) 例えば1919年制定のドイツ「カリ経済の統制に関する法律」など。通産省『商工政策史』第11巻（産業統制）、1953年、58～60頁。
- (8) 同上、44頁。
- (9) この点、原朗氏も、この時期の経済統制は、「戦時体制移行の準備としての性格よりもなお恐慌後の産業の回復に力点を置いたものであった」（原「戦後五〇年と日本経済」、『戦後五〇年の史的検証』1995年所収、84頁）と指摘している。
- (10) もっとも近年では、本文で指摘したような視点とは異なり、筆者と同様、30年代前半期のなかで独自の意味を探ろうとする注目すべき研究も存在する。それらの詳細な検討は、第Ⅰ部 〃にて改めて行うことにしたい。
- (11) 例えば、古典的文献として、井上晴丸・宇佐見誠次郎『危機における日本資本主義の構造』1951年がその代表ということができよう。また、経済法研究の観点から、この時期を戦時統制の前史と位置づけたものとしては、本間重紀「戦時経済統制法分析に関する予備作業」、東京大学『社会科学研究』第23巻3号、1972年所収、および同氏「戦時経済法の研究(一)」、『社会科学研究』第25巻6号、1974年所収がある。
- (12) 後藤靖「昭和初年の中小工業政策の展開」、同氏編『日本帝国主義の経済政策』1991年。引用は、同論文、262頁より。

- (13) 安藤良雄「戦時経済統制の系譜」、同氏編『日本経済政策史論』下巻、1976年所収（後に安藤『太平洋戦争の経済史的研究』1987年の「附論一」として再録、なお以下での引用は初出より）および中村政則「国家独占資本主義の成立」（同氏編『戦争と国家独占資本主義』1979年）。
- (14) 安藤前掲「戦時経済統制の系譜」201～202頁。
- (15) 通産省『商工政策史』第11巻、1964年、26頁。
- (16) 防衛庁防衛研修所戦史室『陸軍軍需動員<1>』1967年、第2～3章を参照。
- (17) 加藤俊彦「軍部の経済統制思想」、東京大学社会科学研究所編『戦時日本経済』1979年、所収、67～68頁。
- (18) 同上、109頁。さらに、同論文、68、87頁も参照されたい。
- (19) 安藤前掲「戦時経済統制の系譜」201頁。
- (20) 原朗「日本の戦時経済」、同氏編『日本の戦時経済』1995年、5頁。
- (21) 19世紀後半以降、世界経済における支配的生産力は軽工業から重化学工業へと移行していたが、第一次大戦前のそれは<鉄道－鉄鋼－石炭>という連関を基軸とするものであり、これに対して戦後は、<自動車－鉄鋼－石油・電力>という連関を基軸とする新たな生産力が支配的となるに至っていた。
- 第一次大戦後、特に20年代アメリカにおける基軸産業の転換に関しては、塩見治人他『アメリカ・ビッグビジネス成立史』1986年を、また、第一次大戦後の世界に新たな重化学工業が登場したことに注目し、それを中心に戦間期の世界経済を論じたものとして、大島清編『世界経済論』1965年を参照されたい。
- (22) 以上のマクロデータに関しては、岡崎哲二「一九三〇年代の日本における景気循環と資本蓄積」、東京大学『社会科学研究所』第39巻2号、1987年、2頁による。
- (23) 以上、拙稿「日本経済の発展過程と経済史観」、駒井洋編『社会科学の非西歐的パラダイム』1997年所収、240～242頁による。
- (24) 栗原源太『日本資本主義の二重構造』1989年、第1～3章、中村隆英『日本経済』第3版、1993年、第3章などを参照されたい。またそれは、第二次大戦後の1955年以降、60年代半ばにかけて再び問題となったことは、周知のとおりである。
- (25) 例えば尾高煌之助・中村隆英編『日本経済史6 二重構造』1989年は、その代表的研究成果ということができよう。
- (26) 橋本寿朗「巨大産業の興隆」、尾高・中村前掲『二重構造』所収、88～95頁。

- (27) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』1971年、14～26頁。なお、ここでいう「近代産業」とは海外から移植された技術と制度に基づく産業を、これに対して「在来産業」とは「近代産業」以外の非農業部門として、中村氏により定義されたものをそれぞれさす。
- (28) 同上、20頁より。
- (29) 以下、統計データに関しては、栗原源太「戦時経済と二重構造」、中央大学『経済学論纂』第26巻5・6号、1985年、111～113頁による。
- (30) 橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』1984年、362頁。
- (31) 大石嘉一郎「世界大恐慌と日本資本主義」、同氏編『日本帝国主義史2 世界大恐慌期』1987年所収、32頁、ただし括弧内は原文。また関連して、「中小工業問題は、大恐慌下の日本資本主義において、失業＝労働問題または農業問題とともに、天皇制国家が直面する政治問題であった」とする江口圭一氏の指摘も注目される（江口「産業合理化と天皇制」、『日本史研究』第51号所収、1960年、2頁）。
- (32) 有澤廣巳『日本工業統制論』1937年、第1篇第1および3～4章。
- (33) 小島精一『産業統制政策』1934年、第1および2篇。
- (34) 橋本寿朗前掲『大恐慌期の日本資本主義』第5章、宮島英昭「昭和恐慌期のカルテルと政府」（原朗編『近代日本の経済と政治』1984年）、丁振聲「重要産業統制法下における石炭独占組織の市場統制政策」（『社会経済史学』第59巻4号、1993年）、平沢「昭和恐慌下における重要産業統制法の運用に関する一考察」（『歴史学研究』第619号、1991年）などをあげることができる。
- (35) 近年の研究として、綿織物業では阿部武司『日本における産地綿織物業の展開』1989年、第5章が、陶磁器業では白木沢旭兎「一九三〇年代の統制経済と中小工業」、『日本史研究』第331号、1990年所収が注目される。
- (37) 例えば、史学会編『史学雑誌 ― 回顧と展望』第106編第5号、1997年では、筆者の研究（「1930年代前半期における輸出向け電球工業と統制問題」、『日本史研究』第401号、1996年）に言及する形で、「重要産業統制法下における大工業統制に比べて工業組合法下での中小工業統制の研究はまだ不足しているが、同論文からは中小企業分野の組織化の同時代的な意義の大きさと、他業種をも含めた事例分析豊富化の急務を痛感させられた」と指摘されている（同書、173頁）。
- (38) なお、多元的利害を調整する点に現代国家の特徴をみるうえでも、こうした実証

分析は、重要な意味を持っているといえよう。

- (39) 商工省工務局「＜重要輸出品工業組合法ノ改正＞に関する資料」1930年3月、通産省『商工政策史』第12巻、1963年、81頁所収。
- (40) 同上。
- (41) 由井常彦『中小企業政策の史的研究』1964年、219頁。ただし傍点は原文のまま。
- (42) 以下の事実関係については、前掲『商工政策史』第12巻、146～172頁による。
- (43) 由井前掲『中小企業政策の史的研究』163頁。
- (44) 重産法の強制権発動は、第Ⅲ部で検討対象とするセメント工業のみであった。
- (45) また「国内向け生産の担い手が同時に輸出品生産を手がけることは少ない」と指摘されるように、たとえ同一品種であっても市場別に国内向けと輸出向けの生産部門が並存し、両者は分業構造を形成する場合がみられた。竹内常善「諸階層とその動向」、社会経済史学会編『一九三〇年代の日本経済』1982年所収、230頁。
- (46) 高橋亀吉『現代中小商工業論』1936年、280頁。
- (47) 由井前掲『中小企業政策の史的研究』238頁。
- (48) 商工省工務局前掲「＜重要輸出品工業組合法ノ改正＞に関する資料」より。
- (49) 由井前掲『中小企業政策の史的展開』236頁、藤田貞一郎「工業組合の機能とその変質」、『追手門経済論集』第27巻1号、1992年所収、149頁。
- (50) 以上、由井前掲『中小企業政策の史的展開』299頁。また同書、310頁注7～8も参照されたい。
- (51) 伊藤正直「対外経済関係」、前掲『一九三〇年代の日本経済』所収による。
- (52) 白木沢旭児「戦前中小工業と世界市場」、『市場史研究』第12号、1993年所収、49～53頁。
- (53) このようにみてくると、1930年代の体制維持にとっての主な目標は、大恐慌からの産業復興、失業大量化の抑制、対外均衡の達成にあったと要約できる。ちなみに“失業と入超”に悩んだ第二次大戦直後も、産業復興（経済成長）、完全雇用、経済自立（入超の克服）が体制の安定的維持にとって主要な課題であったことが想起される。
- (54) 前掲『商工政策史』第12巻、52頁。
- (55) 1925年の衆議院本会議における高橋是清商工大臣の答弁。括弧内は引用者による。前掲『商工政策史』第12巻、54頁より。

- (56) 横浜正金銀行『本邦の輸出組合』1939年、13～14頁、傍点は引用者による。
- (57) 金子文夫「一九二〇年代における朝鮮産業政策の形成」、原朗編『近代日本の経済と政治』1986年、195頁。以下、20年代の朝鮮開発の基本方針に関しては、同論文に多くを負っている。
- (58) 以上、京城商工会議所『京城商工会議所二十五年史』1941年、第3部、53頁。
- (59) 同上、87頁、括弧内引用者。
- (60) 1920年代のいわゆる産米増殖政策に関して詳しくは、河合和男『朝鮮における産米増殖計画』1986年を参照されたい。
- (61) 松本武祝「朝鮮・全羅北道農業の構造変化 — 昭和恐慌期を中心に —」、『日本史研究』298号、1987年、および同氏「一九二〇・三〇年代の朝鮮農業構造」、中村哲編『朝鮮近代の歴史像』1988年所収。
- (62) 以下、小作争議に関する統計数値は、朝鮮総督府農林局『朝鮮小作年報』第2輯、1938年、および同『朝鮮農地年報』第1輯、1940年による。
- (63) 前掲『朝鮮小作年報』第2輯、29～30頁。
- (64) 梶村秀樹「朝鮮の社会状況と民族解放闘争」、『岩波講座・世界歴史』第27巻、1971年所収、258頁。
- (65) 金子文夫「資本輸出と植民地」、大石嘉一郎編『日本帝国主義史』第2巻、1987年、334頁。
- (66) 「米穀対策調査会ニ於ケル米穀局長説明要旨」1934年より。ただし引用は、大豆生田稔「1930年代における食糧政策の展開」、『城西経済学会誌』第20巻2号、1984年から行った。また括弧内は平沢による。
- (67) 以下、植民地米に対する本国の移入規制策の展開に関しては、主として大豆生田前掲「1930年代における食糧政策の展開」および同『近代日本の食糧政策』1993年、第5章、大内力編『農業史』1960年、227～228頁などによる。
- (68) 当時の拓務省のスタンスは、以下の指摘からうかがうことができる。「北島（拓務省殖産局長）にすれば、外地の利害を犠牲にし、度外視した行政は帝国行政の大本ではない。・・・朝鮮・台湾・満州を無視しては行政もない — この原理に基づいて、外地米の輸入制限問題でさんざんに反対をつづけた」。以上、荷見安記念事業会編『荷見安伝』1967年、174頁より。括弧内引用者。
- (69) この点、本法立案の中心人物であった荷見安は、それが「主として朝鮮米及台湾

米の内地移入の急激なる増加に因つて生ずる米穀の供給過剰を調節する為には必要且つ適當なる方策である」と強調している。荷見『米穀經濟論』1937年、376頁。

(70) 大豆生田前掲「1930年代における食糧政策の展開」62頁。

(71) ~ (72) 朝鮮総督府警保局編『最近に於ける朝鮮治安狀況——昭和八年・十三年』314~321頁より。なお引用は復刻版(1966年)より、また括弧内は引用者による。

(73) 例えば、小林英夫「1930年代朝鮮<工業化>政策の展開過程」、朝鮮史研究会編『朝鮮社会の歴史的発展』1967年所収、同氏『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』1975年、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』下巻、1973年などが、こうした視点にたつ研究といえよう。

(74) 例えば、中村哲『近代世界史像の再構成』1991年、堀和生『朝鮮工業化の史的分析』1995年などが、それに該当する。

(75) この点、例えば、堀和生「1930年代朝鮮工業化の再生産条件」、中村哲他編『朝鮮近代の經濟構造』1990年、269~270頁を参照されたい。

(76) 以上、堀前掲『朝鮮工業化の史的分析』5~6頁より。

第 I 部 大工業分野における統制経済 の展開

第1章 重要産業統制法の成立とその歴史的意義

はじめに

序論でも指摘したように、本稿第1部では、日本経済が大恐慌を契機として“管理と統制の時代”へと移行する30年代初頭に登場し、工業組合法とともに以後、主要産業とりわけ大工業分野における組織化を規定することになった重要産業統制法の成立（第1章）ならびに運用過程（第2章）に着目する。そしてその両側面から、本法にもとづく大工業統制の歴史的意義を実証的に考察しようとするものである。

ところでかつての日本経済史においては、同法による経済統制の意義を、「独占資本のためのカルテル的統制を一層強化したものであり」、「他面、それは、中小資本への犠牲を一層強いるもの」⁽¹⁾とする理解が支配的であった。そしてこうした認識は、今日でもしばしばみることができる。例えば「日本経済の足どりを、〈国家と経済〉の枠組み、すなわち経済政策史に焦点を当てつつ、叙述することを目標」とした——その意味では政府と産業・企業との関係に焦点をあてる本稿と同様の問題関心を共有するものといえる——山本義彦編『近代日本経済史』でも、同法の意義を“独占資本による支配力強化”にあるとして、以下のように指摘している。

「同法は、独占資本によるカルテル支配体制を法的に強化せんとするもので、文字通り〈カルテル奨励立法〉とすることができる。同法はカルテル形成を促進して独占利潤を保証してただけでなく、これ以降顕著に進展する大合同・トラストの形成にも一役演じたであろうことも十分推測できる。」⁽²⁾

とはいえ研究史上、重要産業統制法の成立過程にまで立ち入って、その歴史的意義を検討した研究は意外と少ない⁽³⁾。具体的には、以上のような“独占資本による支配力強化”説と同様の視角にたち、さらに具体的な事実の評価にまでおりてそれを発展しようとした高瀬雅男氏の研究⁽⁴⁾と、そうした見解とは異なる視角を提示し統制法の再評価を試みた宮島英昭氏の研究⁽⁵⁾とがわずかに存在するといった状況といえよう。

なおその場合、前者が上述のように「独占資本」の意向を体現したものとして統制法をとらえるのに対して、後者の宮島説では、「財界」の意向と必ずしも一体的ではなかった

当時の商工官僚の政策理念とその自律性に着目した点に大きな特徴がある。そして、大恐慌以前からすでに商工官僚が構想していた“カルテル指導による産業合理化”という理念を現実化する過程として、本法の制定過程をとらえるのが宮島説といえよう。したがって氏の場合、同法は“独占資本による支配体制の強化”とは異なり、むしろ当時の商工官僚による合理化の促進にこそ、その歴史的意義があるとされるのである。

これに対して本章は、上述の体制維持論的アプローチの観点から、これらの見解とは異なる意義付けを試みようとするものである。すなわち、大手企業がリードする「財界」の意向と、統制法の政策課題とが必ずしも一体的ではなかったとする宮島氏が提起した視点は重要なものとして継承すべきではあるが、本法の本質は恐慌以前から構想された合理化の促進にあったのではないと考える。より正確に言えば、統制法の成立過程で、そうした恐慌以前の構想・路線は、恐慌対策を基本としたものへと軌道修正を迫られることになったと考えられる。ちなみに30年代の縞三綾統制の分析に際して阿部武司氏は、「戦間期の商工政策を論ずる際、商工官僚の開明性を過度に強調することは危険と思われる」⁽⁶⁾と指摘されているが、それは重要産業統制法の分析においても妥当するといえよう。

むしろ本稿は、未曾有の恐慌下にあって、単に業界をリードする主要大企業の意向にとどまらず、不況抵抗力の弱いしたがって大不況の影響をより深刻に受け倒壊の危機に陥りやすい中小企業、さらには労働者・農民の救済をも重視せざるをえなかったという、恐慌対策的側面を基本とする。そして、そうした現実の体制問題に規定されて、体制維持のためには「財界」をリードする主要大企業の利害にそった措置では十分に対処できないという限界から、それとは異なった内容をもつ新たな統制法が制定されるに至ったとするのが本章の視点をなす。

ところですぐ後で具体的に検討するように、重産法が成立するにあたっては、(1)まず政府原案(吉野案)がまとめられ、(2)続いてそれを修正する形で産業界より新たな案(長岡案)が提出され、(3)さらに以上をふまえる形で法律が制定されるという過程をたどった。そこで第1章第1～2節では、統制法の成立過程で登場した2つの法案をとりあげ、それらと実際に制定された統制法とを対比しつつ、その基本的性格を明らかにする。さらにそれを踏まえて第3節では、上記先行研究の批判的検討も含めて、統制法成立の歴史的意義を考察することにしたい。

第1節 重要産業統制法の成立過程

1. 政府原案登場に至る経緯

金解禁で知られる浜口雄幸内閣の下で、産業統制の審議が本格化するのには、世界恐慌が勃発した直後のことであった。すなわち、1930年1月20日に内閣諮問機関として臨時産業審議会が設立され、「時局に鑑み我が経済界立直しの為企業の統制を必要とする産業並に其統制の方策如何」⁽⁷⁾との諮問を受けて同審議会諮問第一号特別委員会が発足したのを発点とする。

そこで表1-1は、臨時産業審議会諮問第一号特別委員会での審議経過を概観したものである。ここにみられるように、第2回から第7回までは、中小工業分野の方策が重視され、それが専ら審議の対象となった。その背景には、浜口内閣の主要課題であった金解禁の断行にともなって、同分野における痛手がまず懸念されたという事情がある。それとともに次第に大恐慌の影響が顕在化し、例えば1930年5月、第58議会貴族院議会では「中小産業者並失業者救済ニ関スル建議」⁽⁸⁾が採択され、浜口内閣は中小工業および失業者の救済を、当面の緊急課題として強く迫られることになっていたのである。

かくして、第一号特別委員会では、「企業統制……ニ関スル具体的方策ハ類ル多企ニ
.....
巨ルベシト雖我産業界ノ現状ニ鑑ミ中小工業ノ統制並ニ其金融改善ニ付テハ此際最モ考慮
.....
スル要アルベシ」⁽⁹⁾との認識に立ち、そのためには、「輸出品タルト内地向工業品タルトヲ
問ハス一般重要工業品ニ対シ企業ノ統制ヲ図ルヲ適当トス」⁽¹⁰⁾との答申を行った。つまり、輸出向け中小工業を対象としていた従来の重要輸出品工業組合法を改正し、工業組合制度の適用を国内向けにまで拡大して対処することが、当該分野にとって必要な施策として答申されるに至ったわけである。

続いて特別委員会では、大工業分野に関する審議が行われた。しかし前掲表1-1にみられるように、それは以前よりその整理が問題とされ、しかも恐慌の影響によって業績の悪化が深刻化した一部の業種（造船、鉄鋼）の救済=合同策について論じたにとどまった。しかも、それすら現実化の機運には至らなかったのである。つまり、「少なくとも1930年中頃までは、官僚・政府の双方にとって大工業に対する統制を法律で促進・助成するとい

表 1 - 1 臨時産業審議会諮問第一号特別委員会審議経過の概要

(1930年)

2月13日	第1回	開会
2月19日	第2回	中小企業者に意見聴取 [セルロイド玩具]
2月27日	第3回	同上 [刷子, 機業, 莫大小]
3月6日	第4回	同上 [毛布敷布, 漆器, メリヤス]
4月24日	第8回	中小工業統制に関する答申案提出
5月29日	第9回	①「差当り企業統制ノ必要ヲ認メラル>産業」の資料提出 ②造船業合同案の審議開始
7月18日	第16回	造船業合同答申案の提出
10月2日	第17回	鉄鋼業の合同案の審議開始
10月16日	第18回	鉄鋼業合同答申案の提出 (閉会)

〔資料〕臨時産業審議会諮問第一号特別委員会「諮問第一号特別委員会議録」(1930年)

より作成

う方向は、いまだ表舞台にすえられた政策になっていなかった」⁽¹¹⁾と指摘される状況にあったということができよう。

ところがこれに対して、30年半ばをすぎ、昭和恐慌の影響がいよいよ産業全般へと波及して深刻化の様相を呈するに至ると、事態は新たな展開を迎えることになった。つまり、産業分野の大小を問わず、産業全般を対象とした統制法制定の動きが、現実化の方向をとり出したのである。

なおそうした立法化への動きに関して注目されるのが、大工業分野の過燐酸肥料工業で顕在化した統制問題であった⁽¹²⁾。斯業では、すでに1900年代から大日本人造肥料を中心としたカルテルを形成していたが、その他方で住友肥料、多木製肥といった有力企業（両者の販売額シェアの合計は20年代に約2割をしめていた）がアウトサイダーとして存在した。そうしたことから未曾有の恐慌に直面した際、カルテルの市場規制力はきわめて弱く、製品価格は急落して各社はきわめて深刻な状況に陥ったのである。

いわば「産業の自治」のみによる事態の收拾が困難な状況のなかで、カルテル加盟各社はその対策を政府に求め、30年9月過燐酸肥料工業改善委員会が設置されるに至る。その場合、本稿の考察にとって重要なのは以下の点であろう。

まず第一は、カルテル加盟各社が、大工業分野においてもアウトサイダーの行動を規制しうる新たな法律の制定を政府に要請したことである。しかしながら、斯業の状況は、新たな統制法の制定をまつほどの余裕がないほど深刻であり、早急の対策を必要とした。そこで30年11月、政府は、斯業に対してアウトサイダーの行動規制を有する重要輸出品工業組合法を適用することで、現実的に対処したのである。

とはいえ第二として、そうした措置は、次のような問題を内包するものであった。すなわち、過燐酸肥料工業は輸出比率が1%前後ときわめて低く、輸出向け工業に属する産業とはいいがたかった。したがって、輸出向け中小工業製品のしかも粗製濫造規制を主目的とした組合法を適用して対処することは、同法の本来的な主旨からの大きな逸脱を意味していたのである。

かくして以上の問題は、政府に対して、①輸出向けか国内向けかに関係なく、②また中小工業分野のみならず大工業分野をも対象とし、③しかも単なる輸出品の粗製濫造規制にとどまらず、むしろ恐慌への対処を主要目的とした新たな法の制定を迫る、きわめて重要な契機となったとみることができる。そしてこうした状況の下で、実際に新たな法の制定を担ったのが、商工省臨時産業合理局内に設置された統制委員会であった。

表1-2は、同委員会における審議経過を示したものである。委員会は当初、上述の臨時産業審議会の中小工業分野の統制に関する答申を受け、「吾国企業統制ニ関シ制定若クハ改正ヲ要スヘキ法制」⁽¹³⁾の審議を主要目的とした。ところが恐慌の深刻化を背景に、さらに具体的には上述の過燐酸肥料工業の統制を契機として、当初意図していた中小工業分野とともに、大工業分野をも対象とした統制法の制定に着手するに至ったのである。こうした経緯から最初に登場したのが、第6回委員会で商工省工務局長吉野信次から提出された政府原案であった⁽¹⁴⁾。

2. 政府原案（吉野案）の特徴

この案は、これまでの重要輸出工業組合法が、適用業種を指定したうえでその業界に工業組合を設立させ、必要に応じてその組合事業への服従を非組合員にも強制しようとしていた点に着目したものである。そしてこの統制方法を、広く産業全般における過当競争の規制へと利用しようとした点に特徴があった。

すなわち本案は、まず第一に、国内市場を対象とする中小工業分野にも新たに工業組合を結成させ、非組合員の市場攪乱を規制することで組合による統制機能を高め、大恐慌に対処するという点を基本的枠組みとしていた。

さらに第二として、同委員会において「本改正案ハ積極的ニ之ヲ明確ニセントスル」⁽¹⁵⁾とされたように、カルテル協約そのものも同法の対象とすることを新たに明示しようとした。つまりそれによって、工業組合法改正の枠内で、同時に自主的にカルテルを結ぶことのできる大工業分野の統制も行おうとするものであったといえる。

この点、吉野自身が「統制法ヲ別箇ノモノトスルトキハ種々ノ議論ヲ生ズベキモ工業組合法中ニ規定スレバ目立タズ」⁽¹⁶⁾と説明したように、不況が深刻化するなかで大工業分野をも含めた諸産業の救済に速やかに対処する必要から、法改正といういわば穏当な手段がとられたのである。

第三として、これまでの工業組合法とは異なり、大工業分野をも対象に組み込んだことにより、同法による統制の強化がカルテルによる独占行為に利用されないための措置が必要となる。そこでそれを、いわゆる公益規定として新たに設定することになったのである。

(1) 工業組合法改正とカルテル助成規定

表 1 - 2 商工省臨時産業合理局統制委員会（旧委員会）における
審議経過の概要

(1930年)

10月3日	第1回	逋商工大臣挨拶
10月13日	第2回	調査項目について審議 —— 企業統制に必要な資料の整備
10月20日	第3回	過磷酸肥料改善委員会の経過聴取 a) 工業組合法によって統制を行う方針 b) 大工業ながら本法による統制の問題点の浮上
10月27日	第4回	「差当り企業統制ノ必要ヲ認メル、産業」について主任官(吉野委員)より説明
11月4日	第5回	造船業改善委員会経過聴取
11月11日	第6回	(1)吉野委員提出「企業統制ニ関スル立法要綱」(=吉野案)について審議 (2)綿リン統制について東洋紡績の困却が指摘される
11月20日	第7回	(1)吉野案について逐条審議、一部修正可決 (2)「重要工業」の具体的定義について
11月24日	第8回	(1)吉野案について審議(新企業の参入制限など) (2)山室宗文・長岡徳治両委員提出「重要輸出品工業組合法改正案要綱試案」, 「金融・敗政措置ニ関スル時限立法案」, 「企業ノ整理、合同及統制協定ニ関スル臨時法律案要綱試案」(=長岡案)についての審議
12月2日	第9回	以上の検討をまとめて幹事より「企業ノ統制ニ関スル法律ノ制定」, 「国税及地方税ノ免除」, 「工業組合法ノ制定」提案、審議
12月9日	第10回	(1)再び前回の検討をふまえて幹事より「企業ノ統制ニ関スル法制要綱案」提出、審議 (2)一部修正のうえ「企業ノ統制ニ関スル法制に就テノ決定」とし、これを統制委員会決議として公表
12月16日	第11回	(1)渡辺委員より日本商工会議所において調査した「我国重要産業ノ現状」中、鉄鋼・セメント・硫安について説明あり (2)岸幹事ドイツ産業合理化に関し帰朝報告

(1931年)

(1月20日)		商工省案として重要産業統制法の成案を得る)
2月17日	第12回	「企業ノ統制ニ関スル法律」要綱にもとづく各省との交渉結果を報告 a) 司法省から憲法違反の疑義の指摘あり b) 農林省より肥料業の統制に関しては同省との共同所管としてほしい旨、要請あり
5月26日	第13回	(1)重産法の運用に伴う新委員会設置と、本委員会の解散を決定 (2)重産法で届出すべき統制協定の種類について審議

(解散)

〔資料〕商工省臨時産業合理局統制委員会(旧委員会)「統制委員会議事録」により作成

以上みられるように、本案の中核はカルテル助成策にあった。なおその場合、特に注目すべき点は、本案が工業組合制度による統制方法を基本的枠組として構成されていたということである。というのは、このことが、後に「工業組合法ハ企業ノ内部ニ迄立入ッテ<コスト>ヲ低減セシムルトイフ点迄干涉セントスルモノデアル」⁽¹⁷⁾と当局者が言及しているように、政府に対してかなり立入った介入権限を与える根拠となったからである。そこでこの点を、以下では具体的にみてゆこう。

まず第一に指摘すべき点は、本案の組合設立に関する強制権限である。すなわち、中小工業分野では、元来企業数も多く、自力による組織化が困難な業種が多かった。さらに恐慌下、大工業分野においてさえも統制力が減衰している状況のなか、中小工業分野の組織化はきわめて難しい状況にあったことは先にみたとおりである。したがって政府としても、不況圧力に対して早急に工業組合の成立を実現させ組織力の向上をはかる必要があった。

このことから本案では、業界が自主的に統制組織＝組合を設立しえない場合には、その設立を政府が強制しうるとする条項を設定していた。さらに単に設立のみ強制し、後は放置しておくというのではなく、設立を強制するに際して「例ヘバ商工省ガ定款ヲ作レバソレガ其ノ儘協定トナル様ニセザルベカラズ」⁽¹⁸⁾とされた。つまり、協定内容がまとまらない場合には、政府が協定の強制までなしうると考えられていたのである。

第二点として、工業組合制度による組織化を基本的枠組みとしていたことは、統制機関の運営方法にも重要な影響を与えることになっていた。すなわち、組合運営における議決権を、企業規模にかかわらず加盟者各々一票とし、その多数決で決めるということである。いうまでもなく、一業種に多数の企業が存在し、しかも企業間に際立った規模格差がない場合、それらにいちいちウエイトを付けることは、実際上きわめて困難である。したがって、これまでの工組法でも、組合の議決権等は原則として各々一票とするといういわゆる“員数（平等）主義”が採られていた。

この点、商工省の内部資料によれば、「現行法（重要輸出品工業組合法）ハ原則トシテ組合員ハ各一個ノ議決権ヲ有ス」⁽¹⁹⁾とされているところから、その実態がうかがえる。またこの重要輸出品工業組合法は、後述のように工業組合法へと改正されるが、その組合議決権に関して、当時、以下のように指摘されていた。

「組合員は必ず出資一口以上を有しなければならぬ。而も各員の出資口数には制限あり

原則として最高五十口を限度とする。是れ工業組合が中小工業者の団体たることを旃
印とせる建前上当然の結果であり、大資本が工業組合内に入り込み独占的勢力を振ふ
を予め防止して居るのである。……此の点に関し工業組合法は議決権は原則として
〈一人一票〉てふ平等主義に依ると言ふ建前を取つて居る。而して例外的に〈議決権総数
ノ十分ノ三ヲ超エザル範囲内ニ於テ出資口数ニ応ジ二箇以上ノ議決権ヲ有スルコトヲ
得〉として居る。此の点株式会社制度に於けると対蹠的コントラストを為し、産業組合
制度に於けると全然共通である。即ち工業組合に於ては〈資本〉よりも〈組合員〉が（換
言すれば〈物〉よりも〈人〉）が重く見られて居る点に於て社会政策的色彩が濃厚である。」
(20)

こうしたことから吉野案でも、やはりこの原則が踏襲されることになっていたといふことができる。さらに第三として、こうした統制方法を大工業分野のカルテル統制の際にも利用するというのが本案の特徴だったことに改めて注目する必要がある。

すなわち本案では、大工業分野といえども、カルテル形成を指向しながら未だ成立の実現しえない業種、あるいは運営方法および協定内容をめぐってカルテル内が紛糾し、かわって新たな協定の形成が指向されつつもそれが反対者によって容易に実現しない業種等の場合には、上述のように政府がカルテルの形成を強制し、その協定内容の決定に介入することで組織化をはかる。また、すでに協定が成立しているにもかかわらず非加盟者がカルテルの規制力を弱化させるという事態が生じた場合には、協定への服従を強制するというかたちで、政府は大工業分野の統制をも推進しうるとされていたのである⁽²¹⁾。

(2) 公益規定の採用

さて、以上の規定とならぶ本案のポイントは公益規定の採用にあった。すなわち、この規定は、政府原案の段階に至って初めて登場してきた規定であったのである。この点、商工省自身も、重要輸出品工業組合法から新統制法へ変わる時点での当規定導入の重要性を、以下のように説明している。

「新工業組合法ガ特ニ生産並販売ニ関スル協定ヲ組合事業トシテ重視シ、而モ此種ノ協定ガ動モスレバ独占価格ノ形成ニ依リテ社会公衆ノ利益ヲ害スルコトナキヲ保シ難キ

ヲ以テ、主務官庁ガ之ニ関スル取締ニ任ズルコトハ当然ナリトス」⁽²²⁾

みられるように、本案で初めてかかる規定が採用された根拠は、“新工業組合法”が大工業分野の統制も同時に目的としていたからであった。この点、輸出中小工業分野を対象とするかつての法では、それが及ぼす独占の弊害はほとんど問題ではなかった。ところが大工業分野をも対象とし、したがって“生産並販売ニ関スル協定ヲ組合事業トシテ重視”する本法案では、事情は全く異なる。

つまり上述のカルテル助成は、適用産業・企業によって独占行為に利用される余地を与えることになる。したがって、そのような行為が消費者である労働者・農民あるいは関連中小工業分野を圧迫することになれば、本来、体制安定を意図する統制策が、逆に体制不安を増幅させかねないという重大問題を内包していた。このことから、政府にとっては、カルテル助成をはかる他方で、その監視規定を採用することは必要不可欠であったといえよう。

とはいえ、以上を柱として構成された政府原案は、「財界」にとって承認しがたい問題点を内包することになっていた。そこで産業・企業サイドとしては、一方で政府の介入を要請しつつも、他方ではそうした問題を回避しつつ政府の介入権限を必要最小限にとどめるための修正案を提起することにになる。次項にてそれを検討することにしたい。

3. 「財界」修正案（長岡案）の登場とその特徴

政府原案提出後、1930年11月18日、三菱では、「吉野案ハ三菱各社事業ニ重大ナル関係ヲ有スルヲ以テ本案ニ対シ各社事業ノ立場ヨリ利害得失ヲ考究シ意見ヲ交換スルヲ適当ト認メ」⁽²³⁾、資料課評議員会が臨時に開催された。そして、「各評議員ノ意見ヲ参酌」したうえで、先の第8回統制委員会に提出された案が長岡案であった（前掲表2-2参照）⁽²⁴⁾。

すなわち長岡案とは、先の政府案に対して、「財界」をリードする大手企業の立場から一定の修正を要求した案と位置付けることができる。そこで以下では、本案が先の政府案のどの点を問題と考え、いかに修正を試みたかを検討することにしたい。

(1) 修正案登場の背景：工業組合法からの分離

前項で検討したように政府原案は、これまでの工業組合法の対象を拡げ、同じ組合法で大工業分野の統制をも行なおうというものであった。これに対して本案は、このことから生じる不利益を排除するため、大工業分野をそれとは独立の法により統制すべきことを主張したものである。そこで統制委員会における、長岡自身による対象別統制法制定の理由をもとにこの点を検討しよう。それは以下の三点にまとめることができる⁽²⁵⁾。

(a) 中小工業分野においては、工業組合の設立、およびその組合が果す共同施設機能による統制策は必要であり、組合法は「其ノマヽニ存置スル」べきである。

(b) とはいえ「工業組合法ノ任務トカルテル的任務トヲ一法ニ纏メ置キ将来全テノ組合ヲシテ同時ニ統制ヲ考ヘシムルハ適當ニ非ズト思考シタル」。したがって、工業組合とカルテルとは別々の法によって統制すべきである。

(c) さらに後者のカルテル統制の内容は「工業組合法トシテ規定シ得ルヨリ一層強ク規定スル必要ガ各問題毎ニ生ズ、依ツテ別個ノ法トシテ相当徹底シタルモノト」すべきである。

以上を、これまでの検討を念頭において考えるならば、次のように理解することができよう。すなわち恐慌下、長岡自身が指摘するように「本邦産業界ノ極端ナル競争ノ結果殆ト自殺的無統制ナル現今ノ状勢」⁽²⁶⁾では、大工業分野といえども不況克服のため「カルテル的任務ノ助長」をはかる「強行法」を必要とした。したがって「財界」側も、従来の“産業の自治”原則を修正し、政府の介入を要請せざるをえなかった。

しかしながら重大な問題は、先の政府案があらゆる業種を一律に対象として「一法ニ纏メ」、中小工業統制の枠組みに大工業分野の統制を、いわば押しこめる構成にあった。このことから生じると予想される問題としては、さしあたり以下の点を指摘することができよう。

まず第一に、先の政府案では、中小工業統制には必要でも大工業分野においては承認しがたい介入をも政府に認める規定が存在したことである。すなわち、カルテル未成立業種における統制組織の設立に際して、上述のように政府が協定内容の強制までなしうることを認める規定がそれである。実際、後に成立した工業組合法では、「小は役員を選任から大は組合の設立及び解散に至るまで、ここに一々枚挙するいとまない有様である」⁽²⁷⁾と、

当時指摘されたように、組合運営にかなり立ち入った行政権限が政府に与えられていた。したがって、仮にこうした介入が大工業分野においても適用されることとなれば、産業・企業としては自己に不本意な協定が成立する場合にも、それに従わざるをえない可能性が生じる。

さらに第二として、カルテル運営が一人一票の員数によって決定されるとする点も問題であった。というのは、例えば同一業種内に資本規模が異なる企業が存在した場合、カルテル運営が員数によって決定されることは、数の上では少数にとどまる大手企業が、多数を占めるそれ以下の企業の利害に拘束されかねないという危険性を内包していたからである。

そこで長岡案では、中小工業分野の統制を遂行してゆく場合は、上記(a)のように、先の政府原案にそって重要輸出品工業組合法の改正により対処する。他方、大工業分野のカルテル統制については別に新たな法を作り、そこでは中小工業分野の統制上必要とされた先の統制方法を、大工業分野を対象とする統制の枠組に適した形に修正する。その場合、新たな法では(c)の方針にそって、単にアウトサイダーのみでなくインサイダーもカルテル協定に服従させうるとする等の規定を盛り込み、統制を徹底させる内容にすることを新たに提起したのである。

(2) 修正案の概要

さて次に長岡案の統制方法をみてゆくことにしよう。この時、長岡によって提出された案は、以下の3つより構成されていた(以下、提出順)。

[1] 重要輸出品工業組合法改正案要綱

[2] 金融・財政措置ニ関スル時限立法案

[3] 企業ノ整理、合同及統制協定ニ関スル臨時法律案要綱試案

このうち [1] が中小工業分野の統制法案であり、[2] は大企業の合同を促進する金融・財政手段を定めた法案であった。そして大工業分野の統制法案として審議に付されたのが [3] である。

なお [1] は、現行法の適用範囲を国内向に拡大したほかはほぼそのままの形で議会に提出され、改正工業組合法として以後の中小工業統制の根拠法となる。他方 [2] は、勸業銀

行および日本興業銀行法の一部改正と、登録税および所得税法の一部適用除外を内容としていた。しかしその後、[2]に関する具体的審議は行なわれず議会に提出もされなかった。その理由は明らかではないが、すでに宮島氏も指摘するように⁽²⁸⁾、当時の浜口内閣が緊縮財政方針をとっていたことに関連して、合同のための金融・財政出動にコンセンサスが得られなかったものと考えられる。これらに対して以下本章では、重要産業統制法に直接関連する[3]の内容を立ち入って検討することにしたい。

(3) カルテル助成方法の修正 — 修正案の特徴：その1 —

はじめに本案は、協定内容を政府が補強するカルテル助成規定を中核とする点で、前案と共通の性格を有していたといえる。とはいえ、長岡案ではカルテル助成方法に関して以下の二点を新たな内容としていた。

第一に、政府は、未だ協定が成立していない業種に統制組織を成立させるにあたって、それを斡旋できるとされた。またカルテル運営をめぐる、カルテル内で紛争が生じた場合には、その破綻を防ぐため仲裁を行なうことが新たに規定された。

さらに第二として、上述のようにアウトサイダーとともに加盟者にも協定の履行を強制する権限が政府に付与された。ただしその場合、強制権の発動要件に関しては、単に“加盟者ノ決議ニ拠ル申請ニ基キ”と規定されるのみで、決議方法はカルテル独自の方法を採用することになっていたという点が注目される。

さて以上のカルテル助成のうち、まず前者の協定斡旋規定は、以前に協定が成立しながら恐慌下破綻に陥っている業種、あるいは組織化を指向しつつも協定の成立に至っていない業種などの救済を意図したものであった。この点は、先の政府原案と同様の立場だが、前案が政府にカルテル設立の強制権を認めていたのに対して、長岡案では強制力を伴わない“斡旋”にとどまった点が大きな相違として注目される。しかもその斡旋方法は、政府が“主要ナル同業者”つまり実質上業界をリードする大手企業に命じて統制方法を協議させ、カルテルの成立を促す形になっていた。つまり、大手企業にとって自己の利害に反する協定を強制されることはなく、また自身がイニシアチブをとる形で協定を成立させることとなっていたのである。

それとともに、もう一つのポイントは、組織運営の方法にあった。すなわち以上に、政府の権限を協定内容の強制から斡旋ないし仲裁へと修正したとしても、なお各自一

票の議決権という組織運営のあり方を法的に強制されたらなば、大手企業の行動がそれ以外の利害に拘束される危険性がいぜんとして存在したからである。

実際、この点は、先の三菱評議員会の審議においても中心問題となった。そして、大手企業が統制に参加することが適当である場合には、「一人一票トセズ資本デ争フコトが出来ル様ニスルコト」、あるいは中小規模企業でひとつの組合を作り、「ソノ単位タル組合ト大工業トノ間デ価格ノ協定ヤ生産制限ヲスル」等の方法をとるべきことが、同会に出席した評議員から指摘されたのである⁽²⁹⁾。

したがってこうした意向を受けた長岡案では、政府はカルテル運営には立入らず、協定違反者および非加盟者に協定内容を強制する場合に限って介入する権限を与えることとなっていた。さらにその場合、後との関連で注目すべき点は、強制権発動の決議方法ならびに申請要件を法文に規定せず、上述のように各業界がそれぞれの方法で行うことになっていたということである。要するに長岡案では、強制権発動における員数原則の回避がはかられたということができよう。

(4) 公益規定による政府介入の限定 — 修正案の特徴：その2 —

一方、公益規定は、本案が大工業分野を統制対象とすることから設定された規定であった。つまり公益規定の設定は、大恐慌下で政府の救済を必要とせざるをえなかった「財界」のやむなき譲歩と理解することができる。しかし企業サイドからすれば、当規定を根拠として政府に幅広い介入権限を与えることは回避する必要があった。そこでこの規定をめぐって、本案では、以下の措置が施されていた点に注目することができる。

すなわち長岡案では、第二項「前文」において、「生産、販売若ハ価格に関スル企業統制ノ協定ヲ為サシムルコトヲ必要ト認ムル産業」へと統制法の対象を限定していた点である。つまりそれは、協定が未成立か、あるいはカルテルの組織力が脆弱で政府による助成が必要な業種のみを対象とし、カルテルが助成を必要としない業種は事実上対象外とすることを意味していた。その結果、政府による助成を必要としない業種に対しては、自動的に公益規定を根拠とした介入を事実上排除することになっていたのである。

その意味で、それは企業サイドの立場から、カルテルに対する政府の独占行為のチェックを最小限にとどめようとしたものといえるであろう⁽³⁰⁾。

4. 重要産業統制法の制定

以上みられるように、長岡案における大工業分野の統制は、まずカルテルの助成方法では、大手企業の意向を反映させた協定を他に強制しうる形になっていた。他方、カルテル規制ではその適用範囲が限定され、統制力の強固なしたがって独占の監視という観点からみてその監視が最も重要な業種への政府介入は根拠をもちえないことになっていた。かくして全体的に、一方で大企業が主導するカルテル助成をはかりつつ、逆にその規制は極力制約するという形の統制法の制定が意図されていたといえよう。

ところが、こうした統制方法は大企業サイドの利害にそったものではあったが、昭和恐慌下の社会問題に十分対処しうるものとはいえなかった。まず第一に、上述のような助成方法によっては、同一業種内で大企業に比べて相対的に不況抵抗力の弱い中小規模の企業に対する実効的な救済がのぞめない形となっていた。さらに第二として、政府の助成を必要としない統制力の強固なカルテルが、労働者および関連中小工業分野を圧迫し社会的に問題となった場合でも、それらカルテルが統制法の対象外となってしまうことから、そうした事態に十分に対処しえないという問題である。

したがって、長岡案は、体制の維持を課題とする政府の意図とは必ずしも合致せず、上記の社会問題に対処しうる形に再修正されねばならなかった。かくして、長岡案に反映された「財界」の意図とは一定程度乖離した内容を有する統制法が現実には制定されることになる。そこで以下では、これまでの分析をふまえ、重要産業統制法の内容に立ち入り、その基本的性格について検討することにしたい。

第2節 重要産業統制法の基本的性格

1. 重要産業統制法の適用対象

長岡案の提出後、それをもとに統制委員会は、「企業ノ統制ニ関スル法制ニ就テノ決定」⁽³¹⁾を委員会決議として公表した。他方、商工省はこの決定をうけ法制化を急ぎ、31年1月20日成案を得、それが第59議会で可決され成立した。これが重要産業統制法である。とはいえ、本法は対象業種を予め特定しない産業統制の一般法であったので、実際の運用に

際しては、統制委員会が具体的に適用業種を指定し、それにもとづき協定内容の届出を受け、政府はカルテル動向を把握するとともに、第2条以下に規定された強制権の発動も可能となる、という構成となっていたのである。

つまり「重要ナル産業」とは、①当時の日本経済が直面していた国際収支問題上重要な業種、②または生産ないしは従業者を多く抱えその倒壊による社会的影響が大きな業種、③さらにカルテル行為が関連産業との関係で社会問題を生じる懸念のある業種が念頭に置かれていたといえよう。

なおその場合、先の長岡案では、上述のようにカルテルが政府の助成を必要としない業種は統制法の対象外とされていた。これに対して、実際の統制法では、「重要ナル産業ヲ営ム者」と規定するのみでそうした限定がなかった点が重要であろう。言いかえれば、政府は、カルテル助成を必要としない業種へも、いわゆる公益的見地から介入しうることになっていただけである。そしてそのことは、カルテル助成および規制両面において重要な意味をもっていたことは後に着目するとおりである⁽³²⁾。

ところで本法では、適用対象を「重要ナル産業ヲ営ム者」と規定していた。ここで“重要産業”に関する明確な定義は存在しないが、統制委員会の審議過程で「重要産業ニ対シ数字的根拠ヲ求メルコトハ困難デアツテ、生産額、輸出入関係、従業員数、原料トシテ他ノ産業トノ関係ヲ考慮セネバナラヌ」⁽³³⁾と当局者が言及していた点が注目される。

ところで重要産業統制法第2条以下の主要部分は、①カルテル助成に関わる条項（第2条）と、②カルテル監視のための条項（第3条～4条）の部分を中核とし、③それらの介入を議決する統制委員会の設置規定（第5条）から構成されていた。そこで以下では、この内容を順を追って考察することにしたい。

2. カルテル助成規定の特徴

(1) カルテル助成規定と員数主義

はじめにカルテル助成の概要をみれば、それはカルテルによる自主統制をあくまで前提としていた。つまり、政府には協定内容への直接的な介入権限はなく、協定への服従を命ずる強制力の発動に限ってそれが認められていた点は、上述の長岡案の枠組を踏襲していたといえる。

なお本法における助成方法とは、まず「重要産業」として統制対象を指定し、その産業において、同業者の半数以上がカルテル協定に加盟する場合には、その内容を政府に届け出る（第1条）。そして届け出た協定について、さらに3分の2以上の加盟者から要請があれば、政府はその協定の服従命令を、加盟者（協定違反者）および非加盟者に強制するというものであった。

その場合、この規定は、先の長岡案と以下の点で異なる性格を有していたといえる。

- [1] 前案にみられた協定の設立斡旋およびカルテル内紛争の仲裁規定が、重要産業統制法では明記されなかった。
- [2] 長岡案では、例えばカルテルへの加盟を許されない企業が多数存在し、それらが政府による救済を指向していたとしても、カルテル自体が助成を必要としない場合は、統制法の対象外とされていた。これに対して本法では、こうした産業も適用対象とし、その救済に道を開くことが可能となっていた。
- [3] 強制権の発動要件に関して、長岡案では否定された員数主義原則が、実際の法文では明記された。この点、より正確には、長岡案と同様、カルテル運営方法に政府は直接介入できないが、長岡案と異なり強制権発動如何に関するカルテルの議決方法に限って、上述のように法的に規定することになっていたのである。

それでは、実際の統制法に新たにもり込まれたこれら点は、全体としていかに関連付けて理解できるであろうか。

まず最初に注目すべき点は、前節の最後で指摘したように、長岡案のままでは政府が解決すべき社会問題に十分対処できるものではなかったということである。すなわち、長岡案で示された協定設立、カルテル内紛争への対処方法は、あくまで斡旋ないし仲裁であって、それは十分な強制力をもつものではなかった。

したがって政府原案の提案者吉野が、「本項（協定設立規定）ハ斡旋ノミニシテ強制セ
ザルコトヽナリ居レルガ折角統制法ヲ制定スル以上少数者ノ異議ニヨリ協定成立セザル場
合ニハ強制シ得ルコトヽスルモ宜シカラズヤ」⁽³⁴⁾と言及したように、長岡案の斡旋・仲
裁では“少数者”の利害に左右されて協定が成立しえなかつたり、あるいはカルテル内紛
争により統制の効力が喪失した場合など、助成を必要とする多数の企業の要請に対処しえ

ないという問題が存在した。なおその場合、吉野の指摘に対し、長岡が「統制法ハ大工業ヲ目標トセラルヲ以テ単ニ数ノミニ依リ得ズト考ヘタルガ為ナリ」⁽³⁵⁾と反論しているように、“少数者”とは数において少数である大手企業を主に想定したものであったといえる。

とはいえ、政府が協定内容を業界に強制しうるとする権限を、先の政府原案とは異なる大工業統制の枠組の下で再び規定することは、資本主義が原則とする営業の自由に関わる重大な侵害を意味していた。また実際にも本法の制定自体が、後述のように憲法問題を惹起する懸念がもたれるなかでは、もはや「財界」の反対をおして、先の政府原案と同様の強力な介入権限を採用しうる状況にあったとはいえなかった。

そこで政府としては、先の規定に代わって多数企業の救済を実現しうる別の統制手段を必要とせざるをえなかった。それが[3]の員数規定の採用であったと考えることができる。改めていうまでもなく、それはカルテル内における多数の意向を反映しうる方法であったからである。しかも、すでにカルテルが存在する業種の場合でも、かかる規定の採用は、同様に少数大手企業以外の意向をそこに反映しうる方法であったといえる。

すなわち、まず第一に、本法においては、かりに業界大手以外の中小規模企業がカルテルへの参加が許されている場合、協定内容が恐慌に対処してゆくうえで不十分なものであるならば、数で勝るそれらの企業は別の協定を作り、員数規定を根拠に強制権の発動を要請し、政府は新たな協定を強制しうることとなる。

逆に言って、少数大企業にとっては、自己の利益とは反するカルテル協定の成立に対して異議を唱える際、インサイダーにとどまり協定の無視（違反）という行動にしようとする場合も、あるいは協定内容を不服としてアウトサイダーになろうとする場合も、いずれにしても数で勝る企業側の意向にそった協定内容に同調せざるをえないことになったのである。

一方、第二として、多くの中小規模企業が、今までカルテルへの参加を許されなかった場合、あるいは自己に不利なカルテルに参加せずアウトサイダーにとどまっていたような場合でも、[2]で指摘したようにそうした業種も統制法の適用対象とされたことにより、法の制定を契機としてそれらの企業が外部に新たなカルテルを結成し、それが同業者の半数以上の加盟を得たならば、やはり員数規定（加盟者3分の2以上の要請）を根拠に、既存のカルテル参加者に対して自己の協定内容を強制しうることになったのである。

もっともカルテルを構成する大企業側にとっては、これによってアウトサイダーのカル

テル参加要請が促され、それが実現することとなれば、員数規定を根拠にその後の運営を制約される可能性が生じることとなる。また逆にカルテル側が非加盟企業のカルテル参加を拒否するならば、これに対してアウトサイダーが別の統制組織を形成するという状況が生じうる可能性がある。その場合には、既存のカルテルは今までとは逆にアウトサイダーとしての地位に甘んじることを余儀なくされ、新組織の協定に服従せざるをえない危険性が生じる。このように、いずれにせよカルテルを構成し、業界をリードする大手企業にとってにとって、こうした業種も統制対象とされたことは大問題であったといえよう⁽³⁶⁾。

さらに第三として、カルテル未成立業種が、統制法の制定を契機として協定締結に着手した場合も、協定の形成過程において、かりにその内容が多数の中小規模企業に不利な形で成立をみるならば、それを不服として別の協定を作り、上記の場合と同様、かかる協定を統制法による規定に則り、他に強制しうるることとなる。したがって、実際にはこのような行動に出なくとも、統制法の員数原則に基づく強制規定が、数で多数を占める企業側の発言力を強めることとなろう。このように、新たな協定の成立を指向する業種においても、その成立にあたって、業界内でマージナルな地位にある企業の意向をそこに反映させやすい状況が作られていたといえることができる。

かくして以上の諸点をあわせ考えるならば、重要産業統制法のカルテル助成方法は、政府が直接その運営に介入しなくても、員数規定の採用によって、数で勝る中小規模企業がカルテルを軸にした業界運営に参加し、自己の要求をそこに反映させやすい方法となっていたことがわかる。言い換えれば、統制法にこのような性格をそなえることにより、不況抵抗力が相対的に弱い中小規模企業の交渉力を高めてカルテル参加を促し、昭和恐慌に対処させようとするものであったといえるのである。

しかしながら、大手企業の利害あるいはその行動を制約する可能性のある員数原則の採用には、当然大企業サイドから反発がみられた。例えば統制法の成案が作成された後の上記統制委員会（第12回）においても、三菱の山室宗文は、再度この規定の訂正を要求している。これに対して政府は、「法技術上、生産額ヲ加味スル能ハズ」として、技術的な理由からそれを退けている⁽³⁷⁾。しかし、36年の統制法改正時点では、生産額などの大小を加味する“数量主義”を採用していることから明らかなように、それは表面上の理由にすぎなかった。

この点に関して、すでに先の政府原案の作成当初から政府当局は、一方で「法案ニ於テハ新ニ統制ノ為メニ諸協定ヲ行ハシムル以上生産能力等各組合員ノ実力ヲ反映セシムル議

決方法ヲ必要トスベシ」としつつも、その他方で、「然シナガラ生産能力又ハ出資口数ノ
.....
ミニ依ル弊害アリ、特ニ大工業者ト中小工業者ヲ併セテ一組合ニ網羅スル場合当然起ルベ
.....
キ問題ナリ」⁽³⁸⁾として、大企業と中小規模企業とが併存する業種では、生産能力を反映
させる統制方法を採用した場合の弊害を強調していた点が注目されよう。

もっとも政府原案では、大工業分野のカルテル統制においても議決権を各自一票とすべ
きか否かは、必ずしも明確にはなっていなかった。ところが次の長岡案では、まさにこの
点を重大問題とし、カルテルの議決方法は法的に明記せず、さらに協定への服従強制命令
の発動の申請要件もカルテル個々の自主方式とすることを要求したことは前節で述べたと
おりである。しかしながら、こうした要求を受け入れた場合、統制策に支障が生じること
が明確となるに至って、政府としては実際の統制法においては、上述のように、協定への
服従命令の発動に限定してではあるが、その議決要件へ員数原則を採用することをあえて
明記したとみることができる。言い換えれば、以上のような統制法の制定過程を経るなか
で、体制維持上、政府にとって必要な統制規定が明確化されていったといえるのである。

(2) 斡旋・仲裁行為による組織化の促進

以上のように、政府が大工業分野を統制する際には、単に大手企業の救済を行なうのみ
とどまらず、マージナルな地位にある中小規模企業の救済も、体制安定上、重視せざるを
えなかったという観点に立って初めて上記[1]~[3]の特徴を有するカルテル助成の基本的
性格を捉えることができるといえよう。

ところで上記[1]で指摘したように、重要産業統制法では、政府の協定設立斡旋・紛争仲
裁行為に関しては、法的に規定されなかった。その理由に関しては推定の域をでないが、
例えば宮島氏は、司法省からの重要産業統制法批判を極力避けるという意図によると解さ
れている⁽³⁹⁾。なお司法省は、当時、既存の体制秩序の変革を意味する本法の登場に、
「営業の自由」を侵害する憲法違反の疑義をもっていた。そのため、一方においてこの法
を「種々ノ点ニ就テ詳細ナル検討」をなし、他方において「商工省トノ間ニ屢々折衝ヲ重
ネ」ていた⁽⁴⁰⁾。

したがって、このような司法省の動向を勘案するならば、宮島氏の推定も妥当と思われ
る。ただ氏はこのことをもって、「法的・行政的な組織化の促進という合理局の志向は、

このように司法省に代表される〈産業の自由主義〉の前で一定の停滞を余儀なくされたのである」⁽⁴¹⁾と評価されるが、それは統制方法の理解に関わるだけに、また以下のような事実から判断しても首肯しがたい。

というのは、確かに法文上には上記の規定が盛り込まれなかったものの、そのことは商工省の協定斡旋行為を不可能にし、氏が言うように“一定の停滞を余儀なく”するものではなかった。すなわち、商工省は実際の場合において、行政指導というかたちでそれを行なったからである。

この点、例えばそれまでカルテル協定が存在しなかった伸銅業では、統制法制定を契機に協定締結に動いたのであるが、その際、「当局においてもあるいは関係官を派遣しあるいは当事者を招聘してその主張及び意向などを聴取し、両者（協定締結推進者、反対者）
．．．．．
間に種々斡旋調停をなし、もつて協定実現の促進に努めている」⁽⁴²⁾という事実から商工省の実際の動きをみることができる。なおこの他、板紙業でも同様に、商工省の斡旋による協定設立が指摘されている⁽⁴³⁾。

したがって以上から、統制法が既存秩序に重大な修正をもたらすとして物議を生み、さらには憲法問題にまで発展しかねない状況のなかで、当該規定をあえて明文化しなくても、商工省は斡旋に関する実質的権限を行使しうると判断し、実際にも設立斡旋を行なったと理解するのが適切であると考えられる。

こうして政府は、カルテルの未成立業種に対しては、まずその設立を斡旋してカルテル化を促しつつ、さらにその際形成される協定内容については、上述のように員数規定を中核とするカルテル助成方法によってバック・アップするという形で統制をはかることになったのである。

3. 適用対象の拡大と公益規定

さて次に、カルテル助成規定とともに本法の核をなす公益規定の検討に移りたい。この規定は以下の点を主な内容としていた。まずそれは、[1]カルテル行為が関連産業に弊害をもたらした場合、主務大臣は統制協定に対して、その変更ないしは取消を命じる点を中核とした。そして、[2]一方で統制協定内容を大臣に届出させ、[3]他方でカルテルないしはアウトサイダーに対する業務内容の検査・報告を義務付けるという形で、独占行為を未然

に自主規制させることにしたのである。

このうち[2]に関しては、先の政府原案では「認可」となっていたが、統制委員会の審議過程において「認可」が「届出」へと修正された。したがって長岡案以降、届出規定となっている。認可ということになれば、協定成立あるいは変更の時点における行政介入の余地をより拡大することになりかねない。こうしたことから、単なる届出規定への修正が要求され、許認可権による介入は認められるところとはならなかった。

そこで政府としては、「認可」から「届出主義トスルモ（他方で）変更権ノミ留保スルニ於テハ差支ナキモノト思考ス」⁽⁴⁴⁾と判断して、上記の修正要求を受け入れた。それとともに、[1]のように届出た協定が弊害を惹起した時点で変更・取消を強制するという形で、カルテルの監視権限を確保することになったのである。

また[3]は、企業活動にとって最も私的なあるいは企業秘密に関わる部分を公権力に掌握されることを意味していた。それゆえ当然、企業側の反発が予想され、結局、先の政府原案にすら盛り込まれず、以後、委員会審議に付されることがなかった規定であった。

したがって、政策当局者自身も、この規定を統制法に採用するにあたって、「スクノ如キ規定ノ存在ハ当業者ノ自治能力ニ関スル清新ナル内容ヲ盛ル本法ニ一大暗翳ヲ投ズルモノト言フベキデア」って、「仮令監督上必要アル場合ニ限ルトスルモ、其ノ限度ヲ越エタモノト言ワザルヲ得ズ」⁽⁴⁵⁾との疑義が生ずることを予想していた。また実際、先の統制委員会においても、「財界」の代表である山室委員から、その削除要求が出されたのであった。

しかしながらこの規定は、「営業上ノ弊害ヲ強制スル為メ必要ト認ムルトキハ組合ニ対シ検査其ノ他ノ施設ヲ命ジ得ルコト」は「新立法ニ於テ……至当ナリトス」⁽⁴⁶⁾とされたように、政府にとって公益規定の運用を実質化するうえで必要不可欠な規定であった。このことから、「財界」側の反対要求にもかかわらず、当規定が統制法に明記されたものと理解することができる。

さらに以上の公益規定は、その運用にあたって、長岡案とは異なる重要な性格を新たに備えていた点に注目しなければならない。この点に関して先にも指摘したように、長岡案では、そもそもカルテル助成を必要としない業種は適用除外とされていた。このことから、公益規定にもとづく政府の介入も、こうした業種には適用の余地がなかった。これに対して実際の統制法では、カルテル助成を必要としない業種も適用対象としうることになっていた。その結果、政府は、より広範囲の業種にわたって独占行為の規制が可能となったの

である。

事実、この点は、「本条（第3条）はいうまでもなく第二条に依る主務大臣の命令が発せられた統制協定に付いてのみ適用があるのではない。斯くの如き法律の援助を俟たずして自治的に統制の実を挙げて居る協定に付ても第一条第二項に依つて指定せられたる産業に関するものである限りは其の適用がある」⁽⁴⁷⁾と、政府当局の説明においても強調されたのである。

とはいえ、こうした注目すべき変化を、単に官僚が産業界に対するより広汎な権限の獲得を指向した結果と理解するのみでは、重要な性格を見失うことになってしまうであろう。むしろ、先の長岡案の規定を踏襲したのでは、恐慌下に問題となる独占行為に対して十分対処できないという現実在即してとらえる必要があると思われる。

なおそうした問題の一例として、綿紡績業と綿織物業との関係に注目することができる⁽⁴⁸⁾。30年代初頭、前者の操短が関連中小工業である後者を圧迫し、現実に社会問題化していた。ところが紡績業自体は統制法の助成を不必要とし、その適用を拒否していた。したがって先の長岡案に従えば、紡績業は統制の適用対象外となり、その操短行為に対して規制をなしえないことになる。しかし政府としては、他方で展開している工業組合法にもとづく織物業統制の実効を確保する観点から、紡績業によるカルテル行為の監視ないしは規制を必要とした。そこで、こうしたカルテルの強固な、したがって政府による助成を必要としない業種をも統制法の対象に収める必要があったのである。

以上から明らかなように、公益規定にもとづくカルテル規制の基本的性格も先のカルテル助成規定と同様に、単に大企業のみでなく中小企業ないしは労働者・農民などの救済をも同時に重視したものであったとする体制維持論的な視点に立って、初めて整合的に理解することができるといえるのである。

4. 統制委員会の設置

以上が、重要産業統制法が有する基本的性格であったが、最後にこうした新たな政策の登場に対応して、新たな行政機関が登場してくる点に言及しておきたい。統制法では、上記の強制権を発動するにあたり、統制委員会——ただし統制法の審議を行なった同名の委員会とは異なる新委員会——が設置され、その「議ヲ経ル」こととなっていた。つまり当該委員会は、実質上、統制法運用における議決機関たる重要な地位を与えられることになっ

たといえる。

ところで、こうした委員会設置に関する経緯をみるならば、最初の政府原案では「諮問委員会ヲ設置スルコト」⁽⁴⁹⁾とされていた。同様に長岡案においても、諮問機関の設置が想定されているにすぎなかった。これに対して実際の統制法においては、統制委員会を単なる諮問機関ではなく、議決機関とした点にそれまでとの相違があった。

すなわち統制委員会が判断＝決議を下すと、その決議事項が法と同じ強制力をもつことになったといえる。言い換えれば、政府が新たな統制政策を行うにあたり、それを行政と独立した司法ないしは立法府には委ねず、行政内の一機関がそれを決定するというわけである。この点、例えば協定加盟者への協定服従の強制は、私契約（カルテル契約）違反者への処置であり、その判断は本来司法権に属するが、統制法では統制委員会がその可否を下しうるものとされた。それゆえ司法省は、これに対して「司法裁判所ノ権限ニ属シ……司法権ノ侵害」ではないか⁽⁵⁰⁾との疑義をもっていたのも当然といえよう。

それは深刻な恐慌に直面し、行政的な対応をせまられるなかで、機動的に問題に対処するために設けられたと考えることができる。一種の“行政委員会”化であり、ここにも行政国家化の一面をみてとることができよう。なお当事者の証言を引用するならば、「その委員会の特色は……従来の委員会と違いまして、議を経て、ということになっている。…委員会としてはおそらく例のなかったこと」とされている。そして以後、「議を経て、というのがいろんな事業法の委員会にも出てきた」のであった⁽⁵¹⁾。

第3節 重要産業統制法成立の歴史的意義

1. 小括

以上の検討結果は、以下のように要約することができよう。

- (1) まず統制法の制定が審議されるに至った経緯は、当初、中小工業分野の統制を意図していたものが、昭和恐慌の深刻化するなかで、大工業分野を含め産業全般を対象とした統制政策の根拠となる法の制定が必要とされたことにあった。
- (2) そこで最初の政府案は、現行法を改正し、その枠内で中小工業分野から大工業分野

に至る統制をはかろうとした。これに対して、こうした枠組から派生する統制方法を問題として、修正を試みたのが長岡案であった。その場合、同案における政府の役割は、主に大手企業の行動を補強する位置に押しとどめられていた。しかしそれでは、現実の体制不安に対処しうるものではなかった。そこで、さらに再修正されるかたちで、大工業分野を対象とする重要産業統制法が成立をみたのである。

(3) 本法は、大工業分野の諸産業が不況圧力を受け、倒壊の危機にあるという状況に対処するため、弱化したカルテルの統制力を高め、過当競争を排除してその復興をはかり、体制安定を実現することを目的とした法であった。そのため、カルテルの統制力を公的に支援する方法と、カルテルの独占行為を監視し、場合によっては規制する規定が採択され、この2つが本法の中核規定となっていた。

(4) そしてこれらの統制手段は、大企業の利害とは必ずしも一致するものではなかった。まずカルテル助成においては員数規定が採用され、単に業界の大手企業のみならず、中小規模企業の救済をも重視する方法を特徴としていた。またカルテル助成を必要としない産業にも法の適用を可能とすることによって、より広くカルテル行為の弊害をチェックしうることになったのである。

それでは以上のようにとらえることができる重要産業統制法の登場は、日本経済史上いかなる意義をもっていたと理解できるであろうか。従来の研究と関連させつつ、それを本章の最後に考察することにした。

2. カルテル助成と体制安定

まず統制法の歴史的意義を確定するにあたって、本法によるカルテル助成をどう評価するかによって判断が別れることになる。冒頭でも指摘したように、本法を“独占資本の支配力の再編・強化策”ととらえる説では、カルテル助成規定を、政府の法的拘束力を背景として大手大企業の利害をその他に強制するものと評価し、自説の根拠としてきた。

しかしながらこの視点からでは、強制権の発動要件に員数主義が採用された意味を積極的に評価しえないこととなっていた。というのは、それによって大手大企業の行動が、数で勝る中小規模企業の利害によって制約を受ける危険性を内包することになっていた。言

い換えれば、その助成方法は、むしろ数で勝る中小規模企業に有利な内容となっていたからである。

もっとも上記のような理解にたつ説が、統制法が有する大企業に不利な性格を無視していたとは言いきれない。例えば、高瀬氏は上記の員数規定を、正当にも「独占資本には耐え難い」規定と指摘されている⁽⁵²⁾。しかし、この視角からは当然のことながら、そうした規定は本法の有する不十分なものであると理解されることとなってしまう、それゆえ後の法改正(1936年)により是正されるものと意義付けられるにとどまることになっている。

これに対して、商工官僚の合理化構想の現実化という視点から統制法の基本的性格をとらえる宮島説では、本法の助成が、カルテルを利用した弱小企業の整理促進策として意義づけられている。

すなわち、この説が分析の基軸におく官僚の構想とは、これまでの自由価格競争は「能率の悪い弱小企業」を急速に整理するのに不適當であったとする。他方、自由競争下でカルテルの統制力は脆弱であり、非加盟者の攪乱的行動により業界全体が共倒れとなる競争を規制していない。そこでカルテルを助成し、官僚の意図する「適正価格」を基準に、この価格以上でしか生産しえない低生産性企業の整理を促進して合理化を実現する政策が必要とされた。統制法の成立は、こうしたカルテル助成による合理化促進を現実化させるものであったというのである⁽⁵³⁾。

みられるように、この説によれば、未曾有の恐慌下、企業の倒産・整理が進んでいるなかで、さらに生産性の低い弱小企業を整理することで合理化を促進する手段として重要産業統制法の成立をとらえることとなっていた。しかしながらそれでは、本法による統制政策は大量失業をより増幅させ、体制不安を激化させる政策となってしまうのではなかろうか。

さらに、カルテルを利用した合理化促進策と意義付ける同説の視角に立つならば、統制法によるカルテル助成の方法としては、生産能力・資本規模などの面で生産性の高い企業に有利な能力主義・数量主義がむしろ採用されると考えられる。しかし事實は、生産能力の高い、したがって合理化を促進してゆく上で中心的役割を担うこととなる大企業の行動を逆に制約しかねない員数主義原則があえて採用されたのである。

ところで重産法は、36年の法改正に際して、強制権の発動要件に、それまでの員数規定とともに生産規模(能力)の大きな企業にとって、より有利な数量規定が採用されることになった。この改正について、宮島氏は「カルテル助成規定は、“自主的統制”の枠内で

「極限まで強化され」、それゆえ改正前に比べ「各カルテルの実態をより反映し、その運用はいっそう円滑となった」⁽⁵⁴⁾とされている。すなわち、商工官僚の合理化構想を現実化させたカルテル助成方法が、その運用の過程で円滑さを欠くこととなり、改正の時点でより合理的な統制法に変化したと解するのである。

もしそうだとすれば、員数規定を中核にした助成は、氏が言うとおりの法の改正時点からみれば、合理化促進という目的に照らして“極限まで強化”されていなかった不十分な規定であったということになる。しかしながら、それでは前節で注目したように、法制定時においては員数規定の採用が意識的に重視された点が不明確となってしまう。その結果、先の説と同様、員数原則はやがて36年に是正されるべき不十分ないしは不適切な規定であったと理解せざるをえないことになっている。

以上のように、重要産業統制法のカルテル助成は、弱小企業の整理による合理化促進というよりも、むしろ体制安定のために、それら企業の存続・維持を重視したものであったと理解する方が合理的であると考えられる。そしてこの点が統制政策において重視された背景には、序章で指摘したように中小規模の企業経営が、農村とともに過剰人口の吸収先として重要な役割を担ってきたことがあった⁽⁵⁵⁾。

また当時の状況として、30年代初頭の労働争議をみた場合、31年の争議件数が戦前のピークを記録したこととともに、一件当りの参加人員が30年以降減少し、争議規模が急速に小さくなったことが注目される⁽⁵⁶⁾。総同盟の『三〇年全国大会報告書』が指摘するように、「参加人員の減少したのは、罷業が中小企業に多いことを示し」ており、それは「不況の影響が最も中小工場に於て深刻化しつつあることを物語る」ものだった⁽⁵⁷⁾。そして政府当局（内務省社会局）も、「中小企業ニ於ケル群小争議ノ増加ヲ見タリ」⁽⁵⁸⁾として、こうした事態を重くみたのである。

したがって、体制安定上、重要な役割を担うこれら企業の苦況を放置ないし犠牲にして、大手企業が要求する助成のみを行うことは、結果として大量失業の顕在化ひいては体制不安の増大につながりかねず、それでは現実の社会問題に対処しうるものではなかった。この点、大恐慌を契機として、「中間層（農民・中小商工業者）の組織化が重大な課題となる傾向を有している」⁽⁵⁹⁾と指摘されるごとくである。

員数規定を中核とする本法のカルテル助成は、統制法の重点が、まさにそうした限界企業の救済をも同時に行いつつ、不況を克服してゆく点にあったことを端的に示しているといえよう。それゆえ日本経済が景気回復過程に入り、各産業の倒壊の危機が薄らぐ時点に

なると、員数主義のもつ重要性は、恐慌期と比べて相対的に後退することになる⁽⁶⁰⁾。36年の改正は、まさにこうした日本経済の状況変化を前提としてとらえるべきであって、上述のように不十分な規定を整備したという技術的なものではなかったと考えることができよう。

3. 公益規定と体制安定

次に、もう一つの核である公益規定へと目を転じることにしたい。前述のように当規定が設定された意図は、本法のカルテル助成が独占行為に利用されることを規制する点にあった。その場合、この規定が、本法を“独占資本の支配力強化策”であることを隠蔽するための、たんなる飾りあるいはみせかけとしてのみ設定されたものではなかった点が、改めて強調される必要があるだろう。

この点ではまず第一に、長岡案から実際の統制法に至る過程で、「財界」サイドからの反対をみたにもかかわらず、公益規定によるカルテル行為を監視する手段として新たに業務内容の立入検査・報告命令規定が採用された事実がまず注目される。この点に関連して、重産法とともに工業組合法においても、従来なかった公益規定が一応設定された（同法、第28条ノ2）。しかし、それはきわめて抽象的な規定にとどまっていた⁽⁶¹⁾。他方これとは対照的に重産法では、上述のように立入検査・報告命令が公益規定の採用とともに設定され、独占行為の監視手段とされたことは、公益規定に基づく法運用の重要性・積極性を示唆するものとして看過しえないであろう。

第二に、政府介入を極力回避しようとする「財界」側が不必要とした助成を必要としない業種にまであえて法の適用対象を拡げ、カルテル行為の監視を可能とした経緯は、“独占資本の支配力強化”説では積極的に評価し得ない事実といえよう。

さらに第三として、恐慌期ゆえに、こうしたカルテル規制は“独占資本の支配力強化”にとってたいした拘束力をもたなかったとする理解も、この時期特に中小工業分野の統制との関連で、その規制策が実際に重要性をもった点を看過することにつなり首肯しがたい。

一方、こうした消極的理解に対して、公益規定を積極的に評価されるのが宮島氏である。すなわち、氏は公益規定によるカルテル規制を、需要産業へ安価な商品を大量に供給することにより、そこでのコスト・アップを抑制し、需要サイドの合理化を促進する措置と理解されている。

このことから、助成が必要な業種か否かに関係なく、当初から官僚は大工業分野全般を対象に、カルテル規制策の展開を政策理念としていた。ところが長岡案では、助成の必要な業種しか規制対象としえず、商工官僚の構想する産業合理化理念とは乖離していた。そこで実際の公益規定では、「法作成の権能を掌握する官僚の制度上の位置を基盤として」、法技術上の処理、条文整理という権限を利用して、自己の理念に近い形に再修正が施されたとする⁽⁶²⁾。すなわち、宮島氏の場合、助成の不必要な業種にまで規制対象を拡げるかたちで公益規定を設定したことは、官僚が当初の理念に基づき、産業界に対してより広汎に統制権限の獲得を指向した結果である認識されているのである。

氏がいわれるように、こうした規定を設定しえたのは、“法作成の権能を掌握する官僚の制度”によるといえるかもしれない。とはいえ、さらに問題は、そうした制度上のことではなく、なぜそういう形のカルテル規制策が必要とされたかであろう。この点宮島氏は、上述のように需要産業における合理化促進のためと解していると考えられる。

しかしその場合、さらに問われるのは、上述のように「財界」の意向とは必ずしも合致しない当規定をあえて採用してまで、なぜ需要産業の動向にまで目を配る必要があったかである。それは単に需要産業の合理化に配慮したというにとどまらず、やはり恐慌対策の一環として当規定が重要な意味を持っていたと解すべきと考えられる。

より具体的には次章の課題となるが、ここではさしあたり以下の点を指摘しておきたい。すなわちカルテルの独占行為が関連する産業を圧迫し、そのことが不況圧力と重なって社会問題へと発展すれば、政府の意図と反する結果をもたらすことになる。公益規定は、まさにこうした事態を回避する役割を担うものであったと理解することができるのである。

【注：第1章】

- (1) 長岡新吉他『現代日本経済史』1980年、162頁。
- (2) 山本義彦編『近代日本経済史』1992年、75頁。
- (3) 管見のかぎりでは、高瀬氏の研究が、重要産業統制法の立案にあたった商工省産業合理局統制委員会の内部資料にもとづいて検討を行った最初のものであると思われる。しかしながら、その後行われた宮島氏の研究では、先行研究である高瀬論文の内容はもとよりその存在すら全く言及されていない。
- (4) 高瀬雅男「日本における独占規制法の系譜」、『法律時報』第549号、1974年所収。
- (5) 宮島英昭「産業合理化と重要産業統制法」、近代日本研究会『近代日本研究』6号、1984年所収。
- (6) 阿部武司「戦間期における播州綿織物業の発展（二）」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』36号4号、1984年所収、23頁。
- (7) 臨時産業審議会諮問第一号特別委員会『諮問第一号特別委員会議録』1930年。
- (8) 『第五十八回帝国議会貴族院議会議事録』1931年3月19日。
- (9)～(10) 前掲『諮問第一号特別委員会議録』第8回所収資料。
- (11) 池田順「産業合理化政策と官僚制」、『歴史学研究』第510号、1982年所収、11頁。
- (12) 以下、過燐酸肥料統制の経緯については、吉野信次『商工行政の思い出』1960年、200頁、および宮島前掲「産業合理化と重要産業統制法」115～116頁による。
- (13) 商工省『統制委員会ニ於ケル工業組合ニ関スル説明及質疑応答要旨』（内部資料）1930年。
- (14) なお、以下の行論において取上げる法案は、商工省臨時産業合理局統制委員会『統制委員会議事録』1930～31年に資料として収録されているのでそれによるが、その骨子は宮島前掲「産業合理化と重要産業統制法」141～2頁に掲載されている。また重要産業統制法については、通産省『商工政策史』第11巻、1964年、52～3頁に掲載されている。
- (15) 前掲『統制委員会議事録』第6回。
- (16) 『統制委員会議事録』第6回。
- (17) 同上、第9回。

- (18) 同上、第6回。
- (19) 商工省前掲『統制委員会ニ於ケル工業組合法案ニ関スル説明及質疑応答要旨』中の「組合員ノ議決権」より。括弧内平沢。
- (20) 高津彦次「社会政策的に見たる工業組合」、『社会政策時報』第175号、1935年、253頁。ただし傍点および括弧内は原文のまま。
- (21) もっとも本案では、大工業分野のカルテルにおいても議決権を各一票とするか否かは明確になっていなかった。それは以後の制定過程のなかで決定付けられてゆくことになる。なお、この点に関しては第2節2項を参照されたい。
- (22) 商工省内部資料『企業統制ニ関スル立法要綱』（作成年未詳）。
- (23) 三菱合資会社資料課評議会『第二十回（臨時）資料課評議員会記事』（速記録）1930年11月18日。
- (24) 本案は長岡徳治と山室宗文の連名で、上記委員会に提出された。そこで以下では便宜上、本案を長岡案と称することにしたい。なお長岡は、当時、三菱合資会社資料課（三菱経済研究所の前身）の課長であり、同じく山室は三菱銀行取締役として三菱財閥の要職にあり、資料課評議員の一人でもあった。
- (25) 以下に関する引用は、特に断りのない限り『統制委員会議事録』第8回による。
- (26) 山室宗文・長岡徳治『企業ノ統制ニ関スル法律案要綱——臨時産業合理局統制委員会ニ於ケル審議ノ経過』（三菱合資会社資料課資料）1930年12月。
- (27) 小島精一『産業統制政策』1934年、113頁。
- (28) 宮島前掲「産業合理化と重要産業統制法」122～3頁。
- (29) 以上、三菱合資会社『第二十回（臨時）資料課評議員会記事』。
- (30) なお宮島氏は、長岡案が恐慌期の臨時立法として有効期限を付け時限立法化させた点をも、政府によるカルテル規制を最小限にとどめるものと指摘されている（宮島前掲論文、123頁）。しかしこれは疑問である。そもそも法を時限化することは、カルテル規制策の展開を決定的に制約するものとはいえない。実際、重要産業統制法は5年の時限立法の形をとったが、だからといってそのことが恐慌下の公益規定の機能を低下させることにはならなかったし、景気回復期の運用も阻止することにはならなかったのである。
- (31) 原文は、日本商工会議所編『産業合理化』第2輯、1931年所収。

- (32) 前掲『統制委員会議事録』第2回。竹内可吉発言。なお重要産業統制法の制定後、同法の運用を審議した新統制委員会においても、これと同様の説明が政策当局によりなされている（商工省臨時産業合理局（新）統制委員会特別委員会『産業統制委員会特別委員会議事録』第6・7回、1931年）。
- (33) 研究史上、長岡案における適用対象の制限、および実際の統制法でのかかる制限の削除について、最初に着目されたのは宮島氏である。しかし氏の場合、長岡案と統制法とのこうした相違の意味を専らカルテル規制面でのみ捉えている（宮島前掲論文、126頁）。しかしながら、以下本文でもみるように、この変更は、カルテル助成面での政府介入においても重要な意味をもったといえる。
- (34)～(35) 『統制委員会議事録』第8回。なお傍点は平沢による。
- (36) それゆえ実際、法運用の段階では、こうした業種の指定をめぐって、大手企業と政府との間で対立が現実化することとなった。例えば、生産の9割を占める5大有力企業がカルテル（水曜会）を構成し、他方で、アウトサイダーとして中小鉱山経営者が存在していた産銅業では、法適用後のアウトサイダーによるカルテル参加要求が、既存カルテル加盟企業にとって懸念されることとなった。そこで「合理局ニ於テハ銅及鉱石モ産業統制ノ指定ヲ強制スル意向強硬ナリ」と伝えられるに至って、水曜会は、当カルテルに「五社以外ヲ加盟スルコトハ却テ統制ヲ乱ス」として積極的に統制法の適用反対工作を展開したのである。以上、産銅業の事実認識および引用については武田晴人「1930年代の産銅カルテル（二）」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』33巻6号、1982年所収による。
- (37) 『統制委員会議事録』第12回。
- (38) 前掲『統制委員会ニ於ケル工業組合法案ニ関スル説明及質疑応答要旨』、「組合員ノ議決権」。
- (39) 宮島前掲「産業合理化と重要産業統制法」126頁。
- (40) 『統制委員会議事録』第12回付載資料。
- (41) 宮島前掲論文、126頁。なお、宮島氏は、政府による仲裁・調停は、設立斡旋とは異なり行政側に認められていると理解されているようである。同上、138頁注（70）。
- (42) 商工省臨時産業合理局『産業合理化時代の自治的産業統制』（通産省『商工政策史』第9巻、1961年復刻所収、引用は便宜上、同復刻版より行う）432頁。
- (43) 商工省臨時産業合理局『重要産業統制法の本旨及運用の実際』（吉野信次文書）

1935年、824頁。

- (44) 『統制委員会議事録』第6回。
- (45) 商工省内部資料『「本会議ニ於ケル質問予想事項」補遺』（作成者未詳）。
- (46) 商工省内部資料『企業統制ニ関スル立法要綱』（制作年不詳）。
- (47) 商工省臨時産業合理局編『重要産業の統制に関する法律解説』1932年4月、26頁。
括弧内は引用者による。
- (48) なお、その立ち入った検討は本稿第2章を参照されたい。
- (49) 前掲『統制委員会ニ於ケル工業組合法案ニ関スル説明及質疑応答要旨』。
- (50) 前掲『統制委員会議事録』第12回。
- (51) 産業政策史研究所編『商工行政史談会速記録』（原資料は通商政策史編纂質所蔵）
1975年、第1分冊、竹内司吉発言。引用は原資料と照会の上、上記速記録より行った。なお、重要産業統制法以外の文で「議ヲ経テ」が盛られた嚆矢としては、1929年3月28日法律第14号（糸価安定融資保証法）がある。
- (52) 高瀬前掲「日本における独占規制法の系譜」85頁。
- (53) 以上、宮島前掲「産業合理化と重要産業統制法」109～11、130頁等による。

なおきわめて素朴な疑問だが、宮島氏は、“適正価格”（＝平均的な生産費＋適正利潤）を設定し、それを基準にカルテルがそれ以上の価格を設定したときは公益規定により価格を引き下げ、それ以下の場合はカルテル助成規定を根拠に価格の引き上げをはかることでカルテルを構成する企業に“適度な利潤”を保障する、という点を実際の統制政策の運用原理とされている。

しかしそもそも客観的な“適正価格”なるものを設定しうるのであろうか。この点、例えば氏自身がそうした運用例として具体的に指摘されている農林・商工省による硫安価格の行政指導をみても明らかなように、農村への安価な肥料供給を意図する農林省が“適正とする価格”と、最劣位肥料企業の経営をも保障し得る価格設定を重視する商工省が“適正と考える価格”とは、必ずしも一致していない（宮島「肥料独占政策の展開と重要肥料業統制法の成立」『社会科学研究』第38巻3号、1986年、142～46頁）。さらに実際の建値にしても、上記のような算式で客観的に決定されたわけではない。

もちろん議会説明において、統制法が独占行為の助長を目的とするものではない点を明確にするためにこうした用語が使用されたということは、当然ありうること

と思われる。また戦時経済下の価格統制においては、価格水準をどこに設定するかが重大問題となり、“適正価格”なる用語が度々使用されるということもあろう。

しかしそうした場合にも、何か客観的に“適正”な価格を設定しうるわけではなく、上述の肥料価格の設定からもうかがわれるように、結局、統制の目的・産業界の利害などによって現実の統制価格が設定されることになる。むしろ市場の価格メカニズムを一部人為的に統制する場合、宮島氏が言われるような統制原理あるいは客観的に“適正なる価格”判断が設定しえないからこそ、様々な統制形態や官僚統制に伴う弊害が惹起されることにもなるといえるのではなかろうか。

- (54) 宮島英昭「1930年代日本の独占組織と政府」、『土地制度史学』第110号、1986年所収、19～20頁。
- (55) しかも浜口内閣のデフレ方針に制約され、財政金融政策の積極的出動が規制された下では、なおさら本法のカルテル助成は重要な意味をもっていたと考えられる。
- (56) 労働争議データに関しては、『日本労働運動資料』第10巻、1959年、442～443頁による。
- (57) 引用は、隅谷三喜男編『昭和恐慌』1974年、266頁より。
- (58) 内務省社会局『最近ニ於ケル労働争議ノ一般的状況』1931年。
- (59) 大石嘉一郎「世界大恐慌と日本資本主義」、大石編『日本帝国主義史2 世界大恐慌期』1987年所収、32頁。ただし括弧内は原文のままである。また関連して、江口圭一氏も、「中小工業問題は、大恐慌下の日本資本主義において、失業＝労働問題または農業問題とともに、天皇制国家が直面する政治問題であった」と指摘されている。江口「産業合理化と天皇制」、『日本史研究』第51号、1960年所収、2頁。
- (60) もっとも改正の時点でも、なお員数主義の重要性が強調されていた点は看過されるべきではなかろう。例えば改正をめぐって、以下のような意見が存在した。

「頭数主義を採用したるは大業者の専恣を抑制せんとの意図に出でたるもの故、

.....

能力主義の採用は之を根底より覆へす虞なしとしない。故に立法論としては両

.....

者を並べ挿入し強制規定に対しては事実上両者が賛成せるか、又は両者相妥協し得る場合にのみ其の申請を許し、其の反面当局の認定に依る他動的発動の余地を認むることとし、統制機関の成立には何れかの要件を充すを以て足るとす

るのが適当であらう。」（朝鮮銀行京城総裁席調査課『重要産業統制法の改正と外地施行問題に就いて』調査報告昭和11年度第8号、1936年、12頁、傍点引用者）。

そして、実際にも、改正法は強制規定に員数規定と数量規定の両規定併記の形をとったのである。

- (61) この点、通産省『商工政策史』第11巻、1964年、76頁を参照されたい。
- (62) 宮島前掲「産業合理化と重要産業統制法」126～7頁。

第2章 大恐慌下における重要産業統制法の運用

はじめに

第1章で詳述したように、重要産業統制法は日本経済における主要産業を広く対象に収め、「産業の自治」原則を一部制限する形で、政府による経済過程への介入を根拠づけた画期的法律であった。すなわち政府は、本法に員数規定及び公益規定を中核とした統制手段を採用することにより、カルテルの統制力を一方では助成し、他方では取締ることによって昭和恐慌へ対処しようとしたといえる。

こうした内容を特徴とする重要産業統制法に関して、本章では主に1931年8月の同法施行前後の時期に着目し、昭和恐慌下における3つの事例を取り上げ、運用の側面から改めて本法の歴史的意義を考察しようとするものである。そこで本章のはじめに、以下で取り上げる事例の選択意図につき簡単に記しておきたい。

まず鉄鋼部門は、少数の大企業によって構成される寡占業種で、しかも大企業が政府の救済＝統制法の適用を要請した事例である。そこで、そうした大企業の救済を意図した重産法の性格を再検討する場として本事例に注目することにしたい。

第二に、本法の統制対象は、こうした少数企業が寡占構造を形成する業種ばかりではなかった。むしろ大工業部門内、あるいはその関連業種に中小規模企業が広汎に存在するという日本経済の特殊状況に規定されて、その救済が問題とされた。第2、3節はこの検討にあてられる。重産法の運用にあたって、大小企業が併存する業種におけるカルテル助成は、特に不況抵抗力の脆弱な中小企業の救済の点で重要な意味をもった。そこでそうした事例として、化学工業部門のうち業界自身が重産法の適用を要請した業種を取り上げ、第1章で注目した員数主義を中核とするカルテル助成の意義を考察することにしたい。

他方、カルテル規制を意図した運用事例として綿糸紡績業への法適用を取り上げる。ここでは恐慌対策の一環として公益規定の有する意味を検討し、先のカルテル助成的運用と同様に、ここでは関連業種の企業経営の維持・安定に重点が置かれていたことに注目したい。

およそ以上が、本章での主内容を構成する。ところで重産法は、予め対象業種を特定しない産業統制の一般法であった。そこで、成立後に統制対象を「重要産業」として指定し、

具体的に適用業種を確定することにより、初めてカルテルの助成と規制に関する強制権の発動が可能となる仕組みになっていた。また、政府が実際に強制力を発動しなくとも、特定の業種に法の適用＝指定をなすことは、それ自体で一定のカルテル助成および規制効果を及ぼすことを意味していた。

そこでこうした点をふまえて以下の分析では、各事例に関して、①政策当局がいかなる政策的意図から法の適用にふみきったか、②それに対して業界側はどのような意向ないし態度をとったのか、③さらにはその適用がいかなる政策的効果なり限界を持ったと考えられるかという点を中心に、上述の分析課題にアプローチすることにしたい。

第1節 鉄鋼業に対する統制法の適用とカルテル助成

1. 鉄鋼業への統制法適用をめぐる問題の所在

この業種は、固定資本が総じて巨大——ただし国際的水準では相対的に劣位——であり、表2-1から明らかなように少数の大企業により構成され、アウトサイダーも少ない⁽¹⁾。さらに同表のカルテル協定成立年次に注目すると、銑鉄および棒鋼で1920年代後半に成立しているほかは、すべて重産法が制定をみた前後に成立していることがわかる。

これは昭和恐慌の深刻化にともない、「其儘に推移すれば結局共倒れとなる虞が濃厚となつて来たので……特に昭和五年下半期以来主要鉄鋼材全般に亘る統制結成の機運が醸成せられ」⁽²⁾ていたことによる。こうした状況を背景に重産法が制定され、成立まもない、

あるいは恐慌下に統制力の弱体化しているカルテルに対して、「同法に依つて統制協定の強

化を図る途が拓かれ」⁽³⁾ることになったのである。

なおこうした鉄鋼業における統制法運用に関しては、すでに第1章でも紹介した宮島英昭氏による分析がある⁽⁴⁾。宮島氏の研究では、①「加盟企業の協定不履行、あるいはアウトサイダーの市場攪乱という事態は基本的に存在しなかった」という事実認識に基づき、「重産法の適用がカルテル助成効果を及ぼす余地がそもそもなかった」とされる。

そして、②このようにはじめから政策効果の余地がなかったにもかかわらず、業界が本法の適用を要請したのは、業界の本意ではなかった。「むしろ鉄鋼業を〈基礎工業〉と判

表 2-1 鉄鋼業におけるカルテルの概要

	カルテル名	設立年月	加盟数(シエツ)	シェア	アウトサイダー	備考
銑鉄	銑鉄共同組合	1926年7月	5社	85%	浅野造船	1932年8月共販会社設立
棒鋼	条鋼分野協定会 鋼材連合会	1926年6月 1929年4月	10社 ²⁾ 6社	95% 70%	香嬌精鋼 八幡	1930年7月改正 1932年7月香嬌加入
	関東鋼材販売組合	1927年11月	3社	59%	大阪・神戸製鋼 ¹⁾	1932年香嬌・八幡加入
山形鋼	小型山形鋼共販組合 中型山形鋼共販組合	1931年3月 1931年3月	2社 ²⁾ 3社 ²⁾	83% 90%	大阪 住友伸鋼鋼管	
	日本厚板共販組合 中板共販組合 日本黒板共販組合	1931年2月 1930年10月 1931年3月	4社 ²⁾ 2社 ²⁾ 5社 ²⁾	100% 100% 100%	— — —	
線材	日本線材共販組合	1930年10月	2社 ²⁾	83%	浅野小倉	

(資料) 商工省『産業合理化時代の自治的産業統制』、「主要産業ニ於ケル生産並ニ産業統制ノ現状」(『産業統制委員会議事録』所収) 他より作成

(注) 1) 大阪・神戸製鋼は関西で協定を成立させていた。2) 八幡製鉄を含む。
 インサイダーシエツは生産商シエツを示す。加盟企業数、シエツは1931年の数値。

断する商工省の勸奨」を受け入れたからにすぎないと結論されている。

すなわち③として、氏の結論は、大恐慌下に自主統制力を弱化させた「独占資本」がその補強を政府に要請し、重産法はそうした目的で運用されたとする“独占資本補強説”が強調する理解が、寡占的なこの産業における重産法の運用経過に即して妥当しないことを含意している。この点で、本法の評価に関して重要な問題提起となっているといえよう。

そこで本節では、この問題を中心に考察することとしたい。その場合、以上宮島氏による①および②の事実認識をかりに正しいとしたならば、そこには重産法のもう一つの重要規定である公益規定との関連において、重大な疑問が生じることになる点に注意しなければならない。

すなわち、①のようにカルテルの統制力が堅持され、非協調的な企業による市場攪乱の問題はなく、政府によるカルテル助成が必要なかったとすれば、法の適用はこの業界にとってメリットがなかったことになるが、そればかりではない。法の適用対象に指定されるということは、第1章で明らかにしたように、適用前と異なり政府に公益規定に基づく独占行為の規制という、業界への介入根拠を新たに与えることを意味する。言い換えれば、業界にとって法の適用は、従来の“産業の自治”原則を脅かされる危険性を内包しているということである。

したがって、②のように「基礎工業」だからという理由で、政府から適用の勧めを受ければ業界に何のメリットがなくとも自ら統制法の適用を陳情するに至るとは考え難い。事実、後述のように政府による助成を必要としなかった綿糸紡績業では、「統制法ヲ適用セラル、トキハ第三条[公益規定]ニ依り協定ノ変更又ハ取消シヲ命ゼラル、懼アル」⁽⁵⁾として、「基礎工業」でありながら適用反対を強硬に主張している。

これに対して鉄鋼業は、業界自身が適用反対の態度をとったにもかかわらず、法の適用を受けた紡績業とは明らかに異なっていた。一方で公益規定を根拠に政府の管理を受ける危険性を孕みつつも、なぜ鉄鋼業は法の適用を政府に要請し、また政府も実際に適用を決定したのであろうか。言い換えれば、単に政府の勧めに応じたから、あるいは政府にとって鉄鋼業が「基礎工業」だったからという要因にとどまらない、業界としてもカルテル助成を指向する経済的事情があったともと思われるのである。そこで以下では、上述の①～③に関して、改めて立ち入った考察を行うことにしよう。

2. 統制法適用の実状とカルテル助成の限界

はじめに鉄鋼業では、宮島氏のいうように「加盟企業の協定不履行、あるいはアウトサイダーの市場攪乱という事態は基本的に存在」せず、カルテル助成の必要がなかったのであろうか。

まず銑鉄部門についてみた場合、前者の加盟企業の協定不履行に関しては、恐慌下「組合加入の内地製銑業者中には……買取制限を無視して売急ぐものが続出」⁽⁶⁾する状況にあった。インド銑鉄の駆逐を当時最大の課題とした組合にとって、こうした協定不履行は、カルテル運営上の重大問題となっていた。

事実、1931年4月以降に行われた銑鉄共同販売組合理事会における方針では、「印度銑との関係が如何になるとも、内地銑鉄が今日の如く不統制の有様にては、有利なる展開は……望み難い故、先づ組合の統制が先決的に必要であることは当然である。されば、此際印度銑との関係は如何になすべきかとの前提に於いて、〔国内の〕統制強化を促進するが肝要であるという空気に一致」⁽⁷⁾することになった。さらには恐慌に対して、減産により対処した企業とそれを拒否した企業との対応の相違から、その後、数量調整をめぐってカルテル内の対立が激化しており、その解決のため新たな組織化が必要とされていたのである⁽⁸⁾。

他方、国内アウトサイダーに関しては、浅野造船（製鉄部）の存在に着目しなければならない。浅野の生産開始は1927年であるが、それは「外国銑対策未だ成らざるにまた新たな邦銑の出現をみたのは、組合にとって少なからざる重荷であった」⁽⁹⁾。これに加え1930年の東京問屋間提携問題に際しては、提携が成立すれば「印度銑対策は何とかなる可

も、最も注意を要するは浅野銑である。……市価の安定と云ふ事には、単に水橋共栄組の提携にては、多少安定を見ても、徒らに浅野値売の糧となり、彼の潜行力を増大する事になる」⁽¹⁰⁾との問題点が指摘されていた。また実際にも、組合の関心が上述のようにインド銑に集中している間隙をぬって、浅野はシェアを伸ばし、逆に組合シェアの低下が顕著となっていた⁽¹¹⁾。そこで上述のように、こうした国内アウトサイダーの動向が、インド銑対策とともに問題とされるに至っていたのである。

同様な事情は鋼材部門でもみられた。例えば、表2-2で棒鋼部門の動向を丸鋼についてみるならば、1930年半ばまで組合（カルテル）価格は輸入価格に追随しているのに対して、それ以降はこれを放棄し、輸入価格より下方において市中価格に接近していることが

表2-2 棒鋼（丸鋼）価格の推移

(単位：円/トン)

年/月	1929/2				1930/2				1931/2				1932/2			
	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10
市中価格	107	105	98	94	79	77	74	68	58	60	58	58	60	59	56	53
組合価格	102	101	97	89	84	83	80	77	60	59	56	55	60	63	55	74
輸入価格	102	102	99	90	85	86	84	77	68	65	61	58	65	68	64	89

(資料) 『製鉄業参考資料』、『鋼材年報』、『富永裕治『本邦鉄鋼業と関税』1932年よ
り作成

(注) 1) 組合価格：1931年4月以前は八幡製鉄所、それ以後は関東鋼材販売組合の私下
価格
2) 輸入価格：河岸渡価格

わかる。

さらに市中価格は、恐慌の影響が出始める30年初めに他の価格とクロスするかたちで暴落し、恐慌下では組合価格を下回りさえするという動きを示した。すなわち、恐慌以前、カルテルは輸入の駆逐を目的として、輸入＝外注価格追随により自給率の上昇をはかってきた。ところが恐慌を契機として、市中価格が棒鋼メーカーにとって壊滅的水準に暴落し、それに伴いカルテル組織力の脆弱性が露呈し、滞貨を抱え込む企業のカルテル統制を無視した投げ売りが一般化した⁽¹²⁾。それが先の外注追随の放棄をもたらし、同時に輸入価格を相対的に高位にさせ、結果的には外国鋼鉄の駆逐＝自給達成をもたらすことになった。前掲表2-2における価格の推移は、このような動向を示しているといえよう。したがって鋼材部門においても、業界の建て直しのため、カルテル組織力の強化による過当競争の収拾を必要としていたのである。

このような状況から、実際に鉄鋼業界自身も、カルテル統制力の強化を意図して重産法の適用を希望した。この点を、さらに重産法の適用を審議した、商工省臨時産業合理局統制委員会（新委員会）における商工省側の報告よりみてみよう。

.....
【1】「我国鉄鋼業者ハ目下安価ナル外国品ノ輸入ノ為大イニ苦シミツツアリテ一種ノ協
.....
定ヲ結び稍々統制ノ実ヲ挙ゲツツアルモ極メテ不完全ナルヲ以テ之ヲ助成スルガ
.....
為統制法ノ適用ヲ希望ス」⁽¹³⁾

.....
【2】「鉄鋼業ノ対策ニ関シテハ他ニ種々ノ根本策アルモ差当り業界ノ統制ヲ強固ナラシ
.....
ムルノ要アリテ営業者モ亦熱心ニ之ヲ希望シツツアリ」⁽¹⁴⁾

みられるように鉄鋼部門は、統制法がカルテル組織力を助成して国内企業の連携を強め、輸入駆逐に効力を発揮することを期待して適用の要請をしたことがわかる。一方、政府当局としても、既に臨時産業審議会（内閣諮問機関）などの場で、合同策、関税改正などの方策が度々模索されながら、なかなかその実現をみない現状において、【2】にみられるように他に“種々ノ根本策”の必要性を認めながらも、昭和恐慌に緊急に対処する“差当り”の対策として、重産法の適用による組織力強化を意図したのである⁽¹⁵⁾。

とはいえ周知のように、特に輸入製品の存在が産業の動向を左右する有力な要因であった部門では、重産法による恐慌対策はおのずから狭い限界をもっていただけに注意しなければならない。ここでとりわけ重要なのは、重産法は適用範囲を内地企業に限定しており、外地（国外・植民地）に有力なアウトサイダーが存在する場合には、これを十分にチェックしえなかった点である。

こうした難点は、関税政策による関税障壁の設定や、補助（奨励）金の交付などにより補完されるならば、ある程度克服しうるであろう。しかしながら、当時浜口内閣はデフレ・スタンスをとっており、また旧平価解禁による円高下で国内企業にハードトレーニングを課していた。関税の改正は行われず、また銑鉄奨励金の交付額についても、恐慌下においてそうした財政的救済の必要がより増大しつつあったにもかかわらず、159万8千円（1929年）から124万4千円（30年）へとむしろ減額されていた⁽¹⁶⁾。重産法の欠点を補う措置が積極的に講じられたとはいえなかったのである。

したがって、このことは重産法の適用において、輸入品の駆逐を第一の課題としていた銑鉄部門と、輸入の脅威よりもむしろ国内の過当競争の收拾へと重点が移りつつあった鋼材部門との対応の相違となってあらわれている。

前者は、重産法の必要性を認めながらも、それを補完する別途の政策をも同時に必要としていた。すなわち、鋼材各部門は統制法の適用に積極的意味を見出していたのに対し、

.....
銑鉄組合は重産法施行を前にして「他の鋼材と同様産業統制の必要は十分認められるが今回制定公布された産業統制法の内容では銑鉄統制の実効は甚だ期待し難く」、同時にそれ

.....
を補完する「何等か適当の対策を必要とするため何分考慮されたきこと」⁽¹⁷⁾を商工省に陳情したのである。

しかしながら、上述のようにこうした措置は、デフレ方針をとる浜口内閣下では実現しなかった。政府の政策スタンスが転換し、さらに「満洲事変」を契機に昭和恐慌から回復してゆく過程において、鉄鋼部門は“国策的見地”から基幹産業として本格的確立が要請されるに至り、重産法による助成策にとどまらない抜本的政策として関税改正および合同策が積極的に講じられてゆくという恐慌期以後の政策展開のなかで、先にみた統制法の限界が克服されてゆくことになるのである。

3. 小括

以上、先行研究である宮島氏の指摘とは異なり、カルテル組織力は必ずしも強固とはいえず、さらにインド銑など輸入品との対抗に苦慮していた業種では、それとの関連においても、カルテル内の組織力強化が問題とされていたことがわかる。そこで「先づ組合の統制が先決的に必要」とされ⁽¹⁸⁾、国内企業が昭和恐慌下に破綻の危機に瀕しているなかで、当面の救済策として重産法の適用によるカルテル助成が意図されたものにとらえることができる。

もっとも当時の政策スタンスに規定されて、上述のようにその効力には限界があったことはたしかであろう。とはいえ、統制法の適用が、単に「指定はむしろ鉄鋼業を<基礎工業>と判断する商工省の勸奨による」というにとどまらない現実的根拠をもっていた点は看過されるべきではなかろう。

したがって以上の考察をふまえるならば、第1章で言及した“独占資本補強説”が、恐慌下に統制力を著しく弱体化させた独占体の組織力を補強し、危機に瀕した大企業を救済する政策として本法を評価してきた点が、改めて重視されねばならない。言い換えれば、大手企業の存立を無視して日本経済の復興＝体制の維持は実現しうるべくもないことから、そのかぎりにおいて統制法による大手企業の救済的側面を積極的に評価する視点はなお継承する必要があるといえよう。

しかしながら、前章でみたように単なる“独占資本補強策”としてはとらえきれない本法の特色を明確にするためには、本節の事例の他に、大手企業と中小規模企業とが同一業種内に併存する場合の運用事例を検討してみなければならない。節を改めてそれをおこないたい。

第2節 化学工業に対する統制法の適用とカルテル助成

1. 適用業種の特徴

表2-3に掲げたものが実際に適用を受けた業種である⁽¹⁹⁾。そこでこの表にもとづき、統制法と当該業種との関連をみるうえで重要な特徴について予め概観しておきたい。

第一に、これらの業種では専業企業と兼業企業とが併存している点に特徴があった。こ

表 2-3 化学工業におけるカルテルの概要

業 種	カルテル・協定名	設立年月	加盟数 (シエツ)	アライ トダー	専 業	兼 業	備 考
カーバイド	全国炭化石灰共販組合	1931年6月	19(80% ¹⁾)	5(社)	10(社)	14(社)	1932年5月電化, カルテル脱退
		1919年6月	2	—	—	—	
		1919年10月	4(85% ²⁾)	2	2	19	
硫 酸	関東硫酸販売協定 関西硫酸販売組合	1923年	8(62% ²⁾)	7	—	—	—
晒 粉	晒粉連合会	1920年6月	11(100%)	—	2	9(6 ³⁾)	1932年11月晒粉販売会社設立
硬 化 油	日本硬化油同業会	1931年9月	7(100%)	—	3	4	—
酸 素	酸素全国連合会	1930年4月	19(94% ⁴⁾)	4	13	8(6 ³⁾)	—
二硫化炭素	二硫化炭素同業組合	1932年11月	7(81% ¹⁾)	4	—	—	左記の他2・3の休業企業あり

(資料) 商工省「産業合理化時代の自治的産業統制」、『産業統制委員会議事録』を主として、一部を商工省「産業の統制に関する資料其ノ一」、『重要産業統制法の本旨及運用の実際』により補足

(注) 1)販売額シエツ

2)生産能力によるシエツの推定

3)兼業企業のうち当該業を主とする企業数。二硫化炭素のみデータは1932年、他は1931年時点の値。

4)宮島英昭「昭和恐慌期のカルテルと政府」278～279頁。

これは化学工業の特性として、主生産物の産出に副産物が派生的に産出されることに由来する。そしてこの専業・兼業両者の間での利害の対立が、業界の自主統制を弱化させる問題となっていた。

この点、例えば日本商工会議所の『産業合理化』誌は、カーバイド業に関して「専業会社と副業の会社との間に種々の点で利害が一致しないことは斯業の統制の困難なる理由の一つであらう」⁽²⁰⁾として、この問題を重視している。このことから先の新統制委員会審議でも、統制法の運用により業界の安定を図るうえで、後述のように専業・兼業および外販・自家用の点が注目されることになったのである。

第二として、総じて兼業企業は日本窒素や大日本人造肥料、住友肥料などの肥料会社や、ラサ、三井鉱山といった大企業が多く、これに対して専業企業は個人企業ないしは中小規模メーカーであった。例えば、資料による判断が可能なカーバイド、晒粉をとってみれば、まずカーバイド業について、専業8社の平均資本金は約440万円であるのに対して、兼業企業のうちカルテル加盟者のそれは約1,840万円、非加盟者は約3,280万円であった。晒粉業では、専業ないし斯業を主とする兼業企業は8社で、それらの資本金は70～360万円であったのに対して、斯業を副業とする企業3社は750～3,600万円規模を有していた⁽²¹⁾。

第三には、アウトサイダーに有力企業が存在することである。例えばカーバイドでは、肥料との兼営企業である日本窒素（日窒）が存在したし、1932年5月には電力業を兼営する電気化学工業（電化）が突如カルテルから脱退し、以後自由行動をとるに至っている。他方、硫酸業をみた場合も、日窒、三井鉱山、住友肥料、北越水力電気といった兼営大企業がアウトサイダーであった。

こうした兼営大企業は、自社の主要製品の生産量をまず決定し、その自家用をこえる部分として外販分の出荷量を調整する動きをとることが多かった。例えば硫酸業界では、兼営企業の動向として「一般的にいて肥料会社は肥料価格が好調な時には肥料用硫酸消費量をふやして硫酸市販分を減らし、逆にそれが低迷する時には肥料用硫酸消費を減らして市販分をふやした」⁽²²⁾点にみてとれる。

以上と関連して兼営大企業の場合、カルテルの生産制限、販売割当などの協定事項に拘束されることによる不利から、総じてアウトサイダーを指向する傾向が強かった。上述の電化のアウトサイダー化もその例といえる。

それゆえ前掲表2-3において、たとえアウトサイダーのシェア自体が低い業種といえども、業界全体の安定を攪乱しかねない有力企業が存在することを意味していた。実際こ

の点は、統制委員会審議においても、「少量ト雖モ業界ヲ攪乱スルヲ以テ……極メテ影響多シ」⁽²³⁾として重視されることになったのである。

以上、要するに統制法の適用を業界自ら要請したこれらの化学工業分野の業種は、少数の大企業によって構成されていた鉄鋼業とは異なり、電力、肥料などの少数兼営大企業とともに専門ないしはそれに準ずる中小規模のメーカーが多く混在する業種であった。しかもこれらの業種は、化学工業部門内の中心的産業である人絹業などとは異なり、カルテルを業界自身で組織しえないか、あるいはカルテルが存在する場合でもその統制力はきわめて弱い業種であった。したがって、昭和恐慌の不況圧力に抗してカルテル統制力の助成をはかる場合、それは抵抗力の弱い中小規模メーカーの救済をも重視した助成が必要とされたのである。

2. カルテル助成の特徴とその意義

かくして、これらの業種では「偶々産業統制法の発布を見たるを機とし、商工省に対し統制法の適用方を熱心に陳情」⁽²⁴⁾した。その理由は、カルテル助成の意味により、大体次の3つに分けて考えることができる。

まず[1]として、法の適用を起動力としてカルテル設立ないしは再建を意図した業種である。カーバイド業をはじめとし、28年に協定の成立をみながら翌年には破綻に陥っていた硬化油業、そのほとんどが中小メーカーによって構成され、それゆえ不況のなか組織化をはかりながらも、当初業界自身では協定を成立しえなかった二硫化炭素業がこれに該当する。

[2]はカルテル内の組織力強化を意図する晒粉業⁽²⁵⁾で、この業種は全員加盟のカルテルを有していたものの、組織力は表2-4の価格の急落状況からもうかがえるように「実効薄く」、したがって「指定せらるゝことに依り此の自然的協定を鞏固ならしめんとして」⁽²⁵⁾適用を希望した。さらにそれを契機として、共販会社設立による組織力上昇をはかることも適用を希望する理由であった⁽²⁶⁾。その意味では、[1]と同様、統制法の適用による新組織設立促進効果が期待されたのである。

最後に[3]としては、アウトサイダー規制を主な理由とする業種で、これには「協定存スルモ関東、関西ニ有力ナル埒外者[三井、日窒、住友など]アリテ統制ノ効果ヲ減殺シツツアリ」⁽²⁷⁾という状況にあった硫酸業、それと後に述べる副生製品の参入に悩まされてい

表2-4 化学工業（適用業種）の価格・生産額の推移

(指数, 1929年=100)

業種	年次	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	出典
カーバイド	①	—	—	100	147	162	228	235	『カーバイド工業の歩み』 『工場統計表』
	②	92	100	84	55	82	106	129	
硬化油	①	145	100	79	50	66	73	69	『花王石鹼五十年史』 『工場統計表』
	②	96	100	83	59	83	112	108	
二硫化炭素	①	95	100	86	66	53	59	63	『日本二硫化炭素工業史』 同上, 販売額指数 ¹⁾
	②	61	100	108	110	122	189	311	
晒粉	①	91	100	82	59	62	82	88	『日本曹達工業史』 『工場統計表』
	②	94	100	91	65	65	102	101	
硫酸	①	107	100	94	83	81	87	83	『物価統計表』 『工場統計表』
	②	78	100	69	61	76	105	106	
酸素	①	111	100	78	64	63	68	72	『日本酸素五十年史』 同上, 総販売額指数
	②	93	100	84	76	93	122	153	

(注) ① 価格, ② 生産額 (酸素, 二硫化炭素のみ販売額)。
1) 平均販売価格×総生産量により推計。

た酸素業が該当する。

そこで、およそ以上のような内容に整理できる各業種の統制法適用要請に対し、政策当局はいかなる姿勢で臨んだのか。そして、それはいかなる意義を有したのかという点について、立入って検討することにしよう。

まず[1]は、その理由から明らかなように、業界自身で容易にカルテルを組織化しえなかった業種であった。統制法運用にあたり未組織業種でのカルテル設立促進を一般方針の一つとしていた政策当局としては⁽²⁸⁾、法の制定を契機にカルテル設立の動きがみられ始めたこれらの業種に対して、法の適用によるカルテル設立促進に積極的であった。すなわち、生産額・生産規模などの観点からみて日本経済のなかで周辺的な地位にあり、しかもなかには中小メーカーで構成される業種（硫炭業）すらあったものの、これを敢えて重産法の適用対象とすることにより組織化の促進をはかったのである。

その結果、カルテル破綻後2年あまり全体的な組織を設立しえない状態にあった硬化油業においては、「今回統制法ノ発布ヲ機トシ再度同業会ヲ組織」することとなった⁽²⁹⁾。そして、1932年以降の市価の回復(表2-4)からもうかがえるように、法の適用を受けた後には、「斯業に於ける統制は業界の安定に対し顕著なる効果を挙げ惨落せる市価は漸次回復を見るに至った」⁽³⁰⁾。カーバイド業でも同様に、「産業統制法の発布を見たるを機とし」⁽³¹⁾、「統制法の制定に依り刺激せられ」⁽³²⁾て「有力なる統制団体の組織に専念」した結果、全国炭化石灰共販組合が結成されたのである⁽³³⁾。

一方、二硫化炭素業界では34年4月6社による統制協定が成立し、カルテル結成の先鞭がつけられた。さらに「統制法の適用[32年10月]後、業者は更に統制を強化するの必要を感じ」⁽³⁴⁾、同年11月には硫炭業界にも統制団体の設立が実現し、33年以降の市価回復をみた(表2-4)。同様に、法の成立を契機に共販会社の新設を意図していた[2]の晒粉業でも、重産法の適用業種に指定された翌32年10月にはその設立を実現した。その後、業界の組織力を上昇させ、表2-4にみられるように33年には、前年まで回復がはかばかしくなかった市価を好転させるに至ったのである。

以上、業界内に中小メーカーを含め多数の企業が存在しており、このことから過当競争的体質を内包し自主的統制力が脆弱であった業種において、重産法の適用はその組織力上昇に寄与し、恐慌により悪化した市況の回復に一定の効果を果したといえよう。なおその場合、重産法がカルテル設立の強制権限をもたず、未組織業種の組織化を直接的には強制しえないこととなっていた点⁽³⁵⁾を考慮にいれるならば、それにもかかわらず重産法の適

用がカルテル設立を政策的に促進して業界の組織力を向上させ、未組織業種の救済にも現実的役割を果たした点が重要である。

さらに、二硫化炭素業におけるカルテル助成は、“独占資本補強説”を再検討するうえで注目すべき事例と思われる。当該業は、従来“過当競争的性格”と“人絹工業依存体質”と特徴づけられてきたように⁽³⁶⁾、その技術的性格から参入障壁が低く新規参入が容易で、このことからいきおい売り急ぎ傾向を有する業種であった。また他方では、需要の90～98%を強固なカルテル（日本人絹連合会）を擁する人絹およびス・フ業に握られており、恐慌下その依存的性格から多分に買い叩かれる性格を有していた⁽³⁷⁾。

したがって、上述の統制団体設立に対する政策的促進は、組織力を高めて過当競争的性格の是正をはかるとともに、需要者との関係では、カルテルを中心とした組織的対応により需要側の値下げ圧力に抗する意味をもっていた⁽³⁸⁾。すなわち、重産法の政策的運用は、需要側に交渉力において有利な立場に立つカルテルが存在するなかで、“独占資本”の立場に立ってその収奪行為を補強するというよりは、むしろ弱者の立場に立つ供給側中小資本に対して、そうした収奪行為に対抗しうる組織の設立を助成することで業界の安定的存続をはかることが重視された。その意味で、重産法による組織化は、単なる“独占資本補強策”としてはとらえきれない役割を担うものであったといえよう。

最後に、[3]に対する重産法の運用についても、以上の運営方針と同様の性格をみてとることができる。すなわち、政策当局は統制委員会において、「酸素ガ各種ノ化学工業ノ副製品トシテ多量ニ産出セラルルハ専業者ニ対シ多大ノ脅威ヲ与フル」⁽³⁹⁾として、中小規模メーカーによってしめられる専業企業の救済を重視する法運用を強調した点が注目される。また前掲表2-3にみられるように、兼業が19社あるもののその内の多くが斯業を主としており、やはり専業ないし専業に準ずる企業の救済が重要な意味をもつ硫酸業への適用に関しても同様であった。

なおその場合、さらに先の統制委員会の審議過程に立ち入るならば、こうした当局の運用上の意向に対して、兼営大企業側は自家余剰を少量外販しているだけであるから大した影響を与えないのではないかとの意見が委員会委員より出された。しかし当局は、「少量

ト雖モ業界ヲ攪乱スルヲ以テ専業者ヨリ見ルトキハ極メテ影響多シ」、よって「其影響ハ統制ヲ必要トスル程度ナリ」⁽⁴⁰⁾とした。つまり、兼営大企業の非協調的行為の規制が、こうした業種の組織化をはかるうえでの重要課題として再度強調され、専業側の経営安定

化を重視した法の運用がなされたのである。

かくして、こうした経緯をもって適用が実現した硫酸業では、1933年に至って有力な兼業アウトサイダーであった大日本特許肥料をカルテルに加盟させ、関東地区の東部硫酸販売組合の再組織化を実現した⁽⁴¹⁾。一方、酸素業では、兼営企業が副産品として産出される酸素の処理をはかるため新規参入を試み、それが供給過剰、市価崩落を誘発するという、いわゆる“副生酸素問題”を抱えていた。例えば、当時、兼営大企業である矢作工業（現在の東亜合成化学）の副生酸素供給量は80万㎡であり、それは名古屋地区の専業企業の生産をほぼ代位できる量であった。しかも副産物の供給ということで、専業企業による製品よりは安価に供給可能であったことから⁽⁴²⁾、それは専業企業の存続にとって重大な脅威を意味しており、後述のようにまさに“死活問題”であった。

実際、そうした例として1932年には名古屋および関西地区において、日本合成化学社大垣工場の副生酸素処分問題として表面化した。そこでカルテル（名古屋および大阪両共販組合）は同社に販売中止を要求し、何度かの交渉の後、同年5月にカルテル側と合成化学社との間で余剰分処理契約が締結され、新規参入に伴う業界の動揺がチェックされた⁽⁴³⁾。

同様な問題は、その後名古屋地区において、矢作工業名古屋工場の副製品をめぐる起きている。矢作工業の資料によれば、専業企業側（名古屋共販組合）は矢作工業に対して、

・・
「生産能力の大きい当社[矢作工業]が、低価格による直売を開始すれば専業者の死活問題である」⁽⁴⁴⁾との要求を掲げ、両者間で交渉が行なわれた。その結果、矢作工業による生産開始前に「[矢作側は]専業3社への卸売りのみで直接には市販をしない」⁽⁴⁵⁾とする条件で、組合側企業の経営安定化がはかられるに至ったのである⁽⁴⁶⁾。

その場合、先にみたように専業企業救済を重視する政策当局の運用姿勢に改めて着目するならば、こうしたカルテル側の要求が無視され、専業企業側の経営危機が現実化するに至れば、重産法の発動も現実味を帯びることになるであろう。逆に言えば、実際にそうした非協調的企業へのカルテル服従命令の発動をみるまでもなく、組合側が兼業側との交渉過程で生産中止を要求し、あるいはその直販を規制して自己の存続をはかるための協定内容を設定しえた点に注目する必要がある。

すでに第1章で指摘したように、重産法のカルテル助成は、カルテル構成資本の多数決による要請により、政府が業界の攪乱をもたらす企業行動を規制しうる点にあった。すなわち本事例におけるように、生産能力の面で兼業の大手企業に劣りながら数では優位にた

つ中小規模メーカーにとって、上述の員数規定を有する重産法の適用は、大企業アウトサイダーとの協定を成立させ、自己の経営安定化をはかるうえで、その交渉力を背後で支える意味——いわゆる“伝家の宝刀”的意義⁽⁴⁷⁾——をもっていたといえるのである。

3. 小括

以上、本節では重産法のカルテル助成が、前節でみた寡占的大企業の救済にとどまらず、同時に不況抵抗力の脆弱な中小規模メーカーの救済をも重要課題として運用されたことをみてきた。本法を、中小資本および国民にいっそうの犠牲を強制しつつ「独占資本」の救済をはかる政策として理解する視点では、本節の運用事例にみられた特徴を積極的にとらえ評価できないのは明らかであろう。

一方、これに対して別の視点による宮島氏は、化学工業部門における弱小資本の救済的運用に言及されてはいる⁽⁴⁸⁾。しかし重産法の課題を、上述のようにむしろ低生産性弱小資本の整理を促進し、合理化を実現する政策として積極的にとらえてゆこうとされる氏の基本的視点からすれば、本節で重視した弱小資本の救済を意図した運用は、やはりネガティブにしか評価しえないことになっているように思われる。

そもそも宮島氏の見解にそって考えるならば、例えば上述の酸素業におけるように、生産性が高く、それゆえ専門企業に代わってその地域の供給をほぼ満たすことができ、しかも安価に供給可能な企業が存在する場合、政策的にはそうした兼営メーカーの直販を許し、自由に販売させるほうが、氏の強調する“国民経済の合理化”の促進につながるのではないであろうかと考えられる。

同様に、宮島氏が他方で重産法のもう一つの課題として指摘される、需要者への低廉かつ安定的な供給＝資源配分の適正化⁽⁴⁹⁾という点を重視するならば、むしろそうした低廉かつ安定的に供給可能な大手企業への規制を撤廃するなどして、その供給拡大を政策的に促進することのほうが、氏の見解に整合的といえるのではなからうか。

このことから明らかなように、本節の事例が提起する論点は、たとえ兼業大企業が需要者への低廉かつ安定的な供給を担えるとしても、それを規制してまでなぜ専門メーカーの存続＝経営安定化を重視した形の運用が行なわれたのかという点にある。あるいは、限界的企业のスクラップ化による合理化促進というよりは、むしろ生産力的に劣位な企業の救済が重視されたのはなぜかとも言い換えられるであろう。

そこで、こうした統制法の特徴を積極的にとらえるにあたっては、以下の視点を重視する必要があると思われる。まず第一に序章でも述べたように、統制法の運用をこれまでの日本経済が一方で大企業を中心に漸次的ながら合理化を進め蓄積拡大をはかりつつも⁽⁵⁰⁾、他方では中小資本および農村を広くに残存させつつそこに過剰人口を吸収させてきたあり方と、昭和恐慌下にそうした構造が倒壊の危機に直面していたこととの関連でとらえる視点である。すなわち重産法の運用が、単に大企業のみならず中小メーカーの救済をも重視する性格をもっていた背景には、大恐慌下に弱小企業の整理を促進することが、かえって過剰人口のプール機能の喪失による失業の増大をもたらし、他方では中小企業を中心に増大しつつあった労働争議⁽⁵¹⁾をさらに激化させ、恐慌下の体制不安を逆に深刻化させかねなかった。

この点で、「同法[重産法]の指定業種に、中小経営が多い産業が目立つのは、現実の政策運営が、いわゆる独占保護というよりは、中小経営の再建整理による雇用水準の維持に
.....
あった」⁽⁵²⁾とされる武田晴人氏の指摘が注目されよう。すなわち、大恐慌に直面した政府が、統制法を通じて解決をせまられた問題とは、従来の“産業の自治”原則によっては対処しえない諸産業の倒壊の危機と、その結果生じざるをえない大量失業をいかに抑制して雇用水準の維持をはかり、現体制を安定化させるかという点にあったと考えられる。こうした観点から、統制法の運用過程においても、単に大手企業の救済にとどまらず、過剰人口のプールとしての機能の一翼を担う中小メーカーの存続維持をも重視した、新たな組織化政策が講じられたととらえることができると思われるのである。

さらに第二として、中小企業政策史の先行研究において、「重要輸出品工業組合法の制定[1926年]によって、すでに中小工業に対しては、アウトサイダーをふくめた自治統制が認められていたといっても、それは産業政策の自由原則のあくまで例外的措置にすぎなかった」⁽⁵³⁾と指摘されている点にも注目する必要があるだろう。すなわち、大工業部門をも含めた日本経済の組織化という面からみれば、従来の組織化政策は、中小工業輸出品の粗製濫造規制を基本目的とする“例外的措置”にすぎなかった。これに対して、重産法による組織化政策の展開は、大企業から中小規模企業に至る資本全般的な救済を意図する「わが国の産業政策の基調に統制方式が導入されたもの」⁽⁵⁴⁾として画期的であった。

そこで以上のような視点から、前節と本節との考察を総括すれば、本法による組織化は、第一に“独占資本の助成”という側面をもっていたとしても、それは企業経営の安定化に

よる日本経済の体制安定の一環としての助成であり、第二に従来の組織化政策のような例外的措置でもなかった。大企業から中小企業に至る全般的な産業救済、およびそれによる雇用水準の安定化＝大量失業の抑制を基本目的とした、組織化の中心に位置する政策であったととらえることができよう。

それでは、こうした日本経済の体制維持という視点に立ち、それゆえ法運用の過程で、単に大企業のみならず中小メーカーの救済が重視されたとする本稿の見解は、以上のカルテル助成とともにカルテル行為の監視・規制を目的とした運用において、いかにとらえ返すことができるであろうか。すすんで第三の事例において、それを考察することとしたい。

第3節 綿糸紡績業に対する統制法適用とカルテル規制

1. 昭和恐慌下の綿糸紡績業をとりまく社会状況

周知のように、綿糸紡績業（以下紡績業と略す）は文字通り当時日本経済の「重要産業」であり、斯業にはカルテル「大日本紡績連合会」（以下紡連と略す）が存在した。なお1932年時点で、そこには業界全体71社のうち63社が加盟し、生産高シェアにして約98%を占めていた⁽⁵⁵⁾。紡連は恐慌下でも強固な自主統制力をもち、前節までの事例とは対照的に業界自身が統制法によるカルテル助成どころか、むしろ適用除外を要求していた。

こうした業種に対する法運用を検討するためには、最初に恐慌下の紡績業を取巻く社会状況に行論に必要な限りで着目しておく必要がある。まず綿糸価格は、1929年の230円/梱（左二十手）が、31年には123円/梱まで激落していた。これにともない29年6月以来全廃されていた操業短縮が30年2月に復活（第11次操短）し、同年末以後には操短率は30%を越えた。その結果、綿糸在庫は急減しかつ価格維持にも貢献したのであるが、他方この操短をめぐって需要者側の日本綿織物工業組合連合会（以下綿工連と略記）および日本労働総同盟などが、糸価高騰による経営難あるいは労働時間減少による失業の増大といった観点から猛烈な反対運動を展開するに至っていたのである。

そこでこれらの情勢に対する政府の動向をみてみよう。まず内務省社会局は、工場法第4条深夜業廃止の緩和規定をめぐって、30年1月条件付き規定緩和の許可条件につき紡連へ異例の諮問を出した。これは操短行為に関与しなかった恐慌前とは異なり、「国家の意

思が社会問題の形において操短問題に干与するの端を發したことは注目すべき変化⁽⁵⁶⁾として世の注目を浴びた。続いて31年に入り、今度は操短問題が保税倉庫許可問題⁽⁵⁷⁾と結びついて紛糾し、ついに政治問題にまで發展すると、商工省は「三綾業者[機業家側]の主張に対し援助の態度を採」という立場を明確にするに至っていた⁽⁵⁸⁾。

具体的には、綿糸供給者である紡連と、その需要者である中小機業者との関係において、「当局[商工省]では連合会[紡連]があくまでも操短を緩和せざる限り、中小工業保護の上から支那糸の輸入も已むを得ず」⁽⁵⁹⁾として、中小機業者の救済を重視するというものであった。しかもこうした中小機業者保護を重視した政策方針は、後述のように最終的解決手段として、重産法の発動による操短行為の強制的変更という「相当強硬なる決意を有し」⁽⁶⁰⁾ていた点が重要である。

そこで実際、こうした動きに押されて、紡連は①1931年4月、34.4%から30.8%へと操短率を緩和したのであった。ところで1920年代の政府は、紡連の操短に対して何ら指導力をもたず、「役所はまるでつんぼさじきであった」⁽⁶¹⁾。これに対して上記のような政府による積極的姿勢は、重産法の運用をみるうえで注目される特質といえよう。

2. 統制法適用の背景とカルテル規制の意義

およそ以上が、紡績業をとりまく当時の社会的状況であったといつてよい。そこで、こうした状況を念頭に置いて、紡績業への統制法適用について考察することにしよう。いまその経過を簡単にみるならば、まず商工省事務当局は、「わが国の最重要産業にして輸出綿織物の原料などとして他の産業に密接なる関係がある」⁽⁶²⁾ことを理由に重産法の紡績業への適用の検討に入っていた。

しかしそれが伝えられると、紡連側は阿部房次郎(東洋紡)・宮島清次郎(日清紡)が商工省に田島次官を訪ね、適用反対の意向を陳情した。同様に、統制委員会へも「適用反対陳情書」を提出して、適用除外の意思を重ねて強調したのである⁽⁶³⁾。一方、先の操短、保税倉庫問題などで紡連と利害の対立をみていた綿工連は、紡連が適用反対の動きに出ていることを知ると、その反対要求すなわち紡績業への統制法適用を逆に陳情するに至った。

こうして社会的に「実業界の有力団体[紡連]が反対してもなほ桜内商相ならびに統制委員会が[紡績業を]指定すべしとするか頗る興味のある問題として注目」⁽⁶⁴⁾されることとなり、統制委員会の場においても、この強固なるカルテルを統制法の対象となし得るかど

うか、その取扱いが重要問題としてクローズアップされたのである。

このことから、実際の委員会審議は慎重に行なわれた。表4-5は、新統制委員会および同特別委員会における審議経過を概観したものである。ここにみられるように、第5回特別委員会において紡連関係者から意見を聴取し、さらに第8回同委員会で需要側の綿三綾ほか機業家の意見を聴取するといった手続きをとったうえで、ようやく紡績業への適用を決定したのである。

そこで次には、こうした審議過程における審議内容に立入ることにより、本事例における問題の所在を明確にすることにしたい。まず紡連側の適用反対の理由とは、①「統制法ヲ適用セラルトキハ第三条ニ依リ協定ノ変更又ハ取消シヲ命ゼラルト懼アル」ことにあった。政府の助成がなくとも既に自主統制力のあるカルテルを擁する紡績業にとっては、重産法の公益規定に基づくカルテル行為の規制が、懸念すべき最大の問題とされたのである。さらに②として、紡績業への適用が現実化し、その結果、これまでの業界自治がそこなわれることになれば、従来円滑に行なわれてきたカルテル運営に支障をきたすことになる、というものであった⁽⁶⁵⁾。

これに対して当局は、まず①に関して、紡績業が重産法の適用業種に指定されたからといって、それが直ちに第3条公益規定の発動を意味しない。またかりに発動に至る状況が生じた場合にも、紡連は一方的にそれを強要されるのではなく、発動の決定以前に自己のカルテル行為の正当性を主張しようとした。

一方、②に関しては、統制法はあくまで業界の自主統制を前提とし尊重するもので、したがって政府はカルテル行為が社会的問題を惹起しない状況にあるならば、円滑なカルテル運営を妨害するものではない。その意味で、紡連の反対は、新たな法に対する認識不足によるものである。加えて、紡績業が日本経済の「重要産業」でないとするのは困難であり、統制法の適用対象になることで名実ともに日本の「重要産業」と認められるとしたのであった。

しかしながら、先にみた紡連を取巻く当時の社会状況、あるいは委員会審議の経緯に留意するならば、上述の“統制法ヲ適用セラルトキハ協定ノ変更又ハ取消シヲ命ゼラルト懼アル”とする紡連側の懸念は、決して単なる重産法への認識不足に基づく杞憂といえるものではなかった。また業界自身が強い反対を表明しているにもかかわらず、表面的にはともかく実質的にみて、単に紡績業が「重要産業」であるからという理由のみで政府があえて法の適用にふみきるものでないことは、すでに本章第1節でみたごとくである。

表 2 - 5 合理局新統制委員会・同特別委員会における審議経過の概要

(1 9 3 1 年)

(1) 統制委員会

9月8日	第1回	(1) 竹内幹事より法律に関する事項および当委員会への付議事項に関する説明 (2) 商工省所管以外の「重要産業」指定についての説明 (3) 業者から陳情のあった業種以外の指定について検討
9月29日	第2回	(1) 「重要産業」指定業種についての「幹事試案」の提出 (2) 同上「試案」に掲げた業種についての説明 (3) 指定方針に関する審議 (4) 「重要産業」の指定に反対の意向を有する業界とその理由につき報告を受ける (5) 統制委員会特別委員会の設置を決定

(2) 統制委員会特別委員会

10月5日	第1回	「重要産業」の一般方針について審議
10月8日	第2回	「重要産業」の一般方針についての継続審議 (とくに指定による効果について審議)
10月15日	第3回	商工省作成「重要産業ノ統制ニ関スル法律ノ適用方陳情アリタル産業ノ種類及其ノ概況」にもとづき ①加盟者・非加盟者数 ②専業・兼業者数(化学工業の場合) ③業界全体の現況およびカルテル統制状況 を中心に陳情部門の説明と質疑応答
10月16日	第4回	指定の除外を希望する業種(綿糸紡績・絹糸紡績・人絹・洋紙・硫化鉄)についての報告
10月21日	第5回	指定除外を希望する業界の代表: 紡績連合会・鉱石会関係者を招聘し意見を聴取する
10月28日	第6回	「重要産業」の一般方針についての継続審議
10月29日	第7回	(1) 重産法の適用を希望した業種の再審議 (2) 上記業種への重産法の適用を決定
11月5日	第8回	(1) 綿糸需要者の代表(輸出莫大小工業組合・綿織物工業組合)から綿糸紡績に対する「重要産業」指定につき意見を聴取 (2) 綿糸紡績・絹糸紡績・人絹・洋紙を「重要産業」として指定することを決定 〈特別委員会閉会〉

- (資料) 1) 商工省臨時産業合理局統制委員会(新委員会)『産業統制委員会議事録』1931年
2) 商工省臨時産業合理局統制委員会特別委員会『産業統制委員会特別委員会議事録』1931年

そこで、さらに立入って紡績業における統制法適用の積極的意義を明らかにする必要がある。そしてそのためには、その実質的要因として、上述の中小織物業との関連を重視しなければならない。言い換えれば、昭和恐慌期に成立をみた産業統制政策間の関連に着目する必要がある。すなわち紡績業の統制は、他方で重産法と同時に成立した工業組合法にもとづき進められていた中小工業部門の組織化との関連にまでふみこんでとらえることが重要と思われる。

とりわけ、以下の点に注目する必要がある。まずは産業統制法成立の経緯に関してである。前章で詳しく検討したように、恐慌下の産業統制策は、当初、新たな法律を制定するかわりに、1926年に制定された重要輸出品工業組合法を改正し、1つの法で大から中小に至る業種を包括的に統制する方向が検討された。結局、最終的には、対象業種別に重産法と工業組合法という2つの統制法が成立し、統制政策が展開されることになったが、このことからわかるように、両者は昭和恐慌下の諸産業の救済による体制安定策として共通の政策課題をもって登場したものであった⁽⁶⁶⁾。したがって工業組合法は、重産法と同様に過当競争に由来する生産過剰、市価下落を規制する統制事業を基本目的とする点に新たな特徴があったのである。

そこで以上の点を、まず1930年11月以来実行に移された綿三綾業を代表例とする綿織物業統制において具体的に検討し、さらにそれと紡績業統制との関連をみてゆきたい。

はじめに綿三綾統制は、当時の日本の中小工業分野で最初の統制として実現をみたものであった。先行研究によれば⁽⁶⁷⁾、1920年代末の綿三綾産地間の競争激化にともなう窮状から脱却するため、28年に大阪府泉南地域では、重要輸出品工業組合が結成された。ところが、産地間競争を根拠に激化する生産過剰問題に対して、既存の組合法による事業内容

.....
では対処しえなかった。「当時の重要輸出品工業組合法では統制事業は製品検査に限定され、生産数量規制を行えず、過当競争に由来する生産過剰を阻止できなかった」からである。

こうした従来の過剰生産基調に加えて、さらに30年以降は、大恐慌下で生じる競争の激化をも統制する必要がある。そこで民間側から、生産数量統制運動がおこってくる。しかもそれは産地間競争を基盤にした過当競争の規制であったから、単に一地域にとどまらない全国的な統制を必要とした。

かくして政府も、こうした窮状への対処をせまられるに至る。その場合、政府は当初、

重要輸出品工組法に、上述のように生産数量のチェック機能がない以上、工業組合と別箇に関連業者のみから成る中央委員会を設け、これに生産数量規制を行なわせる方針であったという。しかし業界側は、「製品検査と統制の不可分」を主張した。そこで1930年春、商工省と泉南、播州地域の織物業者との会談が実現し、業界側の意向にそう形として、「綿工連の司令により各工業組合が生産数量を規制するという統制方式」が確立した⁽⁶⁸⁾。他方、こうした統制方式による組織化は、上述のように重要輸出品工組法では行なえなかったことから、それを可能とする新たな法的根拠が必要となる。そこで、重要輸出品工業組合法の改正という形で、新たな法的根拠が与えられることとなったのである。

そしてこうした三綾統制の成立は、当初その成功により“企業統制の魁”ないしはその“模範”として一躍内外の注目を浴びた。恐慌下においても、日本経済全体の不況の深刻化に伴い、一時採算割れを余儀なくされた時期があったものの、「統制実施当時には統制前と比し遥に採算は有利となり」⁽⁶⁹⁾、工業組合による統制は「斯業の為に大なる貢献をなして居」た⁽⁷⁰⁾。他方、この三綾業の統制を契機として、以後、種々の中小織物業において統制が実現したのである。

こうした織物統制の結果として、かつて「綿糸ノ需給者タル小企業ハ全国的ニハ多数ニ上ルト雖勢ナキ為公然ト反对ヲ唱ヘ得ザリシガ……組合ノ結成ト共ニ漸次其ノ精力ヲ加ヘ紡連ニ対シ其ノ操短ニ付反对ノ声ヲ挙グルニ至」る⁽⁷¹⁾までになっていたことに注目する必要がある。先にでみた、紡連の操短をめぐる綿工連の反対行動も、まさにそうした組合の存在を背景とした組織的運動であったといえよう。

したがって、商工省としては、紡連のカルテル行為＝操短が、上述のように自己の推進している中小工業分野の統制と抵触し、逆にその経営難を招来しかねないということが現実の問題になっているなかでは、紡連のカルテル行動を統制政策の枠外に放置するわけにはいかなかった。すなわち、そうした中小機業家による組織的行動を支持し、上述のように中小経営の安定化をはかる観点から、紡績業によるカルテル行為の監視とその規制が可能となるよう重産法を運用する必要があった。われわれはここに、政府が紡績業を積極的に適用対象に加えようとした本質的な根拠をみることができる。

しかも重要なのは、1931年4月の時点において商工省は、「中小工業保護の上から……
●●連合会が[操短緩和に]応ぜざる場合には、いよいよ産業統制法を活用して操短決議の変更を命ずる外はあるまい」⁽⁷²⁾として、紡連のカルテル行為の規制を意図した重産法の運用を、現実に公の形で表明していたことである。

こうした事実は、従来の研究史では注目されてこなかったが、政府の公益規定の運用姿勢をうかがわせ、本稿の結論に一定の裏付けを与えるものと考えられる。しかも、この政府の姿勢は、公益規定が現実に発動される可能性の乏しい形式的規定にとどまらず、恐慌下における運用において積極的意義をもっていたことを示唆している点でも重要であろう。

3. 小括

以上、紡績業での運用事例は、統制政策の基本法として昭和恐慌下に同時に成立した重産法と工組法とが、単に対象を異にする別々の法であったわけではなく、同一の目的をもっていたこと、しかも重産法の公益規定を通じて密接な関連をもっていたことを明確にする事例として重要である。

すでに前節で考察したように、重産法のカルテル助成は、単に大企業のみでなく大工業部門といえどもなお中小経営が多い業種ではその救済が重視される特徴をもっていた。重産法のカルテル規制も、それと同様の特徴を見いだすことができる。すなわち本節の事例が示すように、大工業分野におけるカルテル行為が産業連関関係にある中小工業分野の経営を圧迫する場合には、それを規制することで中小経営の救済・安定化をはかり、同時に中小工業分野の組織化をバックアップする意義をもっていたといえる⁽⁷³⁾。

これを両業種の企業の立場にそくしてみれば、未曾有の不況圧力に抗して自己の存続をはからざるをえない中小織物企業にとって、公益規定による紡連カルテルの監視は是非とも必要な実質的意味をもっていた。これとは反対に紡連にとっては、容易に受け入れうるものではなかったということである。

その意味で、重産法の公益規定を、独占資本の収奪行為を隠蔽するための表面的譲歩規定にすぎないとして、きわめて消極的に評価する“独占資本補強説”では、こうした公益規定の積極的意義を看過することにならざるをえないといえよう。これに対して宮島氏が、公益規定を需要産業への低廉かつ安定的な商品供給を図るという実質的意味を有する規定として重視し、その一例として紡績業での運用を指摘された点は、研究史上、重要な貢献であったと思われる。

しかしながら問題は、“需要産業への低廉かつ安定的な商品供給を図る”ための紡連へのカルテル行為の規制を、1920年代には行なわなかった政府が、なぜ紡連の強硬な反対にもかかわらず、昭和恐慌下にそれを実行するに至ったかにある。この点、氏は「綿工連の

激しい操短緩和運動を重視する合理局官僚の積極的な運用姿勢」により「需要産業の利害噴出を宥和する機能が期待された」⁽⁷⁴⁾と指摘するにとどまっている。紡連の反対の下でなぜ織物業の立場を重視し、その宥和をはかる必要があったのかという点を積極的に問題とされていない。

すなわち前節と同様に、氏の場合、本法の中小経営の救済的側面を積極的に評価しえないという問題が、ここでも現われているといえる。言い換えれば、逆にこうした点に着目するならば、重産法のカルテル規制的運用の意義をとらえる場合、「恐慌対策としての側面のみを重視する通説」⁽⁷⁵⁾に批判的な立場に立つ宮島氏とは異なり、むしろ大恐慌下の産業救済的側面そのものが重視されねばならない。

つまり“独占資本補強説”の誤りは、恐慌対策としての側面を重視したことにあるのではなく、恐慌対策の意味を中小経営に対して犠牲をいっそう強いる形をとりながら、“独占資本”の強化をはかるものとして、一面的にとらえようとした点にあった。これに対して、大恐慌に対処するために政府が新たな組織化を行なうためには、むしろ“独占資本”の利害・主張を“公益的見地”より一部規制してでも⁽⁷⁶⁾、“全国ニハ多数ニ上ル”中小規模企業で構成された業種の組織化・救済を重視しなければならなかったといえる。本節でみた昭和恐慌下におけるカルテル規制的運用は、まさにこうした問題への対処であり、前節までのカルテル助成的運用と同様な視点から、トータルな意義付けを与えることができると思われるのである。

むすび

最後に、以上の検討結果を全体的にまとめてむすびとしよう。

まずはじめに、第1節でみた寡占的業種におけるカルテル助成の要請と、政府によるその補強という性格は、重産法を恐慌対策として、しかも“独占資本の救済策”としてとらえてきた“独占資本補強説”の妥当性を一面において示すものであった。したがって、重産法のそうした恐慌対策的側面を重視する視点は、なお基本的視点として継承する必要があることをみてきた。

とはいえ、恐慌対策的側面を重視するという場合、第2節および3節においてみたように、本法による産業統制は、中小企業へ犠牲を転嫁しつつ支配力を強化するといった、単

なる独占資本補強策にとどまらなかった。

また、重産法の運用段階当初から、「[本法のカルテル補強による価格協定は]多くの生
.....

産者の中でもつとも費用のかかるものが収支償ふ程度、従つて優良な生産者が大いにまう
かる程度に価格はつりあげられる。競争によつて自然とうたさるべきものが生き延びて、

.....
合理化は五年間延期される。産業合理局から生まれた統制法が却て合理化の進行をおくら

.....
せるといふ皮肉な結果を生ずべき危険が確にある」⁽⁷⁷⁾として、本法による組織化がかえ
って合理化を妨げる性格のものであることが指摘されていたことに注目する必要がある。

つまり低生産性企業の整理による合理化促進という役割は、大恐慌への対処が基本的政策
課題となるなかで消極化した。むしろ国民経済上、低生産性企業といえどもその存続維持
が、政策的に重視された点が重要であった。

すなわち、これを全体的にみるならば、大恐慌に直面するなかで政府がとった産業統制
策とは、一方で危機に陥った寡占的大企業の救済を意図したという点で、単なる弱者保護
政策に一面化してとらえられない意義をもっていた。とはいえその他方で、日本経済の体
制安定のためには、さらに中小経営の安定化も重視せねばならず、必要な場合には関連中
小工業分野の統制確保のために大企業の管理さへ行なわなければならなかった。

要するにそれは、“独占資本の補強”あるいは逆に“弱者保護”のどちらか一方にとど
まらず、日本経済全体を視野に入れ、対象に収めた組織化策であった。言い換えれば、大
恐慌下では失業者の直接救済が必要となるとともに、単にそれにとどまらずより根本的に
は企業の存立および現在の雇用水準を維持し、失業増大の危機を抑制するうえから一国の
産業全体の組織化が必要となった。重産法による日本経済の組織化が、不況圧力に抗して
産業全般の存立をはかることを主要課題とした意義はまさにそこにあった。“国民経済的
課題”への対処策として本法をとらえることを強調された宮島氏の視点を継承するとした
ならば、それは合理化の促進というよりは、むしろこうした意味で理解すべきと思われる
のである。

【注：第2章】

- (1) 鉄鋼業への統制法適用にあたっては、適用業種内における資本規模の下限ないしは適用品種の限定が行われた。特に前者は、規模の相違により実質上別個の産業と認められる場合（例えば鉄鋼業と石見地方の砂鉄業者との相違など）は、それぞれ別の法・組織で統制を行うことがより目的に合致しており、仮にこれらを同一業とみなして統制を行うならば、結局、統制政策自体の成果が得られないと判断されたことによる。
- そこでこれら重産法適用上の下限以下の零細企業については、その救済が必要な場合は工業組合法によって行う。あるいは、実際に適用を受けた部分が、カルテル統制力を回復し、市価を安定させたならば、それは同時に重産法適用規模以下の企業救済にもつながるとされた。以上、商工省臨時産業合理局統制委員会『産業統制委員会議事録』（内部資料）1931年、同特別委員会『産業統制委員会特別委員会議事録』（同上）1931年による。
- (2)～(3) 商工省臨時産業合理局『産業合理化時代の自治的産業統制』（通商産業大臣官房調査課統計部復刻編集）1950年、149頁。なお以下引用に際して、特に断らないかぎり傍点および[]内は原則として引用者による。
- (4) 宮島英昭「昭和恐慌期のカルテルと政府」、原朗編『近代日本の経済と政治』1986年所収、276頁。
- (5) 前掲『産業統制委員会議事録』第2回。
- (6) 『中外商業新報』1931年4月16日。
- (7) 銑鉄共販業績編纂委員会『本邦銑鉄統制販売史』1941年、227頁。
- (8) この点、詳細は同上『本邦銑鉄統制販売史』第5章、および近年の研究では岡崎哲二「銑鉄共販組合」（武田晴人・橋本寿朗編『両大戦間期・日本のカルテル』1985年所収）82～84頁を参照。
- (9) 銑鉄懇話会『銑鉄販売史』1952年、13頁。
- (10) 同上、115頁。
- (11) 例えば、鋳物用銑鉄の東京市場のシェアをみれば、組合83%・浅野4%(29年下期)から同41%・41%(31年下期)へと激変している。前掲岡崎「銑鉄共販組合」、78頁

参照。

- (12) この点、長島修「日本における鋼材カルテルの成立」、京都大学『経済論叢』第119巻1・2合併号、1976年、90～91頁が詳しい。
- (13) 前掲『産業統制委員会議事録』第2回。
- (14) 同上、第3回。
- (15) この点、1932年の銑鉄関税改正に関する実証研究のサイドからであるが、奈倉文二氏は、「当時の商工省当局の考えによれば、製鉄事業振興の〈根本方針〉を調査考究中であり、このうち最も根本的なものは〈合同整理〉であるが、その実現には困難があること、したがって、〈当面ノ方策〉として、当時までに各種鉄鋼材の生産または販売に関する〈統制協定〉(諸カルテル)と重要産業統制法による〈統制協定〉(製鉄業は1931年12月指定)及び関税保護策などを採用してきたのであるが、今回の銑鉄関税率の改正もそうした〈当面ノ方策〉の一環である」(奈倉『日本鉄鋼業史の研究』1984年、523～4頁、括弧内原文)とされており、本稿の事実認識を裏付ける指摘をされている。
- (16) 富永祐治『本邦鉄鋼業と関税』大阪商業大学経済研究所、1932年、247頁。
- (17) 『大阪朝日新聞』1931年7月28日。
- (18) 前掲『本邦銑鉄統制販売史』227頁。
- (19) 化学工業のうち表2-3以外の業種について若干言及しておく、石灰窒素等の肥料業は農林省との関係から適用が見送られた。一方、早急に救済が必要とされた過燐酸肥料については工業組合法による統制策が講じられた。またかつて生産過剰が問題となっていた硝酸は、当時日窒のみが生産する状況にあり適用の必要なしとされ、塩酸に関しても「其重要性尠キヲ以テ統制法ヲ適用スルニモ及バザルモノト考フ」(前掲『特別委員会議事録』第7回)として適用対象から外された。なお人絹業は統制力の強固なカルテルを有し、政府の助成を不必要としており、この点で本節で取り上げる業種とは事情を異にしていた。
- (20) 日本商工会議所『産業合理化』第8輯、1933年、69頁。
- (21) 同上、68～105、130～4頁他より。

- (22) 山崎広明『日本化繊産業発達史』1975年、281頁。
- (23) 前掲『特別委員会議事録』第3回。
- (24) 前掲『産業合理化時代の自治的産業統制』69頁。
- (25) なお宮島氏は、斯業からの適用要請の理由をアウトサイダー規制におかれている（前掲「昭和恐慌期のカルテルと政府」表5）が、管見の限りでは斯業にアウトサイダーは存在していないと思われる。本稿では、前掲『産業合理化時代の自治的産業統制』および『産業統制委員会議事録』に依拠し、本文のようにカルテル内部の統制力強化を意図した適用要請であったという事実認識に立っている。
- (26) 前掲『産業合理化時代の自治的産業統制』85頁。
- (27) ～(28) 『産業統制委員会議事録』第2回。
- (29) 政府は統制法の適用業種の選定にあたり、その一般方針で「第一条ニ依り指定スルコトハ副作用ニ依り相当効果アリト考ヘラレタリ」（『特別委員会議事録』第7回）として、第2条以下の強制権を直接発動せずとも、重産法の指定という形による政策課題の実現を意図していた。その一つとして、未組織業種を適用対象とすることが、「適当ナル内容ヲモツ民間ノ統制協定ノ出来ル気運ヲ促進シ、之ニ対シテ必要ニ応シテ政府カ援助」（同上、第1回）することとなるとされたのである。
- (30) 『特別委員会議事録』第3回
- (31) 前掲『産業合理化』第8輯、100頁。
- (32) 同上、69頁。
- (33) 臨時産業合理局『重要産業統制法の本旨及運用の実際』（通商産業政策史編纂室所蔵、吉野信次文書）1935年、8頁。
- (34) 前掲『産業合理化時代の自治的産業統制』69頁。
- (35) 同上、131頁。
- (36) この点、注29および本稿第1章を参照されたい。
- (37) 前掲山崎『日本化繊産業発達史』120頁。
- (38) この点は表2-4にみられるように、人絹の需要増に伴い販売総額では1929年水準を上回りながら、価格は32年まで29年の半分の水準へと惨落していることからもうかがえる。
- (39) 前掲宮島「昭和恐慌期のカルテルと政府」282頁。
- (40) ～(41) 『特別委員会議事録』第3回。

- (42) 「共販確立せる関東の硫酸界」(『東洋経済新報』第1573号、1933年10月28日号)。
- (43) ～ (44) 日本酸素株式会社『日本酸素五十年史』1966年、73頁。
- (45) ～ (46) 東亜合成化学株式会社『東亜合成化学株式会社社史』1966年、248頁。
- (47) 資料上の制約から、本文の事例は厳密には恐慌期からはずれているが、こうした問題は以後需要が好調にむかうにもかかわらず兼営企業の生産力の大きさに規定され存続した。
- なお恐慌期としては、1931年7月に昭和肥料が副生酸素処分のため市場参入した事例に着目できる。その際、カルテル(東京酸素組合)は、協定加盟者である東洋酸素が生産調整し、昭和肥料の副生酸素を自社販売する形で市場攪乱を防いだ(東洋酸素『東洋酸素40年の歩み』1959年、10頁)。また理化学研究所の副生品問題が生じた場合も、同様な対応が指摘されている(前掲『産業合理化』第8輯、94頁)。
- (48) この点、例えば「私共[政府]ハ正宗ヲ抜ク[=強制権の発動]コトヲサウ希望致シマセヌ、併シナガラ正宗其モノガ存在シナケレバ、統制ヲ附ケルニ甚ダ困難デアリ不可能デアル」(『第五十九回帝国議会衆議院重要産業ノ統制ニ関スル法律案委員会議録』第3回、俵商工大臣答弁)と強調されたように、強制権の発動には慎重なスタンスをとりつつ、カルテル統制力に対する統制法の存在自体のもつ政策効果が政策当局によって追求された。
- (49) 前掲宮島「昭和恐慌期のカルテルと政府」279～82頁。
- (50) この点、宮島「1930年代日本の独占組織と政府」(『土地制度史学』第110号、1986年)1、14～7頁の指摘などを参照されたい。
- (51) もちろん本文の指摘は、中小企業においても合理化が推進され蓄積拡大がはかられたことを否定するものではない。
- (52) この点は、第1章にてすでに指摘した。
- (53) 前掲『両大戦間期・日本のカルテル』419頁。
- (54) ～ (55) 由井常彦『中小企業政策の史的研究』1964年、163頁。
- (56) 前掲『産業合理化』第8輯、7頁。
- (57) 朝日新聞社編『昭和財界史』1936年、278頁。
- (58) 保税倉庫とは、輸入手続き未済の原材料を無税のまま蔵置する倉庫のことである。織物業の場合、その利用は関税に何等の考慮を払うことなく安価な輸入外国糸を使い、また一時輸入税を支払っても織物として再輸出に転ずれば、戻税法により税金

が払い戻されるという利点があった。そこで当時、国内紡績業の操短による国内糸価上昇に織物業が対抗するため、銀安により割安となった中国糸を輸入する動きが高まり、積極的に保税倉庫許可申請を試みるという事態が生じていた（以上、大蔵省関税局編『税関百年史(上)』1972年、243頁以降、541頁および楫西光速編『現代日本産業発達史 繊維(上)』1964年、552頁以降参照）。保税倉庫許可問題は、これに対して税関長（主として大阪）が大蔵大臣にその採否を問うに至るという一連の問題をさしている。この点、『東京朝日新聞』1931年2月6日、同年3月1日などによる。

- (59) 前掲『昭和財界史』279頁。
- (60) ～ (61) 『中外商業新報』1931年4月22日。
- (62) 吉野信次『商工行政の思い出』1960年、100頁。
- (63) 『大阪朝日新聞』1931年9月17日。
- (64) 前掲『特別委員会議事録』第3回、付載資料。
- (65) 前掲『大阪朝日新聞』1931年9月17日。
- (66) 以上、前掲『産業統制委員会議事録』第2回、および『特別委員会議事録』第3回付載陳情書。
- (67) 以上、前掲拙稿「重要産業統制法の成立とその歴史的意義」8～12頁。
- (68) 阿部武司「戦間期泉南における中小規模機業家」（『大阪大学経済学』第38巻3・4合併号、1989年）141～8頁。後に同氏『日本における産地綿織物業の展開』1989年に補論（3）として所収。
- (69) 同上、阿部論文、145頁および『大阪毎日新聞』1931年7月12、15、16日を参照。
- (70) ～ (71) 「縞三綾業及綿縮の統制近況」（日本商工会議所『産業合理化』第9輯、1933年所収）。この他、三綾業統制の展開に関しては、前掲阿部『日本における産地綿織物業の展開』第5章第4項が詳しい。
- (72) 前掲『特別委員会議事録』第4回。
- (73) 『中外商業新報』1931年4月22日。
- (74) 前掲宮島「昭和恐慌期のカルテルと政府」289頁。
- (75) 同上、267、289頁など参照。
- (76) なお誤解なきよう付言するならば、政府が公益規定を根拠にカルテル行為の監視を行なうという場合、それは“独占資本”の蓄積規制それ自体を自己目的としている。

るわけではないということである。本文で強調したように、それはあくまで日本経済の体制安定をはからざるをえないという政策課題と抵触する独占行為を規制するということである。

この点、改めていうまでもなく需要側が政策的介入を要求すれば、いつでも要求どおり供給側カルテルの規制をおこなうわけではない。例えば、「[商工省の]調査ノ結果必ズシモ陳情者[綿工連]ノ言ノ如ク[綿糸が供給不足、高価格]デハナイ(『産業統制委員会議事録』第4回) 場合には、紡連のカルテル行為 = 操短は放任されるのである。

(77) 上林貞次郎「合理化を妨ぐる産業統制法」、『東京朝日新聞』1931年3月20日。

第Ⅱ部 中小工業分野における統制 経済の展開

第3章 国内市場向け中小工業における統制の展開

— 工業組合統制とアウトサイダー大企業 —

はじめに

第Ⅱ部では中小工業分野における統制経済の構造と展開について、それを国内市場向けと輸出市場向けの両面から考察する。とりわけ第3章では、国内市場向け電球工業を事例として取り上げ、1930年代前半期における中小工業統制の特質を実証的に検討することにしたい。その場合、本稿が、特に国内市場向け電球工業ならびにその統制に着目するのは、以下の理由による。

第一は、すでに第1章でも言及したように、31年に成立した工業組合法による統制のポイントは、その適用を輸出品のみならず国内市場向け製品にも拡大した点にあった。それにより商工省は、国内市場向け中小工業の統制を積極的に推進することが可能となったのである。国内向け電球工業の統制は、そうした新たな方針に基づく組織化の事例として注目することができる。

第二に、国内向け電球工業は、その当時、カーバイド、過燐酸肥料、セメント業といった大工業部門の業種とならんで、“わが国官製カルテル期に於けるカルテル闘争の典型事例”として注目された業種であった⁽¹⁾。その際、斯業が注目されたのは、工業組合を構成する中小規模企業と、アウトサイダーとして独自の販売行動をとっていた大企業（東京電気）とが併存し、激しく対立していたことによる。しかもこうした対立の構図は、例えば大阪洗濯石鹼工業組合とベルベット石鹼、大阪セルロイド生地工業組合と大日本セルロイド、澱粉飴工業組合と日本穀産工業といったように、中小工業部門において少なからず見られた特徴であった⁽²⁾。

したがって、以上のような対立的関係を内包する代表的な事例として国内向け電球工業に注目し、そこで展開された統制策の内容を検討することは、30年代における中小工業統制の歴史的意義を把握するうえで、重要な意味をもつものといえよう。

しかしながら第三として、国内向け電球工業に言及したこれまでの先行研究では、国内市場における東京電気と中小電球メーカーとの対立関係を断片的に指摘するにとどまるか、あるいは東京電気によるトラストの形成・拡大に論点が集中しており⁽³⁾、工業組合や連合

会による統制措置とその意味に関しては立ち入った考察が行われてこなかった。また、たとえそれに一部ながら言及している場合にも、後に検討するように、その評価をめぐって必ずしも首肯しえない点が残っている。

以上から本章では、まず前半で国内向け電球工業の生産構造ならびに1930年代前半期における国内市場の状況を明らかにする。さらにそれを踏まえて後半では、国内市場向け電球工業の統制策とその歴史的意義を、工業組合およびその連合会と東京電気との関係を軸に考察することにしたい。

第1節 国内市場における東京電気と国産電球メーカー

1. 国内電球市場の構造

上述のように国内市場向け電球工業では、外資系大企業である東京電気株式会社と、当時“国産電球”といわれた中小メーカーとが併存していた。

このうち前者は、1890年に創立された日本で最初の電球会社白熱舎の後身である。1899年に東京電気と改称し再発足した後、1905年にGE（ゼネラル・エレクトリック）と資本および技術提携を行うことで発展の礎を築いた。そして、大正から昭和初期にかけて中小業者の吸収・合併を繰り返した結果、国内において一大トラストを形成し、強力な市場支配力を持つに至っていた⁽⁴⁾。

他方、後者は、さらに“標準電球”と“町球”と呼ばれるメーカーに分けることができる。このうち標準電球メーカーは、一定の電球標準仕様書もしくはこの仕様書に準じる規格に基づく電球の製造を行ない、電灯会社、官庁（都市電気局など）、電気鉄道・電気軌道事業者など特定の大口需要家を主な供給先としていた。

その場合重要なのは、先の東京電気がGEを中心とする国際電球カルテル⁽⁵⁾に所属し、その協定により「満州国」、中国および南洋の一部以外への輸出は行なわず、日本国内を主たる販売区域としていた点である⁽⁶⁾。このことから、標準電球メーカーと東京電気とは同一市場で激しい競争関係にあった。そして、こうした競争の激化を原因として、後述の標準電球業者の組織化や両者の市場調整が問題とされるに至るのである。

これに対して町球メーカーは、上記二者とは供給先を異にしていた。すなわち、東京電

気、標準電球メーカーが特定の納入先を対象とし、仕様書に基づき相対的に高価な電球を供給していたのとは対照的に、低廉かつ不特定な一般消費者への供給を行なう、いわゆる“市内売り”が中心であった。ちなみに製品価格に関して、例えば60ワットの瓦斯入電球と比較した場合（1933年当時）、マツダランプ（東京電気）30銭、標準電球20銭に対して、町球は7銭と大きな格差が存在したのである⁽⁷⁾。

そこで次に、国内向け電球工業における企業規模を、資本金および従業員別にみることにしたい（32年末時点）。東京電気が3950万円、3023人と圧倒的に大きく、これに対して標準電球メーカーは東電電球の200万円、330名を筆頭に、エビス電球130万円、360名、帝国電気100万円、360名、旭電気100万円、158名（ただし技工数のみ）、北斗電球20万円、200名という水準であった⁽⁸⁾。なお、輸出向け電球メーカーのうち輸出電球工業組合に加盟する大多数は、資本金が5～6千円以下と推定されており、町球業者はそれと同規模かそれ以下の規模であったと推定される⁽⁹⁾。

さらに、上記三者の国内市場におけるシェアをみておきたい。正確なデータは見出せないが、『時事新報』によれば東京電気が年産400万円、国産電球側は同500万円であった⁽¹⁰⁾。また別の調査では、1933年当時、東京電気3,100万個、682万円に対して、標準電球3,000万個、600万円、町球3,100万個、200万円であったとされている⁽¹¹⁾。町球の場合、生産個数では前二者とほぼ同じシェアをしめたが、上述のように製品単価の低さを反映して、生産金額では東京電気、標準電球メーカーの三分の一以下にとどまっていたことがわかる。

以上のように、30年代前半の国内市場では、大企業の東京電気と、中規模企業の標準電球メーカーが同一市場で、ほぼ同一のシェアを確保しつつ競争していた。さらにその他方で、数量的にはこれら二者と並ぶ市場規模の零細な町球業者が存在するという構造が形成されていたと捉えることができる。

2. 中小メーカーと国産電球運動

そこでこうした構造を念頭に置きつつ、次に中小メーカーによる国産電球運動に注目することにしたい。それは、1922年頃に起きた国産電球愛用、国産品奨励運動に端を発する。そしてこの運動の過程で、メトロ、旭、エビス、帝国の電球メーカーによって国産電球連合会（後述の日本電球工業組合連合会とは別の任意団体）が創立された。とはいえこの運

動が最高潮に達するのは、30年代初頭であった。すなわち、31年夏に東京電気が電球の内面艶消に関する特許期間の延長を出願し、それが国産電球の発展を著しく制約するものであったことによる⁽¹²⁾。

こうした運動の盛り上がりと、電球工業に対する政府の工業組合設立の懇願とを契機として32年に設立されたのが、東京電球工業組合（加盟数5社）と関西標準電球工業組合（同8社）であった（後掲表4-6参照）。それは国産運動の中心に位置し、また東京電気と最も激しい競争関係にあった標準電球メーカーで構成される工業組合であった。

両組合は、まず第一に、白熱タングステン電球標準仕様書もしくはこの仕様書に準じる規格に合格するすべての電球の改良発達を共同して行なうことを目的としていた⁽¹³⁾。つまり、かかる組織化は、従来の過当競争的体質を是正し、製造技術の向上と製品の規格統一を協調的に行なうことを意図したものであった。

さらに第二として、「組合の結成は、東京芝浦電気株式会社が電球の内面艶消に関する特許の期間延長を出願せるに対抗する為めに促進せられた」⁽¹⁴⁾という経緯が示すように、中規模メーカーが共同して東京電気に対峙し、自らの存立を確保する目的をもあわせもっていたのである。

第2節 1930年代前半期における国内市場の状況

1. 電灯需要の推移と市場規模の停滞

それでは、上記工業組合が活動を展開する30年代前半期の国内市場は、どのような状況にあったといえるであろうか。以下、本節では、この点を中心に検討することにした。

はじめに、表3-1は、日本国内における電灯需要の推移を概観したものである。この表から、以下の点を指摘することができる。①需要家数、取付灯数は、ともに1910年代後半から20年代前半にかけて急増したこと、②しかし20年代後半になって増加のペースが落ち、③30年代前半には対象期間中最低の伸び率にとどまったことがみてとれる。このうち特に31年から33年は国内需要が著しく停滞した時期であり、33年には需要家数が減少するまでに至っていた。

また電灯普及率（全世帯数に対する全需要家の比率）をみた場合にも、1916年に37%だ

表 3 - 1 電灯需要の推移

年別	需用家数(万戸)	対前年比(%)	取付灯数(万個)	対前年比(%)
1916	374	22.7	904	19.9
17	424	13.3	1,032	14.2
18	486	14.6	1,190	15.4
19	570	17.2	1,417	19.0
20	698	22.5	1,614	13.9
21	643	-7.8	1,811	12.2
22	789	22.6	2,052	13.3
23	831	5.3	2,169	5.7
24	898	8.1	2,445	12.7
25	965	7.5	2,732	11.8
26	1,017	5.3	3,016	10.4
27	1,055	3.7	3,232	7.2
28	1,085	2.8	3,391	4.9
29	1,117	3.0	3,589	5.9
30	1,135	1.6	3,684	2.6
31	1,145	0.8	3,741	1.6
32	1,153	0.7	3,830	2.4
33	1,138	-1.3	3,840	0.3
34	1,187	4.3	4,126	7.4
35	1,210	1.9	4,323	4.8
36	1,238	2.3	4,615	6.8
37	1,282	3.5	4,783	3.6
38	1,287	0.4	4,935	3.2
39	1,301	1.1	5,178	4.9
40	1,323	1.7	5,408	4.5

(資料) 通産省「電気事業要覧」第43回, 1961年

日本電球工業会「電球類に関する主要統計調査」1957年

(注) 需要家数は「定額灯」, 「従量灯」に限らない実際の需要家数を示すものである

った普及率が29年には93%にまで達したが、以後は90%の水準で推移した⁽¹⁵⁾。このように国内市場は、30年代初頭にはほぼ飽和状態に達し、折からの昭和恐慌と重なり、急激な需要増を見込めない状況にあったことがわかる。

かくして市場規模が伸び悩むなかで、国内向け電球メーカーは生産過剰に陥り、その結果、市場シェアの拡大を意図して激しい価格引下競争が展開されるに至った。例えば当時の東電電球『営業報告書』からは、同企業が29年4月とその直後の同年6月、さらに翌年3月ならびに同年下期（正確な時期は不明）と相次いで販売価格の引下げを余儀なくされたことを知ることができる。そしてその一方で、20年代末に計画された新工場の建設を、「電球需要ノ情勢ヲ考慮シ、暫ク延期スル」事態に至っている⁽¹⁶⁾。

こうした事態に対して東電電球では、同じ標準電球メーカーである帝国電気とエビス電球との間で電球製造に関する協定を結び、31年4月以降共同して一般小売市場への販路拡大をはかった。また同年9月には、三菱商事との間で海外輸出に関する契約を結び輸出を開始するといった新たな市場拡大策をも講じた。しかし、なお「[業界の]競争激甚ヲ極メ価格低落、利益減少ハ到底免レヌ情勢」にあったのである⁽¹⁷⁾。

2. 工業組合の設立と業界の動向

そこで以上の状況を是正するため、32年1月に東電電球、エビス、帝国、旭、メトロの関東地域に存在する標準電球メーカー5社により設立されたのが、前節でみた東京電球工業組合であった。ところで表3-2は、資料が存在する組合加盟企業3社に関して、この時期における資本利益率をみたものである。いずれの企業の利益率も、工業組合の設立と前後する形で、32年までの減少ないし横這い傾向から33年上期には回復へと向かっており、組織化の効果がうかがえるとも言えなくはない。

とはいえ、以下のような事態が進展していたことに注目する必要がある。

第一は、32～33年に高水準を記録した輸出が、それ以降著しく減少し、それが国内市場に影響を与えることになった点である。すなわち、「本邦電球業界ニ就テ大観スルニ輸出市場ノ閉塞ニ起因セル業界ノ苦患寧ロ深刻ナルモノアリテ之ガ内地市場ニ汎濫スルコトニ依リ恰モ業界ハ再ビ内攻的疾患ニ見舞ハレタリトモ謂フヲ得ベキ観アリ」⁽¹⁸⁾と指摘されているように、輸出の著しい減少に直面して、輸出向企業のなかで生産の一部を国内向けに転じる動きが顕著となったのである。

表3-2 標準電球各社利益率の推移

期別	エビス電球		東電電球		メトロ電球	
	A	B	A	B	A	B
1930年上	103	2.06	128	5.70	92	8.37
下	88	1.69	137	5.98	52	4.64
31年上	104	1.98	136	5.83	41	3.60
下	104	1.99	97	4.16	50	4.35
32年上	75	1.42	92	3.92	54	4.81
下	45	0.84	84	3.53	53	4.59
33年上	100	1.89	100	4.24	100	8.36
下	78	1.45	105	4.38	112	8.76
34年上	129	2.25	126	5.10	97	7.37
下	76	1.32	121	4.89	85	5.98
35年上	4	0.07	106	3.29	137	9.54
下	28	0.46	115	3.30	146	9.73
36年上	121	2.13	214	5.18	128	9.13
下	128	2.28	210	4.61	162	10.90

(資料) 各社『営業報告書』

(注) A: 当期利益金 (1933年上期=100)

B: 使用総資本利益率 (単位: %)

第二に、こうした状況を反映して、組合設立後もなお電球市価の低落が続くことになった。例えば、上述のように数次にわたる単価引下げを行なってきた東電電球では、「本期〔33年上半期〕ニ入り〔業界が〕再ビ沈滞ノ状況トナリ同業者間ノ競争一層深刻化シ、電球市価モ亦從テ低落ノ止ムナキ情勢ニアル」として、それに対応する形でこの時期再び価格の引下を余儀なくされている⁽¹⁹⁾。

さらに第三として、以上のような事態は関西においても同様であった。すなわち、関西標準電球工業組合が大阪府工務課に対して行なった33年度の営業報告において、輸出メーカーの国内向け生産シフトの影響で国内供給力が増大し、それに伴う販売競争の激化により主要製品の市価が対32年度比で約1割も低下したと報告されている⁽²⁰⁾。

電球工業にとって、上記工業組合の結成は画期的な出来事ではあった。とはいえ、それが業界の安定を実現できたとは必ずしもいえなかったことを、以上の事態は示している。

ところでこの時期、工業組合統制に関して、商工省当局は「今日迄の商工省の方針は〔工業〕組合の設立の奨励といふ遣り方であつたが、今後は組合の設立の奨励と共にその統制といふ問題が相当重大なる役目となつて来る」⁽²¹⁾との方針を示していたが、この点は電球工業における統制に関しても妥当する。すなわち、斯業にとって、30年代初頭が工業組合の設立期であったのに対して、34年ないし35年以降は、さらに新たな組織とそれによる対応が求められていた時期であったといえることができる。そこで、節を改めて、この点を検討することにしたい。

第3節 国内市場向け電球統制の新たな展開とその歴史的意味

1. 日本電球工業組合連合会による電球統制の成立過程

1934年以降の統制の展開を捉えるうえでまず注目されるのは、33年11月に四つの工業組合（東京電球工業組合、関西標準電球工業組合、東京輸出電球工業組合、大阪輸出電球工業組合）を統括する全国的な上部組織として、日本電球工業組合連合会（以下では電工連と略記する）の設立が認可されたことである。以後は、この電工連が、国内市場の統制を主導することになる。

ところで、電工連の設立直後、国内向け電球業界では、電工連による販売価格の調整が

新たな施策として期待されていた。ところが、34年上期になっても電工連による統制は実現せず、その結果、「業者ハ其ノ失フ所ヲ数量ニ於テ求メントスル結果価格ハ益々低落」することになった⁽²²⁾。こうしたことから、上述のように33年には回復傾向をみせていた資本利益率も、各企業によって差異はあるものの、総じて34年から35年にかけて再び低下するに至っていた（前掲表3-2）。

そこで、以上のような価格低落と利益率の低下という事態に対して、34年後半以降に追求された統制策が、内地共販会社の設立とそれによる共販の実施であった。その場合、かかる統制策の成立過程に関して、以下の点に着目することが重要である。

第一は、共販会社設立に関する協議が、各工業組合内および電工連と商工省との間で開始されたが、その際、当時アウトサイダーであった東京電気の共販会社への参加を工業組合側が要請したということである。しかし、かかる要請に対して東京電気側は不参加の意向を示し、実現には至らなかった⁽²³⁾。

とはいえ第二として、国内市場の統制にとって最大の焦点は、いぜんとして東京電気の行動をいかに規制するかにあった。そしてこのことは、①上述のように工業組合内部で協議が行なわれた際、強力なアウトサイダーである東京電気を除いて新たに販売統制機関を設けたとしても、その実効力はきわめて乏しいとされたこと、②そこで上記のような共販会社への参加とは別な形、すなわち東京電気の電工連加入ならびにそれを前提とした工業組合側との販売協約の締結が、同社の行動を販売統制に協調させる方法として提起されたこと、③そして共販会社の設立は、東京電気の電工連への加入が実現するまで延期されるに至ったという点に端的にみてとることができる⁽²⁴⁾。

そこで、以上の経緯を踏まえて、電工連の益田理事長は、東京電気に対し電工連加入に関する交渉開始について提議を行ない、三四年六月七日になって電工連と東京電気との間で交渉が開始された。さらにその過程で、商工省も、「この間の事情を黙視する能はずとし、過般来これが斡旋に乗出」⁽²⁵⁾すとともに、東京電気に対して電工連への加入を勧奨した⁽²⁶⁾。その結果、同年一二月一二日に、かかる加入を含む国内向け電球統制に関する協約が、電工連と東京電気との間で調印されたのである。

2. 共販会社の設立と東京電気の電工連加入

そこで以下では、電工連と東京電気との間で結ばれた協約の内容を検討することにしよう

う⁽²⁷⁾。まず第一に注目されるのは、統制の形式である。すなわち、①東京電気とその子会社である大阪電球は、ともに独立する一工業者として電工連に加入すること、②これに対してそれ以外の電工連加盟各社(計13社)は、共販会社(東西電球株式会社)を設立することが、それぞれ確約された。

なおこの点に関しては、商工省が工業組合法制定の際、「大工業ヲ加入セシメ以テ統制ノ実ヲ挙グルタメ、連合会ヲ設ケ大工業ハ一組合トシテ取扱フコト」⁽²⁸⁾を中小工業統制上の要点の一つとしていた点に注目する必要がある。上記の統制形式はそうした商工省の意向を反映したものであったといえる。そしてその結果、国内市場向け標準電球は、電工連によって統一的に統制されることになったのである。

第二として、統制上の核となる販売割当は、協定基本年度(33年6月～34年5月)の売上数量を基準とし、総売上個数に対する工業組合、東京電気双方の売上比率により決定されることになった。その場合重要なのは、従来 of 激しい市場獲得競争を規制する目的から、この比率が協定期間中(調印より10年間)固定化されたことである。その結果、双方の市場シェアは、その後もほぼ現状に近い形で維持・確保されることになった。

しかも、共販会社設立(35年5月)に際して、工業組合側は、上記基本年度における自己への割当数量を、さらに同様の方法により加盟各社に再割当することを規定した、もう一つの協約を結んだ。したがって、以上二つの協約により、電工連加盟企業への販売割当は、東京電気を含め全ての加盟企業に対して同一原則により実施されることになったのである。

さらに第三として、販売価格に関しても、これまでのような価格切下げ競争を規制する目的から、工業組合と東京電気とが同一の最低および最高単価を決定することになった。なお最高価格規定に関しては、重要産業統制法下におけるカルテルの販売価格協定が、いわゆる“公益的見地”から最高価格を規定し、その協定が単なる価格吊り上げを意図したものでない点を明記していた⁽²⁹⁾。上記、電球工業における最高価格規定も、それと同様な措置としてとらえることができよう。

以上みられるように、国内市場向け電球工業における統制とは、①東京電気の電工連加入を重要不可欠の前提条件とし、②それぞれの販売割当てを共販会社と東京電気との二大販売網を通じて、③両者共通の価格帯の下で販売し、それによって業界の安定を確保しようとする点に特徴があったといえることができる。

3. 国内向け電球統制の歴史的意義

ところで、こうした国内向け電球の統制に関して、藤田敬三氏は、「これに依つて感情的に反アウトのために結成されたカルテル〔電球工業組合〕が逆にアウト〔東京電気〕の制覇を結果することとなつた」⁽³⁰⁾と意義付けられている。

しかしこれまでの考察を踏まえるならば、そうした評価は必ずしも首肯しがたい。すなわち、上記統制策の意義は、むしろアウトサイダーであった大企業を工業組合連合会に加盟させ、工業組合に対する敵対的な行動を規制し、協調的なものへと転換させた点にこそあったと考えられるからである。そしてこの加入を前提として、工業組合側は共販会社の設立とそれによる販売統制を実施し、自己の経営安定化を実現することが可能となった。そうした側面から、本統制のもつ意義をとらえる必要があると思われる。

もっとも、上記の統制をもっぱら工業組合ないしそれに加盟する中小メーカー側のメリットのみで理解することは一面的であろう。東京電気の経営スタンスを、工業組合側との対立から協調へと転換させ得た背景として、以下のような事情が存在したことも看過できない。

まず第一は、34年下半期にGE社所有の東京電気株のうち7万9千株が東京電気の子会社である日本電興へと譲渡され、GEの持株比率が過半数を大きく割るに至ったという点である。この措置により、東京電気は名実ともにGEの支配から脱却することになった⁽³¹⁾。そしてこのことが、“外資系企業対国産電球”という第1節でみた業界内の対立図式を、協調へと転換させうる一つの契機となったと考えられる。

さらに第二として、この時期、東京電気は経営の多角化を本格的に推進しており、電球部門以外の事業拡張を積極的に追求していた⁽³²⁾。こうした経営方針から、電球部門は同社経営全体の3分の1程度にとどめる方向にあったとされている⁽³³⁾。したがって、同社にとっても、電球市場で工業組合加盟企業と激しい競争を継続するよりも、むしろ上記協約により現行シェアを維持・確保しつつ、他事業の展開を精力的に行う点にメリットを見出していたものと推察することができよう。

とはいえ、本節でみたように、①東京電気の動向が、工業組合統制の効力を左右する重大な問題であったこと、②したがって東京電気の共販会社設立への参加ないしは電工連への加入を積極的に要請あるいは勧奨したのは、むしろ工業組合側およびそれを支援した商工省であったこと、③これに対して東京電気の姿勢は、消極的ないし受動的であったとい

う点に改めて注目する必要がある。

これらの点を踏まえるならば、東京電気の電工連加入と上記の販売統制は、先行研究が指摘するような大企業による市場支配力の拡大・強化を意図した政策であったというよりも、むしろより積極的には中小メーカーの市場シェアの安定的確保という性格を強くもつ措置であったととらえることができよう。そのうえで、上述のように東京電気側にとって、そうした施策を受け入れ易い要因が加わり、統制が実現したものと考えられる。

なお、以上の統制策に関連して興味深いのは、東京電気社長であった山口喜三郎が、当時、上記一連の統制策を、工業組合加盟企業の維持・存続を保証し、それを通じて雇用の維持をはかる“失業救済”的な措置とみていたという点である⁽³⁴⁾。それは、中小メーカーの存立維持と、それによる失業の回避・抑制という本統制が有する本質を端的に指摘したものと理解することができよう。

そこで本節の最後として、上記統制実施後の状況を概観することにしたい。

はじめに、35年7月に共販会社（東西電球株式会社）が営業を開始したが、それにとともに翌36年上期には、「内地向電球販売統制ハ東西電球株式会社ニヨリ極メテ順調ニ進展」するに至っていた⁽³⁵⁾。そうした統制の展開は、工業組合加盟の標準電球メーカーの経営動向に好影響を与えることとなった。例えば、東電電球の場合、36年上期に「内地向電球ノ統制モ東西電球株式会社[共販会社]ノ活動ニ依リ漸ク軌道ニノリ、本会社当期間ニ於ケル成績ハ東西電球株式会社トノ協力ニ依リ予期ノ好成績ヲ収ムルコトヲ得」たとされている⁽³⁶⁾。

また、前掲表3-2によって資本利益率の推移をみた場合にも、34年上期ないし同年下半年以降低下傾向にあった利益率は、上記統制が開始された35年下半年に上昇に転じ、さらに36年度を通じて、33年～34年のピーク時並みかそれを上回る好水準を記録した。以上から、先にみた販売統制が、その後、工業組合加盟企業の経営安定をもたらしたことをうかがうことができよう⁽³⁷⁾。

小 括

以上、1930年代の国内市場における中小工業統制に関して、電球工業を事例として考察してきた。そこで以上の検討結果を要約すれば以下のようなだろう。

まず第1節でみたように、斯業では、大企業と中小企業とが同一製品を製造し、同一市場で激しく競争する関係にあった。したがって、こうした市場の特性から、30年代初頭に設立された工業組合は、一方で加盟企業間の過当競争を是正するとともに、他方で共同してアウトサイダーの東京電気に対抗する目的をもっていった。

しかしながらその組織化が、そうした目的を達しえたとは必ずしもいえなかったことは、第2節でみたとおりである。こうした事態に対して国内向け電球統制は、全国的な組織である電工連の発足をもって新たな展開をみる。その場合、電工連にとって最も重要な課題は、これまで続いてきた中小メーカーと東京電気との対立関係を協調関係へと転換することにあった。そうした目的にとって、第3節でみた東京電気の電工連加入は、画期的な意味を持っていたといえる。

すなわちこれによって電工連は、これまでアウトサイダーであった大企業の非協調的な行動を統制の枠内において規制できることとなったからである。そしてそれを不可欠な前提として、工業組合は、共同販売を実施して加盟企業の経営安定化そしてそれを通じた雇用の維持・確保を実現しうることとなった⁽³⁸⁾。まさにこうした点に、本稿が重視する体制安定という観点からみた工業組合統制の重要な歴史的役割を見出すことができる。

ところで第I部にて検討したように、重要産業統制法による統制、特に大手企業と中小メーカーとが併存し競争しあう業種では、後者の存立・維持をはかる形での組織化が重視された。これに加えて工業組合法による統制に関しても、両者が併存し競争関係にある場合には、上記重産法による場合と同様な特徴を本章の事例から見てとることができよう。言い換えれば、二つの統制法に基づく組織化は、社会統治ないし体制安定という重要な特徴を共有していたと考えることができるのである。

【注：第3章】

- (1) 藤田敬三『カルテル闘争論』1936年、218頁。
- (2) 磯部喜一『工業組合論』1936年、380～381頁。
- (3) 例えば、戦前の研究では美濃部亮吉『カルテル・トラスト・コンツェルン（下）』1931年、戦後では通産省『商工政策史』第18巻、1976年などを参照されたい。
- (4) 東京電気による中小電球企業の統合過程に関して、詳しくは前掲『商工政策史』第18巻、377～381頁を参照されたい。
- (5) 国際電球カルテルは、1925年にアメリカ、イギリス、フランス、オランダなど18ヶ国の主要電球会社二七社によって結成され、市場割当および販売数量の協定を行った。なお同カルテルに関して、詳しくは有澤廣巳・脇村義太郎『カルテル・トラスト・コンツェルン』1977年、278～284頁を参照されたい。
- (6) 瀧谷善一編『時局と中小工業Ⅳ 輸出雑貨工業論』1942年、244頁。
- (7) 斎藤健一「電球製造業」、『社会政策時報』第164号、1934年、315頁。
- (8) 以上、国産研究会・国産時代社編『電球年鑑』1933年度版より。
- (9) 東京商工会議所『商工資料』第18号、1935年、9頁。
- (10) 『時事新報』1934年11月14日。
- (11) 工業組合による調査であるが組合名は不詳。斎藤前掲「電球製造業」316頁より。
- (12) 以上、大阪市役所産業部貿易課『大阪の電球工業』1936年、22～23頁。
- (13) 東京電球工業組合「設立ノ目的」（『電球年鑑』1933年版所収）。
- (14) 日本電球工業組合連合会『日本電球工業組合連合会沿革史』1943年、3頁。
- (15) 前掲『大阪の電球工業』50頁のデータによる。
- (16)～(17) 東電電球株式会社『第二回営業報告書』（1929年上半期）～『第七回営業報告書』（31年下半期）。ただし〔 〕内は引用者。以下、特に注記しないかぎり同様。
- (18) 東西電球株式会社『第二回営業報告書』（1936年上半期）。
- (19) 東電電球株式会社『第一〇回営業報告書』（1933年上半期）。
- (20) 『日刊工業新聞』1934年10月5日。
- (21) 『日刊工業新聞』1935年1月8日。

- (22) メトロ電球株式会社『第四二回営業報告書』（1933年下半期）、『第四三回営業報告書』（1934年上半期）。
- (23) 『日刊工業新聞』1934年9月13日、『中外商業新報』1934年9月19日、『都新聞』1934年9月19日による。
- (24) 以上、前掲『日本電球工業組合連合会沿革史』、135～136頁。
- (25) 『時事新報』1934年11月14日。
- (26) 日本電球工業会『日本電球工業史』1963年、89頁。
- (27) 以下、協定の内容に関しては、「協約書」（前掲『日本電球工業組合連合会沿革史』所収）、益田元亮「東西電球株式会社創立総会声明書」（前掲『日本電球工業史』所収）を参照。
- (28) 前掲「重要輸出品工業組合法ノ改正ニ関スル資料」。
- (29) 1930年代のカルテル価格協定における最高価格規定の重要性に着目した研究としては、橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』1984年、第5章がある。
- (30) 藤田前掲『カルテル闘争論』219頁。
- (31) 『中外商業新報』1934年6月21日、『日刊工業新聞』1934年6月24日。
- (32) 東京電気株式会社『東京電気株式会社五十年史』1940年、217～223頁。
- (33) 『日刊工業新聞』1935年2月5日。
- (34) 「電球工業の昔を語る座談会(その二)」、『日本電球工業会会報』第87号、1962年、100頁。
- (35) エビス電球株式会社『第一六期営業報告書』（1936年上半期）。
- (36) 東電電球株式会社『第一六回営業報告書』（1936年上半期）。
- (37) なお、これまで東京電気と国産電球メーカーとの間で対立してきた特許問題が、東京電気の電工連への加盟を契機として、収束の方向に向かったことも重要である。すなわち、東京電気は、共販会社の販売する統制範囲の電球について特許実施権（計7件）を認め、共販会社はその代償として毎年度27,500円を東京電気に支払うという形で解決をみた。その結果、東京電気と国産電球（メトロ、帝国電気）との間で継続されてきた特許紛争は示談の方向に向かったのである。以上、『日刊工業新聞』1934年12月13日。
- (38) この点に関連して、橋本氏は、「[1930年代の]中小工業政策は従来の中小工業育成からある程度の労働者保護をも伴う救済・保護政策へと変化した」と指摘されて

いる。橋本前掲『大恐慌期の日本資本主義』363頁。

第4章 輸出市場向け中小工業における統制の展開

— 問屋制と工業組合統制 —

はじめに

第3章の国内市場統制に続いて、第4章では輸出向け電球工業（以下、輸出電球工業と略記する）を事例として取り上げ、中小工業統制の特徴を対外輸出との関連から考察する。なおその場合、ここで輸出電球工業を事例として取り上げるのは、以下の理由による。

まず第一は、日本経済において大恐慌からの回復を輸出拡大側面から支えたのは重化学工業とともに輸出中小工業とりわけ綿織物業と雑貨工業であり、電球工業はそうした輸出雑貨工業を代表する業種であったことによる⁽¹⁾。実際、その輸出は、1930年代前半期にピークに達し、35年には重要輸出品取締法指定品目（計24）中第6位、指定品目全体の1.2%の輸出高をしめる、文字通り“重要輸出品”であった⁽²⁾。

第二に、1930年代日本の輸出を支えた綿業と重化学工業は、いずれも“外貨消費的”性格をもつ産業であった。これに対して、その多くを国内調達によっていた雑貨の輸出は、外貨獲得あるいは対外均衡のうえできわめて重要な役割を担っていた。この点は、輸出工業分野の統制を検討する場合にも看過し得ない特徴といえる。そして後述のように、電球はまさにそうした役割をになう代表的産業でもあったのである。

さらに第三の理由として、斯業が、当時「輸出工業品中電球ぐらゐ統制の至難なものは無い」⁽³⁾といわれ社会的に注目されたことがあげられる。すなわち斯業では、この時期、集中豪雨的な輸出にともない各国の輸入規制に直面した。そしてそれに対処する過程で、国内において深刻な利害対立を生じ、それがやがて社会問題へと発展するに至っていた。そこでこうした問題に注目しつつ統制の実態を明らかにすることは、経済統制の歴史的意義を確定するうえにおいて重要な意味をもつものと考えられる。

およそ以上が本章において輸出電球工業の統制に注目する理由といえるが、以下での分析の前提として、ここではさらにその生産構造の特徴に言及しておく必要がある。すなわち、「ここに最も注意を要することは、輸出電球に於ける問屋業者の存在である。此の問屋業者が輸出電球業の主体であつて……製造業者は一定の工賃を以て実収入とする加工業者に過ぎない」⁽⁴⁾と指摘されたように、斯業では問屋制が広く普及し、問屋の影響力

が大きな業種でもあった。斯業におけるこうした特徴は、戦前の中小工業研究においても注目され、例えば小宮山琢二氏は、創業当初から“問屋制工業”として成立し発展した産業として、メリヤス、自転車、玩具、瑠璃、硝子、ゴム製品とともに電球工業をあげている⁽⁵⁾。

これに関連して、すでに序章にて指摘した点、すなわち30年代の中小工業統制の根拠となる工業組合法が「問屋資本主義ノ勢力駆逐ノ為商人ノ加入ヲ許サザルコト」を要点としていたこと、このことから当時の工業組合運動が問屋資本の排除をスローガンとしてかかっていたことを改めて想起する必要がある。

しかしながらこうした動きに対して輸出電球業では、工業組合への問屋の加入を阻止できず、むしろ生産をも兼営する問屋が組合運営を主導することとなっていた⁽⁶⁾。またその他方で、数において多数で実質的な生産者である下請メーカーは、後述のように工業組合への加盟を許されなかった。その結果、輸出統制の展開過程において、小規模メーカーの存立ならびに従業員の生活が危機に直面するという問題が生じたのである。

そもそも工業組合は、その統制機能により中小工業問題の解決にあたるものとして、政府によって普及・促進されたものであった⁽⁷⁾。ところが斯業においては、問屋制との関係から、工業組合による統制策がかえって小規模下請メーカーの経営難を惹起するという形で中小工業問題を顕在化させることとなったのである。また、下請メーカーとともに労働者も、“生活権の擁護”をスローガンとして、統制策に反対ないしはその見直しを要求する一大運動を展開した。

このことが示すように、それは中小工業問題であると同時に労働問題としての性格を内包していた点でも重要である。かくして、輸出統制の展開をめぐって生じた問屋と下請メーカーとの対立は、第6章で注目する本国と植民地朝鮮との間で生じた対立とともに、30年代の輸出電球統制における主要問題をなしたのである。

そこで本章では、輸出統制における問屋と下請メーカーとの対立問題に焦点をあて、さらにその後この問題をめぐって業界内で新たな組織化が進展した点に積極的に注目することにしたい。輸出電球工業組合や連合会の設立による統制事業の展開の考察とともに、小規模下請業者の組織的運動および輸出電球工業組合との利害調整過程にまで分析の射程を拡げることで、斯業における中小工業統制の構造と展開について、よりトータルな評価を行うことができると思われるからである。

ところで先行研究をみた場合、輸出電球業における問屋と下請業者との対立、あるいは

後者による新たな組織化に関しては、これまでも言及されることはあるにはあった⁽⁸⁾。とはいえそれらは、製品の委託および受託関係における統制問題の一つとして斯業における両者の対立を例示するか、あるいは問屋に対抗する下請業者の組織化例として、きわめて断片的に指摘されるにとどまり、立ち入った考察が行われてきたわけではなかった。特に輸出電球工業組合と下請業者との交渉過程、およびその過程における政策当局のスタンスの変化など、中小工業統制の意味をより多角的に考察するうえで重要な点は等閑に付されてきた。

そこで本稿では、まず第1節で統制分析の前提として、①輸出電球業の外貨獲得産業としての性格と②生産構造および③30年代における輸出動向を概観する。それを踏まえて第2節では、輸出統制の内容とそれにもなう問題の発生に関して考察し、第3節ではこの問題に対する輸出電球工業組合、下請業者双方の動向と、両者の間にあって政府がいかなる措置を講じたのかについて検討することとしたい。

第1節 輸出電球工業の生産と輸出動向

1. 1930年代における雑貨輸出と電球

そこでまず30年代の輸出展開において、雑貨が果たした役割について確認することからはじめよう。1930年代における日本の輸出は、これを総額でみた場合、(1)1931年に恐慌の影響を受けて最も落ち込んだ後、(2)34年に至ってほぼ恐慌直前(29年)の水準にまで回復し、(3)35年以降は恐慌以前のピーク(25年)を超えて増大するという経過をたどったことが知られている。

このことから、日本の輸出が恐慌直前の水準にまで回復した34年において、輸出額1千万円を超えた品目(計25品目、輸出総額の約70%)を取り上げ、その推移を商品群別にみたのが表4-1である⁽⁹⁾。この表から以下の特徴を確認することができる。

第一は、当該期も恐慌前と同様に、繊維製品輸出の果たした役割が圧倒的に大きかったことである。その主たる製品は生糸と綿織物であったが、前者が比率を低下させたのとは対照的に後者が輸出増大の中心となった。

とはいえ第二に、その綿織物輸出も生糸の不振を十分補いうるほどではなかった。しか

表 4 - 1 1930年代における輸出の商品群別構成

年次	1929年	31年	34年	36年
繊維製品	65.7 100	58.4 47	47.7 73	46.7 89
うち生糸	36.3 100	31.0 45	10.5 29	14.6 50
うち綿織物	19.2 100	17.3 48	22.7 119	18.0 117
重化学工業関係品	4.0 100	5.8 78	10.8 272	11.5 362
石炭	1.1 100	1.3 65	0.5 43	0.4 43
雑品	5.7 100	7.0 66	7.6 134	7.5 165
食料品	3.9 100	3.8 53	4.3 112	4.1 133
計	80.3 100	76.4 51	70.7 89	70.2 110

(資料) 1) 『日本外国貿易年表』各年版

2) 『昭和財政史』第XIII巻, 1963年より作成

(注) 1) 上段: 輸出総額にしめる割合 (%)

2) 下段: 指数 (1929年=100)

3) 各産業に含まれる品目は以下の通り

繊維製品: 綿織物, 生糸, 人絹織物, 絹織物, 莫大小製品, 毛織物, 綿織糸, 人絹糸 (計8品目)

重化学工業関係品: 機械および同部分品, 鉄, 車輛および同部分品, 鉄製品, 紙類, 硝子および同製品 (計6品目)

雑品: 陶磁器, 植物油, 玩具, 木材, 履物, 帽子, ランプおよび同部分品 (計7品目)

食料品: 缶詰食料品, 精糖, 小麦粉 (計3品目)

もその伸びは、34年から36年にかけて停滞するに至っている。また繊維製品全体でみても、その輸出総額にしめる比率は漸減傾向にあった。

これに対して第三として、重化学工業関係品および雑品すなわち中小雑貨製品比率の増大が注目される⁽¹⁰⁾。特に前者の増加が著しい。これはこの時期に国内で本格的な進展をみた重化学工業化を反映したものといえよう。

以上のように1930年代における輸出の回復は、一方で量的に圧倒的な繊維製品によって、他方では重化学工業関係品および雑貨製品の輸出増大によって支えられていた。しかしこうした構造は、対外均衡あるいは貿易収支の観点からみて、次のような問題を内包していた点に注意する必要がある。

まず、よく知られているように綿業は、いわゆる外貨獲得産業というより外貨消費産業としての性格を有していたことである。この点を例えば35年時点でみた場合、綿糸、綿織物輸出はそれぞれ4,806万円、55,228万円であったのに対して、綿花輸入額は72,782万円に達しており、両者の収支は12,748万円の入超であった⁽¹¹⁾。

また重化学工業品についてみれば、この時期の主要市場は「満州」、朝鮮、台湾といった植民地・従属地域であり、当該地域への輸移出は同製品輸出総額の50～60%に達していた。したがって、これらの円圏地域を主要市場として重化学工業品輸出が急激に伸びたとしても、それは外貨を十分補填しうるものではなかった。しかも、重化学工業化の進展にともなって増大する原材料輸入は、その多くをアメリカなど先進国に依存していた⁽¹²⁾。

以上のように、1930年代の輸出を支えた綿業と重化学工業は、いずれも外貨消費的性格をもつ産業であった。しかもその他方で、これまで外貨獲得産業の中心に位置した生糸は、前掲表4-1にみられるように30年代にはいって急激に外貨獲得力を減衰させていたのである。

これに対して、その多くを国内調達によっていた雑貨の輸出増大は、原料の多くを海外に依存した綿業や重化学工業とは異なり、外貨獲得あるいは対外均衡のうえできわめて重要な意味をもっていた。そして電球は、まさにそうした役割をになう雑貨製品の1つであったといえる。

そこで、1923年に行われた調査結果をもとに、電球製造における主要材料の国内調達率をみたのが表4-2である。同表によれば、バルブ（電球硝子）、口金、ガラス棒管の3つは国内で自給可能であり、それは全材料費の62%をしめていた。また材料費の30%をしめるフィラメント（織糸）も、国内調達率が80%に達していた。したがって、残りの材料

表 4 - 2 電球材料の国内調達状況

費 目	コスト 比率* ²	国 産		輸 入	
		数量	(%)	数量	(%)
バルブ	36.0	61,078(千個)	100	—	—
口金	15.7	39,220(千個)	100	—	—
ガラス棒管類	9.9	436(千kg)	100	—	—
織条* ¹	29.9* ³	17,766(千m)	80.7	4,247(千m)	19.3
導入線		75,356(千本)		32(kg)	
その他 (白金線)	8.4	—	—	7(kg)	100
合計	100				

(資料) 農商務省工務局『工業調査彙報』第2巻2号(1924年)より作成

(注) 1) *¹タングステン織条

2) *²全材料費にしめる各費目の構成比(企業規模別平均, %)

3) *³導入線も含む

4) 職工30人以上企業を対象とした調査(1923年時点)

を全て輸入に依存すると仮定したとしても、電球は、その使用材料の85%以上を国内で調達しえていたことがわかる。

資料上の制約から30年代における状況は詳びらかでないが、表4-2では唯一その全てを海外に依存していた白金類も、30年代中頃になると特殊電球用を除いて国産品でほとんど支障のない程度にまで品質が向上していた⁽¹³⁾。したがって、電球材料の国内調達率は、20年代初頭と比べてさらに上昇していたと推察することができよう。

またそうした実態を背景として、業界自身も、30年代当時、「電球輸出額は紡織品等に比較しては少額かも知れないが綿製品その他が原料を海外に仰ぎ製品として輸出するに反し電球は材料その他すつかり国産だから一千万と云へばまるまる一千万円の輸出であり、それだけ本邦輸出品としても重要な地位を占め」として、外貨獲得における電球工業の役割を外部に対して強調したのである⁽¹⁴⁾。

2. 輸出電球工業の生産構造

さて以上のような特徴をもつ電球工業に関して、さらに以下ではその生産構造に注目することにしたい。なおその場合、戦前日本における電球工業は、主に販売市場の相違により、①国内向け電球メーカーと②輸出向けメーカーとに分業化されていた。このうち前者は、外資系大企業である東京電気株式会社と中規模の標準電球メーカーおよび町球業者によって構成されていたことはすでに第3章にてみたとおりである。これに対して後者は、そのほとんどが中小および零細規模の町球業者であった。例えば1937年時点で、輸出検査数量の98%までが町球業者によってしめられ、東京電気および標準電球業者の比率はわずか2%にすぎなかったとされている⁽¹⁵⁾。

そこで輸出電球工業における企業規模を、国内向け電球メーカーの資本金ならびに従業員と比較してみよう。まず資本金でみた場合、国内向けメーカーにおいては、東京電気が3,950万円と圧倒的に大きく、標準電球メーカーでも20~200万円という規模であった⁽¹⁶⁾。これに対して輸出電球業では、工業組合加盟企業の大多数が、資本金にして5~6千円以下と推定されており、相対的に小規模であった。さらに組合に非加盟の町球業者(主として下請メーカー)は、それ以下の規模であったと推定される⁽¹⁷⁾。

他方、従業員規模では、東京電気が3,023人、標準電球メーカーは150~360人であったのに対して、資料の存在する東京府下の主要輸出メーカー(16業者)をみた場合⁽¹⁸⁾でも、直

営工場は7～149人(平均35人)という小規模であった。

次に、電球工業における問屋制に注目してみたい。その特徴は、①その広汎な存在とともに、②主として輸出向け製品を取り扱う問屋の比率と③自ら工場経営を行なう“製造問屋”⁽¹⁹⁾の比率とが、それぞれ高かった点に求めることができる。

はじめに①に関して、問屋からの受託製造数量をみるならば、30年代初頭において、それは輸出電球総数の実に85%にのぼっていた⁽²⁰⁾。また②③については、調査数が少ない点に問題があるが、36年に東京市が行った問屋制調査を参考にすることができる⁽²¹⁾。まず取扱商品の最終需要地別調査によれば、対象とした産業全体では市内・内地向け93%、海外・外地向け7%と圧倒的に国内向け問屋が多いなかで、電球業は前者が2、後者が5となっており、玩具業とともに海外向問屋が最も多い業種であった。

また電球業における問屋の種類をみると、“製造問屋”が6に対して、生産・加工をせず配給のみを行なう“専門問屋”はわずか1であった。さらに別の資料においても、後述の東京輸出電球工業組合(以下、東京輸出工組と略記する)加盟56業者のうち、問屋専業はわずか4～5名であったことが指摘されている⁽²²⁾。

以上から、輸出電球業では、問屋が生産の中核に位置し、その多くが自らメーカーとして直接工場を経営しつつ、その周辺に多くの下請工場、家内工業、手内職を編成していたものと想定することができよう。そこで、資料の制約もあり厳密を期し難いが、それらのおよその数を確認することにしたい。

まず、上述の東京府下主要メーカー(16業者)では、直営工場に558人、傘下の下請工場に2,257人の職工が従事していた⁽²³⁾。また、32年末時点における東京市の家内工業と手内職従業者は、前者が6,340人(職工も含む)、後者は1,720人と推定されている⁽²⁴⁾。こうした問屋を中核とした生産構造が、後述のように斯業における輸出統制に重要な影響を与えることになるのである。

3. 1930年代前半期における電球輸出

そこで以下では、輸出電球工業における輸出統制の展開を検討する前提として、30年前後における輸出の推移とその特徴をみておきたい。

第一に、第一次大戦以降の日本電球工業にとって、大正期の10年間は「基礎確立期」であったのに対して、昭和に入ってからそれは「対外躍進期」と位置付けることができる

(²⁵)。特に表4-3から明らかなように、昭和恐慌の影響の深刻な時期をはさんで、28~29年と31~32年の期間に輸出は顕著に増大した(²⁶)。その結果、国内生産に占める輸出比率は、前者の時期に30%台から50~60%の水準へと底上げされた後、後者の時期に80%台へと急激な上昇をみることになったのである。

第二として、輸出増加分の「殆ど凡てが輸出電球の為に新設せられたる新興電球工業者により製造せられたるもの」(²⁷)であったと指摘されているように、輸出の急増に連動して工場数、従業者数も増加した。そこで、1936年時点で現存する電球工場について、それらを創業時期別にみたのが表4-4である。同表によれば、1928年以前の創業が合計で100であったのに対して、上述のように輸出が顕著であった29~33年の期間には116の工場が創設されるに至っている。なお34~36年創業の工場は59であったから、それと比べた場合にも、29~33年における創業工場のきわめて多かったことがわかる。さらに表4-5から、20年代後半(26~30年平均)と比べて30年代前半(31~35年平均)には、工場数で約2.5倍、従業者数でも約1.6倍と顕著な増加を確認することができる。

もちろん、これら全てが輸出工場によるものということとはできないが、第3章でみたように、この時期国内市場が停滞状況にあったことから、以上の増加は主に輸出の増大によるものとみなすことができる。また、表4-5により一工場当り平均従業者数を見た場合、32年まで一貫して低下傾向にあり、顕著な増大に転ずる36年まで30人台の水準にとどまっていることから、輸出の増大に依拠する形で相対的に小規模工場の新規参入が急増したものと考えられよう。

さらに第三として、こうした参入の増大にともない、豆球など輸出向主要製品では「輸出先及輸出時期ノ限定サレ居ル為同業者間ノ競争頻ル激甚ヲ極メ殊ニ輸出閑散期ニ於ケル競争ハ輸出商ノ乗ズル所トナリ」、その結果、輸出商によって「安値ニ叩カレル」という問題が生じていた点に注目しなければならない(²⁸)。事実、1920年代後半に関して輸出向電球価格の推移をみれば、26年を100として29年には54にまで低下した(²⁹)。

そして、以上のような製品価格の低下を利用した輸出の急増は、輸出相手先との間で今日言う“貿易摩擦”を生じ、これに対処する目的から輸出電球工業の組織化が必要とされるに至った。そこで業界としては、当初任意団体(日本輸出電球組合)を結成し問題に対処しようとしたが、政府による公的認可を得られずその実効性は乏しかった。

ここで注目すべきは、斯業に対する政府当局の姿勢の変化である。すなわち商工省は、昭和恐慌以前の時点では、電球工業の組織化に政府が関わることに、はなはだ消極的であ

表 4 - 3 電球の生産および輸出の推移

(単位：1000個，%)

年次	生産額 (A)	指数	輸出額 (B)	指数	輸出比率 (B/A)%
1926	88,450	55	30,403	30	34.4
27	120,320	75	40,172	40	33.4
28	124,280	78	66,308	65	53.4
29	168,400	105	96,759	95	57.5
30	160,250	100	101,595	100	63.4
31	266,230	166	151,472	149	56.9
32	320,540	200	273,455	269	85.3
33	340,390	212	272,488	268	80.1
34	324,380	202	226,379	223	69.8
35	324,800	203	193,968	191	59.7
36	428,540	267	314,170	309	73.3
37	464,680	290	315,157	310	67.8
38	310,760	194	183,313	180	59.0

(資料) 1) 『日本外国貿易年表』各年版

2) 『日本電球工業史』1963年

(注) 1) 生産額は日本電球工業会資料による

2) 指数：1930年=100

表 4 - 4 創業年別工場数

(1936年時点)

期 間	工場数
不詳	1
1913年以前	12
14～18年	16
19～23年	20
24～28年	52
29～33年	116
34～35年	34
36年	25
合計	276

(資料) 『工場統計表』1936年版
より作成

表 4 - 5 電球工業における工場数・従業者数の推移

年次	工場数 A	指数	従業者数 B	指数	B/A	指数
1923	64	61	4,370	74	68.3	122
24	64	61	4,826	82	75.4	135
25	70	67	5,134	87	73.3	131
26	92	88	5,996	102	65.2	116
27	97	92	6,105	104	62.9	112
28	105	100	5,886	100	56.1	100
29	110	105	5,683	97	51.7	92
30	128	122	5,632	96	44.0	78
31	166	158	6,463	110	38.9	69
32	301	287	10,168	173	33.8	60
33	310	295	10,788	183	34.8	62
34	290	276	10,086	171	34.8	62
35	279	266	9,993	170	35.8	64
36	276	263	10,891	185	39.5	70
37	282	269	13,325	226	47.3	84

(資料) 『工場統計表』各年版より作成

(注) 1) 1923年統計表から「電球」の項目が独立

2) 指数：1928年=100

3) 従業者数：人

った。ところが恐慌下、競争の激化による投げ売りの輸出展開、およびそれに伴う業者の共倒れを回避するため、従来の消極的姿勢を転換し、逆に工業組合の設立を積極的に懇願した。

この点、『電球年鑑』によれば、東京の輸出電球メーカーは、「昭和四年同業組合としての認可を申請したのであつたが、不幸当局の容るゝところとならず、時日を待つの外なきに陥つた」とされている。ところが、「今度は反対に昭和五年当局側より工業組合の設立を懇願し来つたので、翌昭和六年九月十四日出願し同年十月二十三日主務大臣より公認さるゝに至つた」⁽³⁰⁾。

そしてこれを端緒に、その後、表4-6に掲げた工業組合が相次いで設立された。このうち輸出電球に関しては、東京輸出電球工業組合と大阪輸出電球工業組合が、関東と関西各地域における業界の公認団体として、それぞれ電球統制の役割を担ってゆくことになったのである⁽³¹⁾。

輸出電球工業にとって、工業組合の設立は画期的な出来事ではあつた。とはいえ、これによって業界の安定が実現したとは必ずしもいえなかつた点に留意する必要がある。むしろそれ以後の展開、すなわち工業組合を統括する連合会の設立とそれによる統制策の展開こそが、斯業においてより重要な意味をもつたのである。そこで節を改めて、この点を検討することにしたい。

第2節 輸出統制の展開とその問題点

1. 日本電球工業組合連合会による輸出統制の概要

はじめに、工業組合設立後の輸出動向に着目してみよう。1931~32年にかけて輸出が急増した点は前節でみた。また前掲表4-3から、33年も32年とほぼ同水準の輸出量を維持したことがわかる。これに対して34~35年になると、各国による輸入規制の影響を受けて輸出が著しく減少した。その結果として、生産全体にしめる輸出比率は、再び60%の水準へと落ち込むこととなったのである。

そしてそれにともない、日本にとって主要な輸出先であつた北米とヨーロッパ地域への輸出の伸びも停滞するに至つた。まず前者では、33年に対前年比で約3割もの大幅減に陥

表 4 - 6 電球工業における工業組合

地 域 別	設立年月	加盟数*1	輸出向け電球製造実績*2		
			大型球*3	中型変形	小型球*4
関 東					
東京輸出電球工業組合	1931年10月	56	60.6	99.6	88.4
東京電球工業組合	1932年1月	9	13.5	0.1	0.8
関 西					
大阪輸出電球工業組合	1932年5月	26	19.7	0.3	10.8
関西標準電球工業組合	1932年12月	5	6.2	—	—
合 計			100	100	100

(資料) 1) 『東京都下の工業組合』 1938年

2) 『大阪商工会議所月報』 1935年4月

3) 『電球』 1938年1月

(注) 1) *1東京：1936年時点，大阪：1935年時点

2) *2検査合格数：1934年1～12月（単位：％）

3) *3家庭球も含む

4) *4自動車・変形・豆球の合計

った後、35年まで減少を続け、ついに同年には恐慌前の水準を下回ることとなった。また後者においても、もやはり34～35年にかけて減少し、その結果、対欧輸出は35年にピーク時（33年）の4分の3にまで落ち込み、36年以降も32～33年の水準を超えることはなかったのである⁽³²⁾。

注目されるのは、この時期の輸出減退が、前述の30年代初頭における企業の新設・拡張とあいまって、生産過剰を顕在化させることになった点である。この点、例えば以下のように指摘されている。「昭和七年八年の急激なる海外の需要増加に刺激せられ多数の業者自家の実力を顧みず無謀なる工場拡張を敢てしたる為め目下業界の沈静に伴ひ生産過剰に悩みつつある」⁽³³⁾。

そこでこれに関連して、表4-7により30年代における生産と在庫との関係を見てみよう。同表から明らかのように、まず32年までは生産が増大するのと対照的に在庫は減少傾向にあった。ところが33年から35年にかけては、生産がほぼ一定の水準で推移したの対して在庫は増大し、その結果、在庫比率が33年の12%の水準から35年には20%にまで高まることとなったのである。以上のような在庫の増加傾向は、国内・輸出両市場の停滞とともに、輸出電球工業における生産過剰を反映したものと考えられる。

当然のことながらこうした事態は輸出競争を激化させ、各工業組合による対応の限界を招来させる要因となった。実際、『東京輸出電球工業組合史』では、28～33年が組合にとっての「活動準備期」であったのに対し、34～35年はそうした活動が行き詰まりをみせた「受難時代」と位置付けている⁽³⁴⁾。

そして各工業組合による統制の限界は、特に対英輸出問題をめぐって顕在化することとなった。この問題についての立ち入った考察は、第6章で行われる。ここでは、以下の行論に必要な限りでそれを指摘するにとどめたい。さて当時のイギリス市場は、日本にとってアメリカに次ぐ重要市場であったが、32～33年の安価な日本製電球の“洪水的流入”に対して、英国関税諮問委員会は禁止的高関税の賦課に関する審議を開始するに至っていた⁽³⁵⁾。しかしながらこの問題に対して、各工業組合は、その活動範囲が地域的に限定されており、しかも組合相互間の連絡ならびに調整を十分なしえなかった。

かくして商工省は、新たな対応策として各工業組合を統括する連合会の設立とそれによる英国市場の維持を慫慂し、これを直接的契機として33年11月日本電球工業組合連合会(以下、電工連と略記する)が設立認可され、無秩序な電球輸出の規制に本格的に乗り出すのである⁽³⁶⁾。

表 4 - 7 電球の生産および在庫の推移

(単位：1000円，%)

年次	生産額 (A)	指数	在庫額 (B)	指数	在庫比率 (B/A)
1930	15,192	100	2,049	100	13.5
31	18,039	119	2,194	107	12.2
32	19,685	130	2,008	98	10.2
33	21,971	145	2,618	128	11.9
34	19,998	132	2,636	129	13.2
35	21,210	140	4,230	206	19.9
36	21,358	141	3,778	184	17.7
37	28,820	190	8,780	429	30.5

(資料) 『工場統計表』1931年，35年，38年版より作成

(注) 指数：1930年=100

そこで次には、電工連による輸出統制に着目することとにしたい。それは、①価格協定、②生産数量調節、③共同販売(以下、共販と略記)を主な事業とした⁽³⁷⁾。

このうち①は、輸出版売価格および製造原価に関する協定を行い、販売価格の切下げ競争を規制する施策であった。また②は、一年間の生産総数量を決定し、それを各所属組合に対して前年度の生産数量や輸出実績を基準とした割当比率で分配する。それにより過剰生産を規制しようとする措置であった。両者は、対英本国向輸出に対しては34年1月より、その他の諸国向けでは同年4月より、それぞれ全面的に実施に移されたのである。

さらに③は、当時、「共販こそ統制を確保強化する唯一の途」⁽³⁸⁾と指摘されたように、輸出統制中、その実現が最も注目されたものであった。そしてその要点は、以下にまとめることができる。

まず、(1)電工連が輸出商および輸出組合から一手に注文を引受け、同じく一手に販売を行なう。(2)その場合、かかる共販実施への過渡的措置として、各メーカーが同年8月14日以前に先物契約した分は、9月30日を期限として製造・納品を認める⁽³⁹⁾。しかし、それ以降は、普通、指定の両注文とも、各工業組合および各問屋やメーカーが直接に引受けることはできず、全て電工連統制部が取引を担当する。(3)このうち、指定注文は統制部・各工業組合を経由して指定メーカーに、また指定なき普通注文に関しては、上述の生産統制の際決定された比率で各工業組合にそれぞれ割当てる。(4)以上の販売に際して、その価格は電工連の総会決議によって決定される、というものであった。

2. 輸出統制の問題点

ところが以上の共販策は、その発表とほぼ同時に、関係各方面からの反対に直面した。なかでも注目されたのは下請業者によるもので、部品業者(電球ガラス)および労働者や労働団体(日本労働総同盟)とともに、共販反対ないしその見直しを求める運動を積極的に展開したのである。そこで以下では、上記の輸出統制がもつ問題点を、共販制に焦点をあてつつ考察することとにしたい。

考察に先立ち念頭におくべき点は、共販実施にともない短期、長期にわたり海外からの受注が減少するという問題である。まず短期的な現象として、共販実施の発表とともに海外からの見越し注文が急増し、その反動で34年10月以降の注文が一時的に激減した。実際、電工連東京事務所では、共販開始以前の34年9月中に受付けた組合員による直接取引契約

数は1,500万個にのぼった。これに対して、10月1日以降に受注した数は100万個に過ぎなかった⁽⁴⁰⁾。同様に、大阪事務所管内に関してみた場合にも、34年11月の電球検査個数は、前月の156万個に対して、わずか3分の1に激減したとされている⁽⁴¹⁾。また、そもそも共販の目的は、これまでの集中豪雨的輸出の規制にあったことから、長期的にみた場合にも受注量の大幅な増大は期待できなかった。しかも日本製電球の輸入規制が強まる当時の情勢にあっては、受注の減少すら危惧されたのである。

そして重要なのは、こうした事態に直面した場合、特に深刻な影響を受けるのが下請業者やその家族、従業員であったという点である。というのは、以下の理由による。

第一に、輸出電球工業では、問屋自身が製造問屋として工場を直営するが多かったことは前節でみた。このことから、共販実施にともなう受注の減少に対しては、それをまず直営工場に優先的に配分することとなり、その結果、下請業者は受注減にともなう調整圧力を最も強く受けることとなったからである。

さらに第二として、共販の実施が、従来の問屋・下請関係に、大きな変化をもたらしたことに注目する必要がある。すなわち、共販実施以前、問屋は輸出が落ち込む時期(11月～翌年2月)にも下請から製品を買い上げ在庫を増やし、注文が殺到する輸出繁忙期に備えるという行動をとっていた。一方、下請側は閑散期に繁忙期以上に製品を買い叩かれることになったが、その反面で資金力の乏しい彼らにとって、閑散期にも問屋からの発注が確保されたことは、この時期の材料をはじめとする諸経費の負担や従業員への賃金支払い、さらには下請業者自身の家計維持を可能とするものであった。

これに対して、「共販の実施が行なはれて、従来の注文がなくなると云ふ事になると、問屋はストックを持つて居ても致し方がないから〔下請メーカーから〕買ひ込むのを止め」⁽⁴²⁾てしまうという事態が生じることになる。かくして、輸出閑散期における問屋からの見越し注文の減少は、下請業者の存立およびその従業員、家族にとって、“死活問題”というべき深刻な問題を内包していたのである。

第三に重要な点は、業界内で多数をしめる下請メーカーが、電工連傘下の工業組合から排除されていたことである。例えば東京輸出工組では、「本組合ハ地区内ニ於テ輸出用電球ノ製造ヲ業トスルモノヲ以テ之ヲ組織ス但シ受託製造業者ヲ除ク」(定款第5条、傍点引用者)と規定することで加入資格を限定していた。このことから、共販実施とともに前項でみた電工連による一手受注・一手販売が開始されれば、電工連および工業組合に加盟しない者は、輸出業者および輸出組合との直接取引を行なえなくなる⁽⁴³⁾。すなわちそれ

は、下請業者にとって、上述のような問屋からの受注減を、輸出業者・組合との直接取引の増大により補完しようとする方途も断たれることを意味していたといえよう。

さらに以上の問題点に加えて、共販とともに行われた輸出検査の問題にも着目しなければならない。ここで輸出検査に関してごく簡単に言及するならば、それは粗悪品の輸出規制を目的として、1932年12月から東京および大阪の両輸出工業組合により開始されたものであった。

しかし、当初はあくまで自治検査ということで強制力をもたなかった。このため受検率は50%を超えず、その実効力はきわめて乏しいものであった⁽⁴⁴⁾。そこで電工連設立を契機として、政府は電球を重要輸出品に指定(34年2月)するとともに、取締規則を適用して省令検査権を電工連に付与した⁽⁴⁵⁾。その結果、輸出電球はすべて電工連による検査を義務付けられることになったのである。

その場合、問題は電工連非加盟者の検査料にあった。それは当初、加盟者の10倍と定められた。これは後に非加盟者の要求により6倍にまでに減額されたが⁽⁴⁶⁾、なお高負担であることに変わりはなかった(後掲表4-9参照)。

言い換えれば、それは非加盟下請業者にとって、同一条件下で同じ製品を製作する工業組合所属組合員に対して、市場競争上大きなハンディを意味した。さらに、こうしたコスト増大分を埋め合わせるために、賃金を抑制ないし切り下げることとなれば、労働者の生活条件を圧迫することにつながりかねない。実際、検査料の減額という下請業者の要求に呼応する形で、労働総同盟や電球硝子労働者らが共販反対ないしその見直しに乗り出すのも、そうした事情が背景にあった。

以上要するに、下請業者は、共販制の実施にともなって、①輸出ないし輸出組合から自由に受注する途を閉ざされ、②そのため問屋からの受託生産に甘んじなければならず、③さらにその生産においては高額の検査料を賦課されるという、自己の存立上きわめて困難な問題を抱えることになったということができよう。かくして、彼らは「救済ヲ伴ハザル共販実施ハ即チ数百工場ノ死活問題ニシテ、……七千余ノ家族及従業員ハ飢餓ニ瀕ス」⁽⁴⁷⁾として、自己の存立を確保する運動を展開するに至るのである。

そこで次節では、以上のような問題に対して、下請業者がいかなる組織的運動を展開することとなり、それに対して政府はどのような姿勢をとったのかという観点から、中小工業統制の意味を検討することにしたい。

第3節 下請業者による工業組合の設立と組織的運動の展開

1. 関東電球製造工業組合の設立過程

下請業者は、共販実施発表直後の1934年9月8日、独自の団体組織である「振興会」（会員80名）を結成した。なお同会は、その後約200名からなる「日本電球製造同志会」（以下、同志会と略記する）へと改編された。

そして、まず振興会発足直後、東京輸出工組との交渉にのぞみ、「我々も電球業者である以上組合に加盟せしめよ」との要求を行った⁽⁴⁸⁾。それによって、生産割当や検査料を加盟者と同等にすることを指向したのである。ところがこの要求は、組合員の資格を限定した定款の変更は不可能との理由により、工業組合側から拒否され実現しなかった。同様に電工連も、「何分共販の将来は予想だに許さず殊に法定の規則に縛られてゐる関係と工業組合の機構上から積極的にとや角これを左右する事のできない」として、下請業者の組合加盟に消極的であった⁽⁴⁹⁾。

そこで下請業者は、自己の従業員およびそれを支援する日本労働総同盟、あるいは工業組合未加盟の一部メーカーで作る国産電球擁護会とともに共販反対大会を開催し、問題の解決を政策当局に求めるに至った。商工省工務局ならびに東京府商工課に、下請およびその従業員の救済措置につき数次にわたる陳情を行い、さらに内務省および警視庁にもこの問題の重大性を訴えるなど、“生活権擁護”の組織的運動を大規模に展開したのである。特に34年10月にその運動はピークに達し、例えば同月2日の大会直後、下請業者およびその従業員は、同日開催されていた東京輸出工組月例協議会に大挙押しかけたため、警官の出動をみるという事態にまで至っている⁽⁵⁰⁾。

こうした深刻な事態に至って商工省は、工業組合関係者から共販運営につき改めて事情説明を求めるとともに、組合と下請業者による対策協議会の開催を仲介した。しかしながら、後者による共販延期の要求は、「商工省の意思もあり延期不可」とされた。しかも、電工連および工業組合への加入も、いぜんとして認められなかった。このことから下請業者は、交渉目標を工業組合との団体契約の締結と、それによる受注の安定的確保へとシフトさせることになったのである。

その具体的方策とは、まず既存の任意団体である「関東国産電球組合」に下請業者が加

盟し、その後この組合と東京輸出工組との間で上記団体契約の締結交渉を行うというものであった⁽⁵¹⁾。ここで関東国産電球組合とは、関東の電球業者が東京電気に対抗する目的から1931年に結成された団体である。電工連所属の工業組合員のみならず非加盟電球メーカー、さらには部品・材料業者や輸出業者まで含む一大組織で、その会員数は、電球業者137（うち輸出電球85）、電球硝子5、織條8、口金14、導入線6、真空管2、その他10の計182名を数えていた⁽⁵²⁾。そこで下請業者としては、この組合に加盟しその組織力を利用する形で、工業組合との契約締結の実現を指向したのである。

1934年10月関東国産電球組合は、下請業者（同志会会員）の新規加入を決定する臨時総会を開催した。ところが、この総会で工業組合メンバーを中心とする大中業者と下請業者との対立が表面化し、その結果、同組合は事実上機能停止に陥り、34年11月に解散という事態をむかえるに至ってしまったのである⁽⁵³⁾。

以上みてきたように下請業者は、東京輸出工組への加入も、また既存の関東国産電球組合の交渉力を利用した売買契約の締結も実現することができなかった。ここに至って彼らは、新たな工業組合を設立し、そのうえで電工連および東京輸出工組と直接に団体契約交渉を行うことに活動の重点を移すことになる。

かくして、1934年12月には、下請業者による関東電球製造工業組合（以下、関東工組と略記する）が設立され⁽⁵⁴⁾、翌年3月東京府より工業組合としての正式認可を受けた。輸出電球共販問題に端を発した下請業者による組織的運動は、任意団体（振興会ならびに同志会）の結成→関東国産電球組合への加入→同組合の解散という段階を経て工業組合の新設に至ったのである。

そこで本項の最後に、関東工組の概要をみておきたい。まず、1935年初頭東京府下には、旧関東国産電球組合所属109名、同志会会員162名、いずれの団体にも所属しない者57名の計328名が受託製造に携わっていた⁽⁵⁵⁾。そして、このうち4分の3にあたる248名が関東工組に加盟した。なお、委託側である東京輸出電球工業組合加盟数は56名⁽⁵⁶⁾であったから、その約4～5倍規模の下請が新たな組合に組織化されたことになる。

また関東工組に関して、品種別組合員数および輸出実績をみたのが表4-8である。この表から、①小型球の製造を主とする者が全組合員の約7割を占めたこと、②しかもこの分野の生産が組合の中心をなしていたことがわかる。さらに、③同組合の小型球の輸出実績は全輸出の8割以上に達しており、輸出の主力をなす小型球生産者のほとんどが、この組合に組織化されたことが推察されよう⁽⁵⁷⁾。

表4-8 関東電球製造工業組合の概要

品 種	加 盟 数 (人)	組 合 輸 出 実績 (A)	輸 出 検 査 総数 (B)	A/B (%)
小型球	175	202,500	242,008	83.7
中型変形球		15,000	28,620	52.4
自動車球	20	9,000	11,882	75.7
家庭球	17	6,000	38,384	15.6
合計	248	232,500	334,889	69.4

(資料)『関東電球製造工業組合発達史』1939年、『重要輸出品検査年表』1937年版

- (注) 1) 小型球は豆電球と変形球の合計
 2) 中型球の組合加盟数は不明。加盟数合計にはトンガリ球業者23名、大型球業者13名を含む
 3) 組合輸出実績、輸出検査総数は1936年の数値(単位：千個)
 4) 輸出検査総数とは日本電球工業組合連合会による検査総数(同会調べ)

2. 関東電球製造工業組合による組織的活動の展開

関東工組は、生活権擁護運動の結果設立された組合としての性格を反映して、「組合の最先の要務は、云ふ迄もなく全組合員の生活の安定策を図る事に在る。即ち本工組の生命たる、輸出電球の受註、製作、販売の権利を確保し、組合員をして、失業やら無収入の苦難無からしむるに在る」⁽⁵⁸⁾とされた。

その場合、第一に、組合にとって当面の課題が、電工連傘下の東京輸出工組と団体契約を結び、下請メーカーが個々にではなく、組織として「受註、製作、販売の権利を確保」することにあつた点は前項でみた。

第二に、たとえ契約の締結にこぎつけたとしても、製品販売の時点で、前節でみた検査料の高負担問題が改めて浮上することとなる。特に単価が低い小型球の生産を主体とする当組合にとって、6倍にのぼる検査料は後述のように大きな負担を意味した。

(1) 団体契約の締結交渉

そこで、工業組合設立後の活動としては、[1]団体契約の締結と、[2]検査料の負担軽減を主要目標とすることになった。このうち以下では、まず[1]に関して検討することにした。その場合、特に1935年2月の関東工組役員会にて作成された団体契約案「電球売買ニ関スル覚書」に着目する⁽⁵⁹⁾。本案は、東京輸出工組との交渉に際して、「商工省当局ともよく知照し合つて其の意向をも斟酌したもの」⁽⁶⁰⁾とされ、また関東工組側が意図する団体契約の特徴を具体的に現わしていると思われるからである。

さて、この団体契約案は、以下の点を主な内容としていた。第一は、電工連から東京輸出工組に割当てられた受注分を、さらに下請メーカーへと委託する際の原則に關してである。なかでも、①東京輸出工組員のなかで自己の製造工場を持たない問屋に対する割当分、および②自己の製造工場を所有する場合にもその生産能力を超える割当過剰分は、関東工組が一手に受託することを明記している点が注目される(「覚書(其一)」第1条)。

第二に、両者の取引価格に關しては、関東工組の製造原価を基準としつつ、原則として東京輸出工組側が決定する。とはいえ、差しあたりは電工連によって定められた協定価格から、検査料、統制にともなう諸費用、問屋手数料を差引いた額を両者の取引価格とした

(「覚書(其二)」第4条)。その場合、問屋手数料を、上記協定価格の5%と明記し固定化した点が重要である。すなわち、この価格協定は、関東工組側からすれば、問屋による“買い叩き”を抑制する意味をもった規定であった。

さらに第三として、関東工組の平均生産能力の半数を「最低生産限度」と規定した点が注目される。そのうえで、月末毎に関東工組に対する委託注文総数がこの限度を下回る事態が生じた場合には、東京輸出工組側が見越注文を行なうなどして関東工組員の工場経営の維持を図ることが求められていた(「覚書(其一)」第6条)。

以上みられるように、関東工組が提起した契約内容とは、一方で同組合による一手受注と受注価格の適正化を確保し、他方で下請メーカーの“最低生産数量”を保障しようとするものであった。そしてそれによって、上述のように「失業やら無収入の苦難無からしむる」ことを意図したものにとらえることができる。事実、この契約案に対して、東京輸出工組側は、「徒に下請連の生活を保証してやる様なものだ」⁽⁶¹⁾と評価したとされる点は、そうした性格を端的に示すものといえよう。

なおこれに対して、東京輸出工組側は上記案を了承せず、それとは異なる対案(方針)を提起している。例えばそれは、「東京電球輸出工業組合は其の都合で、電工連からの受注割当製作に余りがあれば、関東電球製造工業組合員へ依託して製造させる」⁽⁶²⁾というものであった。

すなわちこの案は、東京輸出工組に生じた一時的な余剰部分の委託を規定したもので、上記関東工組案のような下請メーカーの“最低生産数量”を支援する性格を全く持たなかった点に特徴がある。しかもそれは、両組合間での“団体契約”ではなく、あくまで東京輸出工組と関東工組各組合員とのいわば“個人契約”にとどまるものであった。

したがって商工省当局も、東京輸出工組案は団体契約の締結を意味せずとして、その撤回を求めている。それとともに、「商工省の方針としては関東[工組]側の意見を成るべく早く容れられたし」⁽⁶³⁾と、関東工組案の採択を要請した。しかし、東京輸出工組側はそれに応じることなく、団体契約の締結はついに実現に至らなかったのである。

(2) 検査料の負担軽減と販売ルート拡大

以上のように、下請メーカーによる組織的行動は、組合設立当初標榜した団体契約の締結に関して、十分な成果をあげることができなかった。とはいえ、重要なのはその後にお

ける関東工組の活動である。それにより彼らは、以下の成果を獲得した。

第一は、関東工組にとって、もう一つの課題であった検査料の大幅な軽減が実現したことである。すなわち関東工組では、上記のような団体契約の締結に関する東京輸出工組側の消極的意向をふまえ、交渉の重点をこれまでの契約の締結から製品検査料の軽減要求へとシフトさせた。これに対して東京輸出工組側は、検査料を現行の6倍から2倍に軽減する案を提示した⁽⁶⁴⁾。

その背景には、商工省が東京輸出工組側に積極的に働きかけたことと、関東工組員からの検査料収入が東京輸出工組さらには電工連にとって大きな財源となっていたという事情があった⁽⁶⁵⁾。つまり、東京輸出工組側が検査料軽減要求を拒否し続けた結果として、かりに国営検査所が別に設立されるという事態になれば、関東工組員からの検査料収入が見込めなくなるという危機感が存在していたのである。

しかしながら、関東工組は東京輸出工組案を了承せず、より大幅な引下げを要求した。また、商工省も関東工組の要求を支援し、一段の引下げを東京輸出工組側に指示した。その結果、検査料は当初提示の2倍からさらに1.2倍へと軽減されたのである。表4-9は、小型球に関して、関東工組員の主力製品である小型球に関して、関東工組員の検査料負担を推計し、電工連加盟者のそれと比較したものである。資料上の制約から厳密を期し難いが、例えば豆球の場合、輸出市価に占める負担格差（関東工組員と電工連加盟者との差）は、改訂前の約20%ポイントから改訂後わずか1%ポイントへと低下しており、かかる引下げがもつ意義の大きさをうかがうことができる⁽⁶⁶⁾。

さらに第二として注目される点は、電工連およびその加盟組合以外への自由な販売が可能となったことである。前項でみたように、関東工組は、電工連所属の工業組合との間で団体契約を結び、一手受注・一手販売を行うことを前提として認可された組合であった。

このことから定款でも、①組合員の資格を「輸出向電球ノ受託製造ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス」（第5条）と規定し、②組合の製品は「日本電球工業組合連合会ニ属スル工業組合ヨリ一手ニ注文引受ケ且之ヲ日本電球工業組合連合会ニ属スル工業組合ニ一手ニ販売ス」

（第43条）と、もっぱら電工連所属組合に対する受託組合として位置付けられていた。

③さらに、その販売価格も「日本電球工業組合連合会ニ属スル工業組合ト協議ノ上統制委員会ノ議ヲ経テ」決定されることになっていたのである（第47条）。

ところが、上述のように前提とすべき東京輸出工組との団体契約交渉が失敗に終わったことから、関東工組は工業組合の定款変更という手段により販売活動の自由度拡大をはか

表 4 - 9 輸出検査料における連合会加盟組合員と非組合員の格差

品 種	市価 (銭)	改訂前 (A1)	東京案 (A2)	改訂後 (A3)	組合員 (B)	格差 1 (%)	格差 2 (%)	格差 3 (%)
豆電球	1.1	30	10	6	5	22.7	4.5	0.9
トンガリ球	1.7	42.6	14.2	8.5	7.1	20.9	4.2	0.8
自動車球(ヘッド)	5.3	90	30	18	15	14.2	2.8	0.6
(テール)	3.0	120	40	24	20	33.3	6.7	1.3

(資料)『大阪の電球工業』1936年、『関東電球製造工業組合発達史』1939年

- (注) 1) 市価：1935年末時点の輸出向け製品単価
 2) A1：検査料改訂前の非組合員検査料(製品100個当たり、単位：銭)
 3) A2：東京輸出電球工業組合の検査料軽減案における非組合員検査料(同上)
 4) A3：検査料改訂後の非組合員検査料(同上)
 5) B：東京輸出電球工業組合員の検査料(同上)
 6) 格差1、2、3はそれぞれA1、A2、A3とBとの検査料差額の製品市価にしめる比率を推計したもの

った。すなわち、当面の策として「組合員ヲシテ連合会ノ行フ製品検査ヲ経テ自由ニ販売セシムルコト、シ」⁽⁶⁷⁾、商工省に対して「輸出も之を為し得る様資格改正方につき」⁽⁶⁸⁾交渉を行った。その結果、定款の改正が承認されるに至ったのである。

具体的には、改正により上記①は「輸出向電球ノ受託製造販売ヲ業トスル者」へと拡大され、②は「本組合[関東工組]ニ於テ一手ニ注文引受ケ且之ヲ一手ニ販売ス」と変更をみた。これにより関東工組では、省令検査を受けた製品を電工連を通さずに自由に販売可能となったのである。また③に関しても、単に「統制委員会ノ議ヲ経テ」とのみ規定され、電工連所属組合との協議の必要は削除された点が注目される。

以上の結果、下請業者は、(1)これまでの東京輸出工組に所属する問屋からの受託製造と、(2)輸出統制の対象外である国内市場向製品の製造販売とともに、(3)新たに輸出商あるいは輸出組合への直接販売というルートが開拓可能となったのである。

そこで、改めて前節で検討した点を想起するならば、下請業者にとって輸出共販制の実施は、一方で電工連所属組合以外からの自由な受注を制限され、他方では差別的な高額検査料を賦課されるという点で問題であった。したがって、下請業者にとって、本項で着目した検査料軽減および電工連ルート以外との直接取引権の獲得は、共販制実施にともない重大問題とされた点をかなりの程度緩和するものであったと捉えることができる⁽⁶⁹⁾。

3. 輸出統制問題に対する政策当局の対応

(1) 輸出共販実施に対する支援

それでは、以上のような下請業者による組織的運動の展開過程で、政策当局（商工省、東京府）は、いかなるスタンスを取り、どのような役割を果たしたのであろうか。本項では、この点について改めて検討することとしたい。

第一に、共販実施当初、政策当局は、共販反対運動の盛り上がりにもかかわらず、電工連側の態度に理解を示すスタンスを取り、共販実施を支持した。まず、商工省は、共販反対運動が1934年9月以降社会的に注目をあびた際、直ちに電工連会長を招致して「連合会今日の対策態度に頗る満足を示し尚将来所期の決心の下に勇猛邁進されたき」と、共販の早期実現を指示している。そのうえで、「若し仮に事態が悪化せんか断然共販遂行促進に對し表面的に乗出す」姿勢を強調したのである⁽⁷⁰⁾。

また、東京府も、共販実施後間もない段階での共販延期ないし見直しに対しては消極的姿勢をとった。例えば、34年9月末、電工連加盟組合内部からも共販反対ないしはその是正要求が起き、それら組合員は、東京府商工課に対して、共販継続の可否を再度決議する臨時総会開催の認可申請を求めるに至る。そしてその行動は、下請業者の反対運動と連動しつつ無視しえないものとなった。

そこでこの動向を重視した商工課は、まず組合理事から組合内部の事情につき説明を求めるとともに、同年10月に開催された非公式の東京輸出工組月例全員協議会に担当官を出席させ積極的な事情聴取を行なっている。そのうえで上記組合員による臨時総会開催の申請に対しては、先の協議会で不満は解消されたものとして認可せず、共販見直し要求を時期尚早としたのである⁽⁷¹⁾。

したがって、こうしたスタンスから、下請業者による共販見直さないしは救済要請に対しても、商工省、東京府の態度は必ずしも積極的ではなかった。例えば下請業者が共販実施を契機として同志会を結成した点は先にみたが、同会では共販実施後の受注激減に伴う措置として、主に救済融資の陳情を行った。しかしそうした要求に対して、政策当局は、「同志会を確乎たる法人格ある団体と認める訳に行かないから、何分金融の途は講ぜられない」⁽⁷²⁾とした。かくして、運動は全くの陳情倒れに終わったのである。

(2) 政策当局のスタンスの変化

ところが第二として、その後電工連および東京輸出工組が下請メーカーの加入を拒否し、さらには団体契約の締結にも応じないという事態に至って、政策当局のスタンスは、当初の静観から下請メーカーを支援する方向へと漸次シフトすることとなった。

すなわち商工省当局は、下請業者に対して「既設組合にそれ迄加入を欲するよりは、寧ろ君等は君等で別に一工組を設立した方が近道ではないか」⁽⁷³⁾との行政指導を行った。そしてこれを契機に同志会は、それまでの金融的救済の陳情から工業組合設立の認可要請へと政府に対する要求内容を転換し、一挙に工業組合の創立を実現したのである。

なおここで、中小工業全般に関して工業組合の設立をみた場合、1932年以降、政府の積極的な設立促進によりその数は顕著に増大した⁽⁷⁴⁾。これに対して、34年以降になると商工省では、「[工業]組合数も既に四百に垂んとしてゐる有様であるので今日では組合の増加をはかるよりも既設組合の整備にかゝることが必要」との判断から、「新設組合の認

可に相当嚴重なる方針」へと政策の重点を転換しつつあった⁽⁷⁵⁾。

しかし、そうした新設慎重方針にもかかわらず、上述の関東工組の設立に関しては、それが支援され認可されたことに注目する必要がある。しかも、関東工組の創立は34年12月であったが、翌年1月に組合認可を東京府へ申請し、同年3月には東京府の認可を得るに至っている。それは当時においては異例な速さでの認可であったとされており⁽⁷⁶⁾、この点でも下請業者の組織化に対する政策当局の積極的姿勢をみることができよう。

さらに第三として、関東工組設立後においても、政策当局は、同組合の活動を積極的に支援した。その場合、こうした政策スタンスの背景として、①特に35年初頭の輸出電球受注量が前年あるいは前々年、あるいは図4-1にみられるように翌36年同期に比べ著しく低い水準にあったこと⁽⁷⁷⁾、②また関東工組が活動を開始した同年4～5月には、電工連月別受注量が、それまでの増大傾向から再び減少へと転じていた点に留意する必要がある。こうした状況を受けて、政策当局は「最近オーダー激減に伴ふ影響は同組合〔関東工組〕を結成してゐる下請業者を益々窮地におとし入れ今日何等かの対策を樹立せねば社会的問題さえ惹起する惧れを生ずるに至つた」との認識にたっていた⁽⁷⁸⁾。

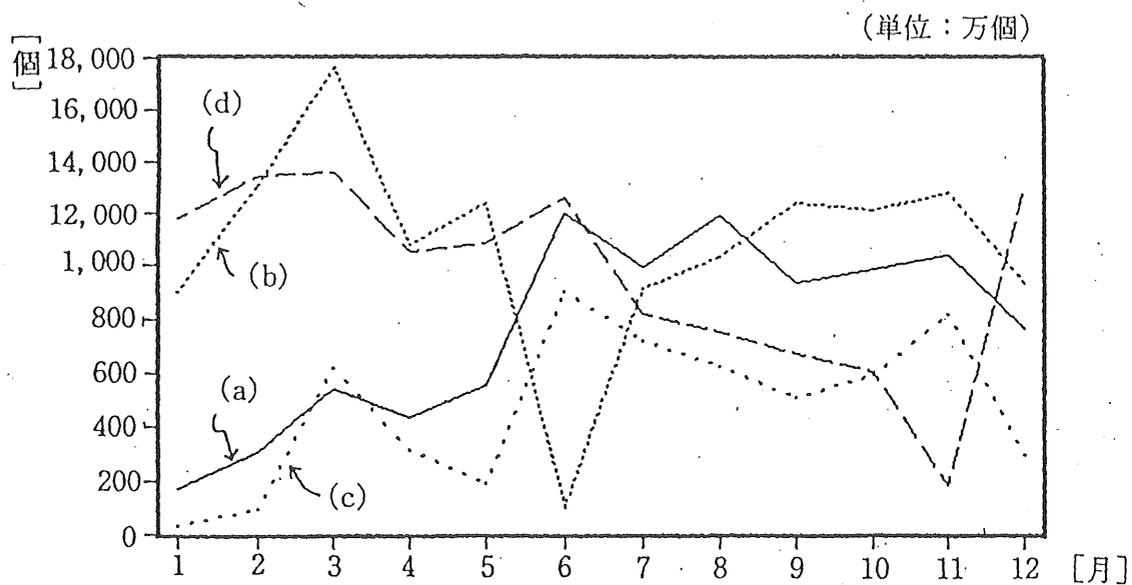
そこでこうした見地にもとづいて、東京府商工課は、1935年5月電工連所属組合（東京電球工業組合、東京輸出工組）と日本電球輸出組合を招致し、そこに関東工組を加えて、下請業者の救済に対処するための官民協議会を開催した。そして、「これの解決策としては関東組合を連合会に加へ権利の均等化を行」うことを、電工連側に対して強く求めたのである⁽⁷⁹⁾。

また、商工省においても同様のスタンスを確認することができる。例えば団体契約の締結に関して、前項でみたように商工省は、関東工組側の原案（「電球売買二関スル覚書」）作成に助言を与え、原案作成後は東京輸出工組と関東工組の協議会開催を積極的に斡旋した。そのうえで、東京輸出工組案に対しては撤回を命じるとともに、関東工組案に重きを置いた協定締結の実現に動いている。

そしてこの協議が膠着状態に陥ると、「関東製造電球工業組合が正規の手續を了して工業組合として認可をみた以上同業として連合会がこれを加盟せしむることは当然で又本邦電球工業の全般的統制からみてもそうした進展をなすべきもの」⁽⁸⁰⁾として、電工連側に関東工組の加入を懇請した。

さらに、関東工組の電工連加盟および団体契約の締結が失敗に終わると、商工省は関東工組による検査料の減額交渉を支援し、また電工連以外との直取引を承認するという形で、

図 4 - 1 電工連における豆電球・小型変形球の月別輸出受注額



(資料) 日本電球工業組合連合会「統制事業概観(二)」(『電球』第1巻2号、1938年)

(注) 1) 日本電球工業組合連合会統制調べ

2) (a) : 1935年豆電球、(b) : 1936年豆電球

(c) : 1935年小型変形電球、(d) : 1936年小型変形電球

下請業者にとっての経営上の制約条件を、実質的に解消ないしは軽減していったことは、前項において注目した通りである。

以上の一連の経過から、政府は当初電工連による輸出共販の実施を支持したこと、ところがその運営過程で下請メーカーの存立ならびに労働者の“生活権”を動揺させる問題が惹起するに至ると、問屋と下請との間にあつて後者の活動を支援するスタンスに立ち、その存立を擁護する役割を果たした点を確認することができよう。そしてこうした点に、輸出電球工業における統制の重要な特徴をみることができると思われるのである。

小括

以上、本章では、輸出電球工業における2つの組織化、すなわち(1)東京輸出電球工業組合の設立ならびに連合会による統制策の展開過程と、(2)下請メーカーによる工業組合(関東工組)の新設およびその後の活動に関して検討してきた。そこで最後に、本章で試みたケース・スタディが、1930年代の中小工業統制の意義を解明するうえで示唆する点をまとめることにしたい。

序章で述べたように、1930年代は工業組合法を根拠とする中小工業分野の組織化がきわめて重要な意味をもっていた。その理由は、主として以下の2点に求めることができる。第一は対外均衡維持のうえで中小工業が重要な輸出産業であったこと、第二はこの部分が大量の労働力を吸収していたことから、その安定的な存立が社会統治ないし体制維持の観点から不可欠であったことである。

その場合、まず第一の点に関連して、電球業は、本章第1節でみたように30年代前半に輸出産業として飛躍期を迎えた“重要輸出品”の一つであり、“外貨獲得産業”でもあった。しかしその反面で、輸出価格の切り下げを伴う無秩序な輸出増大は相手国の輸入制限を招き、それに対処するため上記(1)の統制が開始された。つまりそれは、日本経済における対外均衡維持の一環として、秩序ある輸出を確保するための組織化策であったと位置付けることができる。そして第3節でみたように、政府も当初、かかる施策を積極的に支援した。

ところが第2節でみたように、この輸出統制は、業界内に深刻な問題を惹起することになった。つまり輸出電球業の場合、先行研究が指摘してきた連関<<工業組合による統制

策の展開→中小経営の好転→労働者の生活安定 >> とは直ちにはならなかった点に注目する必要がある。というのは、斯業では輸出電球工業組合への問屋の加入を阻止できず、むしろ生産をも兼営する“加工問屋”が組合運営を主導した。これに対して数で多数をしめる下請業者はアウトサイダーとして排除され、そのために輸出統制の運用過程で、きわめて不利な経営状況におかれ苦況に陥ったからである。このことは、斯業の場合、対外均衡維持の一環としての組織化が、同時に業界安定機能を持ちえなかったことを意味する。

上記(2)の組織化は、そうした状況に対処するために展開された。つまり第3節で注目したように、かかる組織化こそが、<< 輸出工業組合および同連合会による輸出統制の展開→下請経営の動揺 >> という事態に対して、「問屋資本主義ノ勢力」に対抗しつつ << 関東電球製造工業組合の新設→輸出統制に伴う不利な経営条件の解消・緩和→下請経営の安定化→労働者の生活安定 >> という意味をもっていたと位置づけることができる。

さらに政策当局も、当初のスタンスを変化させ、輸出電球工業組合と下請業者という対立関係において、輸出電球工業組合を支援し、アウトサイダーである後者をそれに服従させるというのではなく、むしろアウトサイダーであった下請業者側の組合設立を促進し、さらにその後の団体活動を支援した。そしてまさにこうした点に、上述の社会統治ないし体制維持の観点にたった中小工業統制の重要な側面をみることができる。

最後に以上の検討結果を補足する意味で、アウトサイダーの統制協定への服従を規定した工業組合法第8条発動問題における商工省の対応に注目しておきたい。ちなみに工組法第8条の運用に関しては、その頻繁かつ積極的な発動が30年代における工業組合政策の一般的特徴として先行研究によって指摘されてきた⁽⁸¹⁾。これに対して輸出電球業では、この発動をめぐってそうした一般的傾向とは異なる動きがみられた。

すなわち、1938年当時、電工連および関東工組がその発動を積極的に要請したのに対して、両組織のどちらにも加盟しない零細規模の町球業者は、任意団体(東京電球製造業組合)を結成して発動反対運動を展開するという問題が生じたのである。

こうした事態に直面して商工省は、強制権の発動が零細町球業者の行動を規制し、彼らの経営に深刻な打撃を与える点を重視し、その発動にきわめて慎重であった。そして、結局工組法第8条の発動は回避されたのである⁽⁸²⁾。このことは、これまで本章が注目してきた政策スタンスが、電工連および関東工組に非加盟の零細メーカーの存立維持に際しても重視されたことを示すものとして重要と思われるのである。

【注：第4章】

- (1) 1930年代日本の輸出構造からみた雑貨輸出および雑貨輸出全体からみた電球輸出の特徴に関して、詳しくは平沢照雄「1930年代日本における輸出電球工業の展開」、筑波大学『経済学論集』第36号、1996年、37～47頁を参照されたい。
- (2) 商工省『重要輸出品検査年表』1937年版、78～79頁より算出。
- (3) 『日刊工業新聞』1934年6月28日。
- (4) 小宮山琢二『日本中小工業研究』1941年、54頁。
- (5) 同上、29頁。なお、氏が規定する「新問屋制工業」に関しては、同書、12～20、27～31頁を参照されたい。
- (6) 問屋が組合に加入するという事態は、輸出電球業に限らなかった。例えば、名古屋高商産業調査室の調査によれば、1935年時点で「工業組合に問屋加入せり」と回答した組合は30に達していた。名古屋高商産業調査室『調査報告第十九輯 工業組合と家内工業』1936年、37頁。
- (7) この点も、本稿序章にて論じたとおりである。
- (8) 例えば、高橋亀吉『現代中小商工業論』1936年、300～302頁、高津彦次「社会政策的に見たる工業組合」（『社会政策時報』第175号）、269～270頁などを参照されたい。
- (9) 表4-1において各商品群への分類は、大蔵省『昭和財政史』第XⅢ巻（国際金融・貿易）1963年によっているが、同書で「重化学工業関係品」に含まれていた石炭は、表4-1では独立させ別立てにした。
- (10) 雑品と雑貨とは厳密には同義ではない。例えば中小企業調査会編『輸出中小工業の経済構造』1960年が主要雑貨品として例示する商品のなかには、大蔵貿易統計（『日本外国貿易年表』）の商品分類において「雑品」以外に分類されているものも含んでいる。しかし、表4-1の「雑品」は、その内訳が示すように中小雑貨製品であった。
- (11) 以上、統計数値に関しては、行沢健三・前田昇三『日本貿易の長期統計』1978年の集約表（SUMMARY TABLES）C-X, C-Mによる。
- (12) この点、伊藤正直「対外経済関係」（社会経済史学会編『1930年代の日本経済』

1982年)表7、表11、表13を参照。

- (13) 瀧谷善一・岡本眞一「電球工業」(滝谷善一編『時局と中小工業Ⅳ 輸出雑貨工業論』1942年)、243頁。なお、23年時点で白金を輸入に依存していたのは、G・E(ゼネラル・エレクトリック社)の特許権の関係による。
- (14) 『日刊工業新聞』1935年10月26日。森松蔵東西電球取締役営業部長の発言。
- (15) 電工連による調査に基づくもの。瀧谷・岡本前掲「電球工業」237頁。
- (16) 1932年末時点。『電球年鑑』1933年度版による。
- (17) 以上、東京商工会議所『商工資料』第18号、1935年、9頁による。
- (18) ただし職工数。日本輸出電球組合「輸出電球生産額ノ数字的根拠」(商工省提出文書)1931年。なお、本文で示した16名とは日本輸出電球組合加盟者である。
- (19) “製造問屋”に関して詳しくは、竹内常善「我国における問屋制解体の一断面」(福島大学『商学論集』第43巻4号、1975年)を参照されたい。
- (20) 関東電球製造工業組合「発起届書添付書面」(東京府提出)1934年12月。
- (21) 以下は、東京市役所『問屋制小工業調査』1937年の調査結果にもとづく。
- (22) 瀧谷・岡本前掲「電球工業」240頁。ただし、なぜ工業組合に専業問屋が加盟しえたのかに関しては不明である。
- (23) 前掲「輸出電球生産額ノ数字的根拠」による。
- (24) 東京輸出工組推計。斎藤健一「電球製造業」(『社会政策時報』第164号、1934年)、317頁。
- (25) 日本電球協会「我が国輸出電球図表一覧」(『電球』第3巻12号、1940年)14頁。
- (26) なお、『工場統計表』の生産数量データに依拠した場合、36年には輸出数量が生産数量より大きくなるという結果が生じる。そこで表4-1では、『工場統計表』に代えて電球工業会資料を利用し、その趨勢を知るにとどめた。
- (27) 北地鎌次郎編『日本電球工業組合連合会沿革史』1943年、2頁。
- (28) 商工省「重要輸出品工業組合法第一条第二項ノ規定ニ依ル重要輸出品ノ指定ニ関スル件」(部内資料)、1931年5月7日。
- (29) 日本輸出電球組合「重要輸出品ノ指定ニ関スル願書」1930年12月23日。
- (30) 以上「東京輸出電球工業組合」、『電球年鑑』1933年版、3頁。なお傍点は引用者による。
- (31) なお表4-6にある東京電球工業組合と関西標準電球工業組合とは、前章で指摘

したように国内市場向け電球メーカーを組織した組合である。実際、同表からも明らかかなように両組合は輸出をほとんど行っていなかった。

- (32) 以上、『日本外国貿易年表』のデータ（価額ベース）より算出。
- (33) 『日刊工業新聞』1934年9月5日。
- (34) 宇井寛次編『東京輸出電球工業組合史』1943年、123頁。
- (35) 外務省『英国向本邦輸出電球統制』（内部資料、制作年不詳）、256頁。
- (36) 前掲『日本電球工業組合連合会沿革史』31～32頁。
- (37) 以下は、主として「日本電球工業組合連合会定款」（同上『沿革史』所収）による。
- (38) 『日刊工業新聞』1934年6月28日。
- (39) ただし関西は、記録的な風水害の影響から同年10月10日まで延期された。
- (40) 『日刊工業新聞』1934年10月12日号。なお、9月受注分とは、同年8月14日以前の先物契約分を意味する。
- (41) 『日刊工業新聞』1934年12月7日号。
- (42) 電球硝子産業協力委員会『我国中小工業の経営と産業協力運動』1936年、138頁。
ただし[]内は引用者（以下、特に断らない限り同様）。
- (43) 東京市商工輸出組合協会『東京都下の工業組合』1938年、211頁。
- (44) 前掲『輸出雑貨工業』246頁。
- (45) 東京輸出電球工業組合『事業報告書（1934年度版）』。
- (46) 宮下敏男編『関東電球製造工業組合発達史』1939年、35頁。
- (47) 日本電球製造同志会（松永亀蔵ほか）「陳情書」1934年9月。
- (48) 『日刊工業新聞』1934年9月13日。
- (49) 『日刊工業新聞』1934年10月15日。
- (50) 『日刊工業新聞』1934年10月4日。
- (51) 以上、『日刊工業新聞』1934年10月11日、10月17日による。
- (52) 1932年時点。「関東国産電球組合」（『電球年鑑』1933年版所収）。
- (53) 以上、『日刊工業新聞』1934年10月21日および前掲『関東電球製造工業組合発達史』63～68頁、89～93頁による。
- (54) 関東電球製造工業組合『創立総会決議録』1934年12月29日。
- (55) 関東電球製造工業組合「東京府下ニ於ケル電球ノ受託製造業者三百二十八名アルコ

トヲ証セラレタキ証明願」1935年1月12日。

- (56) 前掲『東京都下の工業組合』183頁。
- (57) もっとも、小型球以外の製品も含めた組合総生産額の東京府下生産総額に占める割合をみると、数量ベースでは88%に対して、金額ベースでは46%となる（1936年度）。『東京都下の工業組合』212頁より算出。
- (58) 前掲『関東電球製造工業組合発達史』134頁。
- (59) 本案は、「覚書（其一）」、「同（其二）」（いずれも『関東電球製造工業組合発達史』に所収）からなる。
- (60) 前掲『関東電球製造工業組合発達史』135頁。
- (61) 同上、139頁。
- (62) 同上、143頁。
- (63) 『日刊工業新聞』1935年6月5日。
- (64) 倍率是对電工連加盟者検査料比。『東京輸出電球工業組合史』249～250頁。
- (65) 前掲『関東電球製造工業組合発達史』102頁。
- (66) もっとも、東京輸出工組加盟者には組合から、検査料のほぼ半額に相当する金額が「割戻金」として支払われることになっており、関東工組員は、実質的には東京輸出工組員の2.3倍の検査料負担となっていた点も看過できない。このため、以後も“検査の平等化”が関東工組の行動目標とされるのである。
- (67) 関東工組「定款変更理由書」（『関東電球製造工業組合発達史』所収）。
- (68) 『日刊工業新聞』1935年12月15日。
- (69) この点、『関東電球製造工業組合発達史』においても、「団体契約こそ希望通りに獲得は出来なかつたけれども、実績に於ては略々それと同一の効果を齎得た」と評価されている。同上書、154頁。
- (70) 『日刊工業新聞』1934年9月17日。
- (71) 以上、『日刊工業新聞』1934年9月30日、同年10月4日による。
- (72) 前掲『関東電球製造工業組合発達史』54頁。
- (73) 同上、89頁。
- (74) 前掲『商工政策史』第12巻、150頁。
- (75) 『日刊工業新聞』1934年6月22日。
- (76) この点、例えば『関東電球製造工業組合発達史』129頁などを参照されたい。

- (77) 『日刊工業新聞』1935年2月22日。ただし、35年初頭の受注量の対前年および前々
年比の具体的数値は残念ながら確認できなかった。
- (78) ~ (79) 『日刊工業新聞』1935年5月13日。
- (80) 『日刊工業新聞』1935年5月5日。
- (81) さしあたり由井前掲『中小企業政策の史的研究』298~302頁を参照されたい。
- (82) 前掲『関東電球製造工業組合発達史』245~251頁。

第Ⅲ部 日本における統制政策と 植民地

第5章 大工業分野における国内統制と植民地

— 朝鮮におけるセメント統制問題を中心として —

はじめに

第Ⅲ部では統制研究の射程をさらに拡げて、日本本国の経済統制と植民地との関係について考察する。本稿では、これまで大恐慌を契機として経済統制が展開されたことをみてきたが、その他方で大恐慌を契機に植民地朝鮮においても総督府による工業化が展開する。序章でも指摘したように、それは本国の体制維持・安定とは別に後者の動揺に対処せざるをえないという植民地固有の問題を打開するために採られた新たな経済改革路線であった。

第5章で事例として取り上げる朝鮮でのセメント統制問題は、当時「内地産業資本の代弁者としての商工省、朝鮮のそれとして総督府が登場し、ここに端なくも曾ての農林省対総督府の対立の如く、政治上の問題として解決を迫られるに至った」⁽¹⁾といわれ社会的に注目された問題であった。つまりこの問題は、内地も植民地も一元的に統制しようとする本国と、独自の工業化を展開しようとする植民地との対立を端的に現わしているという点で重要な意味をもっているといえよう。

そこで本章では、①本国経済の安定化を意図した統制が、ただちに植民地経済の安定化をもたらすものとはいえなかったこと、②これに対して植民地側は本国の意向に必ずしも沿わない独自の対応を指向したこと、③したがってそのことが経済統制をめぐる両者の対立となって現れ、やがて両者の間で調整が行われるに至る過程を、上記事例に即しつつ具体的・実証的に考察することを課題とする。

考察に先立って、まずセメント工業の朝鮮工業化における位置を確認する意味から、朝鮮におけるセメント用途別出荷状況をみておきたい。1937年初めまで、斯業では唯一現地企業としてセメント生産を担ってきた朝鮮小野田セメント社の『販売課考課状』によってそれをみるならば、以下の特徴を指摘することができる。

第一は、1934～37年度にわたり、構成比のうえでは「鉄道」、「電力」および工場建設などを主内容とする「建築一般」が、この順で高く全体の約70%に達していたことである。第二として、それ以外では「道路・橋梁」、「土木工事」、「港湾」の合計が10～5%をしめていた。また第三として、伸び率をみた場合、「電力」、「建築」、「土木工事」がめ

ざましく、34年を100とした場合、36年にはそれぞれ 250、185、165、37年には 325、211、255となっていた⁽²⁾。

以上の主要な製品需要先からもうかがえるように、セメント工業は、朝鮮の工業化過程において、まず工業化の前提となる大規模な電源開発⁽³⁾、港湾・交通・通信などいわゆる社会基盤の整備、さらに工業化が進展するなかでは工場建設などにもともなう需要の増大に対応する域内素材産業であった。そしてその意味で、朝鮮産業開発上の重要な産業として位置付けられ、後述のようにその発展が期待された産業であった。

ところがその発展をめぐる、内地の統制政策との関係で問題が生じることになる。なおその場合重要なのは、本稿が以下で着目する統制問題は、単にセメント業の問題にとどまらず、それ以外の産業分野での問題を把握するうえでも重要な意味を有していたということである。

すなわち、朝鮮の工業化が進展をみせ始める1930年代中頃以降になると、セメント工業でみられたと同様な問題が、マッチ、電球、琺瑯鉄器など他の業種でも惹起した⁽⁴⁾。さらにそうした状況を背景として、後述のようにセメント業における統制問題への対処のあり方が、今後起こり得る同種の問題に対処する際にも重要な影響を与えるものとして注目されたのである。この点、例えば当時の朝鮮銀行の調査報告において、「此問題に善処する

(ママ)

ことは現在僅か福岡一県の工産額に必敵する程度の工産額を有するに過ぎず、而も其の三分の一以上が家内工業にして今や漸く黎明期にあると見らるる朝鮮工業界、惹いて産業一般に影響を及ぼすこと大である」⁽⁵⁾とされたことからもうかがうことができよう。

ところがこれまでの先行研究では、国内のセメント統制が十分な実効力をもちえなかった理由の一つとして、総督府による重要産業統制法（以下、重産法と略記する）の朝鮮への適用反対を指摘するか⁽⁶⁾、あるいは重産法改正による朝鮮への適用を「日本独占資本の朝鮮への大量進出の契機」⁽⁷⁾としてとらえるかに議論が集中していた。

つまり、あくまで日本国内の統制分析上あるいは“独占資本の帝国主義的進出”を論ずる上に必要な限りで言及されるにとどまっていたといえる。またかりに朝鮮総督府の事情に注目するとしても、同法の朝鮮への適用を、いわゆる「大陸兵站基地化」政策強化のための資本導入策として、これをただちに“日本帝国主義の軍事上の問題”にひきつけて理解してきた⁽⁸⁾。こうしたことから、1930年代における植民地固有の問題を理解する一環として、あるいは内地側とは異なる植民地側の事情を中心とした視点からの本格的な分析は

なされてこなかったのが現状である。

そこで以下では、まず第1節でセメント業における朝鮮問題の重要性に着目し、第2節ではそうした問題の背後には単なる軍事上の問題ではなく朝鮮経済の構造的問題が存在していた点を重視し、さらに第3節ではそうした事情に規定されて統制問題へ対処する朝鮮総督府の政策スタンスがどのような特徴をもっていたかを具体的に明らかにしてゆくことによって、上述の課題にアプローチすることにしたい。

第1節 セメント統制における朝鮮問題の発生過程

1. 問題の発端

セメント産業における植民地朝鮮での統制問題の発生とその後の展開を中心に、その概要を整理したのが表5-1である。昭和恐慌から回復をとげた斯業で、統制問題が改めてクローズ・アップされるに至るのは、1933年下期以降のことであった。当該期の日本国内におけるセメント業界の動向と統制問題については、既に先行研究・社史の蓄積がある⁽⁹⁾。したがって、本項ではそれらによりつつ、斯業における朝鮮問題を理解する前提として、この事情を簡単に整理するならば、以下の点にまとめることができよう。

(1) 昭和恐慌期に重産法の適用業種として指定され、セメント連合会の再結成によるカルテルの組織力強化をはかったセメント業では、満州事変、金輸出再禁止以降の企業設備拡張ブーム、時局匡救政策などによる需要増大に支えられ、市況・業績を著しく好転させた。セメント需要が32年下期以降上向きに転じ、以後増大傾向を示すなかで、斯業での設備拡張、新規参入が急テンポで進む。こうしたなかでセメント産業は、33年末頃より漸く能力過剰に陥る⁽¹⁰⁾。こうして一方で高率の生産制限を行いながら、他方で設備拡張競争と新設企業が簇生する状態とが併存することになった。

(2) そこで斯業では、既存企業の設備拡張抑制・増産計画中止と新規参入抑制の必要に迫られるに至る。特に31年以来の各企業設備投資テンポの跛行性を背景に、設備投資抑制措置をめぐって連合会内の対立が表面化してゆく。34年に入り、増産計画中止協定をめぐって、これまで増産に立ち後れ今後の増産による挽回を企図する小野田社が、自社の動向

表5-1 セメント業界の動向と政策展開

年・月・日	業 界 の 動 向	
	商 工 省・朝 鮮 総 督 府 の 対 応	
1933 下期	増産競争中止に対する対策委員会の設立	
1934. 5.	セメント連合会総会にて増産1ヶ年の中止を決定	
6. 12	臨時産業合理局顧問会議を開催 ——(上記増産中止に対して)重産法第2条の発動を内定	
6. 27	連合会(小野田・大分・電化を除く13社), 7月意向1ヶ年間の増産中止協定成立	
7. 2	連合会, 小野田・大分・電化に増産中止決議への参加をよびかけ 合理局顧問会議を開催, 増産中止決議を受け入れる。同時に小野田・大分・電化へ協定参加を懇願	
8	増産中止協定をめぐり金子(浅野社)・笠井(小野田社)妥協交渉 ——結局, 決裂	
9. 29	臨時産業合理局長, 裁定案の提示——小野田側拒否	
11	小野田, 第3次連合会不参加声明, 関東州・朝鮮小野田社の創設(20日)	
11. 27	重産法発動(省令)——実施は12月1日から	
1935. 1. 21	第1回セメント製造業改善委員会開催	
2	連合会, 販売補償制度の設立により朝鮮市場へダンピング出荷を開始	
4. 19	朝鮮総督府, 統制法の朝鮮適用に対する商工省よりの照会へ返電	
4. 26	セメント製造業改善委員会答申	
6. 24	統制委員会開催, 以下の2点を決議 ①答申案の一時棚上げ, ②連合会増産中止協定の1年間延長 ——統制委員会重産法再発動	
9	連合会, 販売補償制度に代え出荷プール制を新設 ——朝鮮市場へのダンピングを強化	
11. 16	朝鮮総督府殖産局「内鮮産業統制に関する根本方針」を声明 ——内鮮一元統制に断固反対の意向	
11. 18	臨時産業合理局顧問会議を開催 ——重産法の外地適用を可能とする法改正の必要を決議	
1936. 1. 17	商工省, 重産法に関する改正要綱(10箇条)を発表	
1. 18	商工省, 重産法改正案を衆議院(第68回)に提出 ——解散により未成立	
5. 20	重産法改正法案, 第69回帝国議会にて可決	
6. 2	連合会改善委員会開催——重産法の外地適用問題につき協議 商工省に大臣・次官・合理局第一部長を訪問, 改正重産法の早期適用を陳情	
6. 10	連合会代表, 総督府に重産法の即時施行の陳情	
6	笠井小野田社社長上京(5日) ——商工省当局と会見の結果, 郷・磯村両氏に協調実現の斡旋を依頼	
7	金子(浅野社)・笠井(小野田社), 妥協案=「笠井・金子協定」作成	
7. 29・30	連合会, 「笠井・金子協定」を承認	
8. 1	笠井, 金子両氏, 上記協定と確認事項を商工省, 郷改善委員会会長に報告	
1937. 2. 26	重産法(統制委員会の規定を除く)の朝鮮への施行に関する勅令公布 ——勅令の施行は3月1日から	
5. 24	セメント製造業, 「重要産業」に指定される	
5. 25	生産制限, 販売価格に関する協定に対して重産法の発動 朝鮮における設備新設・拡張に関する許可規則公布	

(資料)『小野田セメント百年史』(1982年), 永田四郎『日本セメント産業史』(1959年), 『エコノミスト』, 『ダイヤモンド』, 『中外商業新報』より作成。

(注)資料により日付が異なる場合, その他資料より適宜判断した。

を拘束されかねない当協定内容に反対するに至る。そして、このことがやがて小野田系企業対浅野社を中心とする連合会他社との深刻な対立へと発展した。

(3) ところがこの対立を、業界は自主的に解決できず、小野田系企業を除く連合会は、自己の増産中止協定の他社への強制のために、重産法第2条（強制カルテル規定）の発動を商工省へ要請した。これに対し商工省は、従来の斯業に対する介入回避＝競争放任の政策スタンスを転換し⁽¹¹⁾、34年6月以降、小野田側への協定参加の懲憑、連合会・小野田双方に対する裁定案の提示などを試みる。しかしそれらが不成功に終わるに及んで、34年末重産法発動という強制措置に踏み切ったのである。

(4) この措置に対して、その直後、小野田は重産法による拘束を回避するために、朝鮮と大連にあった工場を別会社として独立させた。内地における企業行動の規制に、強制権の及ばない外地における自由行動の確保によって対処しようとしたわけである。

(5) ところでこの重産法の発動は、生産制限、増産計画、および販売価格に関する各協定に対してなされた。すなわち、前二者の協定をイン、アウト両企業に強制することで新規参入と設備拡張を規制し、他方、後者の強制にもとづく最高価格の低位設定による価格引下げ誘導により、先の参入抑制措置を支えるとともに、安価な製品供給を実現させるという点にその発動の目的があったといえる。しかしながら、この重産法発動はあくまで臨機応急の措置であって、その根本対策は、35年1月開催のセメント製造工業改善委員会（以下、改善委員会と略記）で協議されることとなったのである。

およそ以上の経緯からセメント業では、政策当局、カルテルのイン、アウトの両者に需要者側委員を加えた委員会討議が開始されるが、その過程でセメント統制における問題の焦点が改めて浮かび上がることとなった。そこで、次項では、この改善委員会における議論に立入ることにする。そしてそれによって、セメント統制問題の発端となった33年以降の設備拡張抑制問題に対処するなかで、植民地朝鮮における現地セメント企業の行動規制が、統制上の焦点となるに至る過程を明らかにしてゆきたい。なおその際、各委員の発言をみるうえで、委員会の構成および各委員の所属を念頭におく必要がある。そこでこの点を簡単に整理したのが表5-2である。

表 5 - 2 セメント製造業改善委員会委員

(1)商工省側委員

竹内可吉(工務局長), 藤田国之助(産業合理局第一部長)

(2)業界側委員

①連合会側 金子喜代太(浅野)

大友幸助(秩父), 谷口徳政(窯業)

②アウトサイダー側 笠井真三(小野田)

風間八左衛門(大分), 阿部美樹志(東洋)

(3)消費者側委員

工藤義雄(鉄道省経理局長), 青山士(内務省土木局技官), 竹中藤右衛門(竹中組社長・日本土木建築請負業連合会会長)

(4)第三者側委員

郷誠之助(委員会会長), 結城豊太郎, 大河内正敏, 下村宏, 岡実

(資料)『ダイヤモンド』1936年6月11日号, 永田四郎『日本セメント産業史』より作成.

2. セメント統制における焦点としての朝鮮問題

さて本委員会は、セメント業の将来における根本的な改善策につき検討することを主な役割とする。このことから輸出を含む消費の将来動向および消費促進の方法、今後のセメント製造技術の進歩の見込み、既存の老朽生産設備廃棄策なども検討対象とされた。とはいえ審議の中心は、前項(1)~(2)でみたようにあくまで①新設会社出現対策（第5~7回委員会）と、②既設会社の生産設備拡張対策（第8~9回）とにあり、さらにそこで出された諸施策の有効性をより確実にする目的から、③朝鮮・満州における統制問題対策（第9~11回）を検討するという3点にあった。

その場合、まず①に関しては、(a)統制協定への新設企業の強制加入制度採用の可能性について、(b)小能力会社に対する基本生産制限率の緩和措置が新規参入を誘発しているとする指摘に関してかかる措置の適否、(c)既設会社による同系・傍系会社新設の禁止・制限措置の適否、(d)販売価格引下が新設会社出現を抑制する余地があるか否かを中心に審議がなされた。さらに②に関しては、主に(a)現行増産中止協定期間経過後も一定期間当該協定を延長するか否かについて、(b)かりに設備拡張中止協定を延長しない場合においてはその設備拡張の認可条件などが審議されたのである⁽¹²⁾。

これに対して、特に本稿の課題とかかわる問題が審議されたのが上記③であった。そこで、以下ではさらにその内容に注目することにしたい。ここでは、前項(4)でみたような内地統制を瓦解させる危険性を内包する朝鮮・満州における企業行動が、審議の主要点となったことはいうまでもない。

すなわち改善委員会では、まず朝鮮および満州小野田社各工場の生産能力・生産制限状況について報告がなされた後、朝鮮・満州工場を内地と同一の統制下におく方法について審議がなされた。具体的には、連合会側から、前項(5)でみた増産中止・生産制限・販売価格に関する既存の協定を外地にまで適用する協定（「増産中止、生産制限及販売価格ニ関

.....
スル統制協定ノ適用ニ関スル協定」）を新たに締結し、これに重産法第2条を発動する。それによって、現行重産法の下で朝鮮・満州にある現地工場に対しても、内地と同一協定への服従を強制しようとする案が出された⁽¹³⁾。他方、商工省の提案としては、内地の小野田本社が、朝鮮、満州の両現地子会社との間で現地工場の設備賃貸契約を結び、それを貸与するという方法によって、上述のような重産法による拘束を回避していたことから、

まずこうした賃貸行為の禁止協定を締結し、その後これに重産法2条を発動することで外地工場による自由生産を規制しようとする案が出されたのである⁽¹⁴⁾。

結局、これらはいずれも後に出される委員会答申案には採用されなかった。とはいえ以上の動向から、委員会の大勢として、セメント連合会のみならず内地政策当局サイドも、現行法の枠組みの中で、植民地の現地企業を内地と同一協定の下におき、一元的に統制する方向を企図していたことがわかる。

この点は、以下の行論上重要である。なぜなら、そうした方針に規定されて、後に作成された答申も、特に「朝鮮及台湾問題対策」の冒頭で、「朝鮮及台湾ハセメント統制ニ関シ将来新設会社自由生産ノ脅威ヲ受ケザル限り内地ト同様ニ取扱フベキ趣旨ヲ以テ左ノ通り処置スベキモノトス」⁽¹⁵⁾とあり、やはり一元的統制を前提とする対策案となったからである。

実際、答申案の内容をみても、一方においては、朝鮮における生産制限率および内地朝鮮間の移出入数量（答申案ハ項）と、同じく販売価格協定（同ニ項）とに関しては、朝鮮現地会社と連合会との間で協定を締結するということになっており、協定の内容によっては朝鮮現地生産の独自性を追求する余地はあった。

しかし、他方では内地企業の同系・傍系朝鮮現地会社による工場新設および設備拡張に関しては、禁止ないし「内地ノ会社ト同様ノ取扱ヲ為」すと規定されていた（同イ、ロ項）⁽¹⁶⁾。しかもこれらの解釈をめぐり、連合会側委員の大友から、「答申案中(二)(A)朝鮮及台湾問題対策ハ(イ)(ロ)(ハ)(ニ)全部ニ付内地朝鮮ヲ同一ニ取扱フベキ趣旨ト解セリ」⁽¹⁷⁾とする主張もなされたのである。

さらに結城委員から連合会側に対して、「場合ニ依リ限産率又ハ販売価格ニ付連合会ト朝鮮ノ会社トガ適当ニ協定センコトヲモ否認セラルルヤ」⁽¹⁸⁾と質問されたのに対して、連合会の大友委員が、「答申案ノ趣旨モ限産率、販売価格ハ内地朝鮮同様トシ唯其ノ手続等ヲ協定ニ依リ定メシメントスルモノト解ス」⁽¹⁹⁾として、新設・設備拡張のみでなく限産率・販売価格に関してまでも、内地と朝鮮とは同一の統制に服することを強調した点が注目される。というのは、こうした主張が委員会の大勢をしめることになれば、委員会決議の実施は、その内容全般にわたって一元的統制になる可能性をもっていたからである。

そこで小野田側は、こうした一元的統制案に対して、「若シ朝鮮総督府ニ於テ不賛成ヲ唱フルガ如キコトアラバ朝鮮セメント会社トシテハ事業遂行上支障ヲ生ズベキヲ以テ予メ

朝鮮総督府ノ意向ヲ確メ置カレ度シ」⁽²⁰⁾と、同案に対する総督府の意向について確認を求めた。これに対して総督府殖産局長は、電報にて「セメントノ件当方トシテハ業者ヲ抑制スベキ手段ナキニ付差当リ業者ヲシテ自発的ニ答申案ノ趣旨ニ副フ様自制ヲ促スノ外途ナキニ付御了承乞フ」⁽²¹⁾と答えたのであった。

この総督府の返答をめぐって、連合会側のみならず消費者側委員からも、「斯ノ種ノ照会ニ対シ総督府ヨリ<賛成ス>トノ回答ヲ求ムルハ困難ナリ、本回答ハ十分ニ了承ノ意ヲ含ムモノニシテ笠井委員ガ本案ニ賛成シ能ハザル理由無キモノト考フ」⁽²²⁾として、小野田に対し答申案への賛同を求めた。同様に、商工省当局も「〔朝鮮総督府殖産〕局長ハ朝鮮ニ法律ノ効力ノ及ブコトニハ反対ナルモ業者ガ自発的ニ自制スルニ於テハ何等反対セズトノ意見ナリ」との認識に立って、「朝鮮小野田社ガ自発的ニ本答申案ヲ実行スル場合総督府ハ之ニ反対セザルコトガ明白トナリタル以上笠井委員モ本答申ニ賛成セラレテ然ルベシ」⁽²³⁾と、答申案承認を迫ったのである。ところが笠井は、「総督府ハ答申案ニ諒解ヲ与ヘタルモノト認メ難キニ由リ……朝鮮問題ニ付テハ賛否ヲ留保スルノ外ナシ」⁽²⁴⁾として、朝鮮問題対策に限って態度を保留することになった。

こうして、朝鮮総督府の斯業に対する政策スタンスの解釈をめぐって、先にみられた連合会对小野田の対立が再現されることになった。その場合、以上の対立は、単に答申案の朝鮮問題対策部分のみを一時ペンディングにする形では解消しない性格のものであった点が重要である。なぜなら、連合会側は「総督府ガ賛成セザルニ因リ笠井委員ガ本案ニ賛成

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
セザルトキハ私ハ本答申案全部ニ付賛否ヲ保留ス」⁽²⁵⁾としたからである。

ここに至って朝鮮における統制が実現し得るか否かが、先の答申案全体の成否を左右することになった。そこで、「朝鮮問題ガ原案通り決定セラレタル場合ニ於テ答申案全部賛成スベシ其旨答申案ニ付記セラレ度シ」⁽²⁶⁾ということになり、朝鮮問題に関して留保付きの答申案が公表されることになった。

以上みられるように、改善委員会の答申案全体が実現性をもつか否かの焦点は、朝鮮総督府の政策スタンス如何にかかっていたといえる。先にみたように当委員会は、元来、33年以降顕著となった新規参入・生産設備拡張の抑制策について、根本的な解決をはかるのが目的であった。しかし以上の審議経過から明らかなように、セメント業における統制問題を全体的にとらえた場合、一方でこうした根本対策を実現を確保するためには、他方で朝鮮における企業行動の統制問題の解決が不可欠の重要問題となって浮上するという特徴

的な構造となっていたのである。

こうして、統制政策において植民地の企業活動をめぐる問題がクローズ・アップされるに至る。このことは、単にセメント企業間の利害対立、あるいは商工省の内地を基準とした統制運営にとどまらず、植民地当局の政策スタンスのあり方が問題とならずにはいなかったことを意味していた。そこで、節を改めてこの点を検討することにしたい。

第2節 朝鮮総督府の統制政策スタンスの特徴

1. 米穀経済の行詰りとセメント統制 — 朝鮮米問題とセメント問題 —

前節では、委員会審議の過程で朝鮮総督府の統制問題に対する政策スタンスがにわかに注目されるに至ったことをみてきたが、改めてその特徴をとらえるには、以下の点に留意する必要がある。

第一は、当時セメント工業とともに、内地との関係で深刻な問題を惹起していた朝鮮米の内地移出問題に注目することである。すでに序章でもふれたように、それまでの朝鮮経済は、日本内地への米供給基地として基本的には位置付けられ、しかも1920年代に行った産米増殖政策によりその性格を強化されてきた。ところが、世界恐慌の影響および空前の豊作とが重なって生じた内地の米価暴落と連動する形で、朝鮮でも農業恐慌が発現し、30年以降になると米価暴落と供給過剰が表面化するに伴い窮迫販売が増大して、日本への米移出圧力はかえって急増することになった。本国側にとって、こうした事態は、内地における農村救済と抵触するものとして放置しえず、その規制が重要問題となるに至る。

そのことは朝鮮側にとって、これまでの米穀中心のモノ・エクスポート構造⁽²⁷⁾の継続が行詰まったことを意味していたのであって、総督府はこの行詰まりを克服するために開発政策の転換、つまり新たな経済改革路線の選択をせまられることになった⁽²⁸⁾。そこで、農業政策の面では先の産米増殖計画を34年5月をもって打切り、これまでの米穀増産中心の政策を修正し、農家経営の多角化を促進するとともに、他方では新たな経済改革として工業化政策を志向するに至る。同時に、こうした工業化の進展に伴う都市人口・労働者の増大が、朝鮮域内での米の消費増大につながることで、朝鮮米の対内地移入圧力の緩和をはかることが期待されたのである。

第二として、以上みてきた米問題は、当然のことながら朝鮮におけるセメント統制問題においても重視された。すなわち、統制問題の当事者であった小野田社社長の笠井は、セメント連合会のアウトサイダーで構成するセメント懇話会⁽²⁹⁾において、「根本ハ米ノ問題ダ、米ハ朝鮮ガ余ル、……米ヲ内地ニ持ツテ来ルノハ止メテ呉レト云フ、夫レナラセメントモ朝鮮ヘ持ツテ来ルノハ止メテ呉レト云フ事ニナリ米ト関連シテ居ル」⁽³⁰⁾として、セメント統制問題の背後に、朝鮮米の内地移入問題が存在していることを強調している。同様に、斯業に対し、「強力内閣トナリ兎モ角朝鮮ト内地トヲ引クルメ（法令ヲ変ヘテ迄— 原文）協定セヨト云フ事ニナリハセヌカ」として、一元的統制の現実化を危惧する発言が懇話会委員からなされた際にも、「夫レハアリ得ルカモ知レヌガ先刻ノ如ク直グ米ノ……問題デ引懸ル事ニナル」⁽³¹⁾と、米問題の存在を再度強調したのである。

そこで以上の2つの統制問題の関連について整理すれば、以下のように理解できよう。すなわち、内地が農業不況を克服する手段として朝鮮米の移入を抑えようとするならば、朝鮮としては内地からのセメント移入を規制することで現地生産活動を保障する。言い換えれば、内地側の事情から、朝鮮に米穀中心の対日依存構造の存続・発展を許さないというのであるならば、朝鮮側にはその代替戦略として、工業化の一環として現地セメント企業の発展を認めよ、という連関が存在していたということである。

加えて第三に重要な点は、セメント業が単にそうした工業的發展を担う一業種としてのみ發展を期待されたわけではなく、本章のはじめでも一部指摘したように、開発戦略上、今後の朝鮮における工業發展の基礎産業として位置付けられていたことである。すなわち、当時、朝鮮総督府殖産局長であった穂積真六郎は以下のように指摘している。

「朝鮮は昭和六年から長い間の不況時代を切り抜けて、金鉱業をはじめ各種の鉱工業が發展する氣運が起こってきている。従って鉱工業の發展の基礎を作るセメントの需要も急激に増加してくる。」ところが、「内地の統制に服して新しく工場も拡張できず、会社の新設も出来ない」となれば、こうした需要増加を内地からの移入に依存せざるをえない。しかし、「セメント工業も朝鮮産業開発の一要素となるのだから、ただ内地の都合だけで、統制を朝鮮にまで拡張されては、……黙ってはいられない」⁽³²⁾。

さらに第四として注目されるのは、セメントの現地生産が内地と同様の統制によって規

制されることが、朝鮮産業開発の進展に対して、実際にも深刻な問題を惹起したことである。具体的には、1932年から34年にかけて、朝鮮鉄道局による国境線建設工事の一斉着手、および雄基、羅津、清津等の築港、水力発電関連の工事増大にともないセメント需要は増大した。この点、現地出荷と内地移入の総計によって32～4年度における需要の推移をみるならば、1931年度を100として、120、132、142へと増加している⁽⁸³⁾。

ところが、こうした需要の増大にもかかわらず、当時小野田はセメント連合会に属しており、朝鮮の平壤、川内両工場とも内地と同様の生産制限に服していた。そこでこうした需要増大に対して朝鮮現地工場の荷練りは極度に逼迫し、特に33年7月においては朝鮮全域の引合を辞退するに至った。このことから需要者側では、平壤商工会議所代表が、朝鮮小野田の一手販売を担う三井物産京城支店に陳情を重ね、また各土木団体が応急協議をするなどの事態が生じた。こうした事態に、現地では内地小野田の八幡工場から釜山、群山揚げ代納を受けることで漸く対応し得たのであった⁽⁸⁴⁾。

したがって、以上のような事態を回避するためにも、産業開発の進展に対応しうる現地生産の増大、および自給化の実現が必要不可欠とされた。つまり先に穂積が強調していたように、内地の都合で統制を朝鮮にまで拡張し、それに現地企業が規制されることは、朝鮮産業開発の進展を阻害するものとして、総督府としては容易に許容しがたいものであったといえよう。

2. 政策スタンスの独自性

そこで以上の点に規定される形で、朝鮮総督府のスタンスは実際にどのような特徴をもっていたのか。以下ではこの点を、重産法の外地適用問題に即して具体的に検討することにした。

まず第一に総督府は、上述の米穀中心のモノ・エクスポート構造の行詰まり、そしてそれを克服するための経済改革の立場から、内地同様の統制法適用に強く反対した。

なおその場合、総督府当局が、「鮮内に於ける人口問題に付きましては、満州方面に於ける移民もやつてをりますけれども、出来得ることならば朝鮮に於て飯が食へる途を開いてやる方法を探りまして、その連中に安住の地を与へてやることも考へてやらなければならぬと思ひます。その際に内地の統制破りになるやうな嫌が幾分でもある仕事

朝鮮ではやれないことになったならば、内地外地に関連して労働問題の解決に付ても相当困難な問題が残されて来るだらう」⁽³⁵⁾という点を重視していたことが注目される。

このことから総督府は、内地と同様の統制法適用が現地企業の行動を規制することになり、そのことが工業化の促進に基づく経済発展と、それにともなう“労働問題の解決”つまり雇用拡大への制約要因となりかねない点を危惧し、適用に反対した。言い換えれば、“内地の統制破り”になりかねない企業行動をも、朝鮮の経済改革上必要ならばあえてこれを認めてゆこうというスタンスであったといえよう。

これと関連して第二に、総督府にとって資本蓄積が乏しい状況下で、急速な工業化を進めてそうした問題に対処するためには、内地資本の流入を促進する必要があった。とはいへ当時の総督府にとっては、工業化政策を遂行するうえで財政的裏付けに乏しく、主に内地資本導入の環境整備が施策の中心とならざるをえなかった⁽³⁶⁾。このことから、朝鮮を重産法の適用除外地域とすることは、内地資本の導入促進のうえで重要な意味をもっていたといえる。そこで、「同令〔統制法の外地適用〕の実施は内地工業の朝鮮進出気運の濃化してゐる折柄とて努めて避くべき状態に置かれてゐる」⁽³⁷⁾として、内地資本の流入を歓迎する見地からも統制法の適用に反対したのである⁽³⁸⁾。

しかも、こうした総督府の態度は、すでに朝鮮へ進出していた現地企業からも支持された。例えば、朝鮮の商工会議所は、「第五回朝鮮商議総会に於ては各会議所の議案審議後突如常議員会より〔統制法の〕適用尚早の緊急議案を提出し委員会に付託したが午後の総会で満場一致これを可決総督府の適当な措置を求めることになった」⁽³⁹⁾というように、法適用を時期尚早ととらえ、絶対反対を朝鮮当局に要求していた。朝鮮経済界としては、総督府の内地資本導入による工業化戦略に呼応して現地化し始めた矢先に、統制法の適用で今後の生産拡大等に規制が加えられては困る、という意図がそこにあったといえよう。

第三に、以上は統制法の外地適用に関する総督府の一般的なスタンスであったが、これはセメント業の統制に対しても同様に妥当した。その場合、「本府トシテハ改善委員会〔上述のセメント製造業改善委員会〕ノ答申案ニハ積極的ニ賛成シ難キモ鮮内ノ業者ガ自発的ニ答申案ニ従ヒ協定セントスルニ於テハ統制ニ関シ内外地出来得ル限り協調ヲ採ルニ吝カナラザルコト」⁽⁴⁰⁾として、一方では朝鮮・内地両業者間の答申案に従った自発的協定締結は容認しつつも、他方では朝鮮の産業開発上、内地製品の大量移入による鮮内需要の充足には反対であった点が注目される。

実際、1935年3月に総督府穂積殖産局長が上京し、商工省当局と朝鮮問題に関して討議し

た際にも、以上の見地から、「朝鮮ニ於ケルセメントノ需要ハ益々増加ノ趨勢ニ在リ、且
朝鮮ハ対滿輸出上、有利ナル地位ニアルヲ以テ鮮内ニ於テ増産計画ヲナス者アル時之ヲ阻
止シ、内地ヨリ多量ノセメントヲ供給セシムルガ如キハ供給ノ不円滑ヲ招クノミナラズ、
朝鮮産業開発上面白カラザルヲ以テ之等ノ事情ヲ考慮ノ上、適當ナル統制ヲナスベキモノ
ニシテ内鮮一律ノ統制ニ付テハ尙考慮ノ余地アルベキヲ述べ注意ヲ喚起」⁽⁴¹⁾したのであ
る。

第四として、こうした移入規制方針は、当然のことながら現地企業育成による朝鮮内自給方針と密接に関連していた。すなわち、「セメント統制は総督府としては飽迄当業者の自制を待つ筈で之以上深入しない筈であるが……鮮内需要は成るべく鮮内生産品を充たしたいとの希望を捨てぬ様である」⁽⁴²⁾として、現地企業の生産を優先する方針を固持した。

さらに、表5-3にみられるように、当時、朝鮮南部は内地の移入品シェアが高かった。そこで小野田側との販売戦が激化するなかで、連合会側は総督府に対して、南部を自己の勢力範囲とし、そこへの移入の正当性および当局の支持を要請した。これに対して当局側は、「朝鮮南半分ハ内地側勢力範囲ト云フモ其ハ内地側ノ勝手ナ主張デ朝鮮側カラ見レバ全部朝鮮ノ勢力デアル」⁽⁴³⁾として、従来内地移入品シェアが高かった地域でさえも、上述の方針が基本的には妥当するとしたのである⁽⁴⁴⁾。

ところでこうした現地生産を重視する総督府の姿勢は、内地品の移入問題に限られない。特にセメント統制問題においては、生産制限率をいかにするかが重要な問題となっていた⁽⁴⁵⁾。この点に関して、「内地業者ガ朝鮮ヲ其利益ノタメニ犠牲ニセントスルガ如キ申請ヲナセル場合、例之、朝鮮ニ妥当ナラザル限産率ノ申請ヲナスニ於テハ総督府トシテハ其受理ヲ拒否シ、所謂握り潰ス事ニヨリ其目的トスル妥当ナル限産率ヲ行ハシムルガ如ク、総督府ハ飽ク迄朝鮮ノ業者ノ代弁者トシテ公正ナル利益ヲ保護シ朝鮮ノ特殊事情ヲ主張貫徹セシム」⁽⁴⁶⁾とされたのである。

ただし、“総督府ハ飽ク迄朝鮮ノ業者ノ代弁者トシテ”という場合、それはこれまで唯一の現地企業であった小野田に対する朝鮮市場の独占助成自体がその目的ではなかった点は、改めて注意が必要であろう。このことは、例えば「本府〔朝鮮総督府〕ハ当時ノ朝鮮ニ於ケル需給状態ニ在ラシメ当セメント増産ノ余地アルモノトシ」、単に「小野田セメン

表 5 - 3 小野田社の朝鮮地域別出荷構成比

(%)

	北 部			南 部			朝鮮全
	元山 北岸	新義州	平壤 鎮南浦	京城 仁川	湖南	釜山 大邱	
30年	75.8	85.3	95.4	32.3	64.2	32.4	63.1
31	86.6	88.0	98.7	47.8	75.4	47.4	70.2
32	87.1	96.8	95.3	40.9	68.0	33.5	67.8
33	69.7	94.0	93.1	32.4	66.9	44.4	60.2
34	53.4	93.6	84.9	15.0	45.3	17.5	44.8
35	64.0	91.6	79.5	36.1	48.2	26.3	61.1
36	64.2	70.5	*	19.1	55.4	20.5	49.6
37	79.3	74.4	57.6	42.9	42.8	22.4	59.8

(資料) 小野田社秘書課作成「朝鮮需給高表(地方別, 社別, 期別)」1935年, および「鮮内地方別需給高表」1938年により作成。

(注) ① * は1936年平壤・鎮南浦の出荷高は新義州に含まれている。

②朝鮮小野田社は工場内使用量も含む。

ト会社従来ノ計画」のみにとどまらず、「連合会ノ宇部セメント並ニ浅野セメントノ新計画ニ対シテモ亦之ニ諒解ヲ与フルノ態度ヲ採」⁽⁴⁷⁾ったことにもみてとれる。

また後述のように、現地企業育成の結果、その供給力がある程度充足されてきた段階では、「小野田会社ノ朝鮮市場独占ノ希望ヲ抑制シ延イテ内鮮業者間ニ妥協ノ気運ヲ醸成セシメタル」ために、「従来ノ鉄道局ニ於ケルセメントノ購入ニ当リテ鮮産品（小野田製品—原文）ニ優先的待遇ヲ与ヘ来レルヲ改メ本年〔1936年〕当初ヨリ一部内地品ヲモ購入
(ママ)
スル事トシ価格ノ整調ヲ図ル」⁽⁴⁸⁾といった措置がとられたのである。

かくして生産制限率の決定をめぐる、一方では「総督府ガ〔直接的に〕何程ニセヨト主張シタリ又一任サレタリスルコトハ立場上困ル」⁽⁴⁹⁾として業者間の自主統制を前提にしつつも、他方では「然シ内地同様ニ〔生産制限率を〕制限スル事ハ勿論朝鮮ノ他ノ産業
.....
ニモ影響スルカラ絶対出来ヌト強ク主張サレ度シ」⁽⁵⁰⁾と、在朝鮮企業（小野田）を通じて自己の意向を貫徹しようとした。同時に、まずセメント統制でこうした朝鮮独自のスタンスを確立しておくことが、今後他の業種において同様な問題が生じ、それに対処するに際しても重要であるとされたのである。

すでに第一節でみたように、改善委員会に対する総督府のセメント統制に対する返答は、確かに曖昧で各人の利害にそって解釈の相違をもたらすものではあった。しかし以上から、内地と朝鮮との一元統制をめざす内地側の方針に、総督府が反対の意向をもっていたことがわかる。そしてこの方針は、先の改善委員会答申案公表以降、統制法の朝鮮適用をめぐる過程でも基本的には踏襲されることになった。次にそれを検討することにしよう。

第3節 重要産業統制法改正後の朝鮮問題

1. 重産法改正後の動向

以上みられるように、重産法の朝鮮への適用に総督府は反対であった。にもかかわらず重産法は、1936年植民地への適用を可能とする形に改正される。前節での考察をふまえるならば、このことは内地側の植民地適用という意向が、それに反対する植民地側の意向を押し切ったものともとれよう。果たしてそうなのか。この点を改正後、重産法が実際に朝

鮮へ適用される過程に着目しつつ検討することにしたい。

ところで重産法の改正法案は、1936年1月18日商工省より衆議院（第68回帝国議会）に提出される。それに先立って同年1月17日に発表された重産法の改正要綱において、植民地への適用は主要改正点の一つにかかげられていた⁽⁵¹⁾。ところがこの要綱では、単に「将来本法ノ外地ニモ施行セラルルコトアルベキヲ慮リ、用語ヲ整備スル」⁽⁵²⁾というきわめて曖昧な表現にとどまっていた。そこで、「セメント連合会は痛く失望し、商工省当局に弁明を求めていたが、失望感から焦燥気分になり、連合会とアウトサイダーの販売戦は猛烈」⁽⁵³⁾となった。その結果、同年5月には、値下げ幅にして50キログラム1袋当り、九州・中国20銭、阪神・中京15銭、北陸14～15銭、京浜7～8銭、東北は5～6銭、北海道も函館20銭から奥地2～3銭と、いずれも低落することになったのである⁽⁵⁴⁾。

結局、1936年1月21日に議会解散により、改正法案は審議未了となり、36年5月20日の第69回帝国議会（特別議会）に再提出され可決される。とはいえ、35年11月18日の臨時産業合理局顧問会議にて確認された、「当局〔商工省〕としては右〔重産法の外地適用〕は多
.....
分に政治的意義を包含するものなる以上成文化することは之を避け法律の運用に際して適
.....
宜考慮する意向」⁽⁵⁵⁾は、この時点でも踏襲されることになった⁽⁵⁶⁾。実際、成立した改正法も、これまでの条文において使用されてきた「主務大臣」という字句を、「政府」という字句に改めるにとどめられた⁽⁵⁷⁾。しかしともかく、これによって植民地への適用が可能となったのである。

これを受けてセメント連合会では、一方で小野田側との販売競争を繰り広げながら、他方で改善委員会（ただし上述の政府委員会とは異なる連合会内委員会）を開催し、重産法の外地適用問題につき協議した後、まず商工省に大臣・次官・合理局第一部長を訪問、改正重産法の早期適用を要請した。さらに朝鮮総督府にも、重産法の即時施行の要求を行なうなど、外地への適用に積極的な動きを展開した。

その場合、前節で検討したように、内地の統制法をそのまま延長して外地に適用すること、つまり内地のカルテル協定内容と同内容の強制は、総督府が断固反対の姿勢を保持していた。そこで「内鮮の業者の間に協定が成立する暁に於ては、.....統制法に準拠して統制命令を発動する」⁽⁵⁸⁾ということになった。すなわち、①まず内地・朝鮮企業間協定を締結させる。そして、②次にこの協調を前提にしたうえで、セメント業における生産制限、販売価格等の協定に重産法第二条強制服従規定を発動し、③在朝鮮企業も統制協定に

服させるというものであった。

かくして、朝鮮セメント産業への統制法適用の前提条件として、内地・朝鮮企業間での協定成立が、改正法成立後の課題となる。そこで、1936年6～7月にかけて浅野社金子喜代太と小野田社笠井真三との間で協議が行なわれ、協定の成立をみた。このいわゆる「笠井・金子協定」は、内地・朝鮮企業間での妥協の成立をも意味していた。つまりここにおいてようやく、重産法の朝鮮への適用が可能となったわけである（表5-1参照）。

その場合、問題はこれまで激しい対立を繰り返してきた両者（連合会系と小野田系企業）が、なぜこの時点で妥協の方向に傾いたかにある。その要因は種々あろうが⁽⁶⁰⁾、特に本稿の考察との関連においては、以下の点に注目することができよう。

第一に、小野田にとって、これまで内地における連合会との販売競争を継続可能としてきた朝鮮を中心とする外地での高収益基盤⁽⁶⁰⁾が、37年以降脆弱化する危険性が生じることになったという点である。すなわち、「小野田社が内地で安売し得たのは全く、外地工場を別会社として起し、之に全運転を行はしめて、朝鮮及び満州方面の増大せる需要を満喫せしめ、以つてこの別会社よりの配当収入の激増を齎らし内地の減益をよくカバーし得たから」⁽⁶¹⁾にほかならない。実際、表5-4により、斯業で問題が表面化した1934年以降の推移をみた場合、外地工場では内地工場以上の純益金を計上しており、収益面における朝鮮現地生産の重要性がうかがえる。

しかしながら、まず小野田自身、川内工場（第2期工事、36年8月完成予定、年産能力12万トン）、古茂山工場（同年7月予定、同13万トン）といった設備拡張、および38年完成予定の三陟工場新設計画（同18万トン）を抱えていた。また37年以降、宇部系朝鮮セメントの生産開始（同36万トン）、浅野系大同セメントの工場設立計画（同）が続くことになった⁽⁶²⁾。その結果、朝鮮では、現地企業による自給化の実現という課題を充足するとともに、朝鮮での生産能力の過剰傾向が、今後顕現化する様相を呈するに至ったといえる。

それに加え35年後半以降、連合会は出荷プール制を新設し、朝鮮市場へのダンピング出荷を強化しており（前掲表5-1）、朝鮮小野田の収益は、表5-4で見られるように35年下期をピークとして37年下期に至るまで減少傾向をたどっていた。したがって、こうした状況にもかかわらず当地で販売競争を継続したならば、小野田の経営を一層悪化させかねなかった。

一方、内地では上述のように、重産法改正をめぐる濫売で市況は低落気味であった。しかも、厳密は期し難いが表5-5によって主要企業におけるトン当り原価をみると、35年

表5-4 小野田社地域別各期純益金 (A:千円) とその構成比 (B:%)

年 度	平塚		川内		古茂山		朝鮮計		内地計		大連・満州		小野田計	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
33年	上	391	26.3	201	13.5		592	39.8	534	35.9	362	24.3	1488	100
	下	468	21.6	228	10.5		696	32.2	859	39.7	607	28.1	2162	100
34年	上	451	27.5	257	15.7		708	43.1	476	29.0	458	27.9	1642	100
	下	599	32.7	204	11.1		803	43.9	319	17.4	709	38.7	1831	100
35年	上	440	25.3	355	20.4		795	45.7	625	36.0	318	18.3	1738	100
	下	458	22.7	420	20.8		878	43.6	804	39.9	334	16.6	2016	100
36年	上	380	22.8	375	22.5		755	45.4	665	40.0	244	14.7	1664	100
	下	394	24.8	361	22.8	-3-0.2	752	47.4	543	34.2	291	18.3	1586	100
37年	上	321	20.0	376	23.4	27	724	45.0	619	38.5	266	16.5	1609	100
	下	379	22.4	455	26.9	74	908	53.6	282	16.7	503	29.7	1693	100

(資料) 『小野田セメント百年史』1982年より作成。

表5-5 セメント主要企業のトン当り原価概要

(単位：円/トン)

	1935年			1936年		
	上期	下期	通年	上期	下期	通年
窯業	15.01	15.11	15.06 (13.200)	13.34	12.90	13.11
宇部	14.22	13.08	13.57 (13.127)	13.53	13.17	13.34
浅野	18.88	17.71	18.23 (17.594)	17.76	17.95	17.86
小野田	17.37	18.44	17.96 (16.538)	15.31	13.59	14.34

(資料) (1)小野田セメント秘書課『同業各社財産状態調査』

(2)セメント連合会『セメント連合会年鑑』1935~37各年版

(3)三井物産『セメント考課状』

(4)小野田セメント『小野田セメント百年史』

(注) ①上期；1~6月，下期；7~12月

②トン当り原価＝原価総額÷総生産高により算出

③資料(1)の計算方法に従がい原価総額＝製造高金額÷1.3として算出

④総生産高；窯業，宇部，浅野に関しては資料(2)より，小野田は資料(3)，および一部(4)で推定補足により算出

⑤1935年下期パーレン内の値は、『東洋経済新報』1936年4月4日号に掲載されたトン当たり原価

から36年を通じて窯業、宇部が13～15円代に対して、小野田は17～18円代と相対的に原価高であった。つまりこの状況下で、朝鮮での過剰分の内地移入を増大させ、これまで以上の販売競争を敢行するならば、小野田は内地においても相対的に著しい減益に追い込まれる危険性を内包していたといえよう。

また浅野にしても、同社製品の36年前後における価格変動を月平均相場で見れば、35年12月に50キログラム袋当たり5銭下がったものの、その水準で翌36年3月までは、袋価格1円20銭で安定した。ところが4月に5銭、さらに5月に7銭、7月に8銭と短期間に計20銭も急落し、袋価格は1円まで低下していた⁽⁶³⁾。しかも、前掲表5-5にみられるように、全体的にみて小野田以上に原価高であった。

したがって浅野は、一方で連合会内の相対的に低原価で生産可能な窯業、宇部社等との販売競争を避けて協調をはかりつつ、他方で内地でのこれ以上の販売競争を抑制するため、アウトサイダー小野田との妥協を指向したものと推察しうる⁽⁶⁴⁾。実際、その後の浅野製品の値動きをみると、「笠井・金子協定」成立直後の36年8月には、対前月比で一挙に15銭の上昇をみ、50キログラム1袋当たり1円15銭まで戻しており、協定成立による競争抑制が浅野製品に与えた影響をうかがうことができる⁽⁶⁵⁾。かくして、こうした朝鮮・内地双方の事情から、小野田と浅野との主導による協調が可能となったといえよう。

第二に、以上は企業レベルでの要因であったが、1936年6月に小野田の笠井をして連合会との協調に踏み込ませたより重要な契機として、セメント業に対する総督府の政策スタンスの転換に注目する必要がある。

まず前節との関連でいえば、笠井と金子とが協議にはいる直前の時点でも、なお総督府当局側は、統制法を「仮リニ布クニシテモ内地デ統制サレタ全部ヲ受け入レル訳ニハ行カヌ全部ヲ受け入レタ場合ニハ折角発達シカケタ朝鮮産業ガ萎微スル」⁽⁶⁶⁾として、これまでと同様、朝鮮の工業化保護・促進の見地から、内地と同様の統制内容を強制されることに断固反対の意向をもっていた。

ところが、セメント産業の統制に関しては、これまでとは異なる意向をもつに至っていたことが注目される。すなわち、殖産局長は「小野田ハ自由ニ工場ノ新設拡張ヲシタ今日デハ内地統制ニ従フテモセメント供給ニ円滑ヲ欠ク恐レハナイト思フ」という状況認識から、「昨年〔1935年〕商工省案ニ反対シテ拒絶シタ理由ハ新設拡張セナイ前ノ生産能力デアツタカラ内地同様ノ生産制限ヲ受けテハ供給不円滑ヲ来スタメ同意出来ヌト拒絶シタガ今日デハ同ジ理由デハ弱イ」⁽⁶⁷⁾として、かつての断固反対のスタンスを転じて、朝鮮へ

の重産法適用あるいはその前提となる協定成立の妥当性を認めてゆく方向にあった⁽⁶⁸⁾。

なおこれに対して、京城セメント支部（三井物産）高月は、朝鮮のセメント需要が毎年15%以上の増加率で伸びていることを根拠に、37年度の需要を70～75万トンと推定したうえで、「生産制限ヲ内地同様五八%ニセバ約三十八万屯ノ供給高ニテ決シテ円滑トハ申サレヌ」⁽⁶⁹⁾として、従来通り朝鮮を適用除外地域とし、なお小野田の朝鮮における自由な生産活動を確保しようとした。

しかしながら、殖産局長は「来年〔1937年〕春ニハ宇部セメント会社ガ出来ルト云フ事デアルシ又三陟〔朝鮮小野田社〕モ十三年ニハ出来上ルト思フ」として、「今日デハ不円滑ト云フ理由ニハ弱イト思フ」⁽⁷⁰⁾と、朝鮮工業化にともなうセメント需要の増加に対しては、現在の現地企業の生産能力を基軸とした供給態勢にて充足可能とする政策当局側の認識を再度示したのである。

以上からみられるように、小野田ほか浅野、宇部による現地生産の開始にともない、現地企業による自給もかなり実現可能となり、さらには設備過剰すら懸念されるに至ったセメント産業については、もはや産業の未発達を理由として重産法の回避を正当化しえなくなったとする認識が政策当局側には生じていた。このことから、斯業に関しては統制法の適用を受け入れ、今後はむしろ内地と朝鮮との調整を重視して「双方ノ間ニ協調ヲ保ツ事」⁽⁷¹⁾が、朝鮮での工業化を推進するうえで得策となる段階に達したとする当局側の認識が、政策スタンスの転換をもたらしたといえよう。

そこで、36年6月1日におけるこうした総督府の意向を受けて、小野田側も「統制法施行ガ時期尚早ト主張スルヨリハ寧ロ前項〔内地ト朝鮮ハ二元統制トナリ双方ノ間ニ協調ヲ保ツ事〕ノ主張ノ方ガ宜敷キカニ考ヘル」⁽⁷²⁾との方針をとることとなり、連合会との妥協工作に踏み切ることになった。こうして、同年6月5日に笠井が上京し、商工省当局と会見の結果、ついに連合会側との協調を決意し、郷誠之助（セメント製造業改善委員会会長）と磯村豊太郎（三井物産）に協定実現の斡旋を依頼し、上述のごとく7月に「笠井・金子協定」が成立することになったのである⁽⁷³⁾。

2. 「笠井・金子協定」にみる朝鮮問題対策

総督府は内地との協調路線を重視するに至ったとはいうものの、前節でみたような朝鮮におけるセメント統制の独自性を放棄したわけではなかった。そこでこの点を、さらに

「笠井・金子協定」の内容に立ち入って検討することにした。

まず本協定は、全体として[1]内地に関する「生産設備拡張対策ニ関スル協定（其一）」、および朝鮮・台湾・関東州における「同（其二）」と、[2]「朝鮮問題対策ニ関スル協定」とによって構成されていた⁽⁷⁴⁾。第1節でみたように、33年以降セメント業では、設備拡張規制と朝鮮問題とが根本問題とされてきた。このことを想起するならば、カルテルとアウトサイダーとの協調の下、ここによくそれらに対する方策が締結されたわけである。

このうち[1]に関しては、36年6月15日の「増産計画中止ニ関スル協定」の期間満了後、さらに6ヶ月間同協定の実行を延長する。そして、37年6月27日以後は設備拡張を承認する。ただし、3年間は拡張を行う会社の現在の生産能力の2割以内を拡張限度とし、拡張分へは加重生産制限措置を適用する。その場合、生産能力8千トン未満小会社には、8千トン以下の焼窯一基にかぎり増設を認めることが規定された。

ちなみにそれらの措置は、35年4月26日のセメント製造業改善委員会答申案と比較した場合、その趣旨とほぼ同一内容といえる。ただし、小野田側もこの時点では、かつての設備拡張の遅れを取り戻していたということもあり、以前小野田側が主張した既設設備に対する遡及的加重制限措置は協定には採用されなかった。むしろ、改正重産法が許可制規定を新たに採用していたことを前提とし、将来における増産競争の再現を阻止するために、「速ニ許可制度実施方ヲ〔政府に〕出願」⁽⁷⁵⁾することを協定した点が注目されよう。

また、内地・外地（朝鮮・台湾・関東州）いずれかの地において、以上の協定に対し、強制服従命令（重産法第2条）、許可制度の採用（同第2条2項）に関する発動がなかった場合は、協定の改廃を可能としうることとしていた。つまり、本協定も統制法の適用除外地域がないことを重要な前提としていたのである。その意味で、「右の妥協案が成立するのは、重要産業統制法の外地施行を予定してのこと」⁽⁷⁶⁾であった点が、次項との関連において重要である。

次に[2]は、「今度の妥協案〔笠井・金子協定〕の根幹を為すものは、何と云つても朝鮮問題だ」⁽⁷⁷⁾と指摘されたように本協定の焦点をなしていた。その内容は、まずこれまで行なわれてきた朝鮮での販売競争を規制するため、出荷量に関して朝鮮内の需要に対する内地と朝鮮現地企業との各出荷量・出荷比率が取り決められた。

すなわち、朝鮮内における次年度のセメント需要量を想定（37年度は68万トン）し、これに対して現地工場48対内地工場20の比率で出荷する。朝鮮内需要が当初の想定より増減する場合には、上述の48対20の出荷比率でもって按分出荷する。同様に、朝鮮から内地へ

の移出増大による内地市場攪乱を抑制する措置として、朝鮮現地企業の内地出荷枠も規定され（37年度10万トン）、以上によって内地・朝鮮間の出荷調整が実現することになったのである。

以上はいわば内地と朝鮮間との調整に関する内容であるが、上述のように37年度になると小野田に加えて、朝鮮セメント、朝鮮浅野も創業の予定となり、それらを合わせると製造能力は100万トンを超えることとなる。したがって、あたえられた枠内において、現地企業間の生産および出荷を調整する必要があった。実際、37年の朝鮮内のセメント生産能力は107.7万トンで、それは同地域の需要78万トンをはるかに超過していた⁽⁷⁸⁾。そこで、朝鮮においても増設抑制措置を講じ、かつて内地で展開されたような設備拡張競争の再現をチェックしなければならない。これが上述の「生産設備拡張対策ニ関スル協定（其二）」であり、その内容は内地の施策とほぼ同様であった。

これに加えて[2]では、朝鮮現地企業3社の出荷量が規定された。表5-6は、その概要を表示したものである。同表にみられるように、まず宇部系、浅野系両社が37年度内に操業を開始することを前提として、両社のお荷総数量をその生産能力の7割とすることが決められた。なおその際、両社のお荷総量は、朝鮮内お荷と内地移出とに68（上述の48対20のお荷比率の合計）対10の比率で分配する。

他方、朝鮮小野田の各お荷数量は、朝鮮全体のお荷数量から、上記2社のお荷数量を差引いた量ということに協定された。そして朝鮮の各企業は、向こう3ヶ月の生産予定数量および実際のお荷数量を連合会に通知し、必要な場合には連合会から調査員を派遣してその確認を行なうことにより、以上のお荷協定の履行を確保する手段としたのである⁽⁷⁹⁾。

このように「笠井・金子協定」は、今後の設備拡張規制と、内地朝鮮間および朝鮮企業間のお荷調整とを取り決めた協定であったことがわかる。しかしながらここで重要なのは、「連合会ト小野田社ガ協調スル場合最モ難関トスル処ハ生産制限率ナリ」⁽⁸⁰⁾とされた生産制限率については明記されず、上述のように両地域間のお荷調整を規定するにとどめられた点である。つまりそのことは、内地、朝鮮それぞれ異なる制限率を採用し得る余地を持たせたことを意味していた。したがって、両地域とも同一の生産制限率に服すべきであるという、商工省や連合会など内地側による一元的統制の主張は、結局本協定にも採用されなかったといえるのである。

そこで、この点をより明らかにするために、さらに本協定が成立するに至るまでの笠井

表 5 - 6 「笠井・金子協定」に基づく出荷調整の概要

[1] 朝鮮市場出荷割合

①朝鮮セメント（宇部系）；A, 朝鮮浅野；B
生産能力 $\times 0.7 \times (68/78)$

②内地製品の移入高；C
{朝鮮内需要 $-(A+B)$ } $\times (20/68)$

③朝鮮小野田社；D
朝鮮内需要 $-(A+B+C)$

[2] 内地市場出荷割合

④朝鮮セメント；E, 朝鮮浅野；F
生産能力 $\times 0.7 \times (10/78)$

⑤朝鮮小野田社；G
内地出荷総計 $-(E+F)$

（資料）「朝鮮セメント社及朝鮮浅野社製品処分方法之事」
1937年5月30日より作成。

と金子両者の協議過程に立ち入ってみてみよう。まず、朝鮮問題対策の討議が開始されたのは36年6月11日であった⁽⁸¹⁾。協議開始にあたって、連合会の金子は「朝鮮小野田が生産制限ニ協同スルコトヲ総テノ相談ノ最要点」とし、「内地、朝鮮同一制限率ヲ主張」した⁽⁸²⁾。同時に、金子と笠井とで生産制限に関する協議が開始されたこの時期、連合会側は総督府に対して、「内地同様統制法ヲ布キ同一制限率ニシテ貫ヒタシト種々陳情」⁽⁸³⁾し、内地と朝鮮との一元的統制への支持を要請したのである。しかし総督府側は、「政務総監モ殖産局長モ何等回答セズ承リ置ク程度」⁽⁸⁴⁾で、連合会の主張には消極的であった。

一方、笠井は、上述の金子の主張に対して、「昭和十二年度ニ於テ朝鮮小野田社ガ何程ノ生産制限ヲ行フガ至当ナルカハ内地及朝鮮官衙間ノ御談合ニ任セ度シ、而シテ……内地生産制限率ノ百分ノ六十ノ制限ヲ行フガ適当ト考ヘル」⁽⁸⁵⁾という方針であった。

また、笠井・金子協議の経過を総督府に伝えていた三井物産の高月も、同府に対して、①先の協議で「内地制限率ノ半分トスルカ又ハ朝鮮需要高ト同一数量生産シテ朝鮮需要高ノ八割ヲ供給シ残二割ハ移入、小野田ハ移入数量同数丈ケ内地移出ヲ希望スル」⁽⁸⁶⁾こと、②あるいは「小野田ガ生産制限率ヲ総督府ニ一任スル場合ニハ総督府ハ鮮内供給円滑ノ為、前項計算生産制限率ヲ至当トシテ主張スル事ニ同意願度シ」⁽⁸⁷⁾と要望した。これに対し、「〔総督府〕商工課長自身ハ大体ニ於テ異存ナキ」としたうえで、「〔同殖産〕局長ハ他ノ産業ニ及ボス影響及協調ニ依ル値段騰貴ヲ需要者側ヨリ攻撃セラルベキヲ懸念シ、仲裁ハ引受ケヌト言フカモ知レヌ」⁽⁸⁸⁾として、②でみた「生産制限率ヲ総督府ニ一任」について、了承しない意向を小野田側に伝えたのである。

かくして、朝鮮における生産制限率の決定をめぐる、笠井のいう“内地生産制限率ノ百分ノ六十”とするか、高月の“内地制限率ノ半分……”とするかは、この時点では未だ確定していなかったものの、総督府、朝鮮小野田側とも内地と同一の制限率を朝鮮に適用することに反対である点でコンセンサスを得ていた。しかも、朝鮮独自の生産制限は、総督府に一任するという直接統制的な決定の形をとらず、あくまでセメント業当事者間の自主的協定、つまり笠井・金子協議において決定されるべきであるということになったのである。

さらに、笠井・金子協議が終盤にさしかかった36年6月末時点においても、総督府は、自主協定の成立において、「生産制限率ハ内地ノ生産制限率ヲ基準トセル案ハ反対ニシテ朝鮮ハ鮮内需給ノ躍進的実情ニ即シテ独自ノ立場ニ於テ立案主張ヲ要ス」⁽⁸⁹⁾と、小野田側

に再度自己の意向を強調した。同時に、この時点で作された笠井案が、朝鮮市場の需要予想を63万トンとし、朝鮮の生産制限率を33%としたことに対して、「既ニ本案〔笠井案〕切出シタル上ハ是〔63万トン〕以上〔の〕需要ノ増加ニ伴フ制限率ノ低下ヲ図ル様協定ノ際是非努力アリタシ」⁽⁹⁰⁾として、朝鮮における工業化の進展にともなうセメント需要の増大に現地企業が弾力的に対応できるように、内地の生産制限率に拘束されず、朝鮮の制限率をより低下させる努力をも要請したのである。

以上からわかるように、セメント業統制において、総督府は内地との協調路線を重視する方向に転換しつつも、朝鮮におけるセメント統制の独自性を放棄したわけではなかった。そこで、「笠井・金子協定」における朝鮮問題対策の中にも、その冒頭に「内地及朝鮮ニ於ケルセメント製造業者ハ」、一方で「政府ノ産業統制ニ関スル方針ニ則リ」協調をはかりつつも、同時に「朝鮮ノ実情ヲ考慮シ」⁽⁹¹⁾という前文を入れたのであった。すなわち本協定は、懸案であった朝鮮問題について、同業者間の協議によってそれを処理する方針を確認するとともに、近い将来朝鮮において独自の統制を実施する道をも開いたという点に重要な意義を有していたといえよう。

3. 重要産業統制法の朝鮮への適用と朝鮮総督府

内地・朝鮮間で連合会と小野田側との協調が成立したことで、次の問題は、さらに重産法の発動によって、生産制限、販売価格等の協定を実際に両地域の企業に強制することになった。とはいえ、上述のように36年7月に協定が成立したものの、勅令により重要産業統制法が朝鮮に施行されたのは半年後の37年3月であり、セメント業へ同法が発動されたのは同年5月になってからであった⁽⁹²⁾。

このように統制法の朝鮮適用が大幅に遅れた背景にも、内地とは異なる独自の工業化路線を指向する朝鮮総督府の方針が存在していた。

というのはまず第一に、統制法の適用業種を差当ってセメント業に限定するとしても、総督府としては、この適用が他産業に与える影響を重視せざるをえなかった。例えば、前項でみた「笠井・金子協定」が成立した直後の36年8月、「〔朝鮮総督府〕殖産局長東上ノ節、商工大臣、佐藤産業合理局第一部長ヨリ本年ノ臨時議会ノ状況ノ説明アリテ、可及的速ニ重要産業統制法ヲ勅令ニ依リ外地ニ施行シ差当リセメント統制ノミニツキ協調セラレタキ旨」⁽⁹³⁾要請された際、殖産局長は「仮リニ差当リセメントノ指定ニ止ルトシテモ重

要産業統制法ノ勅令施行ナル事実ノミニヨリ漸次セメント以外ノ重要産業ノ指定予想ノ不
安ヲ与へ、勃興途上ニアル朝鮮工業熱ヲ冷却セシムル惧多分ニアルヲ以テ今暫ラク猶予ス
ル事」⁽⁹⁴⁾を強調したのである。

しかも朝鮮の工業化が一定程度の進展をみせつつあった37年になると、セメント業に限らず、マッチ、電球、人絹織物等の業種でも、対内地との関係において次第にセメントと同様な統制問題が惹起しつつあった点に注目しなければならない。

この事態に対して、内地では37年4月30日の閣議において、商工相が「重要産業統制法強化の見地から内、外地を一貫せる産業政策樹立」⁽⁹⁵⁾を目的として内鮮経済会議を召集し、

「内鮮間における政策の相違から〔生じた〕幾多の問題」⁽⁹⁶⁾の解決をはかる計画を発表した。さらに同年5月末には、内地・朝鮮間で問題となっていた「電球、人絹、瑛瑯鉄器等々各産業部門の一貫的統制を行ふこと、し、商工省腹案を本府〔総督府〕と折衝のため」近藤事務官を朝鮮に派遣し、内地と朝鮮との一元的統制の実現を意図したのである⁽⁹⁷⁾。

したがって、こうした内地側の積極的な姿勢を前にして、たとえ現在はセメント業のみが統制法の適用下にあるとしても、今後はそれが内地の“統制法強化の見地”にそって他の産業にも及ぶ可能性は十分あった。そしてそのことが朝鮮側にとっては、上述のように“勃興途上ニアル朝鮮工業熱ヲ冷却セシムル”ものとして危惧されたのである。

こうした背景から、ようやく37年2月26日、朝鮮に統制法が公布されるに至ったその直後、同法施行について総督府殖産局長は、「差当り朝鮮に於て指定すべき業種はセメント製造業に限り他の業種は当分之を指定せざること」⁽⁹⁸⁾とする方針を示し、あくまで他の業種への統制法の適用拡大を回避することを強調したのである。

さらに第二の要因として、内地統制委員会による決定事項に拘束されて、朝鮮独自の統制スタンスが制約されることに総督府が難色を示したことが注目される。すなわち、「朝鮮総督府デハ外地ノ特殊事情カラ朝鮮ニ関スル重要産業ノ指定並ニ統制ハ統制法ニヨル委員会ニ拘束サレル事ナク外地ニモ別個ノ委員会ヲ置クベキデアルト主張シテ纏ラズ」⁽⁹⁹⁾、このことから重産法の朝鮮への施行が遅れることになったわけである。

そして、実際、37年3月10日朝鮮に施行された統制法、および同年5月25日の重産法第2条の発動においても、以上のような総督府の政策スタンスが反映されていた。

まず、上述のように内地・朝鮮間で問題となった統制委員会に関しては、商工、拓務両

省間の折衝の結果、①「統制委員会ハ内地産業ニ対シテノミ之ガ機能ヲ有スルコト」⁽¹⁰⁰⁾、②「從而委員会ノ議ヲ経テ決定サルベキ問題ニツイテハ朝鮮ハ総督府令ニヨリ規定シ委員会ノ拘束ヲ受ケザルコト」⁽¹⁰¹⁾となり、統制政策における総督府の独自性が確保された。このことから、内地の重産法とは異なり、統制委員会は朝鮮には設置されなかった⁽¹⁰²⁾。したがって朝鮮総督は、内地委員会の議決および朝鮮での同委員会の議を経る必要なく、重産法に規定された強制力の発動を、独自に行ないうることになったわけである。

次に、セメント業に対する重産法第2条の発動に関しても、それに先立って総督府は、「内地及朝鮮に於て共に指定せられた産業に付ては内鮮を通じて一つの統制協定を結ぶことにな[る]・・・併し此の統制協定の内容に於て生産制限率、販売価格等に内鮮間に区分

.....
を設けるのは勿論差支無いことで従て統制服従命令の内容に於ても内鮮間各其の实情に即
.....

し得る場合あるべきは勿論である」⁽¹⁰³⁾とする方針を示し、生産制限、販売価格双方の協定に朝鮮企業が強制的に服従する場合においても、なお独自の路線をとりうるとした。

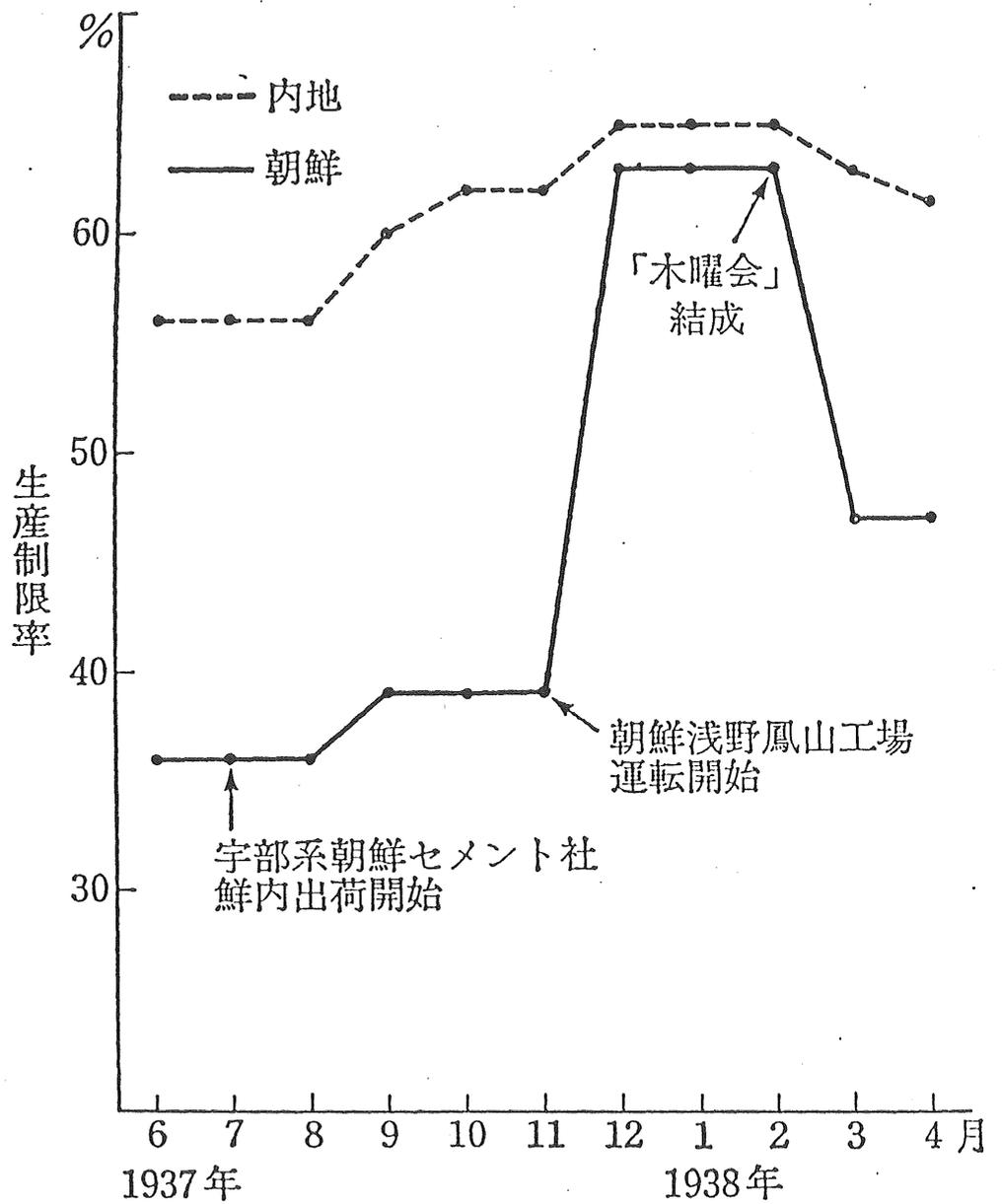
さてセメント業に対する統制法の発動は、販売価格に関する協定（36年10月16日成立）と、生産制限に関する協定（37年3月28日成立）とに対して行なわれたが⁽¹⁰⁴⁾、このうち前者は、朝鮮・台湾も含めて各地域の最高価格を決定し、この価格以下での販売を強制するというものであった。また後者は、生産制限率の遵守を規定したものであった。

なおその際、特に注目すべき点は、後者の生産制限協定の第3条で、「生産制限率ハ生産能力ノ如何ニ拘ラス同一率トス」と規定されていた点である。かりにこれが強制されれば、朝鮮現地企業も内地同様の制限率に服さなければならない。そこで、本協定では「付則」⁽¹⁰⁵⁾を設け、その第1条において「外地ニ於ケル生産制限率ハ外地ノ需給状態及ヒ内地相互間ノ移出入数量ヲ考慮シテ第3条ノ規定ニモ拘ラス別ニ之ヲ定ムコトアルヘシ」として、朝鮮独自の生産制限率を設定し得ることとなっていたわけである⁽¹⁰⁶⁾。

事実、本付則第4条では1937年5月の制限率を規定しているが、それによると内地58%、朝鮮36%とすることが決定されている。さらに、その後生産制限率は図5-1のように推移した。同図から明らかなように、重産法の適用後、37年12月から38年2月には内地制限率に近接するものの、それ以外の時期においては、ほぼ内地制限率の6～7割という独自の水準の下で現地生産が行なわれたことがわかる。

そこで最後に、以上みてきた「笠井・金子協定」および重産法適用後の朝鮮におけるセ

図5-1 朝鮮および内地における生産制限率の推移



(資料) 商工省統制局『セメントニ関スル資料』1938年
セメント懇話会『昭和十二年度内／鮮出入数量
調』1937年8月20日

メント統制に着目することにした⁽¹⁰⁷⁾。

まず前者の「笠井・金子協定」に関連して、その後、この協定に宇部社も同意することになり、朝鮮での小野田と連合会系企業との協調関係に進展がみられた。協定成立当初、宇部社は本協定不承認の立場をとり、調印を拒否していた。宇部はこれまでの一連の販売競争において、連合会のなかで最も多くの被害をこうむったといわれていた。また小野田への対抗を意図して、上述のように36年1月朝鮮に工場設立を計画し、2月に朝鮮セメント株式会社を創立、37年5月工場を操業する予定であった⁽¹⁰⁸⁾。

したがって、工場がまだ操業を開始していない時点では、「笠井・金子協定」によって拘束を受けることを危惧したのである⁽¹⁰⁹⁾。とはいえ、もはや熾烈な販売競争継続による被害増大は宇部にとっても得策ではなく、また朝鮮セメント創業開始のめどがたったことから、37年半頃、総督府は三社協調の斡旋に乗り出し、それに応じて小野田・浅野・宇部の三社代表が渡鮮し、先の「笠井・金子協定」を再討議した後、宇部社は同協定を承認するに至ったのである⁽¹¹⁰⁾。

次に、重産法発動後における総督府の運用姿勢に目を向けよう。まず重産法にもとづく強制権の発動を受けた生産制限協定に注目すれば、本協定には付則が設けられ、朝鮮での独自の生産制限率の設定を保障していた点は先にみた。なおその場合、この付則第1条による協定は37年11月に満期を迎えることになっており、しかも本付則協定は「其ノ性質上総督府意向ノ向背如何ガ重要ノ点」⁽¹¹¹⁾であったことから、満期以降の生産制限に関する総督府の意向が注目されることになった。この点に関し、総督府は「覚書ノ趣旨ニ変更ヲ必要トスル事情起ラザル限り右協定〔付則協定〕ノ主旨ヲ根本ヨリ変更スルガ如キ意向アル等ナカルベシ而シテ現在トシテハ覚書ノ趣旨ニ変更ヲ要スル事情発生セリトハ考ヘ居ラズ」⁽¹¹²⁾とした。

なお、ここで指摘されている「覚書」とは、朝鮮セメント業への重産法発動に際して商工省と総督府間とでかわされたもので、その主旨は「内地ト朝鮮トノ特殊事情ヲ明カニシ

・・・・・・・・・・・・・・・・・・
テ朝鮮ハ朝鮮ノ情勢ニ順応シテ生産制限其他内地トハ別個ニ考慮セラル、事」⁽¹¹³⁾にあった。すなわち総督府は、重産法の適用時と同様、今後も基本的には朝鮮の工業化の進展とそれにとまなう需要動向に弾力的に応じうるために、内地とは異なる法運用の継続を改めて示したのである。

他方、対朝鮮現地企業に対しては、設備過剰が顕在化する状況の下で、小野田と連合会

系現地企業との協調関係の進展を支援する役割を果たした。「笠井・金子協定」への宇部社の参加に関しても、先にみたようにそれを小野田・浅野・宇部の3社に斡旋している。また、37年11月、朝鮮浅野社鳳山工場の運転開始（市販開始は同年12月15日）⁽¹¹⁴⁾により、朝鮮小野田社、宇部系朝鮮セメント社と浅野社の3社による現地生産が本格化した。それにともなって生産能力は過剰気味となり、前掲図5-1に明らかなように、生産制限率は同年12月以降過去最高の63%を記録した。こうして企業間の販売競争再燃の危険性が生じつつあるなかで、38年2月、総督府は販売協調を目的として、業者の懇談機関「木曜会」の結成を支援したのである⁽¹¹⁵⁾。

なお木曜会結成後のセメント需要状況として、38年後半に長鼓峯事件の勃発（7月19日）や、北部の大風水害が起きたことから需要はいくらか減退したものの、鉄道、水力発電を始め各種工業の発展のため朝鮮のセメント需要は急激に増え、38年度を通じて94万トンの出荷高（朝鮮全社計）に達し、対前年比34%の増大を記録した。その場合、特に需要が朝鮮北部に偏していたことから、従来この地域の供給を担ってきた朝鮮小野田の古茂山、川内両工場は非常な荷不足に悩むこととなった。そこで、小野田は社内の能力転換を行なうとともに、宇部系朝鮮セメントからも2万3千トンの能力融通を受けることによって、朝鮮北部の需要増大に対応しようとした⁽¹¹⁶⁾。このように、「木曜会ニテハ……各社漸次接近シ協調ノ気運〔が〕醸成」⁽¹¹⁷⁾されたのである。

以上、1936年5月の重産法改正によって外地への適用が可能となり、37年に朝鮮への適用が実現するに至って、生産制限、販売価格の各協定、新設・増設許可制を主要内容とするセメント統制が整備された点のみてきた。さらに、そこで示された統制スタンス、すなわち(1)対内地との調整では、朝鮮工業化の進展との関係から、独自の生産枠組を確保しつつ、(2)他方、この枠組の内部においては域内現地各企業の協調的發展を支援するという特徴は、以後の運用過程でも基本的に踏襲されたといえる。

このように、内地・朝鮮にわたる統制の実現は必ずしも一元的なものでなく、これまでの総督府の工業化推進の方向を阻害するものではなかった。あるいは、そうした工業化戦略上の制約となる要素は、可能なかぎりにおいて巧妙にその受容が回避されたのである。

小括

本章では、1930年代に植民地朝鮮において生じた現地セメント企業の統制問題に着目し、この問題に対処する朝鮮総督府の政策スタンスの特徴を中心に検討してきた。いま本稿の分析のみをもって、ただちに一般的な結論を導出することはできないが、重産法の朝鮮への適用に言及した従来の研究との関連を念頭におき、本章でえられた点を簡単に整理することにしたい。

まず第一に、セメント業の統制問題は、当初、内地のカルテルとアウトサイダー、あるいは内地企業対朝鮮現地企業という企業間の紛争として出発しながら、やがてはこれに対する朝鮮総督府の対応のありかたが問題となる性格を有していた。なぜならば、この問題に対して総督府は、内地のカルテルあるいは商工省の要求に従って、朝鮮を内地と同様の一元的な統制に服させるというものではなく、むしろ国内カルテル統制を攪乱しかねない現地企業の生産活動を容認する方向にあったからである。

そしてそうした対応の背後には、それまで朝鮮を日本への米供給基地として位置付けてきた関係の行詰まりと、それにとまなう植民地経済の動揺があった。したがってこの時期の工業化戦略は、そうした動揺に対処する新たな経済政策としての歴史的性格をもっていたといえる。その意味で総督府が内地資本の大量進出を必要としたというのも、またその一環として重産法の朝鮮への適用を拒否し域内現地企業活動を保護したというのも、そうした植民地経済の行詰りの克服を主要課題としていたのであって、先行研究がいうようにただちに朝鮮への軍事工業構築を主要課題として行なわれたというのではなかった。

さらに、重産法の改正による朝鮮への適用措置を、単に“日本独占資本の朝鮮への大量進出の契機”としてとらえることも、本章での考察をふまえるならば、事実と必ずしも整合するものではないことは明らかであろう。すなわち、総督府は朝鮮への適用ではなく、むしろ逆に重産法の適用除外を内地に対する朝鮮の利点とすることによって、内地資本の導入を意図したからである。

とはいえ、36年以降、総督府は、域内生産がかなりの規模に達し過剰傾向すら呈するに至ったセメント業に関しては、これまでのそうした政策スタンスを一部転換して、内地との協調および統制法の適用を容認する姿勢を示した。その意味で、斯業における「笠井・金子協定」の成立および重産法の改正による朝鮮への適用は、内地・朝鮮間の協調を実現させ、そのことが内地統制の実効力を高めることにつながり、先行研究が強調する「既存の独占体の強化をはかる役割」⁽¹¹⁸⁾を果たしたといえなくはない。

しかしながらここで注目すべき点は、以上の措置が、ただちに内地側の意向にそって、

内地と同様な形で朝鮮を統制することに帰結したわけではなかったことである。その具体的な運用をみると、総督府は、まず統制法が朝鮮におよぶ適用業種をセメント業のみに限定し、さらにその適用業種においても操短率の緩和など、統制をうける協定の内容に朝鮮の独自性が発揮し得る余地をあたえていたことが重要であった。むしろ、重産法の域内適用による影響を極力回避することによって、内地とは異なる独自の政策スタンスを確保し、当該期の朝鮮工業化を支援したのである。

最後に、以上の分析結果は、序章で指摘した1930年代の植民地問題の意味を積極的に考えてゆくうえで重要な意味をもっていると考えられる。すなわち、従来の先行研究の問題関心は、主として日本帝国主義の軍事的編成あるいは独占資本の帝国主義的進出に向けられていた。したがって本章でみた事象も、単にそれらを促進する契機として理解されるにとどまっていた。

つまり、それは30年代になって生じた植民地経済の行詰りとそれへの総督府の対処の独自性といった、いわば“日本帝国主義の側の論理”のみではとらえきれない特徴が積極的には問題とされない視角となっていた。逆に言えば、統制問題をめぐって顕在化した本国と植民地との対立は、もはや“日本帝国主義の側の論理”では植民地が包摂しえなくなるに至る現代的な様相を示唆しているとする認識にたつて、初めての的確な歴史的意義付けを行うことができると思われるのである。

【注：第5章】

- (1) 全国経済調査機関連合会朝鮮支部編『朝鮮経済年報 昭和十五年版』1940年、18～9頁。
- (2) 朝鮮小野田セメント社『販売課考課状』1934年上半期版～1937年下半期版により算出した。なお計算は、同社平壤、川内両工場出荷の合計値により行い、しかも自家消費分は含まない。また、項目分類は考課状による分類にしたがっている。
- (3) 朝鮮にける電源開発と工業化との関係に関する最近の研究としては、堀和生「植民地朝鮮の電力業と統制政策」、『日本史研究』265号、1984年を参照されたい。また、かかる電源開発とセメント業との関係については、鎌田正二編集代表『日本室素史への証言』続刊第8集、1990年にてその一端を窺い知ることができる。
- (4) このうち電球に関しては、本稿第6章で立ち入った考察を行いたい。
- (5) 朝鮮銀行『調査報告 昭和十一年度調査第三一号』1936年、38頁。
- (6) 1930年代のセメント統制を分析された宮島英昭氏の論文「1930年代日本の独占組織と政府」（『土地制度史学』110号所収）でも、「重産法の最大の難点は、同法が朝鮮を施行地域外とするため、実効力を欠いた点にこそ求めなければならない」（13頁）として、セメント統制における朝鮮問題に注目されている。とはいえ氏の分析の中心は、あくまで内地統制分析に置かれており、朝鮮総督府側の事情に重点を置き、工業化戦略との関連からこの問題に取り組まれているわけではない。
- (7) 小林英夫『〈大東亜共栄圏〉の形成と崩壊』1975年、第2篇第3章「〈重要産業統制法〉の改正」。なお引用は同書85頁より。この他同様な視点に立つ研究として、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』下巻、1973年、118～9頁等がある。
- (8) 小林前掲『〈大東亜共栄圏〉の形成と崩壊』85頁。
- (9) 永田四郎『日本セメント産業史』1957年、橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』1984年、宮島前掲「1930年代日本の独占組織と政府」、社史では『小野田セメント百年史』1981年、日本セメント株式会社『百年史』1983年、『住友セメント八十年史』1987年がある。
- (10) 『東洋経済新報』1936年8月8日、31頁。
- (11) なお商工省の斯業に対する政策スタンスの転換に関して、宮島前掲論文では1934

年5月を境に（同稿、11頁）、永田前掲本では33年8月末から翌年7月頃（同書154頁）とされている。いずれにせよ、33年下期以降と理解してよからうと思われる。

- (12) 『第一次セメント製造工業改善委員会会議議事要録』1935～6年。
- (13) 同上、第9回、金子委員提案。なお以下引用に際して特に断らない限り、傍点・[]内は引用者による。
- (14) 同上、第9回、竹内委員（商工省工務局長）発言。
- (15)～(16) 『セメント製造業改善委員会決議』1935年、第1回。
- (17)～(19) 前掲『改善委員会会議議事要録』第11回。
- (20) 同上、第10回、商工省藤田委員報告より。
- (21) 朝鮮総督府穂積殖産局長来電「セメント業ノ統制ニ関スル件」（第10回改善委員会配布資料）。なお引用は『改善委員会会議議事要録』第10回より。
- (22) 同上、第10回、竹中委員発言。
- (23) 同上、第10回、藤田委員発言。
- (24) 同上、第11回、笠井委員発言。
- (25) 同上、第10回、大友委員発言。
- (26) 同上、第11回、大友委員発言。なお金子委員もただちにそれに賛意を表している。
- (27) 河合和男氏は、朝鮮経済構造について、米穀モノ・カルチャー化の進展というよりは、正確には米穀モノ・エクスポート化の進展ととらえるべきであるとされている。同氏「植民地期朝鮮の農民層分解」（『産業と経済』第2巻4号所収）、102～104頁。内地との関連に着目する場合、氏にならってこの用語法を使用する。
- (28) ここで“行詰まり”という場合、それは従来の経済構造を以後も拡大再生産することでは、もはや安定的統治を行い得ないという意味でとらえている。したがって、米の内地移入が絶対的に禁止されるに至ったという意味ではもちろんない。
- (29) セメント懇話会は、35年11月に、連合会に不参加の小野田、大分、太平、電化、東洋の5社（連合会加盟会社の生産能力のおよそ3分の1）によって結成された協議機関。主に重産法や内外地の業界状況等を協議した（以上、前掲『小野田セメント百年史』348頁を参照）。
- (30)～(31) セメント懇話会『第五回セメント懇話会議事録』1936年3月25日。
- (32) 以上、穂積真六郎『わが生涯を朝鮮に』1974年、131頁。
- (33) 前掲『小野田セメント百年史』326～7頁による。ただし、工業化が目覚ましく進

展するのは30年代後半のことであり、その時期と比較した場合、当該期の需要は相対的に低い水準にある。

- (34) 以上、前掲『回顧七十年』63～4頁。
- (35) 朝鮮総督府事務官岡信侠助「内地と外地との産業貿易統制に就て」、『朝鮮工業協会会報』第29号、1935年7月。
- (36) 金子文夫「資本輸出と植民地」、大石嘉一郎編『日本帝国主義史・2』1987年、335頁。
- (37) 『京城日報』1934年11月16日号。
- (38) この点、「朝鮮は内地資本の流入を大歓迎する、従ってその資本流入と工業の繁栄を望む故に生産過剰恐慌に悩む内地と同等の取扱いをうけることは反対であり、かつそれ〔統制法の外地適用〕は当然に総督府の根本方針と反する」とも指摘されている。『京城日報』1935年11月23日号。
- (39) 『京城日報』1936年6月17日号。
- (40) ～(41) 朝鮮総督府殖産局商工課『朝鮮ニ於ケルセメント工業統制問題ノ経緯』1936年10月。
- (42) 『朝鮮経済日報』1935年6月10日号。
- (43) 「昭和十一年六月十五日 東京笠井真三殿宛京城高月喜右衛門」。
- (44) もちろん、こうした方針は一方的なものではなく、他方で「以上の主義で行っても内地セメント会社の営業を悪化することはなく恐らく一割或は一割以上の配当を内地会社は続け得るものと見て居る」（前掲『朝鮮経済日報』1935年6月10日号）という認識があった点も看過すべきではないであろう。
- (45) 例えば、「協定〔後述の笠井・金子協議に基づく連合会と小野田側との妥協協定〕ニ付テノ根本問題ハ生産制限率ニテ・・・」（「昭和十一年六月十五日 東京笠井真三殿宛京城高月喜右衛門」）と指摘されている。
- (46) 朝鮮小野田セメント『重要産業統制法朝鮮施行ノ事』1937年2月14日、「統制法ニ基ク統制命令発動ニ関スル件」、総督府商工課石井技官発言。
- (47) ～(48) 前掲『朝鮮ニ於ケルセメント工業統制問題ノ経緯』。
- (49) 前掲「昭和十一年六月十五日 東京笠井真三殿宛京城高月喜右衛門」。
- (50) 前掲『朝鮮ニ於ケルセメント工業統制問題ノ経緯』。
- (51) 重産法の改正要綱については、『日本経済年報』第23輯、1935年、198～9頁を参

照。また岸信介は、36年の法改正について、「統制の強化は必要に応じて益々之を強化し、各種独占形態に対しては価格統制を中心とする公益監督勵行し、更に内外地を通ずる統制の完成を企画すると云ふことが今次改正の要点」と指摘している。岸信介「重要産業統制法の改正を通じて見たる我国産業統制法の動向」、『商工経済』第2巻4号、334頁。

- (52) 『日本経済年報』第23輯、199頁。
- (53) 永田前掲『日本セメント産業史』245頁。
- (54) 同上。ただし単位は前後の文脈より判断した。
- (55) 『読売新聞』1935年11月19日。
- (56) 「本法の内に外地適用の特別設定はない。が、従来の統制法文には主務大臣とあるのを政府と改められてゐるから、勅令でもつて、朝鮮台湾にも施行する用意であると断つてゐる、そして、去る〔1936年6月〕十四日の議会にあつて、拓相は外地にも適用する旨を言明してゐる。」（『ダイヤモンド』1936年6月21日号）。
- (57) なお字句の変更は、重産法の第1条（協定の届出）、第2条（強制カルテル規定）においてであるが、この他、第3条（公益規定）、第7条（罰則規定）も「政府」に、また第4条（業務検査・報告）は「行政官庁」によるものとされた。以上、通産省『商工政策史』第9巻、1961年、161～166頁。
- (58) 前掲『日本セメント産業史』248頁。
- (59) この点、例えば『小野田セメント百年史』356頁参照。
- (60) 小野田社の外地依存的性格に関しては、同上、365～366頁を参照。
- (61) 『東洋経済新報』1936年4月4日号、34頁。
- (62) 以上、小野田社作成「朝鮮ニ於ケル増産計画」による。なお、朝鮮内のセメント生産能力に関しては、『東洋経済新報』1936年2月22日号では、朝鮮、浅野両工場が年産各36万トン、小野田が同102万トンとし、『朝鮮工業協会会報』38号、1936年8月では、それぞれ54万、36万、120万トンと計算している。
- (63) 物価問題調査会編『物価変動要覧』1937年。
- (64) この点、東洋経済新報でも、こうした原価状況において「小野田との競争なら苦しくはないが、新鋭会社〔低原価の窯業、宇部〕を向ふに廻した場合には困る。此処に、浅野が、自社に寧ろ有利な主張をなす小野田と亦袂を別たねばならなかつた理由がある。同時に濫売に陥る事なきやう常に浅野が穩健な態度を以て終始してゐる

る理由が明かとならう。」と指摘している。前掲『東洋経済新報』、1936年4月4日号。

(65) 前掲『物価変動要覧』。

(66) ~ (67) 笠井真三宛京城セメント支部「重要産業統制法実施ノ事」1936年6月2日。

(68) とはいえ後にみるように、総督府は内地と同率の生産制限率を認めてゆく方向にあったというわけではない。

(69) ~ (70) 前掲、京城セメント支部「重要産業統制法実施ノ事」。

(71) ~ (72) 笠井真三「高月喜右衛門宛電信」1936年6月5日。

(73) 『ダイヤモンド』1936年6月21日号。

(74) ~ (75) 以上、「笠井・金子協定」に関する引用は、小野田セメント『昭和十一年八月二十一日 御届』（同社所蔵）による。

(76) ~ (77) 『東洋経済新報』1936年8月8日、31~2頁。

(78) 前掲『小野田セメント百年史』326頁。

(79) この他、内地と朝鮮との生産制限率の差異による内地品のコスト高を考慮して、朝鮮市場において内地品の供給地域（南部等）では最高販売価格を高くし、現地企業の供給地域（北部等）では価格を低くする措置も講じられた。また、朝鮮満州間関係は、両地域の同業者間協定によることが規定された。前掲小野田セメント『昭和十一年八月二十一日 御届』。

(80) ~ (82) 笠井真三「京城高月氏宛電文」1936年6月11日。

(83) ~ (84) 高月喜右衛門「笠井真三宛電文」1936年6月12日。

(85) 前掲、笠井、1936年6月11日電文。

(86) ~ (87) 前掲、高月、1936年6月12日電文。

(88) 同上、高月電文。また高月は、「前電ノ通り値段騰貴懸念ノ為メ一任ヲ受ケル事ヲ承認シテ呉レヌト思フ」として、総督府側のこの意向を再度伝えている。高月「笠井真三宛電文」1936年6月12日電文（ただし午後7時50分着分）。

(89) ~ (90) 狩野宗三「笠井真三宛電文」1936年6月22日。

(91) 以上、前掲『昭和十一年八月二十一日 御届』。

(92) なお、37年3月10日の施行後、同年5月24日「朝鮮総督府告示第三百三十四号」にて、セメント業は統制法の適用業種として「重要産業」に指定された。また、重産法第2条の発動の他、同年5月25日には「同府令第七十三号」にて、朝鮮におけるセ

メント製造の設備新設・拡張に関する許可規則が公布された。

(93) ~ (94) 前掲『朝鮮ニ於ケルセメント工業統制問題ノ経緯』。

(95) ~ (96) 『京城日報』1937年5月1日。

(97) 『京城日報』1937年5月27日。

(98) 『京城日報』1937年2月28日。

(99) ~ (101) 朝鮮小野田セメント「重要産業統制法朝鮮施行ノ事」1937年2月24日。

(102) 具体的には、「昭和6年法律第四十号〔重産法〕ハ統制委員会ニ関スル規定ヲ除キ之ヲ朝鮮ニ施行ス」という形で勅令が発せられた。以上、『勅令第二十五号 昭和六年法律第四十号ヲ朝鮮ニ施行スルノ件』参照。

(103) 前掲『京城日報』1937年2月28日。

(104) 「朝鮮総督府告示第三百三十七号」および「同第三百三十八号」（小野田セメント所蔵）参照。

(105) なお本付則は、全4条よりなる。第2条は日鉄の制限率を別に定めることとし、第3条は一基窯会社への優遇措置を規定している。

(106) この他、生産能力の内地・朝鮮間相互融通に関しても規定されていた。

(107) なお、以下の考察は、主として37年後半から38年初頭を対象時期としている。この間、周知のようにいわゆる「日華事変」が勃発（37年7月）し、それに伴い日本経済は戦時体制への編成に大きく傾斜してゆく。いうまでもなく、それは植民地朝鮮の開発政策にも重大な影響を与えることになってゆくのであって、特に37年後半以降の展開をみる場合、かかる要因を無視することはできないであろう。そうした点を含めた本格的な分析は他日を期したい。

(108) 例えば、セメント懇話会作成資料の一連の資料「昭和十二年度内／鮮出入数量調」において朝鮮セメント社の朝鮮内出荷が統計に表れるのは37年7月からである（同会『昭和十二年度内／鮮出入数量調』1937年8月20日号参照）。そこで本稿では、37年7月を朝鮮セメント社の市場出荷開始とみなしている。

(109) 以上、前掲『日本セメント産業史』253頁以降。

(110) 『東洋経済新報』1937年5月15日。

(111) ~ (113) 「昭和十二年七月二十二日笠井社長宛石林友之進（京城支部）来電——セメント製造業ノ生産制限ニ関スル協定付則第一条ニ依ル協定」。

(114) 前掲日本セメント『百年史』96~7頁。

- (115) 前掲『小野田セメント百年史』370頁。
- (116) 以上、前掲『回顧七十年』79～81頁。
- (117) 小野田セメント総務部『懇、連、協定事項総督府二届出手続ノ事』1938年11月28日。
- (118) 小林前掲『〈大東亜共栄圏〉の形成と崩壊』85頁。

第6章 中小工業分野における輸出統制と植民地

— 対英電球輸出統制問題を中心として —

はじめに

前章では、大工業分野におけるセメント統制をめぐって生じた本国と植民地朝鮮の対立について考察した。これに対して、第6章は中小工業分野における対英電球輸出統制をめぐって生じた本国と朝鮮の問題を検討課題とする。

すでに第4章でみたように、1930年代における輸出電球工業の統制は、それにより電球の安定的かつ秩序ある輸出を確保することで、(1)対外均衡の観点から外貨獲得産業としての役割を維持・確保させるとともに、(2)企業経営および雇用・労働条件の安定的維持・確保をはかるという2つの歴史的意義を担うものであった。もっとも実際の工業組合による統制は、そうした課題をストレートに実現するものではなく、輸出統制の展開をめぐって問屋と下請メーカー間で対立が生じ、それに対処するためにさらに新たな組織化が展開されるという動きをともなったことは、すでに分析したとおりである。

他方、本章で分析対象とする本国と植民地朝鮮との対立は、以上の問屋と下請メーカー間で生じた対立とともに、当該期の電球輸出統制における主要問題をなしたといえることができる。この対立は、後述するように国内の輸出統制を逃れ、その適用が及ばない植民地朝鮮にて電球の生産ならびに輸出を行う業者が出現したことから生じた対立であった。そしてそれは、日本電球の対英輸出統制の過程で具体的に生じた。すなわち、日本国内の業者が自主的にイギリスへの輸出を規制している一方で、30年代に本格化する朝鮮「工業化」の一端を担う朝鮮産の電球がイギリス市場に大量に輸出され、そのことが本国の対英輸出統制の効力を著しく減衰させることになったのである。

その意味で、第4章でみた問題が輸出統制をめぐって生じた国内における対立を象徴するものであったのに対して、本章の問題は日本本国の産業統制と朝鮮における工業化の展開との対立を象徴するものであったといえる。そしてそれは、「その解決如何は今後における内鮮統制問題の全般的傾向を示唆するもの」⁽¹⁾として、先のセメント統制問題とともに社会的に注視されることになった。

そこで以下では、まず問題発生之源となった対英輸出の実態を明らかにし、続いて日英

間での電球交渉に注目することにしたい。そして、かかる交渉過程で植民地朝鮮における電球輸出がクローズ・アップされ、本国と朝鮮間で輸出数量の調整が行われるに至る点を検討する。以上によって、前章とは異なる輸出統制という側面から本国と朝鮮間の問題の歴史的意味を改めて考察しようとするものである。

第1節 1930年代前半期における日本の対英電球輸出の実態

1. 日本電球輸出にしめる対英輸出の位置

日本の電球輸出の全体的な動向に関しては、すでに第4章において立ち入った検討を行っている。そこで本節では、その検討結果をふまえつつ、さらに同時期における対英電球輸出の特徴およびその重要性を、いくつかの側面から考察することにしたい。

はじめに表6-1は、日本の電球輸出にとって「対外躍進期」といわれた時期における対英輸出の推移をみたものである。前述のように日本の電球輸出は、恐慌の時期をはさんで、1928~29年と31~32年の期間に顕著に増大した。

これに対して表6-1から、対英輸出は、①電球輸出全体の増大に先行する形で27年から顕著に増加し始め、やはり28~29年と31~32年の期間に輸出を伸ばしていること、②また総輸出額が若干の減少を記録した30年においても大幅に輸出を増大させ、20年代末以降の増加傾向を維持したこと、③しかもこの期間の対英輸出の増大ペースは、つねに輸出総額のそれを大きく上回っていたことをみてとることができる。その結果、電球輸出総額にしめる対英輸出比率は20年代末以降顕著に増大し、30年代初頭に10%の大台にのせた後、33年には約20%の比率をしめることになったのである⁽²⁾。

そこで次に、表6-2により、日本製電球の主要な輸出市場の変遷に注目してみよう。みられるように、20年代後半期の主要輸出先は北米（米国・カナダ）と中国（中華民国・関東州）で、両者で全体の8~9割を占めていた。これに対して、30年代になると両地域の位置が相対的に低下し、かわって英国および英領印度と南米（アルゼンチン・ブラジル）のシェアが上昇した。

このことは、30年代の日本の電球輸出が、北米ならびにアジアといったそれまでの「旧市場」のみでなく、その他の「新市場」への積極的な進出を伴いながら増大したことを

表6-1 対英電球輸出の推移

(単位：千円・%)

年次	輸出総額		うち対英輸出分		B/A (%)
	(A)	対前年比	(B)	対前年比	
1925	2,222		7		0.3
26	2,955	33	12	71	0.4
27	3,222	9	92	667	2.9
28	4,532	41	258	180	5.7
29	5,399	19	413	60	7.6
30	5,316	-2	544	32	10.2
31	5,874	10	719	32	12.2
32	10,187	73	1,734	141	17.0
33	10,167	-0	1,966	13	19.3

(資料) 『日本外国貿易年表』各年版より作成

(注) 対前年比(%): マイナスは減少を示す

表6-2 日本製電球の主要輸出国・地域の推移(1925～1933年)

(単位：千円・%)

年次	1925	26	27	28	29	30	31	32	33
仕向地 輸出額 構成比(%)	1位 米国 1,298 58	1位 米国 1,485 50	1位 米国 1,665 52	1位 米国 2,450 54	1位 米国 2,846 53	1位 米国 2,620 49	1位 米国 2,911 34	1位 米国 4,470 44	1位 米国 3,065 30
仕向地 輸出額 構成比(%)	2位 中華民国 255 11	2位 中華民国 485 16	2位 閩東州 394 12	2位 中華民国 465 10	2位 閩東州 456 8	2位 英国 544 10	2位 英国 719 8	2位 英国 1,734 17	2位 英国 1,966 19
仕向地 輸出額 構成比(%)	3位 閩東州 234 11	3位 閩東州 477 16	3位 中華民国 364 11	3位 閩東州 434 10	3位 英国 413 8	3位 閩東州 492 9	3位 閩東州 474 6	3位 アメリカ 668 7	3位 ブラジル 526 5
仕向地 輸出額 構成比(%)	4位 カナダ 154 7	4位 カナダ 243 8	4位 カナダ 288 9	4位 香港 271 6	4位 中華民国 356 7	4位 香港 313 6	4位 香港 339 4	4位 英領印度 433 4	4位 英領印度 456 4
仕向地 輸出額 構成比(%)	5位 香港 98 4	5位 英領印度 62 2	5位 香港 142 4	5位 英国 258 6	5位 英領印度 269 5	5位 中華民国 304 6	5位 中華民国 296 3	5位 中華民国 385 4	5位 アメリカ 387 4

(資料) 『日本外国貿易年表』各年版より作成
 (注) 構成比：輸出総額にしめる当該地域の輸出比率

意味している。なかでも対英輸出は、伸び率では南米地域には及ばないものの、上述のように20年代末以降に急増し、その結果、30年代に入ると表6-2に明らかなように、かつての主要市場であったアジアを抜いて、アメリカにつぐ第二の輸出市場となるに至ったのである。

2. イギリス市場における日本製電球の位置

それではこうした日本の輸出は、輸入先であるイギリス市場でいかなる位置をしめたのであろうか。今度は視点をかえて、イギリス側から日本の電球輸出を検討することにした。

表6-3は、本章が注目する1930年代前半期に関して、イギリス本国における電球生産および輸出入の推移をまとめたものである。みられるように、20ボルト以上（その他）球を例外として、20ボルト以上のガス入および20ボルト以下の電球では、国内生産の増大とともに、あるいはそれを上回るペースで輸出が増大した。とはいえそれは、表中の域内比率が示すように、ほとんどが大英帝国域内向けであったことがわかる。

他方、域外からの輸入に関してみた場合、まず20ボルト以下の小型電球の輸入浸透率の高さが注目される。また20ボルト以上に関しては、ガス入電球における輸入の伸びが停滞し、その結果国内自給率が上昇した。これに対して、その他の電球では、国内生産が停滞し、逆に域外からの輸入が増大した結果、輸入浸透率が上昇するという状況にあった。

さらに、英国市場におけるイギリス製品と輸入品との電球価格を比較してみると、表6-4のようになる。両者とも、大不況下に製品価格が低落している点では共通してはいるが、英国品に比べて輸入品の価格下落が著しい。このことは、当該期に高価格品の輸入が減退し、かわって低価格品が増大するという形で、輸入製品の相対価格が著しく下方にシフトしたことを示唆している。しかもすぐ後に検討するように、そうした低価格品の輸入増大を中心的に担ったのが、日本の電球工業であった。

そこで、以上を裏づける目的から、英国市場への電球輸入が主にどこの国によって担われたのかをみたのが表6-5である。なお20年代末から30年代初頭における日本の対英輸出が電球輸出総額を大きく上回って増大したこと、その結果として対英輸出比率がこの時期顕著に増大したことは先に指摘した。

そうした趨勢と連動するかのようには、日本製品は、①輸入浸透率がきわめて高かった20

表6-3 イギリスにおける電球生産と輸出入

(単位：千個・%)

年次	生産(A)	指数	輸出(B)	指数	域内比率	輸入(C)	指数	輸入浸透率
(1) 20ボルト以上(ガス入電球)								
1930	25,620	100	3,774	100	88.8	3,972	100	15.4
33	36,901	144	4,678	124	85.7	2,040	51	6.0
(2) 20ボルト以上(その他)								
1930	19,670	100	5,440	100	91.4	8,743	100	38.1
33	18,072	92	3,787	70	85.0	10,037	115	41.3
(3) 20ボルト以下								
1930	10,335	100	803	100	93.8	29,332	100	75.5
33	17,136	166	1,255	156	94.9	40,045	137	71.6

(資料) 1) Annual Statement of The Trade of The United Kingdom 各年版

2) 『海外経済事情』第14号、1936年
より作成

- (注)
- 1) 輸入は再輸出額を控除したもの
 - 2) 20ボルト以下：ラジウム・ランプ+自動車球+その他
 - 3) 域内比率：輸出のうち大英帝国内への輸出比率(%)
 - 4) 輸入浸透率(%) = C / (A-B+C)

表 6-4 イギリス製電球および輸入電球の平均価格

	英国産 (工場出荷価格)		輸入 (C・I・F 価格)	
	1930年	1933年 (指数)	1930年	1933年 (指数)
20ボルト以上				
ガス入り	13.95	10.99	15.29	3.48
その他	9.96	9.55	5.71	2.13
20ボルト以下				
フラッシュランプ	1.11	1.02	0.73	0.3
その他	7.78	6.41	2.3	0.82
ラジオ用	5.39	4.53	2.22	2.65
				119.4

(資料) 『海外経済事情』 第14号、1936年より作成

(注) 1) 指数：1930年=100

2) ラジオ用以外は1ダースの価格(シリング)

表6-5 イギリスにおける輸入電球の主要国別シェアの推移

(単位：千個・%)

(1) 20V以上(ガス入)

年次	1位	数量	シェア	2位	数量	シェア	3位	数量	シェア	小計
1929	オランダ	1,225	42.7	オーストリア	1,198	41.7	アメリカ	30	1.0	85.4
30	オーストリア	2,605	64.0	オランダ	1,251	30.7	ベルギー	63	1.5	96.2
31	オーストリア	2,246	44.7	ベルギー	1,449	28.8	オランダ	690	13.7	87.2
32	オーストリア	97	27.9	ベルギー	84	24.1	日本	78	22.4	74.4
33	日本	1,277	60.3	オランダ	60	2.8	オーストリア	51	2.4	65.5
34	日本	1,632	77.3	ソ連	271	12.8	オーストリア	62	2.9	93.0

(2) 20V以上(その他)

年次	1位	数量	シェア	2位	数量	シェア	3位	数量	シェア	小計
1929	オーストリア	3,881	48.4	イタリア	1,093	13.6	オランダ	1,051	13.1	75.1
30	オーストリア	5,667	63.9	オランダ	1,089	12.3	日本	604	6.8	83.0
31	オーストリア	3,491	46.8	日本	2,175	29.1	オランダ	585	7.8	83.7
32	日本	4,385	83.5	オランダ	355	6.8	オーストリア	312	5.6	95.9
33	日本	9,015	89.3	オランダ	209	2.1	オーストリア	197	2.0	93.4
34	日本	5,868	92.5	オランダ	145	2.3	—	—	—	94.8

(3) 20V以下(フラッシュランプ)

年次	1位	数量	シェア	2位	数量	シェア	3位	数量	シェア	小計
1929	日本	18,471	63.8	ドイツ	7,423	25.6	チェコ	990	3.4	92.8
30	日本	18,689	63.5	ドイツ	8,946	30.4	チェコ	789	2.7	96.6
31	日本	23,394	70.9	ドイツ	8,454	25.6	チェコ	739	2.2	98.7
32	日本	38,576	91.2	ドイツ	2,115	5.0	チェコ	1,119	2.6	98.8
33	日本	37,277	94.7	ドイツ	1,220	3.1	チェコ	574	1.5	99.3
34	日本	42,031	93.1	ドイツ	1,697	3.8	チェコ	985	2.2	99.1

(資料) Annual Statement of The Trade of The United Kingdom

各年版より形成

(注) 1) 1934年における20V以上(その他)の3位以下のデータは不明

2) 小計：1～3位のシェア合計

ボルト以下の電球において約6割から9割へとシェアを上昇させ、②当該期に輸入浸透率が上昇した20ボルト以上（その他）に関しても、30年には1割にすぎなかったシェアが32年には一挙に8割に達し、③さらに31年までは上位主要国にすら入っていなかった20ボルト以上のガス入電球においても、33～34年には6～8割のシェアをしめるに至ったことをみてとることができる。

さらにここで注目すべきは、20ボルト以上球の輸入動向である。なおこの点に関して、当該期にガス入電球の輸入が停滞したことはすでに指摘したが、前掲表6-5をもとにその要因をみると、31～32年にかけて日本以外の主要ヨーロッパ諸国からの輸入の急減が、そうした停滞の原因であったことがわかる。ところが、これとは全く対照的に日本からの輸出はこの間に著しく増大した。しかもそうした特徴は、その他の20ボルト以上球においても同様にみてとることができる。

かくして日本は、対英電球輸出において、20ボルト以下の小型電球を筆頭に全ての品種でトップの位置を獲得し、しかも他国と比較して圧倒的なシェアをしめたのである。

第2節 対英輸出問題の顕在化と日英電球協定の成立

1. 日英電球問題の背景

以上のように、1930年代初頭における英国市場への日本製電球の輸出増大は、日本側にとっても、イギリス側にとっても重要な意味をもっていたといえる。そこで改めて日本製電球の製品別輸出動向に注目してみよう。

なおその場合、前掲表6-4は電球の製品分類別の情報としては、やや不十分さを否めない。このことから、日本の対英電球輸出問題が表面化する直前の1931年と33年に関して、より詳しい分類によって対英輸出の実態をみたのが表6-6である。日英両政府統計の間には若干の相違もあるが、まず同表の構成比が示すように、日本の対英輸出の主力製品は豆電球と家庭球であったことがわかる。しかも、両者は、31年から33年の輸出増加に対する寄与率においても高かった。

つまり、先に注目した20ボルト以下の輸出増大は主に豆電球によって、また20ボルト以上に関しては家庭球によって担われていたとみなすことができよう。そこでこれらの製品

表 6 - 6 日本製電球の対英電球輸出数量統計

(単位：千個，%)

年度	1931		1933		増加寄与率
	実数	構成比	実数	構成比	
(1) 英国政府統計					
家庭球	2,270	7	10,368	18	29.4
自動車球	4,564	15	9,088	16	16.4
豆球	23,394	76	36,428	63	47.3
変形球	453	1	2,336	4	6.8
合計	30,681	100	58,220	100	100.0
(2) 日本政府統計					
家庭球	8,000	25	14,500	25	24.8
自動車球	3,000	9	7,800	13	18.3
豆球	18,000	56	29,000	50	42.0
変形球	3,000	9	6,920	12	15.0
合計	32,000	100	58,220	100	100.0

(資料) 『日本電球工業組合連合会沿革史』1943年より作成

(注) 増加寄与率：1931～33年の輸出増加に対する各電球の寄与率(%)

について、イギリス市場における日英双方の小売価格を比較したのが表 6 - 7 である。同表から、イギリス市場への輸出増大は、同国製品と比べて著しく低い価格によって行われていたことがわかる。

したがって以上から、主要ヨーロッパ諸国からの輸入が抑制されるなかで、単に20ボルト以下の小型球のみならず20ボルト以上の中・大型球においても、もっぱら日本製品のみが集中豪雨的に英国へと流入し、低価格を武器に同国市場を蚕食していった実態をうかがうことができよう。とはいえこうした事態の進展は、日英関係において以下のような問題を顕在化させることになったのである。

当時のイギリス電球業界は、国内において、7~8割の国内企業を包摂する国内電球カルテル（ Electric Lamp Manufacturers Association = ELMA）を結成し、特許権の統制、生産調整、仲介業および小売業者の統制、さらには各種の価格統制を行っていた。しかもその他方で、有力企業は、ELMAとは全く別組織である国際電球カルテルに加盟し、市場割当および販売数量協定に服していた⁽³⁾。

こうした状況下で、上述のように20ボルト以上の電球では、30年代前半に主要ヨーロッパ諸国からの輸入が急減した。それは前掲表 6 - 5 にみられるように、主として国際カルテル加盟国からの輸入急減によるものであった。これに対して日本製品は、同カルテルに未加盟のアウトサイダーの立場にあった。このことから上記統制の網をかいくぐる形で英国市場に参入し、カルテルの市場統制力を脅かしたのである。

さらに、こうした日本製品の集中豪雨的な流入は、大不況下に国内産業の復興・維持とそれによる恐慌からの脱出を主要課題とする英国政府にとっても、かかる課題と抵触する、それゆえそのまま放置し得ないものであった。

この点例えば、イギリスでは、当時、景気回復を意図して住宅建築の促進をはかったが、それを一つの誘因として電力消費が増加し、それとともに電球需要も増加した。これらの需要増は、主として中産階級以下層の消費者増大に負うものであり、しかも不況下においては、より低価格の製品が選好された。そこで、こうした動向に対応して低価格販売のチェーン店が勃興し、6ペンス以下の低廉な電球販売が大々的に行われるに至った。その場合、これら電球のほとんどが日本製品であり、英国製品はそうした日本製品の流入に圧迫されることになった⁽⁴⁾。いわば景気政策によって人為的に創出された国内需要が、日本からの輸入によって食われてしまうという事態が生じたのである。

かくして、実質上日本をターゲットとする電球の輸入規制問題がイギリスにて表面化す

表6-7 英国内市場における電球小売価格の比較

(1934~35年)

	英国製	日本製
家庭球(ペンス)		
最高	28	6
最低	6	3
フラッシュランプ(ペンス)		
最高	6	2
最低	3	1
クリスマスセット(シリング)		
最高	30	10.5
最低	20	2.9

(資料)

『海外経済事情』第14号、1936年より作成

(注)

- 1) 家庭球はガス入り100ワット電球
- 2) 家庭球最高値は国内電球組合(ELMA)価格
- 3) クリスマス・セットの日本製最高値はストロング社以外の小売価格
- 4) クリスマス・セットは同じ体裁で同じ数とは限らないので厳密性に欠ける

るに至り、1933年6月頃から英国側の緊迫した情勢が、駐英商務官より外務省に度々報告されることになる⁽⁵⁾。そこでこうした問題に対処するため、33年以降日英間で電球輸出数量をめぐる交渉が開始されることになった。項を改め、この交渉過程に注目することにした。

2. 第1次日英電球協定の成立過程

表6-8にみられるように、日英間の交渉は、33年11月英国商務省顧問ウイルソンが、日本製電球の低価格輸出に対する抗議とその自主規制を日本側に要請したことをもって端緒とする⁽⁶⁾。

ウイルソンは、日本製品の“法外なる濫売”は、上述のように英国メーカーならびに同カルテルにとって多大の脅威となっていることを強調した。そしてこうした日本製品の輸入規制策として関税引上げの要請が高まり、政府では関税諮問委員会においてこの申請を受理し、現在審議中であることを伝えた。それとともに、英国政府としては、「日英棉業代表間ニ協議進行中ナル現状ニ鑑ミ成ル可クハ穩便ニ処理シ度キ意向」であるが、「(英国)当業者側ノ態度強硬」であり、政府としても場合によっては、「禁止的高率ノ関税ヲ課スルノ已ムヲ得サルニ至ルヤモ知レサル」として、日本側に「安値輸出抑制」に関する施策を「懇請」したのである。

そこで、外務省は、商工省と協力して電球業界に対して対処策を勧奨したが、この時点では対処策を検討する全国的な連合組織が業界に存在しなかった。このことから東京および関西の工業組合は、商工省と協議しつつかかる組織の結成を急ぎ、その結果、33年11月30日に日本電球工業組合連合会(以下、電工連と略記する)が設立されたのである。

設立後、電工連は、①対英輸出に際して、加盟企業個々ではなく同会が一括して直接受注をとりまとめること、②商工省令による強制検査を実施して粗製品の規制を行うこと、③価格協定によって輸出価格の切り下げを規制するとともに価格の引上げを実施すること、の3点を柱とする統制策を英国側に提示した。

これに対して英国側は、たとえ仮に3~5割程度の値上げを協定したとしても、日本製品が現行通り流入することはほぼ確実であり、かかる措置のみでは英国内の禁止的輸入関税要求の高揚を鎮静化しえないとした。実際、前掲表6-4、表6-7にみられるように、当時、英国製品と輸入品、特に日本製品とは3倍以上の価格差があったから、英国側が言

表 6 - 8 第一次対英電球輸出数量協定の成立過程

1933年	
11月 4日 ・ 10日	英国商務省顧問ウイルソンより日本製電球の廉価輸出に対する抗議およびその抑制措置について要請あり
11月30日	日本電球工業組合連合会の結成：自主統制案(①連合会による一手受注・②省令強制検査の実施・③単価協定による販売価格の引上)を策定
12月 7日	英国側：日本案(日本製電球の3～5割値上げ措置)では納得しえない旨を伝える
12月12日	1)松山商務官：日本電球の対英輸出統制に関して連合会の活動とタイアップする形で英国に直輸入商組合を組織する計画を英国側に伝える 2)連合会：①輸入組合との一手取引・②今後の対英輸出数量に関して英国側と協定締結の意向あることを伝える→対英電球輸出協定交渉へ
1934年	
1月16日	英国側：①日本側の輸出統制の意向を尊重し直ちに高率な関税障壁の設定をなさない・②1934年度日本製電球の対英輸入数量案(30～32年輸入平均の50%)を提示
1月23日	日本側：34年度の協定数を32～33年の輸出平均数量とすることを提案 →英国側：日本案に対して反対の意向を表明
1月24日	日本電球直輸入商組合創立(外務省着電)
1月26日	日本側：連合会理事会を招集し協定数量に関して再提案を行う (第1案)34年の対英輸出数量は31～33年の輸出平均数量を限度とする (第2案)34年の対英輸出数量は31～32年の平均数量による
2月 1日	輸入数量をめぐる日本側と英国側統計との相違について日英間で協議
2月 5日	連合会理事会を開催：1931～32年の平均を34年度の輸入数量とすることを改めて提案
2月15日	商工省令検査法を実施
2月23日	松山商務官：日本案(2月5日決定)を英国側に提出
3月 5日	英国側：最終案を提示
3月10日	連合会緊急理事会を召集し上記英国案を検討
4月18日	ウイルソン：家庭球に関する譲歩案を提示(最高限度500万個)
4月29日	英国側：これ以上の譲歩の余地無く日英交渉の打ち切りの意向を表明
5月 7日	連合会緊急理事会を開催：日英交渉決裂を回避するため英国最終案受入れを決定
5月28日	日英間で電球輸出数量協定成立

(資料) 外務省『英国向本邦輸出統制』、『日刊工業新聞』、『中外商業新報』、『京城日報』などにより作成

うように“3～5割程度”の価格引上げでは、実質的な効力は乏しいものであったと言わざるをえない。

かくして英国側は、「関税引上による方法以外の方法にて国内産業を保護するには是非共数量を制限せざるべからざる」⁽⁷⁾として、単なる価格統制のみならず数量自体の規制を日本側に迫ることとなった。他方、日本側としても、本交渉直前にゴム靴が禁止的高関税を課せられ、その結果、輸入が皆無となった現状を目の当たりにして、そうした英国側の要求に應ぜざるを得なかったのである。

かかる数量交渉は34年1月以降に開始され、同年5月に日英間で協定が締結された（表6-8）。なお、連合会発足とほぼ同時期に、対英輸出統制を担う輸出者の団体として、対英電球輸出組合が同年2月に設立された⁽⁸⁾。また同年1月には、イギリスでも英国電球輸入組合が設立されており、まずこの輸入組合と電工連との折衝を踏まえて上記協定が締結され、次にこの協定に基づく対英輸出統制業務の運営に関しては、対英電球輸出組合が当たることになったわけである。

さて表6-8にみられるように、日英間で争点の中心となったのは、輸出数量枠を決定する際の基準であった。なおその場合、日本の対英輸出が、前節で注目したように32、33の両年に急増したこと、しかも英国統計でみた場合（前掲表6-6）、33年に家庭球の増大が顕著であった点に注目する必要がある。

つまり、かかる実態把握を背景として、極力輸入を抑制しようとする英国側は、基準を30～32年の平均輸入量によるとし、33年の急増期を算定に組み入れることに反対したものと考えることができる。これに対して、現行の輸出水準を確保したい日本側は、当初、32～33年の平均数量を算定基準とすることを主張した。その結果、最終的には両者の主張する期間をほぼ折衷する形で、30年7月1日より33年6月30日までの平均輸入数量を基準とすることに決定したのである。

そこで改めて、34年1月26日時点で作成された電工連による協定案と、最終決定された数量とを比較してみよう。表6-9は、前者の要求が後者の時点でどれくらい削減されるに至ったのかについて算定したものである。それによれば、日本側が要求した数量に比べて実際のそれは、自動車球、豆球で1～2.5割、家庭球、変形球に至っては6～8割の削減を受けたことがわかる⁽⁹⁾。またこの協定数は、33年の対英輸出実績と比べても、その約4～6割を削減するという大幅なものであったといえる（表6-9 C項参照）。

したがって、こうした大幅な削減をともなう輸出規制は、当然のことながら「一九三三

表 6-9 日本側提案と第一次日英協定締結数量

(単位：千個・%)

	日本案 1	日本案 2	協定数	A			B			C		
家庭球	13,250	11,500	4,300	67.5	62.6		58.5					
自動車球	7,500	6,100	5,600	25.3	8.2		38.4					
豆球	29,500	25,667	22,800	22.7	11.2		37.4					
変形球	6,710	5,473	1,100	83.6	79.9		52.9					
合計	56,960	48,740	33,800	40.7	30.7		41.9					

(資料) 外務省文書および『日本電球工業組合連合会沿革史』
1943年より作成

- (注)
- 1) 日本案 1, 同 2 とは日本側提出原案の第 1, 第 2 案 (いずれも 34 年 1 月) をさす
 - 2) 削減率：A, B = (協定数 - 日本案) / 日本案
 - 3) C = (協定数 - 1933 年輸出数量) / 33 年輸出数量
ただし 33 年の輸出数量は英国統計による

年度を常態とせる工場設備に於ける本邦輸出電球製造者に対する割当にも非常なる困難を来す」⁽¹⁰⁾ ことになった。そして重要なのは、やがてこうした規制をめぐって新たな問題が顕在化することになった点である。そこで節を改めて、この点を立ち入って検討することにしたい。

第3節 対英電球輸出統制の展開と朝鮮経由輸出問題

1. 日英協定締結後の対英輸出と35年度協定

まずはじめに協定締結後の対英輸出に注目するならば、上記の協定にもかかわらずその後の実態は、決して輸出統制が有効に機能したとは言い難いものであった。すなわち、当時の現地報告によれば、1934年4月～12月までの9ヶ月間で、すでに約1,200万個にのぼる輸出超過が生じ、さらにその後も無検査品が多数輸出されるという事態に立ち至っていたからである⁽¹¹⁾。

また実際、表6-10に明らかなように、協定期間(34年3月～35年2月)中の年間輸出実績を協定数と比較してみた場合、ゆいいつ自動車球のみが協定枠内の輸出にとどまったにすぎず、他は協定量の2割から8割にものぼる輸出超過を記録した。その結果、当時の英国では、両国間協定による輸入規制に代わって、関税諮問委員会による関税引上げの勧告を採用すべきであるとする論調が再び高まったのである。

ところで、こうした輸出超過の事態に関して、日本側は、(1)先の協定期間が、協定締結以降(34年5月)の輸出に対してではなく、いまだ自主規制を実施していなかった同年3月にまで遡及する形で適用されたこと、(2)日本の統制組織(電工連および対英輸出組合)は、事態の緊急性に直面し急遽設立されたため、十分な準備を整えたうえで統制の遂行にあたることができなかったこと、(3)本国の管理がおよばない植民地および第三国を経由する形の輸出が後を絶たなかったことをその理由にあげている⁽¹²⁾。

このうち(1)と(2)は、輸出統制への移行にともなって生じた、いわばこの期間に特有な要因であり、今後統制が遂行される過程で改善ないし解消される性格のものであった。これに対して(3)は、後にみるように、単に業界団体による統制方法を改善ないし強化すれば自ずと解消される問題ではなかった。事実、この問題は、35年度の日英協定をめぐって輸

表6-10 第一次日英協定とその後の対英輸出実績

(単位：千個，%)

品種	協定数(A)	輸出実績(B)	B-A	超過率
家庭球	4,300	5,109	809	19
自動車球	5,600	4,653	-947	-17
豆球	22,800	37,288	14,488	64
変形球	1,100	1,971	871	79
合計	33,800	49,021	15,221	45

(資料) 『日刊工業新聞』1935年5月10日号より作成

- (注)
- 1) 期間：1934年3月1日～35年2月28日
 - 2) 輸出実績は英国側輸入統計による
 - 3) 超過率(%)： $(B-A)/A$ ，マイナスは割当枠の未達成を示す

出統制が強化される過程で、改めてクローズ・アップされるに至るのである。

そこで以下ではさらに、35年度における第2次日英協定の成立過程に注目することにした。両国間の交渉は35年1月に開始されるが、イギリス側は、当初、輸入数量枠の増加はしないものの、前年度と同様の数量は認めるとする意向を示していた。

ところがその後、①20ヴォルト以上球および自動車球は現行協定を継続するが、②豆球とその他の電球(小型変形・トンガリ球)に関しては、課税による自由輸入制とするという二元的規制策の採用を日本側に打診してきた。なおここで言う“課税による自由輸入制”とは、関税諮問委員会の答申を採用した実質上の輸入禁止措置であった⁽¹³⁾。

イギリス側のこの方針転換の理由は必ずしも明らかではない。しかしそれが、協定を大幅に超える日本製品の流入と、それにとまなう保護主義圧力の増大を背景としたものであったことは間違いなからう。さらにこの点に関しては、前掲表6-10の協定超過量および超過率に明らかなように、家庭球と自動車球では比較的協定が遵守されているのに対して、豆球、変形球では大幅な輸出超過となっていた事実が重要である。つまり、豆球と変形球に厳しい上記二元案への転換は、こうした実態を踏まえた措置であったと推定される。

そこで、こうした英国の態度硬化に直面して日本側は、「電球ヲ二分シテ異ル取扱ヲ受クルハ面白カラサヌノミナラス一旦高率ノ関税ヲ賦課セラルレハ其引下ハ容易」ではなく、さらにその後、「課税範囲ヲ拡大セラルル危険性モアル」ことから、「極力之ヲ排除スル方針」でのぞむこととなり⁽¹⁴⁾、独自の統制強化策を提示して英国側との再交渉を行なった。その結果、上記高関税策の採用は回避され、35年5月、前協定と実質的に同内容の新協定が成立するに至ったのである。

2. 朝鮮電球輸出の実態

以上のように、新協定の成立過程で英国関税政策の強化という事態に対処するため、日本側は統制をより強化して、輸出超過を取締まる必要に迫られることになった。その際、「内地産未検査不良電球ノ朝鮮經由ノ海外輸出増加スルニ至リ之カ為本件対英輸出電球統制ノ確保困難ニ陥リタリ」⁽¹⁵⁾と指摘されたように、そうした輸出超過の主要因とされたのが朝鮮を經由した対英輸出の急増であった。

当時の植民地朝鮮では、日本本国と異なり工業組合法および重要輸出品取締規則が存在しなかった。つまり、朝鮮は本国工業組合法の適用除外地域であり、同法にもとづく本国

での生産・販売・価格などに関する組合統制がおよばない自由輸出地域であったのである。以上に加えて、朝鮮には不良電球の取締規則もなかったことから、同地からの輸出品は、本国の電工連による製品検査を受ける必要もなかった。このことから、国内の組合統制および検査を免れた国内産の無検査製品が、朝鮮を経由して海外へと大量に輸出されるという事態が生じたのである。

なお、朝鮮からの電球輸出に関しては不明な点も多い。とはいえ、当時の資料による指摘から1933年時点の輸出を確認しうることから、朝鮮では統制開始以前からすでに輸出が行われていたと考えることができる。しかしながら、それが急増するに至ったのは、まさに日英協定に基づいて本国で輸出自主統制が開始された後、より正確に言えば34年末以降であった⁽¹⁶⁾。すなわち、朝鮮からの輸出数量は、33年に18,000個、34年26,400個にすぎなかったものが、35年1~7月までの間にすでに2,600万個と驚異的な額に達したのである⁽¹⁷⁾。

そこで以上のような朝鮮電球輸出に関して、表6-11は、それが現地生産によるものか、あるいは内地からの経由輸出によるものかで分類し、その動向をみたものである。特に35年前半期に注目した場合、①当該期の輸出のほとんどが経由輸出によるものであり、②しかも同年1月から4月にかけてその量は急増し、③5~6月においても40~50万ダースの水準を維持したことがわかる。それ以後の推移と対比するならば、まさにこの時期が朝鮮からの経由輸出の最盛期であったといえることができる。

次に、こうした朝鮮電球輸出全体にしめる対英輸出の地位をみるために、地域別に輸出実態を整理したのが表6-12である。資料上の制約から35年後半期の輸出実態は判然としないが、同年前半期でみるかぎり、対英輸出は全体の約2割、米国市場について重要な位置をしめていた。

しかも表6-13にみられるように、35年初旬(1~3月)に関しては、対英輸出が全体の約5割に達していた事実が注目されよう。当該期は日英間で超過輸出の急増が問題となっていた時期であったが、まさにそれと同じ時期に、朝鮮では英国市場を主要な仕向け地とする形で、日本本国からの経由輸出が急増したのである⁽¹⁸⁾。

3. 輸出統制の強化と朝鮮経由輸出規制

したがって、35年新協定締結以降における日本の対英輸出統制にとっては、そうした朝

表6-11 朝鮮電球輸出の推移 (1935~37年)

(単位: 打)

年・月	朝鮮産 (A)	内地産	計 (B)	A/B(%)
1935年1	0	2,816	2,816	0.0
2	0	189,184	189,184	0.0
3	16,750	360,810	377,560	4.4
4	0	499,324	499,324	0.0
5	8,333	479,892	488,225	1.7
6	58,333	408,649	466,982	12.5
7	169,243	179,991	349,234	48.5
8	78,566	123,270	201,836	38.9
9	162,083	40,584	202,667	80.0
10	89,166	36,015	125,181	71.2
11	37,500	365	37,865	99.0
12	62,468	46	62,514	99.9
1936年1	25,616	0	25,616	100.0
2	51,317	121	51,438	99.8
3	142,684	55	142,739	100.0
4	146,383	0	146,383	100.0
5	149,135	187	149,322	99.9
6	186,019	64,685	250,704	74.2
7	231,258	131	231,389	99.9
8	290,574	3	290,577	100.0
9	265,827	7	265,834	100.0
10	270,231	9	270,240	100.0
11	275,003	27,232	302,235	91.0
12	328,956	11	328,967	100.0
1937年1	172,483	19	172,502	100.0
2	169,859	45	169,904	100.0
3	327,329	0	327,329	100.0
4	330,068	58	330,126	100.0
5	298,033	6	298,039	100.0
6	321,138	2	321,140	100.0
7	495,496	17	495,513	100.0
8	415,282	26	415,308	100.0
9	400,456	0	400,456	100.0
10	492,077	168	492,245	100.0
11	353,518	450	353,968	99.9
12	361,838	333	362,171	99.9

(資料) 『朝鮮貿易月表』各月版より作成

表6-12 朝鮮における地域別電球輸出の推移

(数量ベース, 単位: %)

順位	1935年		1936年		1937年					
	1~6月	構成比	1~6月	構成比	7~12月	構成比				
1	米国	57.0	英国	32.3	英国	22.4	香港	26.5	英国	18.4
2	英国	22.1	米国	27.1	香港	19.9	英国	23.3	英領印度	13.6
3	英領印度	4.8	英領印度	8.5	英領印度	12.1	英領印度	18.6	米国	11.1
4	香港	3.8	満州国	10.0	米国	7.2	満州国	8.7	海峽植民地	2.9
5	満州国	1.3	香港	9.0	蘭印	6.1	蘭印	6.2	蘭印	2.3
6	アフリカ	0.1	蘭印	2.2	満州国	5.3	米国	4.2	満州国	1.3
7	関東州	0.1	ヤレー	0.9	海峽植民地	1.6	海峽植民地	2.7	香港	1.3
8	蘭印	0.0	関東州	0.0	アフリカ	0.3	ヤレー	0.1	アフリカ	0.3
9	中华民国	0.0			関東州	0.0	フィリピン	0.0	中华民国	0.1
10							関東州	0.0	フィリピン	0.0

(資料) 1) 35年: 『東京輸出電球工業組合史』1943年

2) 36~37年: 『朝鮮貿易月表』各月版
より作成

表6-13 朝鮮における対英電球輸出の推移

(単位：打)

年・月	対英(A)	合計(B)	A/B
35年 2	100,233	191,917	52.2
3	172,967	377,559	45.8
4	31,033	499,324	6.2
5	11,968	488,227	2.5
6	120,219	415,317	28.9
7	65,747	305,031	21.6
36年 1	0	25,616	0.0
2	0	51,438	0.0
3	0	142,739	0.0
4	95,833	146,383	65.5
5	58,375	149,322	39.1
6	93,011	250,704	37.1
7	112,958	231,389	48.8
8	184,791	290,577	63.6
9	56,173	265,834	21.1
10	12,699	270,240	4.7
11	5,500	284,235	1.9
12	2,083	328,967	0.6
37年 1	3,667	172,507	2.1
2	8,333	169,904	4.9
3	57,500	327,329	17.6
4	63,599	330,126	19.3
5	80,667	298,039	27.1
6	163,077	321,140	50.8
7	180,335	495,513	36.4
8	137,540	415,308	33.1
9	67,007	400,456	16.7
10	70,504	492,245	14.3
11	8,608	353,968	2.4
12	667	362,171	0.2

(資料) 1) 35年：『東京輸出電球工業組合史』1943年

2) 36～37年：『朝鮮貿易月表』各月版

(注) 1) 35年2月値は1～2月の合計

2) 1935年8～12月は不明

3) 合計B：朝鮮電球輸出の総計

鮮経由輸出の増大をいかに規制するかが主要課題となった。そこで、改めて上記協定締結の際に日本側が提示した統制強化策に注目することにしたい。その要点は、(1)輸出組合法第8条の発動、(2)英国輸入組合員の拡充、(3)朝鮮経由輸出の取締りと内地朝鮮間協定の締結、(4)第三国経由輸出の取締りを行うという点にあった。

このうち、(1)は対英輸出組合加盟者か否かにかかわらず、組合の定める輸出取締、輸出数量、輸出価格および取引方法に関する制限に従うことを強制することにより、輸出組合の統制力を高める措置であった。

また、34年の対英輸出統制の開始と前後して英国電球輸入組合が成立し、上記輸出組合と連携しつつ業務を遂行することになった点は先に指摘した。これによって日本の輸出業者は、輸入組合加盟者とのみ取引を行うことを原則とすることになったが、同組合はごく少数の輸入業者のみで組織されていたために非組合員との取引が横行し、輸出統制の実効力をそぐ一因となっていた。そこで(2)は、こうした問題に対処する目的から、非組合員の加入をはかるというものであった。

さらに(3)と(4)は、輸出統制にとって最大の問題であった朝鮮および第三国経由輸出の取締りを意図した措置である。まず(4)は、英国向け以外の輸出統制を担う日本電球輸出組合が、各市場ごとに経由輸出の取締りを行うというものであった。他方、(3)は、朝鮮に重要輸出品検査規則を制定し、内地と同様に未検査品の輸出を取締まり、そのうえで後述のような内鮮間協定を結んで、朝鮮からの対英輸出数量を先の日英協定にリンクさせ、その規制を行うことを柱としていた。

つまり全体的にみて、(1)と(2)で輸出、輸入両組合の統制力と連携を強化するとともに、(3)と(4)により経由輸出をチェックすることで対英輸出統制の実効力を高めようとしたものと捉えることができる。そしてそのなかでも、実際の統制手段として重要な意味をもったのは、(1)と(3)であった。

その場合、まず第一に、(1)の統制法発動が、実は経由輸出規制の一環として位置づけられていた点に注目する必要がある。すなわち、(1)は上述のように輸出数量や価格などの制限とともに、輸出取締をアウトサイダーにも強制する措置であったが、その服従すべき組合の統制規定には、組合の承認がなければ完成品を植民地や第三国市場を經由して英本国に輸出できないこと(第18条)、また未完成品をいったん植民地、第三国市場に輸移出した後、完成品として英本国に輸出することもできない(第19条)とする規定が含まれていたからである⁽¹⁹⁾。

そして、そうした輸出取締りにおいてメイン・ターゲットとされたのが、朝鮮からの經由輸出であった。つまり上記(1)と(3)の措置は、前者により本国サイドから朝鮮移出行為を規制し、後者は朝鮮サイドからそれを取締まるという点で密接な関連を持っていたといえるのである。

さらに第二として、(3)の施策として実施にうつされた輸出検査とその効果に注目することにしたい。朝鮮における輸出品検査に関しては、朝鮮經由輸出問題が顕在化した34年11月さらに翌年2月に、電工連が朝鮮総督府（以下、単に総督府と略記する）に対してその実施を繰り返し陳情していた⁽²⁰⁾。しかしなかなかその実施には至らず、35年4月ようやく朝鮮総督府令により朝鮮重要輸出品検査規則が制定され、これにもとづいて内地と同様の検査が同年5月から実施されることになったのである。

その際、総督府は、①朝鮮からの經由輸出を行ってきた業者に対し、当分の間、従来通りの方法を許すこと、②その後は朝鮮の現地生産を保護するため、本国からの經由品に対しては3倍の検査料を徴収するとの方針を示した⁽²¹⁾。

しかしながらそれは、本国の輸出統制からすれば、“当分の期間”がいつまで続くかという点を含めて、はなはだ緩い規制であった。この点、例えば『東京輸出電球工業組合史』は、かかる取締りが十分な効果を治めなかった理由として、「規則発令後日猶ほ浅く、検査設備の見るべきものなき為め」とする事情とともに、「朝鮮当局の之等に対する検査及び取締に何等誠意の見るべきものなき事」をあげている⁽²²⁾。

またそれは、上記検査がたとえ3倍程度の検査料を課したとしても、なお利益をあげうる低価格品の經由輸出が後を絶たないという危険性をも内包するものであった。実際、前掲表6-11に明らかのように、検査実施直後の35年5~6月期における内地産電球の經由輸出は、実施前の4月と比べ若干の減少をみせたものの、依然として高い水準を維持したのである。つまり、「其後（検査実施後）ニ於テモ前記内地産不良電球ノ朝鮮經由輸出依然増加ノ傾向ヲ示シ」、「法令ノ実績見ルベキモノナカリ」というのが実状であった⁽²³⁾。

その結果、朝鮮からの電球輸出は、本国の電球統制に対して、以下のような影響を及ぼすことになった。

第一は、日本本国に対する英国向け電球受注が、35年度日英協定による数量統制の開始直後の同年6月の時点で、ほとんど皆無になるという事態が生じたことである。ちなみに34年度の対英輸出においては、5月にすでに1年分の割当量を輸出しつくし、電工連は、それ以降の輸出抑制に苦慮した。これに対して35年度は、受注シーズンが到来したにも関

わらず、本国への受注量は6月までの時点で割当量のわずか半数に満たないという状況が生じたのである。そしてそれは、本国へと向かうはずの受注が、朝鮮を中心とする経由品によって蚕食された結果であった⁽²⁴⁾。

ちなみにこうした経由輸出に対しては、先に指摘したように、本国では輸出組合法を発動し、同法第9条を適用する(35年4月)とともに、朝鮮でも輸出検査を実施してその取締りにあたった。さらに電工連も、朝鮮での検査が実施に移されるまでの期間(同年3~4月)、朝鮮移出球への暫定的対抗策として、統制品の割引(4~12%)販売を実施した⁽²⁵⁾。そうした一連の措置にともなって、朝鮮からの対英輸出は、前掲表6-13にみられるように、35年4月から5月にかけて著しく減少した。

ところが、6月になると再び朝鮮からの対英輸出は増大に転じ、その結果として、本国への受注は漸次減少し、上述のように輸出業者からの注文が皆無となるに至った。しかもこうした事態は、本国において電工連傘下の組合員による朝鮮経由輸出すら誘発することになったのである⁽²⁶⁾。

さらに第二として、以上みてきた朝鮮経由輸出問題は、日本国内で問題となっていた東京輸出電球工業組合(以下、東京工組と略記)と関東電球製造工業組合(同、関東工組)とのいわゆる団体協約締結交渉にも重大な影響を与えることになった点が重要である。

このうち前者は電工連傘下の工業組合であり、これに対して後者は前者の下で下請を行う業者により設立された組合であった。すでに第4章で言及したように、斯業では工業組合への問屋の加入を阻止できず、むしろ生産を兼営する「加工問屋」が組合運営を主導することとなっていた。これに対して下請メーカーは、工業組合への加盟を許されず、その結果、輸出統制の展開過程において小規模経営ならびに従業員の生活が危機に直面するという問題が生じた。このことから下請業者は、関東工組を独自に設立し、東京工組と団体契約を結ぶことで受注を安定的に確保しようとしたのである。

東京工組と関東工組との協議は、まさに朝鮮経由輸出問題が顕在化していた時期とオーバー・ラップする形で1935年5月14日、さらに同年6月13日に、それぞれ東京府商工課と商工省の斡旋によって行われた。そしてこの交渉では、いずれも上記朝鮮問題が焦点の一つとされた。すなわち、関東工組側は「朝鮮からの輸出等の結果生産請負高が減少せる為之を増加確定されたい」と要望したのに対して、東京工組側は「関東製造(=関東工組)が希望する同組合の団体下請契約は朝鮮移出問題の解決を見ない限り要望に副ひ難し」としたのである⁽²⁷⁾。

この点をさらに敷衍するならば、東京工組側の主張とは、一方でかりに団体契約を結び下請側に一定の受注量を保障したとしても、その他方で統制を回避する経由輸出が急増し、その結果電工連からの輸出割当が減少するといった事態が生ずることになれば、下請側との契約を十分に履行しがたいというものであった。実際、前述のように朝鮮経由輸出の急増にともない対英受注が大幅に減少していた当時の状況を勘案すれば、たとえ団体契約の締結を商工省、東京府が慫慂したとしても、東京工組側は容易に受入れられるものでなかったと考えられる。

このように朝鮮における電球輸出問題は、単に日英間の協定維持という対外関係にとどまらず、国内の間屋・下請メーカー関係にまで重大な影響を及ぼす性格を内包していたのである。しかもそれは、上述のように単に輸出検査によって内地未検査品を取締まれば解決されるというものではなかったことにも留意する必要がある。

そこでこの問題への対処策として、内地と朝鮮とが輸出数量協定を結び、朝鮮輸出を一定の枠内にとどめる対策が講じられるに至る。その場合注目されるのは、かかる協定の成立とその後の過程において、本国統制と朝鮮「工業化」との対立が新たに顕在化することになったことである。この点に関して、節を改めて考察することにしたい。

第4節 対英電球輸出をめぐる内地・朝鮮間の対立とその調整

1. 内地・朝鮮間での電球協定の成立

内地と朝鮮間での協定締結への動きは、まさに朝鮮からの輸出が再び増大し始めた1935年6月末、電工連が朝鮮との数量協定締結の斡旋を拓務省に陳情するに至ったことに始まる。さらにロンドン駐在の松山商務官より、日英協定維持の観点から朝鮮輸出問題対策の要請を受けたのを契機として、同年8月末、商工省および電工連、対英電球輸出組合の代表者によって、官民協議会が開催された⁽²⁸⁾。その結果、内地側の基本方針として朝鮮問題解決案が策定され、商工省、電工連、輸出組合関係者は朝鮮に赴き、総督府および現地業者と上記対策に関して協議することになったのである。

内地と朝鮮両者による協議は、35年9月6日から7日にかけて行われ、同日に協定覚書に調印、9日に同細目の協定を完了した⁽²⁹⁾。この交渉において内地側は、①内地品の朝鮮経

由輸出を禁止すること、②その見返りとして朝鮮現地製品に関しては、内地輸出組合による一手買取を条件に一定枠内での対英輸出を認めること、③しかもその場合、内地と同様の厳密な検査を経た後に輸出することを朝鮮側に要請した⁽³⁰⁾。これに対して朝鮮側も、「朝鮮産業の特殊性を認めること」を条件として、この提案を受け入れたのである⁽³¹⁾。

こうして上記提案を具体化する形で、内鮮電球協定が締結されるが、この協定は、(1)内地品の経由輸出については、対英輸出組合、電工連が内地業者を嚴重に取締るとともに、朝鮮側の業界団体である輸出電球同業組合もこれに協力して同輸出を阻止すること、(2)朝鮮現地製品の対英輸出に関しては、1935年9月～36年2月までの半年間に、家庭球および自動車球は計30万個、豆球および小型変形球は計150万個を輸出し得ること、(3)さらに36年度以降の割当に関しては、日英両国間の協定成立と同時に両者で改めて協議することとし、その場合上記割当てを先例としないことを柱として構成されていた⁽³²⁾。

なお行論の関係上、ここで35年度日英協定の製品別輸出割当量の半年分を、35年9月～36年2月までの対英輸出可能数量と仮定して、上記朝鮮への割当比率を推計した場合、家庭球および自動車球は協定数量の約6%、豆球と小型変形球は約7%に相当することになる。

さて、この内鮮間協議における内地側の意向は、上述のように一方で朝鮮経由輸出を禁止するとともに、その他方では現地製品の輸出を本国の傘下におさめ、内地と朝鮮の両輸出を一元的に統制しようとするものであった。

これに対して朝鮮業界（朝鮮電球同業組合）は、上記(1)に関しては、内地からの粗製品の流入を抑えることが朝鮮電球工業の発展に好結果をもたらすとして、基本的に同意する意向を示していた。つまりそれは、内地・朝鮮両者のコンセンサスがほぼ得られた結果によるものであったといえる。

ところがそれとは対照的に、問題の焦点となったのは(2)にもとづく割当数量であった。上記の協定は、対英輸出協定量の一定枠を、朝鮮に対していわば公的に移譲するものであった。とはいえ当時の指摘によれば、朝鮮製品の対英輸出は、その時点ですでに上記割当量の9割以上に達していたとされており⁽³³⁾、とすればこの措置は朝鮮の対英輸出量を現行水準に抑え込む意味をもっていた。反対に朝鮮側にとってそれは、自己の電球工業をほぼ現行規模の状態に固定化されかねないものであったといえる。実際、両者の交渉過程において、朝鮮側が、上記の割当は「鮮内業者にとっては致命的な圧迫」⁽³⁴⁾と主張したのは、以上の理由によるものと解することができる。

2. 電球統制に対する朝鮮総督府の政策スタンス

さらに以上の内鮮間の交渉過程をとらえるうえでは、当時の朝鮮総督府の意向ならびにスタンスに注目する必要がある。

この点に関して、総督府当局者は、電球での内鮮間交渉が開始されたのとほぼ同時期に、「輸出貿易統制に付きましては、…最近漸くアメリカ方面、南洋方面、及びヨーロッパ方面にも向き掛けて来てをりますので、対外的国際関係を考へなければならぬ。それで出来得る限り内地の統制に協力する必要がある」⁽³⁵⁾として、内地統制への協力姿勢を示した。なかでも注目されるのは、「輸出検査に付きましては、出来得る限り内地に於ける検査と同程度の嚴重さを以て、行ふ必要がある」⁽³⁶⁾としたことである。

同様に、朝鮮「工業化」政策の積極的な推進者であった総督府殖産局長穂積真六郎も、「朝鮮も出来る丈け内地と検査其他の取締を同一にして、決して朝鮮から輸出する為に、不当な利益を得させては成らぬ」とし、「総督府でも充分腹をきめて検査規則も出し、其他の方法に依つても充分の統制を図つて行く覚悟で居ります」として、輸出検査は内地に協力しつつ厳格に対処する方針であることを示していた⁽³⁷⁾。

とはいえその他方で、以下のような独自のスタンスに立脚していた点を看過できない。

すなわち、「輸出数量の割当といふ問題を考へます時、従来及び現在を基礎にして将来を
トされ、将来は割当の増加を認めないといふ態度で若し内地が出て来るならば、それは敢然として排撃すべきではなからうかと思ひます」⁽³⁸⁾として、対象となる産業の将来的な発展およびそれにとמוなう輸出増を制約するような統制に対しては、協力しえないことを強調したのである。

そして以上の基本的スタンスは、輸出電球の内鮮間統制においても踏襲されたとみることが出来る。具体的には、まず第一に、総督府は「朝鮮の[電球]産業擁護の見地から検査を嚴重に行ひ内地品の侵入を防ぐこと」を重視するスタンスに立っていた⁽³⁹⁾。ただしその場合、この措置は、あくまで“産業擁護の見地”つまり朝鮮「工業化」の一環としての現地電球工業の育成・保護を主たる目的としていた点が重要である。

この点に関連して、すでに序章ならびに第5章にて検討したように、朝鮮総督府による「工業化」戦略は、現地産業の育成・発展を支援することで、従来のいわゆる米穀モノエキSPORT構造からの脱却と農村過剰人口の吸収をはかることを課題としていた。電球工

業の場合にも、そうしたスタンスから、朝鮮を単に内地製品の経由基地として利用する行為はこれを取締り、それに代わって工業化の促進、すなわち現地生産の拡大による輸出増を意図していたということができよう。

その他方で、第二として、総督府は、「電球統制に対する措置を決定することは単に電球業のみに止らず今後朝鮮産業の全面に亘つて問題化している内鮮一元統制の帰趨を決定する重大基調となる」として、内地側が強調する一元的統制には「極めて慎重の態度」とった点が注目される。このスタンスから総督府は、数量協定の締結には上述のように“朝鮮産業の特殊性を認めることを条件”として協力したものの、具体的な割当については「助長啓発時代にある朝鮮産業界の現状では輸出生産等の圧迫は不当である」との態度を堅持したのである⁽⁴⁰⁾。

しかしながら本国の電球業界からみれば、以上のような総督府による「工業化」政策は、現地アウトサイダーの背後にあってそれを支援するものであり、そのスタンスは本国統制とは相容れない、あるいはその効力を減衰させかねない要因として大きな問題であった。この点は、例えば電工連が1936年に日本経済連盟会に提出した「貿易統制ニ関スル意見」において端的に見ることができる。

このなかで電工連は、「外地ノ内地統制ニ服従セザル原因」として、「輸出制限ヲ受クルコト」および「新興産業タル立場ニ於テ自由ノ束縛ヲ欲セザルコト」の2点をあげ、それを根拠として「非協調的態度」をとる外地業者とともに、「之ガ監督ノ地位ニ在ル者モ敢テ之ガ抑制ヲ努メザル」点を厳しく批判している。そしてかかる見地から、内外地の数量割当などの統制は、外地の独自の政策スタンスに左右されることのない「内閣直属統制機関ニヨリ行使」されることを要望したのであった⁽⁴¹⁾。

したがって、以上の点を踏まえるならば、内地側の原案を基本とする形で内鮮協定が成立したとはいえ、そのことをもって直ちに斯業における本国と植民地との対立関係が解消に向かい、一元的統制が実現したとは言い難いものであったことが推察できる。実際、それを裏づけるものとして、上記協定成立直後からすでに内地輸出電球業者は、「この協定に何等の期待をも懸けず、商工省及日本電球工業組合連合会をしてすくなからず困惑せしめてゐる」⁽⁴²⁾という状況が存在したのである。

特にここで注目されるのは、その理由が、「如何に内地側で躍起の運動並に協調樹立に進んでも朝鮮総督府の産業に対する根本方針即ち電球工業の発達助成方針には毫も変化がなく、・・・結局生産は益々多数を要望してゐるし対英輸出電球の割当数の如きは単に内地か

ら出張した代表者の対面問題位としか考えてゐない」⁽⁴³⁾という点にあったことである。つまり、内地側は、先に指摘した総督府による現地産業の育成を重視した独自のスタンスを改めて問題としたのである。

3. 協定成立以降の朝鮮電球輸出と内鮮関係

以上のような内地側の意向に対して、それでは協定成立後における朝鮮側の行動はいかなるものであったろうか。いまこの点を前掲表6-11をもとに、協定成立前の輸出動向と対比しつつみるならば、およそ以下の点に注目することができる。

第一は、経由品(=内地産)の輸出動向に顕著な変化がみられたことである。つまり、35年5月から朝鮮でも検査規則にもとづく未検査品輸出の取締りが開始されたことはすでに指摘したが、それにともない5月以降の経由輸出は減少へと転じたのである。

とはいえ第二として、同年6月から8月にかけてその水準はいまだ高く、輸出総数に定める経由品のシェアは約6~9割に達していた。これに対して、経由輸出が顕著に減少し始めたのは、内鮮間の協議が行われ、それを受けて総督府が経由輸出の厳しい取締りを行うに至った35年9月以降のことであった。そして同年11月以降になると、経由品はほぼ駆逐され、輸出のほとんどが現地生産品となったのである。

そこで第三として、現地製品(朝鮮産)輸出の推移に着目するならば、それは経由輸出とは対照的に、35年5月から9月にかけて顕著に増大したことがわかる。ところが9月以降になると、一方で経由品が駆逐されたにもかかわらず、現地品の輸出は伸び悩むことになった。これに対して、それが再び増加に転じたのは翌36年に入ってからであり、前年のピーク(35年7月)を超えたのは36年6月であった。また前掲表6-13にみられるように、対英輸出も同様に36年4月以降になってようやく増大に転じたのである。

以上のように、朝鮮品の輸出は、内鮮協定が成立した35年9月以降伸び悩み、同協定期間の終了(36年3月)にともなって増大傾向に転じたことがわかる。なおその場合、先に指摘したように、朝鮮では協定で定められた出荷比率が朝鮮電球工業の発展の制約につながるとして、同割当に不満であった。したがって協定期間終了後の輸出増大とは、まさにそうした朝鮮側の輸出規制への反発が主な原因となって惹起された事態であったといえよう。

実際、このことは、例えば「紳士協約(内鮮協定)の期限昭和十一年早春が来ると共に此の協定数量に不満であつた朝鮮業界は又もや元の木阿弥化せんするのみか、今度は不良

貿易商等と結託して〈第三国経由〉と云ふ新手を考へ出し、折角の数量協定を有名無実化せんとする危険濃厚となつた」⁽⁴⁴⁾とする指摘からもうかがうことができる。こうして朝鮮電球業界は、協定期間の終了とともに内地規制からの回避を指向しつつ、再び輸出圧力を強めるに至つたのである。

以上みられるように、内鮮協定成立後における内地と朝鮮との関係は、必ずしも協動的に推移したわけではなく、両者の対立は協定終了後（36年半ば以降）に再び問題化する可能性を内包していたといえる。そして実際にもそれは、36年度の内鮮数量割当をめぐる過程で表面化することになったのである。

いまその過程を概観するならば、まず本国では、36年度割当協定の締結に関して、36年5月19日と22日商工省が中心となり外務、拓務の両省、および電工連、日本電球輸組、対英電球輸組による官民協議会が開催された。その結果、内地側で原案をまとめ、まずそれを商工事務官が渡鮮して朝鮮側の理解を求めた後、東京で朝鮮側と改めて協議を行うこととなった。こうして同年8月に内鮮協議会が開催されたが、結局、内地案に対する朝鮮側の妥協が得られず協議会は決裂に終わったのである。

そこで総督府殖産局は、現地同業組合に対して自己の案を提示して内地との調停に乗り出した。同案によれば、朝鮮への割当は、家庭球5%、自動車球10%、上記以外（豆球、その他変形球など）20%であった⁽⁴⁵⁾。ちなみに35年度の対英協定を36年度も継承すると仮定して、半年間の朝鮮割当量を試算した場合、家庭球と自動車球は計38.8万個、豆球とその他変形球は計239万個となる。

つまり総督府案の割当は、前年度後半期のそれ（それぞれ30万個、150万個）を3~6割程度上回る、その意味で朝鮮電球工業にとって有利なものであったといえることができる。にもかかわらず朝鮮業界は、「何等内地の統制に拘束せらるゝ処なし」⁽⁴⁶⁾との意向から、総督府の調停案といえども同意するに至らず、ついに新たな内鮮協定は成立をみることはなかったのである。

4. 日英協定の更新と第2次内鮮間協定の成立

こうして36年度の対英輸出は、内鮮間の調整がつかない状態のまま推移した。その結果、表6-14にみられるように、当該年度に朝鮮を含めて英国市場へと流入した日本製電球が、日英間の協定枠を大幅に超過するという事態が生じたのである。特に注目されるのは、豆

表 6 - 14 1936年度における対英輸出実績および協定超過率

(単位：千個・%)

	協定数(A)	輸出実績(B)	B-A	超過率
家庭球	4,300	4,500	200	5
自動車球	5,600	6,778	1,178	21
豆球	22,800	38,639	15,839	69
変形球	1,100	3,130	2,030	185
合計	33,800	53,047	19,247	57

(資料) 外務省通商局『昭和十二年度執務報告』1937年12月号より作成

- (注) 1) 協定期間：1936年4月～37年3月
 2) 超過率 (%)：(B-A)/Aとして算出
 3) 輸出実績は英国側調査によるもので、日本本国と朝鮮との双方を含むと推定される

球および変形球における輸出超過であろう。

この点に関連して表6-15は、1936年(1~12月)における朝鮮輸出電球同業組合の品種別輸出高および構成比をみたものである。みられるように数量・金額両ベースでも、朝鮮電球輸出の圧倒的多数は、豆球・変形球を中心とした小型球であった。したがって、36年における朝鮮の対英輸出増は、これらの製品によってもたらされたとみなすことができる。そしてそれが、上述の豆球および変形球における著しい対英輸出超過の主たる要因となったと考えることができよう。

当然のことながら以上の事態は、37年3月以降の日英関係に深刻な影響を及ぼすことになった。すなわち、上記の大幅超過=協定違反という事態を受けて、「本協定[日英協定]ノ更新ニ英国製造家カ絶対反対ヲ有スル」に至り、日英協定の更新が困難な状態に陥ったからである⁽⁴⁷⁾。そこでこうした事態に対処する必要から、電工連は、対英輸出の存続・維持の観点から、改めて内鮮協定の締結を含めた内鮮一貫統制の強化を商工省に要請した。そしてこれを契機として、商工省も、両者の調整に積極的に乗り出すことになり、担当官を朝鮮に派遣して総督府との協議が開始されることになったのである⁽⁴⁸⁾。

こうして、37年5月26日以降、内鮮官民協議会が朝鮮において開催されるに至る。その場合、『釜山商工会議所月報』の指摘によれば、対英輸出割当比率をめぐる、朝鮮業界側は30%の割当を要求したとされる。これに対して商工省側は、前回協定時の割当比率をさらに下回る5%を朝鮮に割当ての方針であり、両者の相違は著しいものであったことがうかがえる⁽⁴⁹⁾。

そこで協議決裂を回避する目的から、東京輸出電球工業組合理事長より家庭球7%、自動車球3%、豆球21%とする妥協案(檜府案)が提示されるに至った⁽⁵⁰⁾。そして同案をもとに、商工省、朝鮮総督府両代表による斡旋の結果、37年6月1日、表6-16を主な内容とする37年度内鮮協定が成立したわけである。そこで本節の最後に、本協定に表れた内鮮間調整の特徴を検討することにしたい。

まず第一に、輸出総計にしめる朝鮮のシェアが注目される。その値(17.9%)は、上述のように当初、朝鮮側が要求した30%に比べると約12ポイントの削減であり、逆に5%を主張していた内地側からすれば約13ポイントの譲歩を意味していた。つまり全体としては、両主張のほぼ中間において妥協が成立したといえることができる。

もっとも第二として、品種別にみた場合、自動車球の対朝鮮割当は、前述の総督府案(10%)および35年度時の割当(6%)と比べて低く抑えられた。その理由は明確ではないが、

表 6 - 15 1936年度における品種別朝鮮電球輸出

(単位：個・円・%)

品種	数量	構成比	金額	構成比
家庭球	550,331	2.0	40,919	12.7
自動車球	420,000	1.5	12,340	3.8
豆球	23,149,780	83.0	207,782	64.7
変形球	3,776,780	13.5	59,998	18.7
総計	27,896,891	100.0	321,039	100.0

(資料) 『朝鮮工業協会会報』44号, 1937年より作成

- (注) 1) 期間：1936年1～12月
 2) 朝鮮電球製造同業組合調査による同組合輸出額
 3) 変形球にはトンガリ球を含む

表 6 - 16 内地・朝鮮の対英輸出割当数量協定（第二次）の概要

(単位：万個，%)

	日英協定数量		うち朝鮮割当量		
	A	B	C	D	C/A
家庭球	430	380.5	30.1	26.6	7.0
自動車球	560	490.0	16.8	15.0	3.0
豆球	2,280	1,751.5	478.8	367.8	21.0
その他	110	84.6	3.3	2.5	3.0
クリスマスセット	100	—	22	—	22.0
総計	5,180	2,706.6	925.0	411.9	17.9

(資料) 1) 『東京輸出電球工業組合史』1943年
 2) 『釜山商工会議所月報』第146号
 3) 『京城日報』1937年6月12日
 より作成

(注) 1) 協定期間：1937年3月～38年2月
 2) A：36年度の協定数，C：内鮮協定に基づく割当数
 3) B・D：36年度における協定超過数を
 ア) 家庭球、自動車球に関しては以後2年間にわたり
 イ) 豆球、その他球に関しては以後3年間にわたり
 それぞれ移譲分配した場合の割当数量
 4) クリスマスセットは協定数量のうちに含まれていないことから
 36年度実績に基づいた割当比率（単位：万組）
 5) 総計：クリスマスセット分は球に換算してうえで算出した数量

ここでは本国側の事情として、以下の点に注目することが重要であろう。

まず内地にとって、英国がアメリカとともに重要な輸出市場であったことは、すでに第1節で指摘した。なおその場合、協定締結の前提となる1935～36年における本国の対英電球輸出の動向に注目すれば、表6-17にみられるように、自動車球は35年から36年にかけて約4倍と他品種に比べて相対的に高い伸びを示し、その結果、輸出総額にしめる比重も5%台から11%へと急増していた。そしてその結果、36年には英国が、米国他を凌駕してトップの座をしめる最重要の市場となっていたことがわかる。つまりこうした動向を背景に、内地では、最も成長が望める当該品種における朝鮮への割当を抑制し、自己の対英輸出を確保したものと考えることができよう。

他方、第三として、朝鮮電球輸出の主力（数量ベースで全体の約8割：前掲表6-15参照）をなした豆球の割当では、朝鮮側への割当枠の増大が認められた形となっていた。この点、当時の資料も「朝鮮側代表も豆球の二割一分は内地側案外の大譲歩たるは認めた」⁽⁵¹⁾と指摘しているが、実際にも37年度協定で得た朝鮮側の割当は、前述の総督府案（20%）をさらに上回る水準であり、また先の35年度割当と比べても約6割増となる大幅なものであったのである。

さらに第四として、家庭球の朝鮮への割当に関しても、総督府案（5%）および35年度時の割当（6%）と比べ若干ながら増大しており、小型球とともに中大型球分野での朝鮮対英輸出の発展が織り込まれる形となっていた点も看過できない。

以上要するに、新たに成立した内鮮間協定において朝鮮側は、内地にとっての対英戦略品ともいえる自動車球で割当を抑制されたものの、自己の主力製品ならびに今後新たに発展が見込まれる製品では有利な成果を獲得した。その意味で、新たな協定は、それにより朝鮮の対英輸出を大幅に抑制しようとした内地側の当初の意向を、必ずしも実現するものとはいえなかった。むしろそれは、朝鮮輸出電球工業の発展を改めて追認することになったと考えることができるのである。

小括

そこで最後に、第5章の検討結果をも踏まえつつ、本章で得られた要点を簡単に整理して小括としたい。

表6-17 日本本国の対英電球輸出の推移：1935～36年

(単位：1,000個・%)

年次		1935年			1936年		
		数量	構成比	順位	数量	構成比	順位
豆 電 球	装飾用	6,074	44.0	②	9,557	33.4	②
	自動車球	767	5.6	④	3,170	11.1	①
	その他	6,250	45.3	④	13,583	47.5	③
そ の 他	32燭光以下	248	1.8	⑬	883	3.1	⑦
	100燭光以下	390	2.8	⑦	1,317	4.6	③
	その他	62	0.4	④	109	0.4	②
合計		13,791	100.0		28,619	100.0	

(資料) 『日本外国貿易年表』1935年・1936年版より作成

まず日本の電球工業にとって対英輸出は、当時対米輸出とならぶ重要な地位を占めていた。それゆえ英国における自国産業保護を目的とした対日輸入制限圧力の拡大は、きわめて深刻な問題であった。したがって、こうした状況下で交わされた日英間の数量協定は、日本側の自主規制により輸出制限の拡充を阻止し、これまでの輸出水準を維持・確保するための“防衛”的な措置であったといえる。

ところが日本国内の業者が自主的にイギリスへの輸出を規制する他方で、そうした国内統制の回避を意図して植民地朝鮮に進出し、電球の生産ならびに輸出を行う者が急増した。そしてそのことが、日英協定量を大幅に超過させる主要因となって問題化するに至る。

つまりこの問題は、日英間の輸出協定を維持するにあたって、単に両者のみの協議によってそれが可能となるものではなかったことを示唆するものとして重要である。言い換えれば、内地・朝鮮間における輸出調整の実現を不可欠の前提としてはじめて、両国間の協定が実効力をもつという連関がそこには存在していた。しかも内地・朝鮮間での調整は、以上の日英関係の安定化のみならず、第4章で注目した問屋と下請メーカー間の交渉を進展させるうえでも重要な意味をもっていた。

こうしたことから、内地・朝鮮間での調整が繰り返し試みられるが、その過程で本国側は植民地側に一定の譲歩をせざるをえなかった。つまり本国側は、植民地の工業的發展あるいは企業活動を一定程度追認することになっていたのである。

なお以上の過程において総督府は、重産法とともに工組法の適用除外を内地に対する朝鮮の利点とすることによって、内地資本の導入を意図した。そして電球工業での統制をめぐっても、朝鮮と内地との一元的統制に反対のスタンスをとったことを確認することができる。つまり経由輸出は厳しく取り締まるが、セメントの場合と同様、工業化を担う現地企業の生産・輸出活動は保護・容認したのである。

したがって以上本章でみてきた諸点は、第5章の事例研究で得られた結論を、中小工業分野において再確認し、豊富化するものであるということができよう。

【注：第6章】

- (1) 『釜山商工会議所月報』145号、1937年、31頁。
- (2) なお、表6-1の対英輸出比率は価額ベースによるものであるが、これを数量ベースでみた場合には、はやくも1930年に20%を超えている。
- (3) 国際電球カルテルは、1925年にアメリカ、イギリス、オランダ、フランスなど18ヶ国の主要電球会社27社によって結成された（東電電球株式会社社内資料『日本電球の進出と世界電球カルテル』1933年）。
- (4) 『海外経済事情』14号、1936年、80頁。
- (5) 『日本電球工業組合連合会沿革史』1943年、210頁。
- (6) 以下の事実経過ならびに引用に関して、特に注記しない場合は、主として外務省「英国向本邦輸出統制」（内部資料、制作年不詳）に依拠する。ただし引用文中の括弧内は平沢による。
- (7) 『日刊工業新聞』1934年6月19日。
- (8) 本組合設立当初の組合員は、東京14、大阪2、横浜12、名古屋1、神戸7の計36で、東京方面はほとんどが東京輸出電球工業組合員であった（『東京輸出電球工業組合史』1943年、84～85頁）。
- (9) なお表6-9において、日本案では日本の輸出統計が、また最終協定では英国側のそれが利用された。その場合、前掲表6-6にみられるように、家庭球、変形球は英国統計に比べ日本側のそれが常に大きく上回っていた。これに対して自動車球と豆球は、その逆であった。こうした相違が、家庭球、変形球において日本案と最終協定数量との乖離をより高める一因ともなっていた。
- (10) 『日刊工業新聞』1934年6月20日。
- (11) 日本電球工業会『日本電球工業史』1963年、108頁。また別の指摘では、34年5月時点ですでに1年分の協定数を輸出しつくしたとされている（『日刊工業新聞』1935年6月24日）。
- (12) 前掲「英国向本邦輸出統制」265～266頁。
- (13) 関税諮問委員会が答申した税率は、『日刊工業新聞』1934年11月18日に掲載されているが、その税率は、「非常に高率にして殆ど禁止税に等しきものなれば一旦実

施されるに於ては折角開拓せる本邦品の販路も杜絶さるるの恐れある」とされている。さらに『日刊工業新聞』1935年3月23日では、こうした措置の結果、「結局対英向は家庭球、自動車球に限られる模様とされて来た」と報じている。

- (14) 以上、前掲「英国向本邦輸出統制」267～268頁。
- (15) 前掲「英国向本邦輸出統制」272頁。
- (16) この点、例えば「昭和九年度末期より朝鮮移出が続き、全面的抜売が流行して来た」（『関東電球製造工業組合発達史』1939年、201頁）と指摘されている。
- (17) 1933年、34年に関しては『京城日報』1935年12月18日、35年は工業組合中央会『工業組合』1935年10月号、66頁による。
- (18) ただし現地品、内地品それぞれにしめる対英輸出のシェアに関しては、残念ながら不明であり、朝鮮経由品のどの程度が対英輸出であったかに関しては明らかではない。
- (19) 対英輸出組合の統制規定に関しては、前掲『日本電球工業史』108頁を参照。
- (20) 『日刊工業新聞』1935年2月21日。
- (21) 『中外商業新報』1935年6月12日。
- (22) 前掲『東京輸出電球工業組合史』215頁。
- (23) 前掲「英国向本邦輸出統制」272頁。
- (24) 以上は、主として『日刊工業新聞』1935年6月7日、『工業情報』第26号、1935年6月24日、『中外商業新報』1935年6月30日による。
- (25) かかる措置に関しては、『日刊工業新聞』1935年2月28日、同 6月2日による。
- (26) 『日刊工業新聞』1935年6月16日。
- (27) 以上は、『日刊工業新聞』1935年5月16日および同、6月14日による。
- (28) 「朝鮮に於ける対英電球輸出統制協約並に電球工業実情視察等に関する件報告」（『東京輸出電球工業組合史』所収）による。
- (29) 以上に関しては、同上報告書の「渡鮮日程」による。
- (30) 『京城日報』1935年9月6日。
- (31) 『中外商業新報』1935年9月17日。
- (32) 以上、「協定覚書」（『日本電球工業組合連合会沿革史』219～212頁）による。また同「細目」では、輸出電球の検査に関して、内鮮両地域が適切な施設をなし、品質の向上をはかることなどが規定されていた。

- (33) 『京城日報』1935年9月6日。
- (34) 同上。加えて、内地による朝鮮産品の一手買取に関しても、その価格は内地工業組合の協定値段とされており、価格決定が内地側の意向により一方的に左右されることを朝鮮側は問題視していた。
- (35)～(36) 岡信侠助「内地と外地との産業貿易統制に就て」、『朝鮮工業協会会報』第29号、1935年7月による。なお、傍点は引用者による。
- (37) 『東洋経済新報』1936年10月10日、70頁。
- (38) 前掲「内地と外地との産業貿易統制に就て」。なお、傍点は引用者による。
- (39) 『中外商業新報』1935年9月17日。
- (40) 以上、引用は、『京城日報』1935年9月6日による。なお『日本電球工業史』では、内鮮間の調整に関して、朝鮮総督府側は当初、相当強硬な態度であったと指摘している（同書、110頁）。
- (41) 以上引用は、日本経済連盟会『我国貿易統制ニ関スル関係当業者ノ意見竝ニ参考資料』1936年11月による。
- (42)～(43) 『日刊工業新聞』1935年9月19日。
- (44) 前掲『東京輸出電球工業組合史』218～219頁（括弧内は引用者）。なお、ここでいわれる“第三国経由”とは、朝鮮から英国以外の第三国・地域を経由した形の対英輸出をさすものと思われる。
- (45) 朝鮮総督府「対英輸出電球統制ニ関スル件」（『東京輸出電球工業組合史』所収）。
- (46) 『東京輸出電球工業組合史』225頁。
- (47) 外務省通商局『昭和十二年度執務報告』1937年12月、431頁。
- (48) 『日刊工業新聞』1937年4月14日。
- (49) 以上、『釜山商工会議所月報』第145号、1937年5月、31頁。
- (50) 前掲『東京輸出電球工業組合史』227～229頁。なお同書によれば、この比率は、東京における有数の輸出問屋としての地位を占める榑府が、当時組合から割当てられていた数量のほとんど全部を朝鮮側に移譲するものであったとされている。
- (51) 同上、228頁。

総括

以上、本論文では、1930年代に経済統制がどのような過程を経て登場し、その展開過程でいかなる問題が惹起され、それに対してどのような動きがみられたのか、という点を中心に考察を進めてきた。

本稿の分析をもって30年代における統制の全容を明らかにしえたわけではもちろんないが、いま以上の検討結果を踏まえ、その基礎構造を総括するとした場合、以下の3点、すなわち

- (1)国内経済の安定化
- (2)植民地経済の変質・動揺
- (3)輸出相手国の保護主義化＝輸入規制

がキー・ファクターとなっていたと考えることができよう。

これら3点は、大恐慌を契機として生じた新たな要因であった。もちろん(3)の背後には、日本と同様に当該国の経済安定化があったことは改めて言うまでもない。そしてこうした新たな課題ないし変化に規定される形で統制経済が展開したといえる。そこで最後にその基本構造をまとめてむすびとしたい。

まず(1)関しては、それを実現するにあたり、大工業分野では員数主義を原則とするカルテル助成と、公益規定にもとづくカルテル行為の監視・規制を備えた重産法による組織化が展開された。それは各産業の特徴によって、以下の4つの類型に注目することができる。

- (AⅠ) 少数大企業が寡占を形成している業種での統制
- (AⅡ) 大手企業と中小規模経営とが併存している業種での統制
- (AⅢ) 供給サイドが主として中小規模経営であるのに対して需要サイドに強固なカルテルが存在する場合の統制
- (AⅣ) 反対に供給サイドに強固なカルテルが存在し、需要サイドが中小工業業種のである場合の統制

このうち類型(AⅠ)は、従来の“産業の自治”原則を一部修正してまでも政府の介入を認めざるをえなかった当該期の産業・企業の状況を理解するうえで重要な意味を有していた。

また類型(AⅡ)～(AⅣ)は、この組織化が単なる大企業助成にとどまらず、さらに必要な場合にはそれら企業の行動を規制しつつ業界の安定化をはかるといった特徴を示すものとして重要であった。

他方、工業組合法による中小工業統制を考えるうえでは、以下の3類型に注目することができよう。

(BⅠ) 中小経営のみで構成されている業種での統制

(BⅡ) 工業組合の外に大手企業が存在する場合の統制

(BⅢ) 問屋制がひろく普及し、組合運営が「加工問屋」によって主導されている業種での統制

とりわけ類型(BⅠ)に関しては、綿織物業での工業組合活動が、一方で重産法によるカルテル監視・規制と連携する形で支援されていた点が注目される。また類型(BⅡ)に関しては、工業組合の上部組織である連合会に大手企業の加盟を実現させる形で業界安定化がはかられた。さらに類型(BⅢ)については、下請側の組織化をはかりバーゲニング・パワーを付与する形で、それらの経営安定化とともに労働者の生活安定化がはかられた点が重要であった。

重産法と工組法とを根拠として、およそ以上のような特徴的構造をもちつつ統制が展開され、国内経済の安定化がはかられたといえることができる。

しかしながら、上記(2)との関連でみた場合、以上のような本国による統制の展開は、直ちに植民地をも安定化させるものではなかった。また逆に、本国側も植民地の動向を無視して国内統制、あるいは上記(3)の事態に対処するための輸出統制を展開するわけにはいかなかった。植民地の企業行動および統治主体＝総督府の政策スタンスが、両統制の実効力を保つ上で重要な鍵を握ることになっていたからである。

逆に植民地側からすれば、上記(2)の事態に対処するためには、本国の一元的統制に従うわけにはいかなかった。ここに30年代の統制経済は、本国の統制とは異なり、植民地側の事情とりわけ工業化を一定程度許容する形の二元的構造を形成することになったといえることができる。さらに言えば、上記(1)と(2)に対する現実的対処策として、二元的な統制構造を形成しつつ、その下で植民地工業化を追認するというのが、30年代日本統制経済における全体的な特徴をなしていたと総括することができると思われるのである。